日田市地域防災計画
（風水害編）

令和８年２月

日田市

風水害編　目次

第１部　総　則
第１章　計画の目的 ･･･ １
第１節　計画の目的
第２節　計画の性格と内容
第３節　計画の理念
第４節　計画の位置づけ
第５節　計画の修正
第６節　計画の周知

第２章　日田市の地勢及び気象 ･････････････････････････････････････ ５
第１節　地形及び地質
第２節　災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方
第３節　気候

第３章　日田市における災害とその特性 ･････････････････････････････ ８
第１節　豪雨災害
第２節　その他の気象災害等

第４章　被害の想定 ･･･ ９

第５章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 ･･････････････ １０
第１節　防災関係機関の処理すべき事務
第２節　住民の責務
第３節　日田市防災週間の制定

第２部　災害予防
第１章　災害予防の基本方針等 ･･････････････････････････････････････ １２
第１節　災害予防の基本的な考え方
第２節　災害予防の体系

第２章　災害に強いまちづくり ･･････････････････････････････････････ １４
第１節　被害の未然防止事業
第２節　災害危険区域の対策
第３節　防災施設の災害予防管理
第４節　都市・地域の防災環境整備
第５節　建築物の災害予防
第６節　農林水産物の災害予防
第７節　防災調査研究の推進

第３章　災害に強い人づくり ･･････････････････････････････････････ ２５
第１節　自主防災組織の活性化
第２節　防災訓練
第３節　防災教育
第４節　消防団及びボランティアの育成、強化
第５節　要配慮者の安全確保

第６節　避難行動要支援者の避難支援対策
第７節　帰宅困難者の安全確保
第８節　地域ごとの個別計画の策定
第９節　市民運動道の展開

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 ･････････････････ ４５
第１節　初動体制の強化
第２節　活動体制の確立
第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
第４節　救援物資の備蓄

第３部　災害応急対策
第１章　情報の収集・連絡及び通信の確保 ･････････････････････････････ ５７
第１節　災害情報の収集・連絡計画
第２節　情報の収集・連絡
第３節　被害規模早期把握のための活動
第４節　市民へ連絡
第５節　通信手段の確保計画

第２章　活動体制の確立 ･･･ ７７
第１節　応急対策の実施体制
第２節　災害対策本部等の設置
第３節　防災関係機関との連携計画

第３章　救助・救急及び医療活動 ･････････････････････････････････････ １１７
第１節　救助・救急活動計画
第２節　医療活動計画

第４章　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動 ･････････････････ １２８
第１節　交通の確保活動計画
第２節　緊急輸送活動計画

第５章　被災者への的確な情報伝達活動 ･･････････････････････････････ １３８
第１節　被災者への情報伝達活動計画
第２節　市民等からの照会に対する対応計画

第６章　避難収容活動 ･･･ １４６
第１節　避難誘導計画
第２節　避難所計画
第３節　応急住宅対策計画
第４節　要配慮者への配慮計画
第５節　外国人支援対策

第７章　帰宅困難者対策 ･･･ １６８
第１節　施設、設備の応急復旧活動計画

第８章　食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 ･････････････････ １６９
第１節　応急物資等の調達・搬送活動
第２節　食料の供給計画
第３節　飲料水の供給計画
第４節　生活必需品の供給計画

第９章　自発的支援の受入れ ･･･ １８５
第１節　災害義援金募集配分計画
第２節　災害ボランティア受入れ計画

第１０章　遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動 ･････････････ １９１
第１節　遺体対応計画
第２節　感染症対策活動計画
第３節　清掃計画
第４節　保健衛生計画

第１１章　社会秩序の維持・物資の安定供給 ･････････････････････････ ２０８
第１節　社会秩序の維持計画
第２節　物価の安定・物資の安定供給計画

第１２章　施設・設備及びライフラインの応急復旧活動 ･････････････････ ２１０
第１節　施設、設備の応急復旧活動計画
第２節　ライフライン応急復旧活動計画

第１３章　二次災害の防止活動 ･･････････････････････････････････････ ２２０
第１節　土砂災害対策計画
第２節　農林業施設等災害対策計画

第１４章　応急教育対策活動 ･･･ ２２５

第４部　災害復旧・復興
第１章　災害復旧・復興方針 ･･･ ２３１

第２章　公共土木施設等の災害復旧 ･･････････････････････････････････ ２３２

第３章　被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援 ･･････････････････････ ２３３
第１節　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要 ･･････････････････････････ ２３５
第１節　経済・生活面の支援
第２節　住まいの確保・再建のための支援
第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援

第５章　激甚災害の指定 ･･･ ２６３
第１節　激甚災害指定の手続き
第２節　特別財政援助

第１部　総　則

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大分県地域防災計画との整合性を取りながら、日田市における防災活動体制の整備確立を図るとともに、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、もって防災活動の効果的な実施を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第２節　計画の性格と内容

この計画は、前線や台風等に伴う大雨や風水害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び日田市並びにその他の防災関係機関（資料総則1－5）は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

1　日田市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
2　防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
3　情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生、その他災害応急措置事項
4　災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
5　災害復旧に関する事項
6　その他防災に関し必要な事項

※　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関とは県が指定（資料総則－3～5）

第３節　計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標(理念)を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

□市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進
・災害に強いまちづくり
・災害に強い人づくり
・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

□迅速かつ的確な災害応急対策の実施
・活動体制の確立
・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
・被災者の保護及び救援のための活動の展開
・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進

□速やかな復旧
・復興の推進

第４節　計画の位置づけ

災害対策基本法

国土や国民を災害から守るため、公共機関が必要な体制を整備し、責任の所在や必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的な防災行政の整備・推進を図る。
　震災（地震）、風水害、火山災害、海上災害、雪害や人為的災害である原子力災害、鉄道災害、事故災害（航空機災害など）に適用される。

防災基本計画（災害対策基本法第34条）

・中央防災会議（内閣府に設置、会長：内閣総理大臣）が作成
・災害及び災害防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を勘案して、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正しなければならない。

大分県地域防災計画（災害対策基本法第40条、防災基本計画）

・大分県防災会議が防災基本計画に基づいて作成し、毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正しなければならない。
・県民の生命、身体及び財産を災害から保護することが目的

風水害等対策編
○豪雨災害・台風
○その他の気象災害
（雪害、風害、火山噴火災害、干害）
○火山災害

地震・津波対策編
○地震による災害
○津波による災害

事故等災害対策編
○海上災害対策
○航空機災害対策
○鉄道災害対策
○道路災害対策
○その他の災害対策
○放射性物質事故対策
○危険物等災害対策
○大規模な火災対策
○林野火災対策

日田市地域防災計画（災害対策基本法第42条、防災基本計画）

風水害等対策編
○豪雨災害・台風
○その他の災害及びその他の事故災害については、大分県地域防災計画を適用

地震・津波対策編
○地震による災害

修正の原因	国	県	日田市
阪神淡路大震災（H7.1）を踏まえたもの	H7.7	H8.3	―
JR福知山線脱線事故（H17.4）を踏まえたもの	H17.7	H19.6	―
東日本大震災（H23.3）を踏まえたもの	H23.12 H24.3地震津波想定を見直し	H23.12素案作成 H24.3修正	H24以降、県の修正に基づき随時修正を実施

第５節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときは、修正を加えるものとする。

第６節　計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

【参考】災害発生時等の基本的な行動

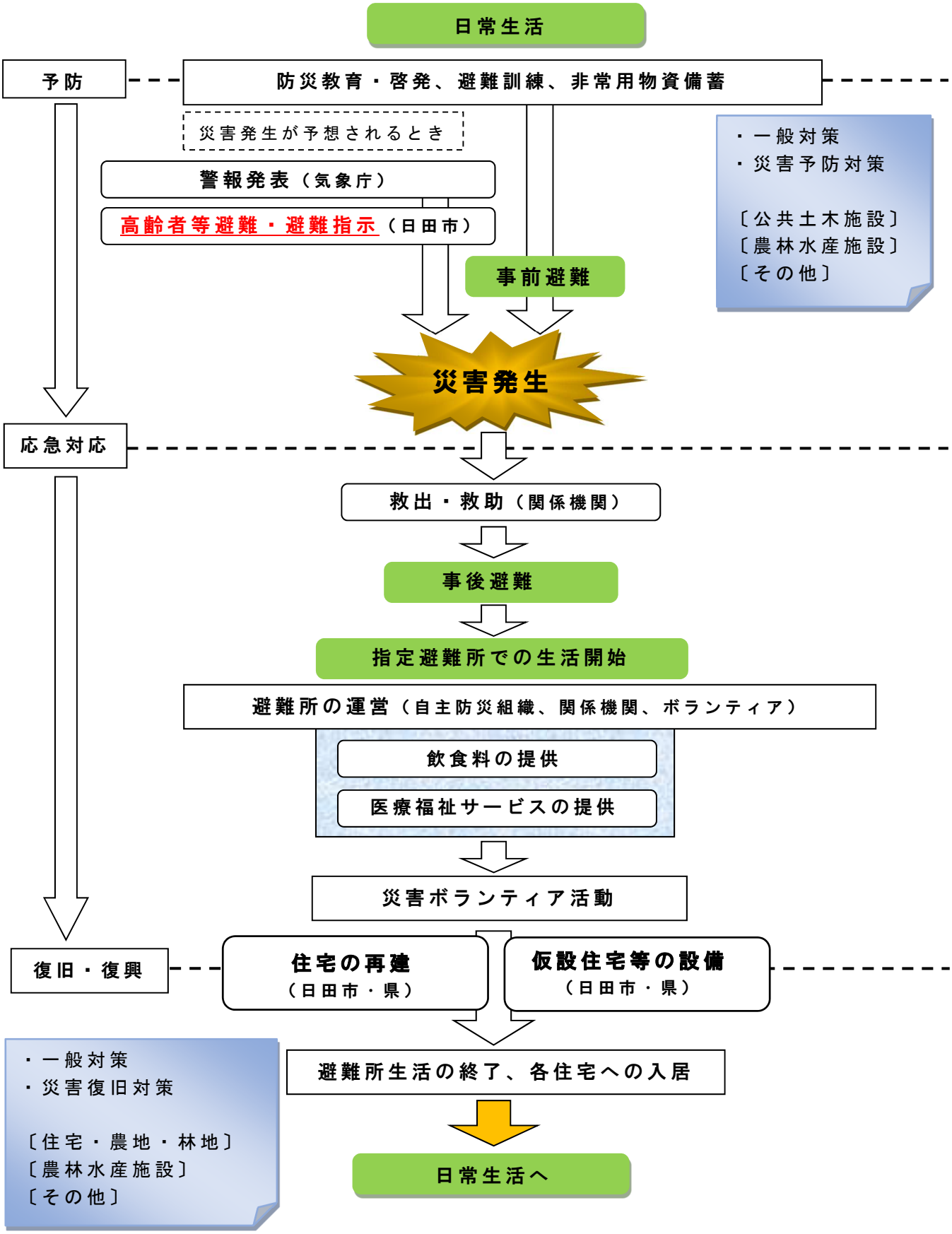

第２章　日田市の地勢及び気象

第１節　地形及び地質

日田市は大分県の西部に位置し、福岡・熊本県と境をなし、東は九重山系、北は英彦山系、南は阿蘇山系、西は耳納山系に四方を囲まれた盆地地形である。

○日田市内における極所の経緯度

方　位	地　名	経　緯	方　位	地　名	経　緯
東	天瀬町 （一手野）	131°　05′　26	南	上津江町 （南雉谷）	33°　01′　23
西	前津江町 （柚木）	130°　49′　29	北	岳滅鬼山	33°　27′　28

○日田市の面積，広ぼう，海抜及び周囲

面　積	広ぼう		海　抜		周　囲
	東　西	南　北	最高地	最低地	
666.03ｋ㎡	24.88ｋｍ 天瀬町 （一手野） ～ 前津江町 （柚木）	48.63ｋｍ 上津江町 （南雉谷） ～ 岳滅鬼山	1,231m 釈迦岳	38.0m 夜明関町	171.7ｋｍ

１　地　形

（1）　山　地

日田市内の山地は、釈迦ヶ岳、英彦山など高度1,200m程度の山峰で代表される。いずれも、主に新第三紀に形成された古い火山地域である。

（2）　平　地

日田市内の平地は、極めて少なく一番低い海抜80m～100m付近の盆地底部は、三隈平野があり、段丘より切り離された日隈・月隈・星隈の残丘がある。

（3）　河　川

日田市内の河川は、筑後川水系筑後川、大山川、玖珠川、花月川が代表される。

それぞれに合流する支川が多数存在しており全てが三隈川へ合流し、西流しながら筑紫平野を涵養して有明海に注いでいる。

２　地　質

北部をとりまく400～1,200mにおよぶ山は、古期溶岩台地と呼ばれ、高低の差はあっても、一様に筑紫溶岩系の安山小岩からなりたっている。東部は全面火山性の岩石で溶結凝灰岩が多く、南部では大半が第3・4世紀安山岩で形成されている。

第２節　災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

１　災害の素因と誘因

（1）　災害の素因（地盤環境）

○災害の素因とは、日田市の地形・地質、市民が生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業、林業から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

○基本的な視点の例

・地形、地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩盤が崩落する）、平地なのか山間地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。

・物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受

け、地すべりや土石流といった表層崩壊、深層崩壊の危険性がある地盤もある。

・水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

(2)　災害の誘因（地震環境）

○災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、日田市においては、地震を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす現象である。

2　災害に対する基本的な考え方

○日田市に起こりうる災害は、地形および地質等からして、その大半が集中豪雨等による低地の浸水や氾濫、土石流による被害等が多く、その他の災害では暴風雨等が想定される。これらの災害は、発生しやすい時期があり集中豪雨等の大雨は、６月から７月頃の梅雨期前後にかけて、暴風雨等では台風を伴う８月から９月にかけて多く発生している。また冬季には、大雪による雪害も発生が見られる。このような災害発生を踏まえ、日田市の地形・地質の特徴からみると、集中豪雨による河川の氾濫、冠水、溢水が多く、同時に崖くずれなどの土砂災害の発生も多く見受けられることから、防護壁設置や施設の改修などのハード面の充実を推進するとともに、ソフト面では市民一人ひとりの防災意識の高揚を図り、被害を最小限にとどめる減災対策の充実を図ることを災害に対する基本的な考えとするものである。

第３節　気　候

日田市は、地理的にほぼ九州の中央部に位置しているため、内陸型気候といわれている。周辺に中小河川が縦横に走っていることと、放射冷却や地形の影響で夜間急激に気温が下がることが多く、濃い霧の発生をみることが多い。内陸特有の性質から昼夜の気温差が大きく、また夏季は雷の発生が多い。梅雨時期は上空の湿った南西風の影響を受けて大雨となることが多く、線状降水帯が発生することもある。風は地形の影響で西の風が多く、風速は比較的弱い。年平均気温は15.8℃、年間降水量は1,876.3㎜（前津江町の椿ヶ鼻では3,264.1㎜）、年平均湿度は74％で比較的温暖多湿の気候といえる。

○気　温

日田市の気温変化は夏冬と昼夜の較差が大きく、内陸型気候を示している。

○湿　度

湿度は大きな変化はないが、やや多湿の傾向にある。

○降水量

年間降水量は平年で約1,900㎜、多い年では約2,741㎜に達する県内での多雨地域となっている。

【参考】

○気温と降水量【令和7年実績及び平年値（1991年～2020年）】

※ 気温は年平均、降水量は年合計

気温と降水量【実績及び平年値（1991年～2020年）】

	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均 年合計
気温	R 7	4.3	3.6	10.6	15.1	19.2	24.8	29.4	28.3	26.8	21.3	11.8	7.4	16.9
	平年値	4.2	5.6	9.2	14.5	19.4	23.0	26.8	27.4	23.6	17.6	11.6	6.1	15.8
降水量	R 7	18.0	45.0	131.0	47.5	228.0	371.0	32.5	423.0	74.0	43.5	11.5	26.0	1451.0
	平年値	64.6	81.4	122.9	128.1	150.0	352.1	376.9	189.1	178.7	87.4	81.5	63.6	1876.3

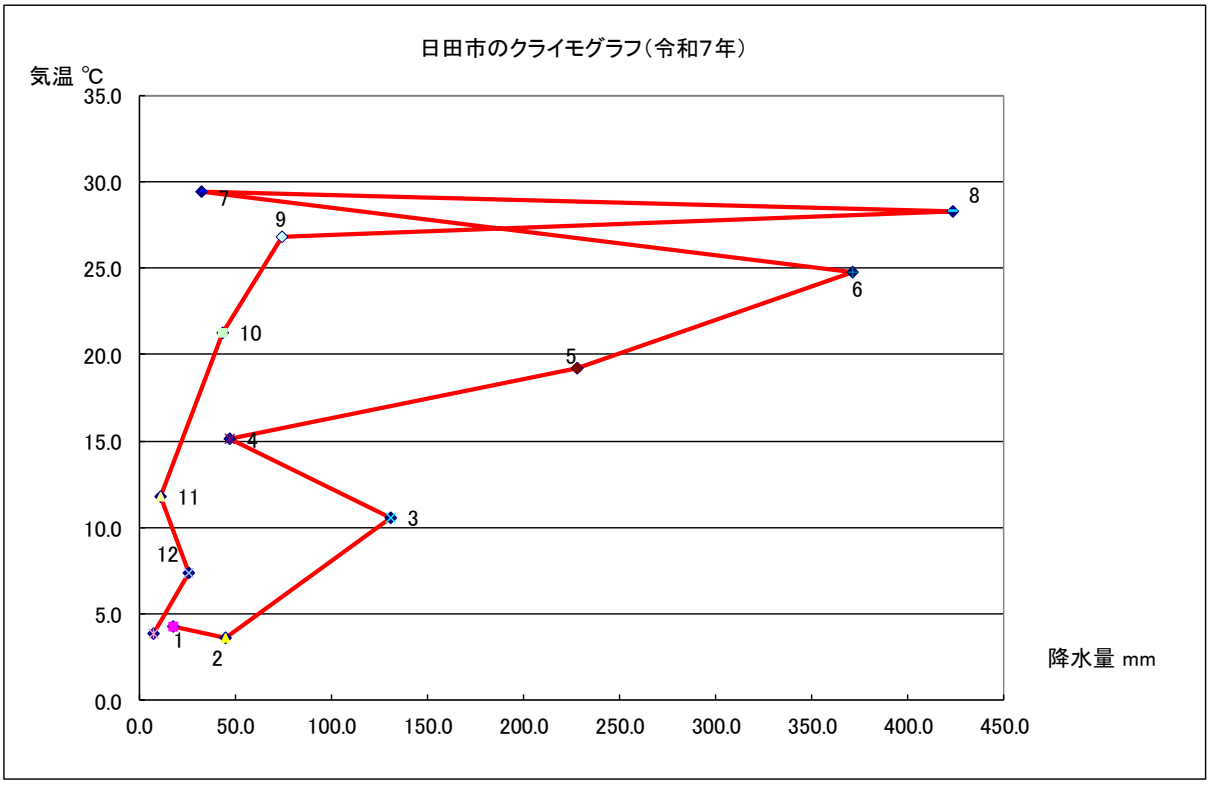

第３章　日田市における災害とその特性

第１節　豪雨災害

１　日田市の過去の災害の概要

日田市における過去の災害は、記録に残るものは昭和28年、54年、55年、60年、平成17年、24年、29年、令和2年、令和5年の集中豪雨及び平成13年の台風13号などがあげられ、なかでも昭和28年の大雨では、死者17人、り災者37,353人、その他住宅、田畑なども甚大な被害が発生したという記録が残されている。平成24年7月の九州北部豪雨では、3日、14日の2回に渡り、住宅の損壊や浸水に見舞われ、死者1人、負傷者1人、建物被害814棟（罹災証明発行数）、その他道路、耕地、林地なども大規模な被害を受けた。平成29年7月の九州北部豪雨では、大分県で初の大雨特別警報が出されるなど、猛烈な雨が半日続き、死者3人、負傷者4人、建物被害815棟、その他大規模な山腹崩壊や道路、耕地、林地などに被害を受けた。令和2年7月豪雨では、6日から8日にかけて24時間降水量が250mmを超え、日田市前津江町椿ヶ鼻では、24時間降水量497．0mmを観測し、死者1人、負傷者2人、建物被害343棟の被害が発生した。なかでも中津江村栃野地区では、大規模な土砂崩れが発生、下方に老人福祉施設があったが施設の早期避難計画の策定により人的被害はなかった。また、天瀬町湯山地区では、増水した玖珠川の水量により橋梁が崩落するとともに、温泉街一帯については、家屋の浸水、流失するといった被害を受けた。その他道路、耕地、林地などにも甚大な被害を受けた。更に、令和5年7月豪雨では、10日明け方から昼前にかけて線状降水帯が発生、福岡県や大分県に大雨特別警報が発表され、負傷者1人、建物被害150棟の被害が生じた、なかでも小野地区・大鶴地区では大規模な山腹崩壊や道路、耕地、林地などに甚大な被害を受けた。

２　災害の特性

日田市の災害の特性として、山岳地帯に囲まれた盆地という地形柄、災害の大半が集中豪雨等による低地の浸水や氾濫、土石流による被害が多く、その他の災害では暴風雨等という特性がある。

第２節　その他の気象災害等

その他の気象災害としてあげられるのが、雪害である。日田市の降雪期間は、一般的に12月～3月であり本市の四方を山に囲まれた地形を見るに雪による災害も発生する可能性はあると考えられる。過去に昭和６２年の大雪がある。

第４章　被害の想定

日田市においては、これまでの記録に残る豪雨災害のうち、死者17人という最も甚大な被害をもたらした昭和28年6月の大水害と、「これまでに経験したことのない雨が降っている。」と気象台が発表した、平成24年7月の豪雨災害時の記録に残る、1時間雨量81.0mm、48時間雨量521.0mmを本計画の想定雨量としつつ、近年多発する「記録的短時間大雨」「顕著な大雨に関する情報」なども考慮する。また、台風に伴う暴風雨についても、「日田市災害ハザードマップ」に示す浸水被害を豪雨災害の想定と位置づけ、あわせて土砂災害や幹線道路等の被災による地域あるいは集落の孤立も想定するものとする。なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報、気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までに「警戒段階」があり、この時期おいて必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動の実施を促進させる。

第５章　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　防災関係機関の処理すべき事務

１　市が処理すべき業務

(1)　市は市民の生命身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、次に掲げる業務を処理する。

ア　日田市防災会議に関すること
イ　災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること
ウ　気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること
エ　災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること
オ　被害状況の調査報告及び記録に関すること
カ　消防、水防、その他の応急措置に関すること
キ　居住者、滞在者、その他の者に対する避難指示等に関すること
ク　被災者の救難、救助、その他の保護に関すること
ケ　清掃、防疫、その他の保護に関すること
コ　所管施設及び設置の応急復旧に関すること
サ　防災に関する物資及び資材の備蓄に関すること
シ　防災思想の普及、自主防災組織の育成に関すること
ス　その他、防災に関し所掌すべきこと

(2)　市の教育委員会、その他の執行機関は、市長の掌握のもとにその所掌事務に係る防災事務を処理しなければならない。

２　公共的団体等が処理すべき事務

公共的団体、その他防災上重要な管理者が処理すべき防災業務の大綱は次のとおりである。

(1)　農業協同組合、森林組合、土地改良区等

ア　農林水産業関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること
イ　被災農林漁業者に対する融資又はその斡旋に関すること
ウ　共同利用施設の災害応急復旧対策及び復旧に関すること
エ　飼料、肥料、種苗等の確保又は斡旋に関すること
オ　溜池、灌漑用（排・取）水門等の管理に関すること

(2)　商工会議所等商工業関係団体

ア　商工業関係の被害調査及び融資斡旋等の協力に関すること
イ　救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保協力に関すること
ウ　災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること

(3)　病院等経営者

ア　避難施設の整備と避難訓練に関すること
イ　災害時における負傷者等の医療救護に関すること
ウ　災害時における収容患者の避難誘導に関すること

(4)　自治会・消防分団

ア　住家、非住家の被害調査及び応急対策の協力に関すること
イ　自主防災組織活動に関すること

(5)　学校法人等

ア　避難施設の整備と避難訓練に関すること
イ　被災時における避難及び心構え等の教育対策に関すること

(6)　建設業協会、砂利組合等

ア　災害時における応急復旧の協力に関すること
イ　応急復旧資材の確保

(7)　一般乗客・貨物等運送業者

災害時における自動車による被災者、救助物資等の輸送の協力に関すること

(8)　一般社団法人エルピーガス協会、石油商業組合

ア　災害時における危険物の保全措置、及び指導に関すること

イ　危険物関係施設に係る防災対策等の指導に関すること

第２節　住民の責務

日田市住民は、災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない。

第３節　日田市防災週間の制定

日田市防災週間制定要綱に基づき、「日田市防災週間」を制定する。防災週間の期間は毎年6月1日から7日までとし、日田市住民に市広報及びその他の広報手段を講じて広く周知を図る。

また、防災週間内において市内官公庁、学校、病院、各事業所、自主防災組織等による防災訓練等を実施するよう推進する。

第２部　災害予防

第１章　災害予防の基本方針等

第１節　災害予防の基本的な考え方

日田市において風水害等から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の３つに区分することができる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は災害防止のためのハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするための事前に措置するべきソフト対策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

１　災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも困難である。

そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制し、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

(1)　災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
(2)　防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
(3)　建築物の予防対策（災害に強い建築物の整備）
(4)　農林水産物の災害予防対策
(5)　防災調査研究（災害危険箇所等の調査）

２　災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。

主な内容は以下のとおりである。

(1)　自主防災組織の活性化
(2)　防災教育
(3)　防災訓練
(4)　消防団・ボランティアの育成・強化
(5)　高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
(6)　帰宅困難者の安全確保
(7)　地域ごとの避難計画の策定
(8)　市民運動の展開

３　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。

主な内容は以下のとおりである。

(1)　初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
(2)　活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
(3)　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
(4)　救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第２節　災害予防の体系

第２章～第４章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。

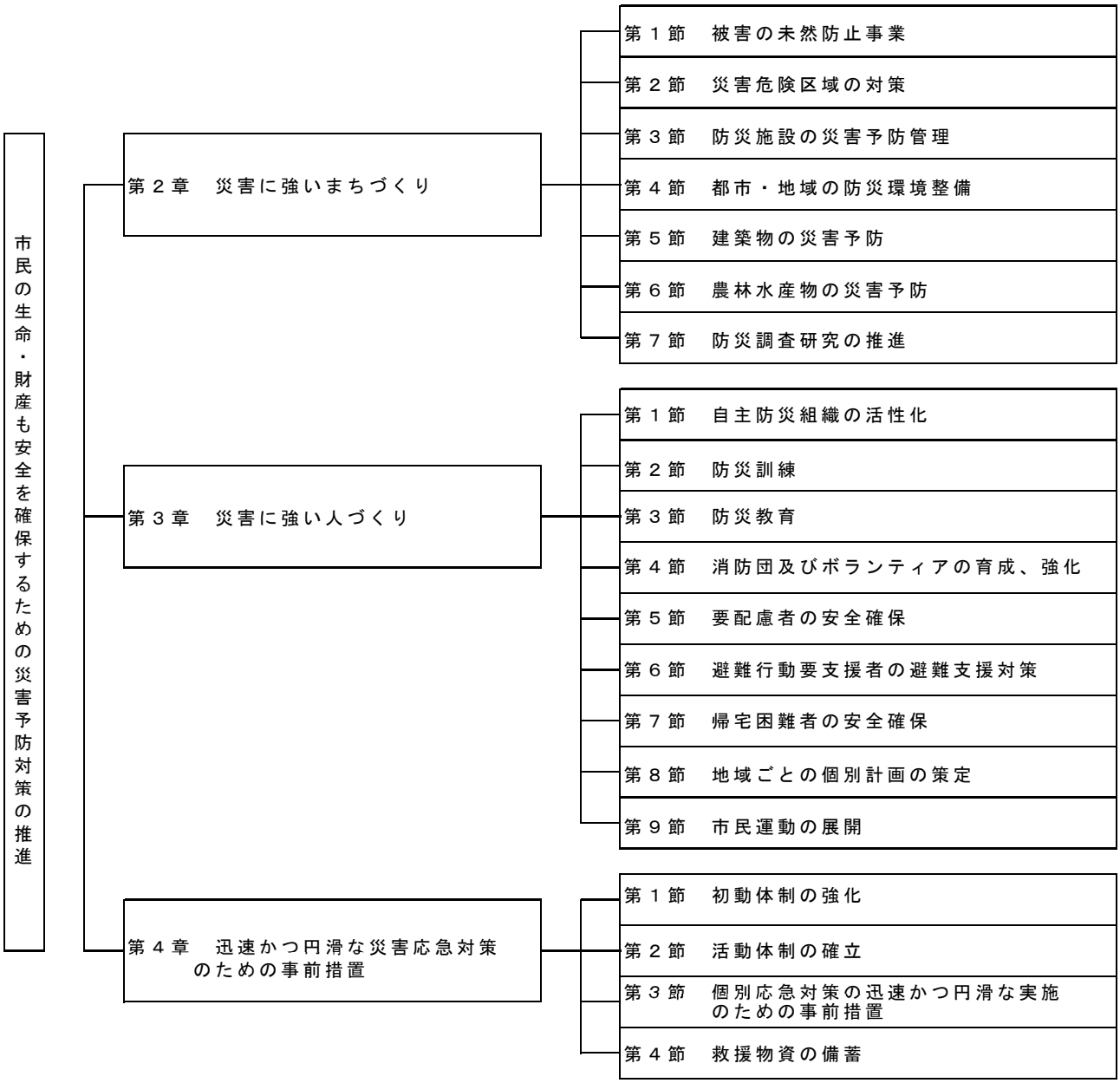

第２章　災害に強いまちづくり

【災害に強いまちづくりの基本的な考え方】

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路その他の公共施設の維持管理を適正に行うとともに、国、県と連携を図り治山事業、治水事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業その他の保全事業、都市の防災対策事業及び道路の災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、建築物の災害予防、農林水産物の災害予防及び防災研究の推進とあわせ、全体として、災害に強いまちづくりを目指す対策として位置付けられる。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。

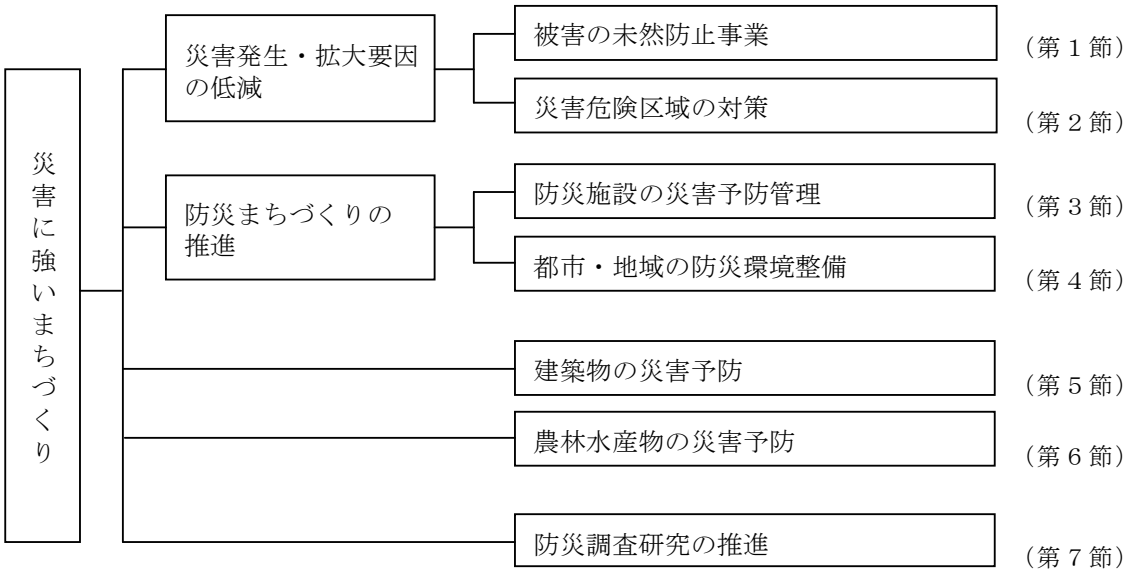

第１節　被害の未然防止事業

風水害等から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施する。

1　治山事業（林業振興課）

(1)　治山事業の現況

本市の森林面積は、55,027ha で全面積の約 83%を占め、うち民有保安林は 21,439ha でその 84%が水源かん養保安林、14%が土砂流出防備保安林などとなっている。このように森林の有する公益的機能の発揮を目的とした保安林が配備されている。また、山地災害危険地区は、令和７年３月末時点 1,239 箇所あり、山腹崩壊危険地区は 638 箇所、地すべり危険地区は 32 箇所、崩壊土砂流出危険地区は 569 箇所あり、治山事業は、これら山地災害危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に、国県と連携のもと事業を実施している。

(2)　治山事業の基本方針

本市は、地質、地形、気象条件から山崩れ、土石流等の土砂災害が毎年発生している。また、急速な開発は、森林とのかかわりを強め、都市化の進展による生活環境の悪化、水資源の不足を招くものと考えられる。このため、治山事業は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、健全で活力ある森林の維持・造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目指して、森林整備保全事業計画に基づき県で策定した治山事業実施方針（R6～R10）に沿って積極的に推進しているものであり、本市においても事業推進に対して全面的に協力する。

(3)　治山事業の実施

ア　山地治山

イ　水土保全治山

現在市内には、山地災害危険地区が 1,239 箇所存在するが、安全を図るため緊急性の高い箇所から国県との連携のもと、治山事業の各工種を集中的、効率的に配置し、災害防止に努める。

ウ　防災林造成

エ　保安林整備

市内に配備されている約 21,439ha の保安林の維持管理を中心に改良、保育事業を行う。

オ　その他

県の協力を仰ぎ、森林内の地すべり防止事業を実施するとともに、国の補助事業の採択にならない小規模なものを対象とする県単治山事業等の実施を推進する。

2　土砂災害防止事業（防災・危機管理課、土木課、都市整備課）

(1)　土砂災害防止事業の基本方針

日田市は、地形・地質・気候条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。日田市の土砂災害防止事業の状況等は、日田市地域防災計画「風水害等対策編」第２部第２章第１節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。土砂災害警戒区域等の総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害のおそれがある箇所や砂防指定河川を中心に施設整備の推進を図っているが、引き続き整備の促進に努め、地震に伴う災害防止対策を推進する。また、盛土等については、宅地造成及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の盛土等の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

(2)　土砂災害防止事業の実施（大分県が実施）

3　河川改修事業（土木課、都市整備課、関係機関）

(1)　河川の現況

本市の河川のうち河川法（昭和 39 年法律第 167 号）適用並びに準用河川は 32 を数える。特に、本市は、平坦部が少なくその面積の約 78%が山地であるため、各河川の支川はごく短距離で本流に合流しているものが多い。このため河川は急流で流域面積も比較的狭小で、山地部と平坦部との境附近においては急に勾配が穏やかになり、山地の急流部より流出された土砂礫を堆積し、年々河床は上昇している。最近は災害復旧や改修工事等により漸次改修されつつあるが、なお、未改修のため相当数の河川が出水時に危険な状態になっている。

(2)　河川事業の基本方針

河川の改修事業は、国、県と連携のもと水系ごとに一貫した事業計画と、これに関連を有する各種防災保全事業を十分に調整の上実施しなければその成果を発揮することはできないものであるので、特に治山、治水、砂防事業の他、ほ場整備事業や大規模プロジェクト等の各種事業との関連を保ちつつ改修事業を実施するものとする。

また、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、各種防災保全事業との連携に加え、流域に関するあらゆる関係者（国、県、市、企業、住民等）と協働し、流域全体で行う「流域治水」を推進するものとする。

(3)　各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、国、県と連携のもと直轄河川改修事業、広域河川改修事業、総合流域防災事業等について、河川改修整備計画を目標に実施するものとする。

4　砂防事業(土木課、関係機関)

(1)　砂防事業の現況

本市の土砂災害のおそれがある箇所は、土砂災害警戒区域 2,504 区域（うち、特別警戒区域 2,270 区域）（令和 7 年 12 月 31 日現在）と多く、県が行う土砂災害防止施設の整備は、災害発生箇所などの危険度の高い箇所や要配慮者関連施設、防災拠点といった人命を守る効果の高い箇所に重点を置いて進められていることから、県と市の連携を図る。

(2)　砂防事業の基本方針

山地は水源かん養機能を持つ反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、渓岸の侵食等の現象による土砂生産の根源でもある。これらのがけ崩れや、地すべり等に伴って発生する土石流の直撃による直接土砂災害や流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接土砂災害から市民の生命・財産及び生活環境、自然環境を守るため、国、県と連携のもと砂防施設及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。また、このようなハード対策とともに災害関連情報の提供、啓発活動といったソフト対策も積極的に推進する。

(3)　砂防事業の実施

ア　砂防事業

砂防事業は、国、県と連携のもと重要水系における土砂対策、山間集落及び都市周辺の土砂災害警戒区域等に重点をおいて、砂防えん堤工等の整備を行う。また、国・公立公園内や歴史的遺産を保存する地域においては、水と緑に配慮した砂防設備や自然景観にマッチした砂防設備の整備を行う。

イ　地すべり対策事業の実施

市内に分布する土砂災害警戒区域等について、国、県と連携のもと地質構造の状況を調査や地下水位の測定、地すべりの兆候などについて調査を行い、その結果に基づき、横ボーリング工や集水井戸等による地下水排水工、表面水路工、杭打工等の地すべり対策工事を実施する。

ウ　急傾斜地崩壊対策事業の実施

集中豪雨の際、崩壊を起こす危険が大きい土砂災害警戒区域等については、国、県と連携のもと主として擁壁工により崩壊を防止するとともに、崩壊誘因の地表及

び地下水を排除する等の防止工事を実施できるよう協議する。

エ　土石流又は、地すべり等により人的被害、家屋被害が発生した一定の地区について被害をもたらした同規模の土砂災害が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、関係機関と連携のもと一定期間内（３カ年）に緊急に施設整備を行えるよう協議して行く。

オ　総合流域防災事業

土砂災害対策の施設整備（砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、土砂災害情報相互通報システム整備、砂防基礎調査等）を関係機関に要望していく。

カ　災害関連緊急砂防事業

当該年度発生の風水害等により、水源地帯に崩壊が発生又は拡大し、生産された土砂及び流木が渓流に堆積し、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂災害を及ぼすおそれのある場合、緊急に実施するよう関係機関に要望を行う。

キ　災害関連緊急地すべり対策事業

当該年度発生の風水害等により、新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合、緊急に実施できるよう関係機関と協議する。

ク　災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

当該年度発生の風水害等により崩壊の発生した急傾斜地において、放置すれば次期降雨等により人命財産等に多大の被害を及ぼすおそれがある高さ１０ｍ以上、人家５戸以上の箇所について緊急に対策が実施できるよう関係機関と協議する。

ケ　砂防激甚災害対策特別緊急事業の実施

土石流等により激甚な土砂災害の発生した地域のうち、指定基準に該当する一連地区の荒廃渓流に対し再度災害を防止するため、一定計画に基づき、一定期間内に緊急に砂防えん堤等の砂防設備の整備を緊急に行ってもらえるよう関係機関と協議する。

5　道路整備事業(土木課、都市整備課、農業振興課、林業振興課、関係機関)

(1)　道路の状況

市内の道路は、令和４年３月31日現在、実延長1556.5kmで、うち国道109.1km、県道272.3kmを占め、その他は市道（1178.0km）等となっている。道路網については、東西に210号、386号、442号が横断、南北に国道211号、212号、387号が縦走しており、これらの国道と24本の県道を軸として構成されている。

(2)　道路整備事業の基本方針

道路は、市民にとって最も身近で基礎的な社会基盤であるとともに、災害時においては人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を有するものである。本市では、公共性や優先度の高い区間から順次、橋梁の耐震補強や、土砂災害・落石を防止するのり面対策、特定の集落に至る唯一の道路整備など主要な道路施策を計画しており、それに基づいて道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

(3)　道路整備事業の実施

ア　市道整備事業

市道整備については、地域住民の生産活動及び日常生活の便益を増大させ、かつ防災活動上主要な幹線道路から遂次整備を推進する。

イ　その他の道路の整備事業

農道、林道等の産業開発道路についても、それぞれの事業主体において、積極的に防災的な整備改良を実施する。

6　農地防災事業の促進(農業振興課)

(1)　農地防災事業の基本方針

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため、大分県が定める防災工事等推進計画に基づき整備を実施するものとする。

(2)　農地防災事業の実施

ア　防災ダムの整備事業

災害発生のおそれのある重ね池の整備

イ　ため池等整備事業の実施

災害発生のおそれのあるため池の整備

ウ　用排水施設等整備事業

災害発生のおそれのある用排水施設等の整備

エ　農地保全整備事業

農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備

オ　地域防災機能増進事業

地域の防災機能を増進させるために行う土地改良の整備

カ　地すべり対策事業

地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等

キ　防災重点農業用ため池緊急整備事業

防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップ等を活用した関係住民の安全確保

7　総合的な土砂災害対策(防災・危機管理課、土木課、農業振興課、林業振興課)

(1)　土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、国、県において「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行うよう国、県に働き掛けるとともに、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を関係機関と連携のもと推進する。

ア　砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進

イ　土砂災害警戒区域等の周知等

(ｱ)　市は、土砂災害防止法第７条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。

(ｲ)　市は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害のおそれがある箇所についてもその危険性を住民に周知する。

ウ　土砂災害警戒情報等の活用

(ｱ)　市は、土砂災害に関する情報を住民へ周知するとともに警戒避難体制の整備に活用する。

(ｲ)　市は、関係機関と密接な連絡、調整を図ったうえ、巡視点検中等に災害の前兆現象を発見した場合には、防災関係機関に速やかに連絡するなど、迅速な体制の確立に努める。

エ　情報の収集、伝達、防災意識の普及

市は日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について、地域住民に周知する。

(2)　関係機関相互の連絡、調整の実施

上記の諸施策を総合的かつ効果的に実施するため、市は、関係機関と十分な連絡、調整を図る。

第２節　災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1　災害危険区域の調査(農業振興課、林業振興課、都市整備課、土木課、建築住宅課)

市及び防災関係機関は、災害発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、洪水、地すべり、その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

市が把握すべき災害危険区域の内容は、以下のとおりである。

(1)　砂防指定地

砂防法第２条の規定により国土交通大臣の指定した土地であり、資料予防－1のとおりである。

(2)　急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域であり、資料予防－2のとおりである。

(3)　災害危険区域

建築基準法第 39 条第１項に規定する災害危険区域であり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第３条第１項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域であり、資料予防－3である。

(4)　地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づく指定区域であり、資料予防－2のとおりである。

(5)　保安林及び保安施設地区

森林法第 25 条及び第 41 条に基づく指定区域であり、本市では 22,770ha（水源かん養林 19,655ha、土砂流出防備 2,755ha、土砂崩壊防備 89ha、干害防備 151ha、健康 120ha）が指定されている。

(6)　水防上重点をおくべき区域

「水防計画」に定める重要水防区域、水防区域及び風倒木流出による水防区域であり、別冊日田市水防計画資料編のとおりである。

(7)　災害危険性が高い盛土

県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。またこれらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要となった場合には、県からの適切な助言や支援を要請するものとする。

(8)　その他災害危険予想箇所

山地災害危険地区等、その他災害危険予想箇所は、資料予防－ 4～9 のとおりである。

2　災害危険区域等の対策(農業振興課、林業振興課、土木課、建築住宅課)

(1)　災害危険区域の指定及び周知公表

市は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果を図示し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

(2)　事業の進捗の定期的点検

市は、各災害危険区域の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3)　警戒避難体制の整備等

市が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。

その際、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第３節　防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1　水害予防管理対策(土木課、農業振興課、林業振興課、関係機関)

(1)　河川施設の維持管理

堤防護岸は、出水期に備えて巡視点検を厳にし、決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所は、関係機関と連携のもと早期に本工事に着手するか維持修繕を行い、また、万一に備え土嚢袋、縄等の備蓄資材を確保しておく。

(2)　道路及び道路保護施設の維持管理

道路及び道路附属物は、それぞれの管理者において、常時良好な状態に保つよう維持管理、補修し一般交通に支障を及ぼさないよう努めるものとする。

(3)　鉄道保護施設の維持管理

橋りょう、トンネル、その他の構築物等については、それぞれの管理者において必要の都度保守検査を実施するほか、必要に応じて改良修繕工事を実施する。

ア　側溝の整備、清掃

イ　暗渠、水抜等の呑口、吐口等の埋没土砂の除去

(4)　通信保護施設の維持管理

通信保護施設の管理については。各関係機関において次の事項を考慮するものとする。

ア　維持補修要員の確保、専門技術職員の増員配置

イ　維持用物品（平常及び応急用）の確保

(5)　電力保護施設の維持管理

それぞれの発電設備の管理者において屋外機材の破損、流出の防止措置及び建造物の補強を図り、予備電源の点検整備、非常電源の確保、護岸洗掘の防止、防水壁、防水扉、角落とし等の設置による浸水の防止を図る。

(6)　洪水調節用ダムの維持管理

洪水調節の目的を有するダムの管理者は、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)のダムに関する特則のほか、当該ダムの操作規程等に従って操作管理を行うとともに、おおむね次の事項により整備点検を実施するものとする。

種　別	点検、手入箇所	点検、回数	点検内容
ダム 及び調整池	えん提	毎日随時	提体の異常の有無
			湧水及び漏水量の測定
	池周辺、上下流	随時	崩壊、洗掘、その他河川の状態
水門 及び捲上機	各部ボルト	3か月に1回以上	各部ボルトの弛緩の有無
	スピンドル、ワイヤー、その他	月 1 回以上	錆付、屈折、給油状況

(7)　農業用施設の維持管理

農道、ため池、頭首工及び水路の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、管理の徹底を図る。

ア　農道の維持補修

路面の陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、敷砂利の搬入、土留工等の補修を早急に行い、橋梁については、その老朽度を検討し、出水に対する弱点部を補強

する。

イ　ため池の維持補修

それぞれの管理者において、漏水しているため池はその補修を行い、余水吐は流木等にて洪水量排除が阻止されないよう清掃・修理を行う。また、水位計・監視カメラ等による遠隔監視を行うことでため池の管理・監視体制の強化を図るとともに、大雨が予想される場合は、かんがい用水の確保に留意しつつ、事前放流によりあらかじめ水位を低下させ、空き容量に雨水の一時的貯留をするように努める。

ウ　頭首工、水路の維持補修

それぞれの管理者において、頭首工は土砂吐、余水吐を常に点検し、機能を発揮できるよう清掃整備する。水路も同じく水路内の清掃を充分行い溢水に注意し、水路両側の法面崩壊の危険箇所には土留工等による補修を行う。

(8)　農地保全施設の維持管理

ダム、排水機、水門等の農地保全施設又は農業水利施設の維持管理は、その規模、受益形態等に応じて国、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について協議し、管理の徹底を図る。

(9)　砂防施設等の管理

「砂防法」により砂防指定地において行為の禁止、制限等を行い、また「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により地すべり防止区域内や急傾斜崩壊危険区域内においても、行為の制限等を行い、指定地内、区域内の砂防施設等の管理を関係機関と連携のもと行う。

第４節　都市・地域の防災環境整備

安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する

１　都市計画事業の実施（都市整備課、土木課、上下水道局、関係機関）

安全な都市環境の整備を促進するため、街路、都市公園、下水道等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　盛土等の災害予防対策（防災・危機管理課、都市整備課、建築住宅課、関係機関）

盛土等に伴う、災害の発生を防止するため必要な防災対策事業の実施について、県及び市は、一般的に行政指導を実施するとともに、宅地造成及び特定盛土規制法の適用を検討し、規制区域内における災害予防を促進する。

３　都市構造改善事業対策（都市整備課、土木課、上下水道局、関係機関）

既成市街地における総合的な防災診断等の実施を通じ、必要な都市構造の改善を図るため、都市計画事業を通じて、次の事項を推進する。

(1)　避難路の確保・整備

市街地内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

(2)　防災拠点の確保・整備

都市公園については、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう体系的に整備する。また、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する、道路、公園、広場等の都市基盤施設を確保・整備する。

(3)　防災空間の整備・拡大

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、国、県と連携のもと、砂

防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との事業の連携を行い、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図りつつ、土砂災害防止等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を図る。

4 所有者不明土地法に基づく措置の活用

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第５節　建築物の災害予防

一般建築物の他、学校、病院、工場等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1　一般建築物の不燃性・堅牢性の促進対策(建築住宅課)

建築物の不燃化及び堅牢化を図るため、建築の確認措置を通じて、これを積極的に指導するとともに、特に公用建築物については、不燃化及び堅牢化をさらに促進するよう助言するものとする。

2　特殊建物の防災環境の整備促進(建築住宅課、教育総務課、日田消防署)

学校、病院、工場等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境の整備を推進するものとする。

(1)　建築物の確認措置等による指導

建築物の維持保全と防災環境の整備指導については、建築の確認措置、建築基準法(昭和 25 年法律第 210 号)第 8 条及び第 12 条の運用とさらに消防査察の実施を通じ、次の事項を積極的に指導するものとする。なお、公用建築物については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 12 条の効果的な運用により、その整備を図るものとする。

ア　敷地等の衛生及び安全性の保持
イ　構造の安全性の確認
ウ　建築設備、附帯設備の完備

(2)　建築物の消防用設備の設置

建築物の消防用設備の設置については、建築に関する消防の同意措置を通じ、次の事項について積極的に指導を行うものとする。

ア　消防の用に供する設備の設置
イ　消防用水の確保と安全
ウ　消火活動上必要な設備の設置
エ　その他災害予防上必要な設備の設置

(3)　消防査察による指導

ア　火災発生危険の排除
イ　火災拡大危険の排除
ウ　自衛消防組織の確立
エ　消火設備の適正配置とその保全

(4)　防火管理面の確立指導

建築物における防火管理体制の確立指導については、当該建築物における管理規程や、消防計画の作成指導を通じて内部管理面からの災害予防を促進する。この場合の重点項目は、おおむね次のとおりとする。

ア　防火管理者、防火責任者、火元責任者の設置
イ　出火連絡、初期消火等自衛消防組織の整備
ウ　利用者の避難誘導体制の確立
エ　定員の管理の厳守
オ　利用者に対する建築物の内容、火気の取扱、危険物の所在、避難口、消火設備等の

配置位置の掲示又は周知

カ　電気設備、消火設備、警報設備、避難設備の自主的な点検整備

キ　従業者等に対する防災教育及び訓練

ク　消防機関との連絡

3　文化財の災害予防対策(文化財保護課)

(1)　文化財防災施設の設置促進

ア　建造物、有形文化財、有形民俗文化財、史跡内建造物に対し、次の事項の促進を指導する。

(ｱ)　ドレンチャー及び放水銃式防災施設工事の施工

(ｲ)　火災報知機の完備

(ｳ)　消火器の完備

(ｴ)　防火用水槽の整備

(ｵ)　避雷針の完備

(ｶ)　電気的安全性の検査の実施

イ　彫刻、工芸品及び石造美術

(ｱ)　収蔵庫の建設

(ｲ)　岩盤補強、履屋建設

(2)　文化財防災施設の維持管理

ア　防火用水槽・モーター・消火設備の放水銃等の検査を定期的に、また、火災報知機、消火器の点検を恒常的に実施する。

イ　それぞれの文化財単位で、消火訓練及び文化財の搬出訓練を積極的に実施する。

(3)　歴史資料等の防災対策の推進

古文書資料等の歴史資料の所有者把握を行い、防災意識の周知徹底を図る。

第６節　農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1　農産物の災害予防対策(農業振興課)

(1)　農産物の被害防止対策の推進

農作物は、台風や風水害など気候変動の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、市ホームページ等を活用した情報発信を行うことで災害予防に努める。

災害や病害虫に強い品種選定や作型開発等関係機関と連携のもと一層推進し普及する。

ア　気象情報や衛星データ(ひまわり)を活用した災害予防

イ　気象災害に強い農作物の品種や土壌の改良

ウ　土壌保全、土壌流出防止技術の開発

(2)　防災事業等の実施

市は、農地防災事業、農地保全事業を計画的に推進することを基本として、風水害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策を推進する。ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については管理主体ごとに施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3)　防災営農指導体制の確立

市は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

２　林産物の災害予防対策（林業振興課）

(1)　病害虫等の防除対策

立木は生育期間が長く、その大部分は自然に放置されているので、常に病害虫などの危険にさらされている。ことに本市は気候温暖のため病害虫が発生しやすく、マツ枯れ、ナラ枯れ等、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害対策については、森林病害虫等防除法に基づき、早期に駆除やまん延を防止する対策を図る。さらに、鳥獣保護及び狩猟に関する法律の趣旨にのっとり、有益鳥獣の保護増殖を主眼とし鳥獣保護区、休猟区、銃猟禁止区域などの設定や運用を効果的に行い、鳥獣保護に万全を期するものとする。

(2)　その他の対策

気象災害に対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期するものとする。

第７節　防災調査研究の推進（防災・危機管理課、防災関係機関）

市及び関係機関が実施すべき防災上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

１　防災調査研究の目的・内容

風水害等の災害危険区域の実態をより総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、河川出水・氾濫、急傾斜地崩壊・地すべり・土石流等の発生が予想される危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。また、災害時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研修を推進する。

２　防災調査研究の実施体制

防災主管課は、防災に関する研究を進め、研修、訓練等を通して防災意識の高揚、知識の修得に努める。防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第３章　災害に強い人づくり

【災害に強い人づくりの基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民の防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市・消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。防災訓練、防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。

これらの節の体系図を以下に図示する。

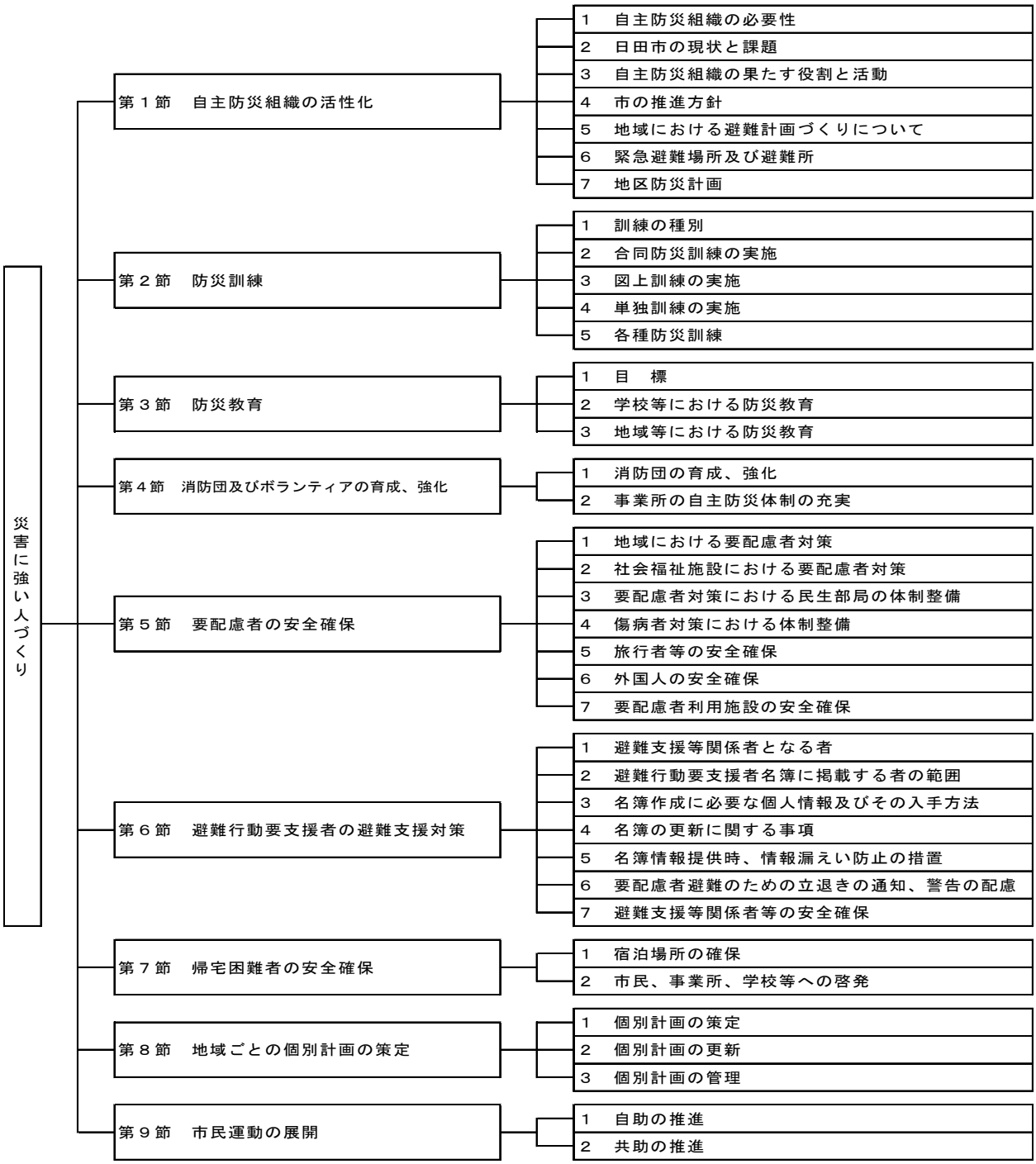

第１節　自主防災組織の活性化

１　自主防災組織の必要性

各種災害に備えるには、災害対策基本法第５条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民よる自主的な防災活動を行える体制の確立が被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（風水害時）

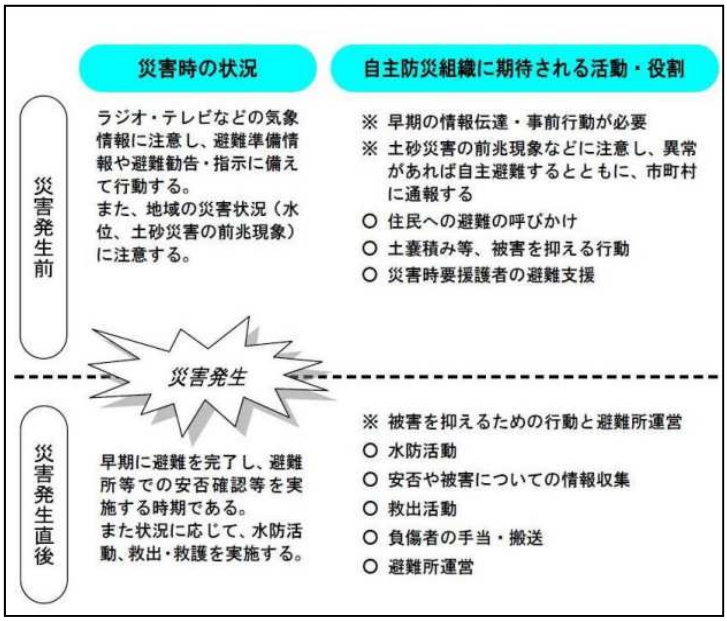

２　日田市の現状と課題

日田市における自主防災組織の数は、令和７年４月１日時点で 257 組織、組織率は 100％であり、取組は進んでいるが、今後は組織活動の活性化が課題である。

３　自主防災組織の果たす役割と活動

(1)　行政と地域住民との架け橋

平成２４年７月九州北部豪雨で、短時間に急激な増水が発生したため、避難勧告・避難指示を発令する際には、自主防災組織からの情報提供も判断材料のひとつとなったため、必要な判断を迅速、的確に行うためにも、日頃から行政と住民との信頼関係の構築が重要である。そのため、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平時からコミュニケーションを密にすることが必要である。

(2)　地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど､地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守り自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じて災害時に有効な体制づくりを行う必要がある。

また、避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。そのため、市は、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める。

(3)　自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取り組みを促進する。

(4)　防災訓練～学校との連携

自主防災組織は防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため組織的な訓練を実施する必要がある。また、地域ぐるみで児童生徒の生命を守るため、地域の関係機関団体である学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5)　防災教育

自主防災組織は市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

(6)　避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、福祉部局や社会福祉協議会と協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。また、民生児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等について助言をいただき、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7)　率先避難と声かけ

自主防災組織の役員等が率先して指定避難所に避難する姿を見せることが地域住民の避難のきっかけになる。また、東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ､地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4　市の推進方針

市は、自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を推進する。

(1)　自主防災組織の要として活動できる防災士（地域防災リーダー）の育成・強化
- 防災士養成講座の実施（支援）
- 防災士（地域防災リーダー）スキルアップ研修の実施
- 地区防災士会及び防災士相互の支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2)　自主防災組織における防災啓発の促進
- 自主防災組織の活動活性化に向けたシンポジウムの開催
  （県防災アドバイザー派遣の要請）
- 自主防災組織と消防団等の連携強化研修の実施
- 地震体験車等の疑似ツールの活用

(3)　自主防災組織が活動ノウハウを修得するための支援
- 防災アドバイザー派遣要請の実施
- 地域で行う防災訓練、避難所運営訓練への参加促進

5　地域における避難計画づくりについて

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに各種災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した避難計画づくりが求められる。計画づくりにあたっては、地域情報に精通した地域住民のきめ細やかな意見を活かして、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるので、住民参加型のワークショップ形式の取組が重要である。なお、ワークショップの実施に際して、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、学校、消防団、社会福祉協議会など地域の関係機関団体や民間企業等とも連携して進める必要がある。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずることも留意すること。

6　緊急避難場所及び避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民へ周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

7　地区防災計画

(1)　市内の地区内住民及び事業所を有する事業者は、地区の防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案するなど、市と連携した防災活動を行うこととする。

(2)　市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区内住民及び事業者から提案を受け、防災会議において必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　防災訓練

市及び防災関係機関は、地域防災計画の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

○　防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。

○　高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。

○　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。

○　図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。

○　各地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。

○　訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1　訓練の種別

訓練の種別は、防災関係機関を一体として実施する合同防災訓練と、これを補完するための図上訓練及び防災機関が個々に実施する単独訓練とする。

2　合同防災訓練の実施（市、関係機関）

市は、防災関係機関との連携のもと、風水害等の防災体制の万全を期するため合同防災訓練を実施するものとする。

合同防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。

(1)　風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練

(2)　防災気象情報の収集・伝達に関する訓練

(3)　交通規制、事前避難に関する訓練

(4)　災害対策本部等の運営に関する訓練

(5)　消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練

(6)　大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練

(7)　その他地震防災応急対策の実施に関する訓練

なお、合同防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など防災関係機関の相互連携必要な実戦的な訓練を実施すること。

(8)　目　的

防災関係機関相互の緊密な連携と協力体制を確立し、暴風雨、洪水等の水害及び林野火災等の発生に伴う各種の災害を警戒防御し、及びこれによる被害の軽減に努めるとともに、防災思想の普及向上を図るものとする。

(9)　実施場所

旧日田市内の校区での実施を基準とし、旧郡部においては各振興局管内として別途訓練を実施する。

(10)　実施時期

日田市防災週間中の実施を原則とする。

(11)　参加又は協力を求める機関

ア　警察署
イ　消防署
ウ　自衛隊
エ　日本赤十字社県支部
オ　電力供給機関
カ　電気通信関係機関
キ　地区非常通信連絡会
ク　民間奉仕団体
ケ　地元住民（災害時要配慮者を含む。）
コ　公共団体
サ　国の関係地方機関
シ　県及び関係県地方機関
ス　その他必要と認められる機関

(12)　実施要領

ア　情報の収集伝達
イ　避難措置
ウ　出動（応援要請を含む）
エ　警備活動
オ　捜索、救出活動（輸送を含む）
カ　医療救護活動
キ　非常無線通信措置
ク　応急復旧活動
ケ　広域応援要請訓練
コ　その他、訓練のために必要な組織、想定の内容等具体的実施事項は、参加機関が協議して別に定めるものとする。

(13)　事後評価

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等を改善する。

３　図上訓練の実施

市は、おおむね次の基準により、災害の発生される個々の地域について、合同防災訓練を補完するとともに、より実際的な防災諸活動の習熟を図るため、関係機関に協力を求めて図上訓練を実施する。

(1)　実施場所

市内で災害の発生が予想される場所又は訓練の実施について最も効果的な場所とする。

(2)　実施時期

訓練は台風期の前、火災多発期の前又は合同防災訓練において実働訓練とあわせて実施するなど、最も訓練効果のある時期に実施するものとする。

(3)　参加を求める者の範囲

訓練の想定地域の防災について、関係を有する防災機関の各分野の責任者とする。

(4)　実施要領

訓練は、災害の発生が予想される個々の現場について、図面又は模型等を使用しながら、状況付与に基づいて参加者に判断・行動を行わせる方式等により実施するものとする。

(5)　その他

その他訓練の研究課題等具体的な事項については、訓練の場所ごとに別に定めるものとする。

４　単独訓練の実施

市及びその他の防災機関は、その所掌する防災業務の向上習熟を図るため、毎年積極的に単独訓練を実施するものとする。

(1)　実施時期

訓練は個々の防災機関ごとに、実働、図上又は机上のいずれか、又はこれらを併用して実施するものとする。

(2)　実施項目

ア　災害対策関係職員の非常招集
イ　災害対策本部等の設置
ウ　災害情報の収集伝達
エ　非常無線通信措置
オ　職員の災害現場への緊急出動
カ　緊急避難措置
キ　水防活動
ク　消防活動
ケ　捜索救出活動
コ　医療救護活動
サ　救助活動
シ　応急復旧活動
ス　庁舎等防護活動
セ　その他

(3)　その他

その他訓練の想定等必要な事項は、個々の防災機関が別に定めるものとする。

５　各種防災訓練（例）

（図上訓練）

訓練名		内　　容
図上訓練	地区実態把握のための訓練	地区区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を１班とする）の班ごとに、訓練を実施する。 ○地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材（スコップ、土嚢、リヤカー等）の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
	通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が住居区ごとに班（１班２０名程度）を編成し、（同じ通学路を使う者を集めて班編成）、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所（大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等）や、これらの災害（土砂崩れ、倒木）が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難（待機）場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練。 （検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要）
	情報収集・集約訓練	進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレーヤー）に付与し、これを受けたプレーヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレーヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレーイング方式での訓練。
	孤立可能性地域の想定訓練	浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練。（図上演習） （具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、ＤＭＡＴへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。 なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、医療関係者等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）

（実働訓練）

実働訓練	資機材取扱い訓練	道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署（団）の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢（袋詰め、土嚢積み）、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練。
	集団避難訓練	上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練。 実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要。
	福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難（受入れ）訓練。 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動（興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等）等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効。
	ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練。

第３節　防災教育

１　目　標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。また、避難に当たっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になることから、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて日田市の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

２　学校等における防災教育

(1)　基本方針

ア　今般の東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。

イ　ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。

ウ　災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や災害に係る対応マニュアルの整備、自治体の防災担当部局等との連携体制の構築、地域ぐる

みの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。

(2)　各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

ア　幼　児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの大人に伝えることができるようにする。

イ　小学生

(ｱ)　低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの大人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

(ｲ)　中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

(ｳ)　高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ　中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

エ　高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

オ　障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3)　防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

ア　日田市における災害の歴史

イ　災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

ウ　火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方

エ　避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

オ　災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

カ　地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

キ　災害時における心のケア

(4)　教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの)」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5)　地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから市の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6)　教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ各種災害に対応したマニュアルの整備などを通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3　地域等における防災教育

(1)　基本方針

ア　災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

イ　地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。

ウ　防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2)　一般市民に対する防災教育

防災・危機管理課は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。なお、教育方法として、マスメディア・ホームページ、印刷物、ＳＮＳの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、

ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、①避難時に使用する道路状況を確認すること、②安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、③避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、④警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるとする。

ア　災害に関する知識

イ　災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

ウ　正確な情報入手の方法

エ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

オ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

カ　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容

キ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3)　家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図るものとする。

(4)　自主防災組織に対する防災教育

防災・危機管理課は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

(5)　防災上重要な施設における防災教育

防災・危機管理課は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6)　各種団体等に対する防災教育

防災・危機管理課は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

ア　避難所生活で、特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」

イ　心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」

ウ　災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、命を守る力を身に着けるための「防災プログラム」

(7)　防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員等に対して、災害発生時の災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行うものとする。

ア　風水害に関する知識

イ　災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ　職員等が果たすべき役割

エ　防災対策として現在講じられている対策に関する知識

オ　今後防災対策として取り組む必要のある課題

(8)　災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。また、市は、過去に起きた大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第４節　消防団及びボランティアの育成、強化

消防団、水防団、水防協力団体、自主防災組織(事業所)の育成及び強化については、この節に定めるところによって推進する。

1　消防団の育成、強化(防災・危機管理課)

(1)　消防団の育成、強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成、強化を図ることが必要となっている。

(2)　消防団の育成、強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア　消防団員への理解の促進

消防団員は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する環境づくりを推進する。

イ　消防団への入団促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けた少年消防クラブの結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

ウ　消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員分団制度」を推進する。また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成を推進する。

エ　資機材、訓練等の充実

大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

2　事業所の自主防災体制の充実(防災・危機管理課、日田消防署)

(1)　多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を講ずることとする。また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意するものとする。

なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

ア　防災訓練、消火設備等の維持管理

イ　消火活動、通報連絡及び避難誘導措置

ウ　防災要員の配備

エ　情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

(2)　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促す。

第５節　要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

①　災害発生時の避難行動に支援を要する人

例えば

・四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
・状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
・要介護の高齢者
・日本語の理解が不十分な外国人など

②　上記の他、自分自身で避難行動はとれるものの避難所等での生活が困難な人

例えば

・人工透析を行っている人
・インスリンの自己注射をしている人
・特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
・集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
・妊産婦や乳幼児など

要配慮者の安全確保及びその防災活動の支援を行うための対策は、この節に定めるところによって実施する。

１　地域における要配慮者対策（福祉支援課・長寿福祉課・健康保健課・こども未来課、防災・危機管理課、公共的団体、自主防災組織）

(1)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

ア　市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（Ｈ２５．８月（Ｒ３．５月改定）内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

イ　市は、地域防災計画に基づき、防災担当や福祉担当など関係部署の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ　市は、地域防災計画に基づき、防災担当や福祉担当などの関係部署の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

エ　市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機

関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等などの避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講ずるものとする。

オ　市は、避難支援等関係者に平時から避難行動用要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

カ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者へ必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

キ　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

コ　市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

(2)　避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。また、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3)　福祉避難所の指定

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関る情報を住民に周知（公示）する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

【福祉避難所について】

1　福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を

対象とする。

２　福祉避難所への入所対象者の把握

市は、要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。

３　福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別の機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

４　福祉避難所の指定目標の設定

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定することとするが、地域における身近な避難所として、小学校区に１か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4)　防災設備・物資・資機材等の整備

市は、最低３日間、推奨１週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。また、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5)　在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。また、特殊な薬剤や医療が必要な疾患を持つ人に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

２　社会福祉施設における要配慮者対策（福祉支援課、長寿福祉課、こども未来課、防災・危機管理課、社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織）

(1)　組織体制の整備

ア　市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等に助言・支援する。

イ　市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ　社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを推進する。

(2)　防災設備等の整備

ア　市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう助言・支援する。

イ　社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3)　要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急

指定避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3　要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

(1)　災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努めること。

(2)　近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請すること。

(3)　県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。

(4)　災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずること。

4　傷病者対策における体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5　旅行者等の安全確保(防災・危機管理課、観光課、観光施設管理者、自主防災組織)

(1)　基本方針

市、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

(2)　実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア　市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。

イ　市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ　旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

6　外国人の安全確保(防災・危機管理課、市民課生活安全係、各公共的団体、自主防災組織)

(1)　基本方針

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住し、又は来市する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(2)　実施内容

市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

ア　市は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

イ　市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、

否確認等の支援体制を整備する。

ウ　市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

エ　市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7　要配慮者利用施設の安全確保

(1)　水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設であって、地域防災計画資料編に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画を作成し、遅延なく市長に報告しなければならない。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。なお、上記計画の作成にあたっては、市は必要な支援を行うものとする。

(2)　市長は、地域防災計画資料編に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(3)　要配慮者利用施設への洪水予報等並びに土砂災害に関する情報等の伝達は、防災無線、防災ラジオ、日田市防災メール等により行う。

第６節　避難行動要支援者の避難支援対策

1　避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

(1)　自治会（自主防災組織を含む。）
(2)　民生委員・児童委員
(3)　日田警察署
(4)　日田消防署
(5)　日田市消防団
(6)　日田市社会福祉協議会
(7)　地域包括支援センター
(8)　市役所関係部局（防災担当部局、福祉担当部局等）
(9)　その他、避難支援等の実施に関し市長が認める者

2　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げる者で生活の基盤が自宅にある者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者について、避難行動要支援者として名簿を作成する。

(1)　視覚障害、聴覚障害又は肢体不自由による身体障害者のうち、その障害の等級が１級又は２級の者
(2)　知的障害者のうち、その障害の程度がＡ判定の者
(3)　精神障害者のうち、その障害の程度が１級の者
(4)　障害福祉サービスのうち「同行援護」又は「行動援護」の支給決定者
(5)　難病患者のうち避難支援が必要な者
(6)　要介護認定３以上の者

(7)　認知症高齢者のうち、その日常生活自立度の程度がⅡａ以上の者
(8)　上記以外の者で、避難支援等関係者などから支援が必要と認められた者

3　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(1)　名簿項目

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

ア　氏　名
イ　生年月日
ウ　性　別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　その他、避難支援等の実施に関し市長が認める事項

(2)　個人情報の入手方法

本市における避難行動要支援者情報の把握については、原則として避難行動要支援者による避難支援の申し出を基本とするほか、市が保有する避難行動要支援者に関する情報をもとに、自治会（自主防災組織）、民生委員、児童委員等の連携により、日頃の地域活動等を通じて避難行動要支援者情報の把握を行う。

4　名簿の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に実施するため、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、最新の情報に保つ。

5　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

(1)　名簿情報の提供

市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、提供する個人情報は、原則として、提供することについて本人の同意が得られたものに限る。

ア　自治会（自主防災組織を含む。）
イ　民生委員・児童委員
ウ　日田警察署
エ　日田消防署
オ　日田市消防団
カ　日田市社会福祉協議会
キ　地域包括支援センター
ク　その他避難支援等の実施に携わる関係者

(2)　市が求める措置及び市が講ずる措置

ア　避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の要介護状態区分や避難支援を必要とする理由等秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
イ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
ウ　施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
エ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
オ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定する。

6　要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

(1)　避難準備情報等の発令・伝達

ア　市は災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう高齢者等避難、避難指示等の発令の判断基準を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

イ　避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人的確に伝わるようにする。

ウ　同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。

(2)　多様な手段の活用による情報伝達　＜情報伝達手段＞

ア　防災行政無線の活用
イ　防災ラジオの活用
ウ　ホームページの活用
エ　ファクシミリの活用
オ　携帯電話メール（災害情報配信サービスの活用）
カ　放送事業者への情報提供
キ　広報車、消防団等による広報
ク　地域ぐるみの情報伝達等

7　避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらう。基本的に班単位による、「集団避難（要支援者を含む。)」の実施を徹底することにより、お互いに安全確保に留意しながら避難する。

第７節　帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる。

1　宿泊場所の確保（防災・危機管理課、交通機関、事業所、学校）

市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の流通備蓄を含めた備蓄場所の把握を行う。

2　市民、事業所・学校等への啓発（防災・危機管理課）

(1)　市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2)　事業所への要請

市は、事業所に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保を行うため、流通備蓄を含めた備蓄場所の把握を行う。

また、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定の締結を推進する。

第８節　地域ごとの個別計画の策定

１　個別計画の策定

個別計画の策定については、関係者（自治会・民生委員・児童委員等）が中心になって、要支援者本人と避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的に話し合いながら作成する。

２　個別計画の更新

個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。なお、情報の更新は避難支援者等の協力を得て行う。

３　個別計画の管理

個別計画の内容は、個別計画の配布を受けた者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

第９節　市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

１　自助の推進

(1)　市民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(2)　市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定避難所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。

(3)　建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。

(4)　市民は、災害の発生に備え、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

２　共助の推進

(1)　市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

(2)　自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。

(3)　事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を、県、市等において推進する。

市及び防災関係機関は、次に示す事項に従い、より実効性のある事前措置を推進するものとする。

１　市

(1)　日田市防災会議は、地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行うものとする。

(2)　災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、地域特性にあわせて事前に整備しておく。

２　防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備するものとする。

これらの節の体系を以下に図示する。

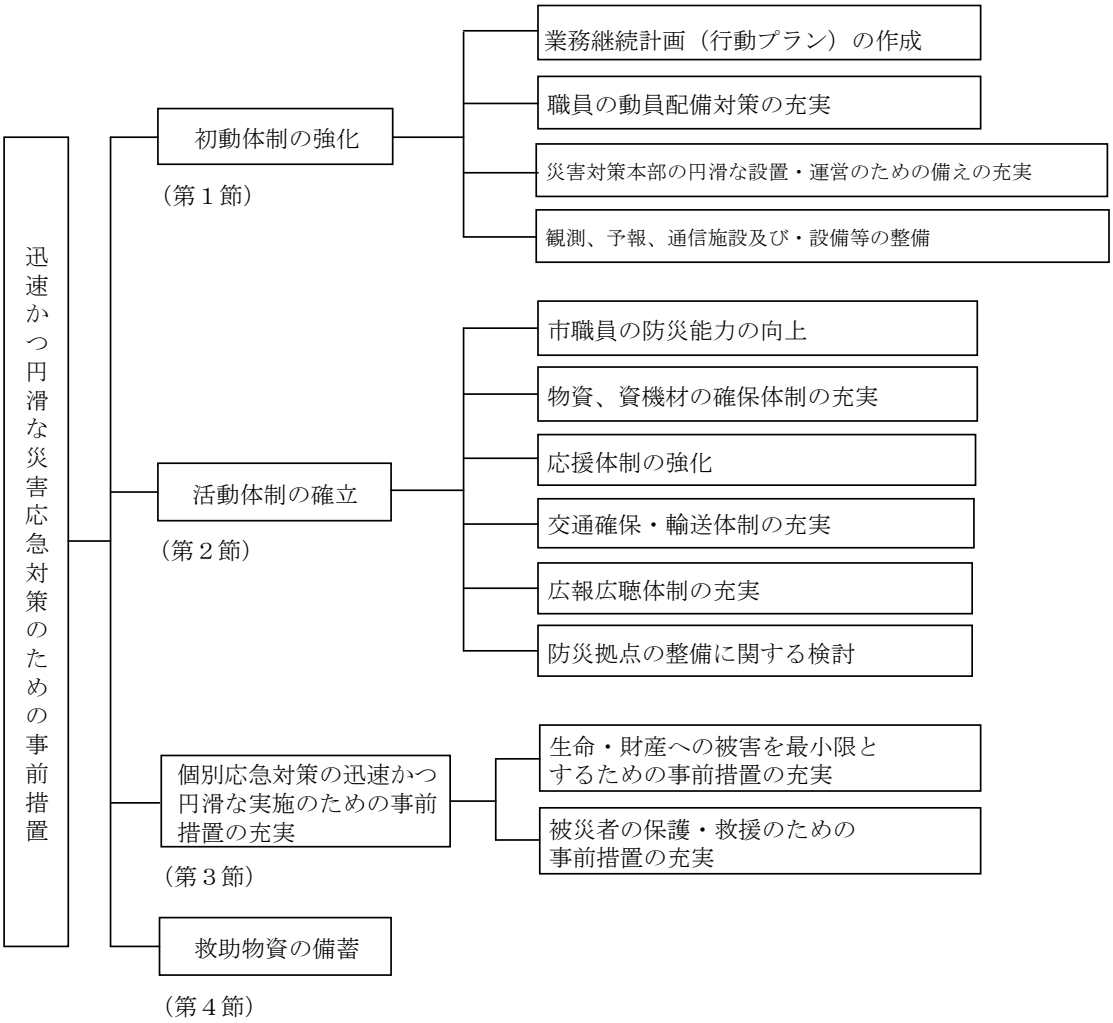

第１節　初動体制の強化（防災・危機管理課）

市は、「第３部　災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

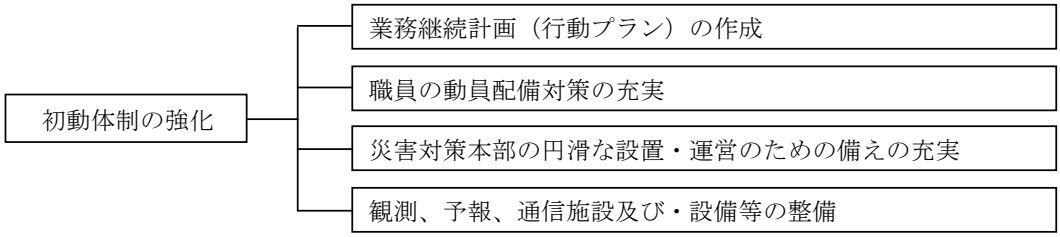

(1)　業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における必要最低限の市役所機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

○非常時における各計画の構成

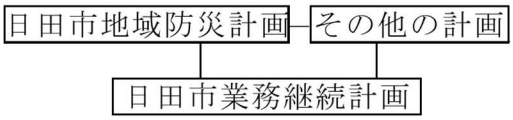

※業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むよう下支えするとともに最低限度の行政サービスに支障が生じないよう、必要な備えを行うもの。

○地域防災計画と業務継続計画

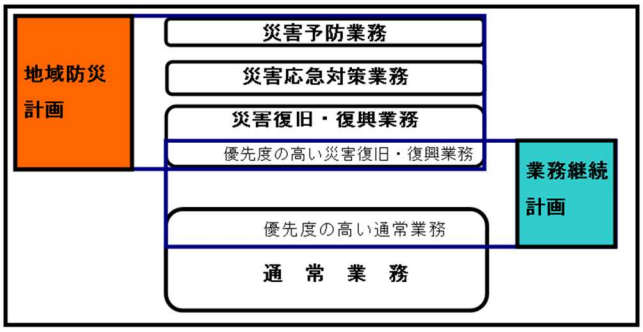

(2)　受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。また、県や他自治体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行うものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図るものとする。

(3)　職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対

条件のひとつである。そこで、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア　災害対策職員用携帯電話の拡充

災害発生のおそれがある場合、また、災害が発生した場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

イ　職員安否確認システムの導入

迅速な動員配置を行うため、職員全員を登録し、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する詳細な情報を返信及び自動集計できるような新たな参集システム（安否確認ツール）の導入を検討する。

ウ　職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね３日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

【災害時の安全確認方法の例】

・災害用伝言ダイヤル（ＮＴＴの「１７１」など）の利用
・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かっての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね３日間）に備えて、食料、水、生活必需品の備蓄に努める。

(4)　災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、最低３日間、推奨１週間分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(5)　観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実（防災・危機管理課、土木課）

災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、関係機関や市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア　被災地から対策本部等へ情報が伝達できる体制を充実するため、各振興局や関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話の充実等に努める。

イ　防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等を行う。

ウ　防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

エ　画像等の大容量のデータ通信を可能とするため、通信ネットワークのデジタル化の推進、全国的な大容量通信ネットワークへの体系的な整備に努める。

オ　通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

・Ｌアラートによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
・市ホームページによる迅速な災害情報発信体制を確立する。
・日田防災メール及び県民安全・安心メールの登録を促進する。
・日田市情報センターによる告知放送の利用

・携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の導入
・ツイッター、フェイスブック等のインターネット交流サイト（ソーシャルメディア）の利用を促進する。
・民間通信事業者との災害時の協力体制を構築する。
・アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について、協力体制を検討する。
・災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに、実際の調達手順について定期的に確認する。
・消防団等との連携による広報車（消防車）での周知体制の整備

カ　ＩＰ電話に係る停電対策

ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

キ　被災地における通信連絡手段の確保

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

・道路の寸断等により孤立した地区に対しては、市及び県等が保有する衛星電話を活用するとともに、衛星通信によるインターネット機器の整備・活用に努める。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。
・総務省九州総合通信局や通信事業者等に要請等を行い、移動通信機器（衛星携帯電話や簡易無線、ＭＣＡ無線等）を被災地等に搬入・供給し、災害情報の収集・伝達や関係機関等との連絡調整を行う。

第２節　活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の７つの点を重点に活動体制の確立を図る。

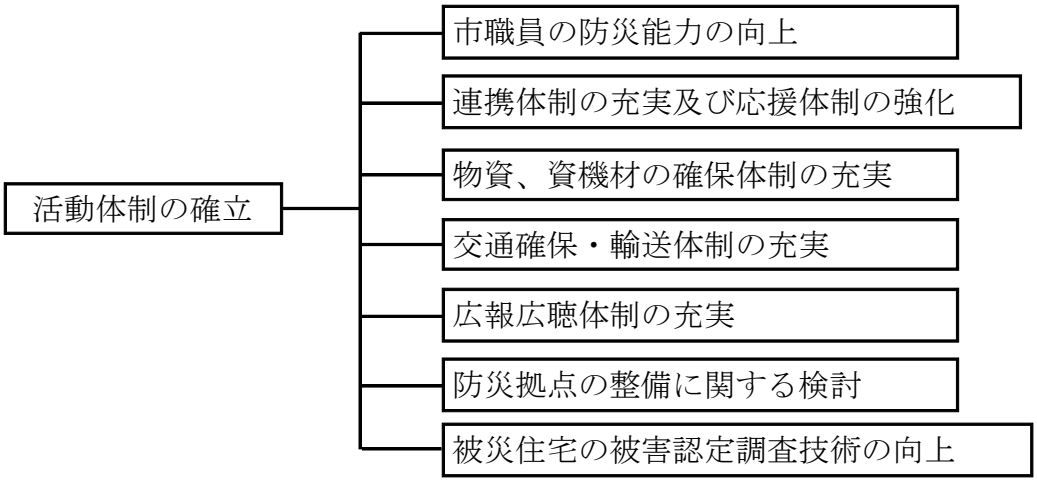

１　市職員の防災能力の向上(防災・危機管理課)

一般に、市職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

(1)　職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

(2)　職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に実施する。なお、訓練に当たっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3)　市職員災害対応マニュアル等の作成

災害対応マニュアルを作成し、平時から災害対策本部設置時等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

(4)　図上訓練の実施

市職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む。）するため、図上訓練を定期的に実施る。

(5)　市職員の育成

市職員は、市の防災業務の要の職であり、災害発生時には迅速、的確な活動が求められる。このため、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。また、防災担当職員は、防災に関する職員研修等の開催に努め、他地域の災害に関する情報収集結果に基づく勉強会などの開催を行う。

ア　国・県等の実施する防災研修会等に積極的に職員を派遣する。

イ　被災した市町村への視察、意見交換会の開催等を行い、情報収集を行う。

ウ　災害派遣した職員からの意見集約を行い、職員活動計画の参考とする。

２　連携体制の充実及び応援体制の強化(防災・危機管理課)

地域の防災関係機関・団体等の連携強化を図るため、関係業界、民間団体のほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。また、土木・建築職などの技術職員が不足した場

合、県からの中長期的な技術職員の派遣要請を調整し技術職員の確保に努めるとともに、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、以下の対策を講じるものとする。

(1)　地域における連携体制の充実

ア　市災害対策本部と地区災害対策本部（西部振興局）との連携

イ　防災対策に関する専門研修等の実施

ウ　図上訓練等の実施により連携体制の強化

(2)　市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

被害が甚大で市及び県において対応が困難な場合、外部から応援を求める必要がある。市では、県内はもとより、県外の隣接市町村や交流都市との「災害時相互応援協定」を積極的に進めているとこりではあるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層応援体制の強化を図ることとする。

ア　市町村間の相互応援協定協定締結の推進

現在、県内では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」を始め、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部間の協定締結は完了している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している消防本部管内毎の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、隣接する他県市町村と締結している協定に基づき訓練を実施する。

イ　市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

(ｱ)　市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で、当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結して体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

(ｲ)　災害時のおける情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

(3)　ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア　医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ　日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人日田市社会福祉協議会、社団法人大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行う。

(4)　応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

市外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公立施設を中心に活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。また、緊急消防援助隊については、受援計画に記載している消防本部管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市役所ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

３　物資、資機材の確保体制の充実（防災・危機管理課、商工労政課）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェー

ンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等)、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。そこで、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1)　救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア　自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
イ　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
ウ　救助工作車等の消防機関への整備促進
エ　資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
オ　市立施設における救出救助用資機材の整備促進

(2)　消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

ア　自主防災組織用の消火用資機材の補助
イ　家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
ウ　消防自動車等公的消防力の整備促進

(3)　生活用品の確保体制の充実

食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という）については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし､それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

ア　家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発
イ　市における食料、水、生活用品の備蓄促進
ウ　大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合、問屋等)との協定等締結の促進
エ　公的備蓄ネットワーク(市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体)の構築（応援協定）
オ　学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

(4)　水防資機材の確保体制の充実

水防資機材については、資料編水防用備蓄資材一覧表の基準により備蓄に努める。

また、毎年おおむね５月末日を目標にその管理する備蓄資機材の品名数量等を点検し、不足分の追加補充等その整備を図る。

4　交通確保・緊急輸送体制の充実(防災・危機管理課、都市整備課、土木課・関係機関)

大規模な災害時には､災害対策要員､負傷者､物資､資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる｡こうした輸送を円滑に行うためには､輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり､今後以下の対策を推進していくこととする。

(1)　輸送拠点（緊急輸送基地）の選定

輸送拠点（緊急輸送基地）を選定し県等からの物資を集積し、避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

(2)　緊急輸送道路の整備等

ア　緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第２節４において、輸送拠点（緊急輸送基地）を選定した後、緊急輸送道路（地震編第２部第２章第６節）輸送拠点に接続するよう、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを図る。

イ　道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

ウ　道路情報板等の整備

道路管理者は道路利用者に対する災害発生時の緊急連絡用や道路情報の提供を行うため、必要に応じて、道路情報板等の整備を推進して行く。また、道路の被害状況把握のため監視カメラの整備に努める。

(3)　臨時ヘリポートの確保

地域等が孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、平時から臨時ヘリポートの開設が可能な場所の把握を行っておく。

5　広報広聴体制の充実（企画課、情報統計課、福祉支援課）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、以下の体制を早急に整える。

(1)　プレスルームの整備

報道機関を通じて、市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2)　災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3)　インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に市役所ホームページやＸ（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

ア　市役所ホームページ及びＫＣＶによる迅速な災害情報発信体制を確立する。

イ　ひた防災メール及び県民安全・安心メールの登録を促進する。

ウ　携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）の内容周知を行う。

エ　Ｘ（旧ツイッター）フェイスブック等ソーシャルネットメディアの利用を推進する。

オ　発電機等の非常電源を確立する。

(4)　広報車による情報伝達

消防団等との連携を図り、広報車（消防車）を利用した、情報提供体制を確立する。

(5)　手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6　防災拠点の整備に関する検討(防災・危機管理課、都市整備課)

防災拠点は、平時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点を確保する必要がありこれらの機能を有する、都市公園等の整備を推進していく。

7　被災住宅の被害調査技術の向上(税務課・建築住宅課)

被害調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速･円滑公正な被害調査が求められるため、職員の研修会等への積極的な参加により、被害認定調査技術の向上に努める。

第３節　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

- 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
  - 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実
  - 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

１　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

（防災・危機管理課、企画課、観光課、福祉支援課、長寿福祉課、こども未来課、健康保険課、建築住宅課、教育総務課）

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1)　風水害等に関する情報の収集・伝達対策の充実

風水害による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。市は、管轄区域内の居住者等及びその管轄区域内に一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、インターネット（市ホームページや、Ｘ（旧ツイッター）、フェイスブック等のソーシャルメディア）及びＫＣＶの活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

さらに、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。

(2)　避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア　市立社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検
イ　社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の助言
ウ　避難指示等の判断・伝達マニュアル作成の助言
エ　要配慮者のための支援マニュアルの作成
オ　耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
カ　避難経路沿線施設の耐震性についての点検

(3)　要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、日田市地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実を図るものとする。

ア　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長へ報告するとともに、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
イ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者

は、①防災体制に関する事項、②浸水防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

(4)　救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

ア　県・消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（合同防災訓練に含む。）

イ　市による自主防災組織への補助制度の活用

(5)　救急医療対策の充実

大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、以下の対策を推進していくこととする。

ア　病院の耐震化

イ　災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ウ　災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施。

エ　ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源の備蓄

(6)　消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、市としては以下の対策を推進していくこととする。

ア　消防防災施設・設備の充実強化

(ｱ)　消防防災施設・設備の充実を図るため、消防ポンプ及び消防水利等の充実を推進するものとする。

(ｲ)　消防の化学化を図るため、化学車及びはしご車等の配置を行う。

イ　民間消防施設の整備

民間の企業等においても、消防法の規定に基づく消防用設備の設置をはじめ、適切な初期消火体制を整備するように指導するものとする。

ウ　消防団員の確保

年々減少する消防団員の確保のため、消防団の活性化及び団員確保のための各種事業を積極的に推進するものとする。

エ　日田玖珠広域消防本部との合同消火訓練の実施消防援助隊の充実強化、実践的な訓練等を行うものとする。

オ　自主防災組織用の初期消火用資機材等整備への補助

カ　宅地の危険度判定体制の整備豪雨により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制及びそのための支援体制の整備に努める。

(7)　消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つである移動系防災無線やトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要で

ある。また、風水害被害が予想される地域の市町村をはじめ防災関係機関は相互に連携して、地域毎に避難誘導等の活動について、情報を共有できるようにする。

(8)　利水ダム等の事前放流の取組

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

２　被災者の保護・救援のための事前措置の充実

（防災・危機管理課、福祉保健部各課、教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課）

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を考慮する。

(1)　学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するためには、次の点を考慮する。

ア　無線設備の整備
イ　教職員の役割の事前規定
ウ　調理場等の調理機能の補完（理科室・家庭科室等を含む）
エ　保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
オ　シャワー設備の整備（プール用も含む）
カ　学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
キ　給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄
ク　トイレの増設等非常時のトイレ対応整備

(2)　広域避難候補施設のリストアップ

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

(3)　食料、水、被服寝具等の生活必需品の備蓄大規模災害に対応できるよう備蓄場所の分散化を図る。また、備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者等への提供に配慮する。

(4)　家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね３日間）、食料、水、生活必需品について各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

(5)　応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定める。災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるよう、木造住宅団体など、多様な住宅供給団体と協定を締結する。

(6)　物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うことから、大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化を行う。

(7)　文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

ア　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討
イ　時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方法の検討

ウ　時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ　文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

(8)　被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する可能性のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても 確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援 ・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

(9)　障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

第４節　救助物資の備蓄

市は、東日本大震災などの大災害を踏まえ、市外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（Ｂ－Ｐlo）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

市が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、県の「災害時備蓄物資等に関する基本方針」及び「日田市備蓄計画」によるものとする。

市は、孤立が想定される地域について、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。（応急資料－１５）

市は、毎年１回、物資の備蓄状況を公表することとする。

第３部　災害応急対策
第１章　情報の収集・連絡及び通信の確保
第１節　災害情報の収集・連絡計画

≪目的≫　気象情報及び災害の規模や被害の程度に応じ情報の収集・連絡を迅速に実施する。
≪方針≫　多くの情報を効果的な通信手段・機材を活用し、被害規模の早期把握を行う。
≪目標≫　発災予兆より、情報の収集や関係機関への連絡を開始し、１時間を目処に情報の整理集約を完了する。

応急対策の流れ

事前対策
・各部は気象情報等の情報収集・連絡活動に係る勤務時間内外別の役割分担、連絡網の計画を整備する。

応急対策の流れ

各部は気象情報等の情報収集・連絡活動に係る勤務時間内外別の役割分担、連絡網の計画を整備する。

災害の発生

①気象情報・災害情報の収集連絡
・大雨警報、注意報
・洪水警報、注意報
・暴風警報、強風注意報
・その他気象情報
・災害情報

災害情報等の収集
統括部　消防対策部

→ 非常配備体制の判断（第２章第１節）
→ 情報の連絡（市組織のみ）統括部　統括班

②被害規模早期把握のための活動
・被害情報
・ライフライン被害の把握
・負傷者、避難者の状況等把握

被害情報等の収集
統括部

→ 応急対策体制の判断（第２章第１節）
→ 応援要請の判断（第２章第２節）
→ 情報の連絡（市組織及び県等）統括部　統括班、各部

③第１次情報等の収集、整理
・連絡
・人的被害
・住家被害
・公共土木施設等の被害
・その他

被害情報等の収集、整理
統括部

→ 災害救助法適用の判断（第２章第２節）
→ 二次災害防止の判断（13章）
→ 情報の連絡（市組織及び県等）記録・財政班、渉外広報班

④一般被害情報等の収集・連絡
・災害救助法に基づく確定被害情報

一般被害情報等の収集
各部

→ 情報の連絡（市組織及び県等）総括部記録・財政班班渉外・広報班

⑤住家等被害判定調査
・「③」のうち、住家等被害の調査

被害判定調査の実施
現地対策班

→ り災台帳の作成
現地対策班

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	指揮命令系統の最高責任者
	代理本部長	時間外に災害が発生し、本部長及び副本部長が直ちに出動できない場合、本部長に代わって業務を行う
	統括部	１、気象予警報等及び被害情報等の収集、連絡 ２、情報の取りまとめ及び情報文書等の管理
	消防対策部	１、気象予警報等の収集、連絡 ２、部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡
	各部	各部の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡
市民、事業所		１、災害発生前後のテレビ、ラジオ等による正確な情報等の収集 ２、被害情報等の収集に関する協力
防災関係機関		各機関の所管に属する被害情報及び応急対策活動に関する情報の収集及び連絡
ボランティア		被害情報等の収集に関する協力

第１　収集する情報と入手先

発災後、市が入手する情報とその入手先は次のとおりとする。なお、入手した情報については、迅速に市民に提供するように努める。

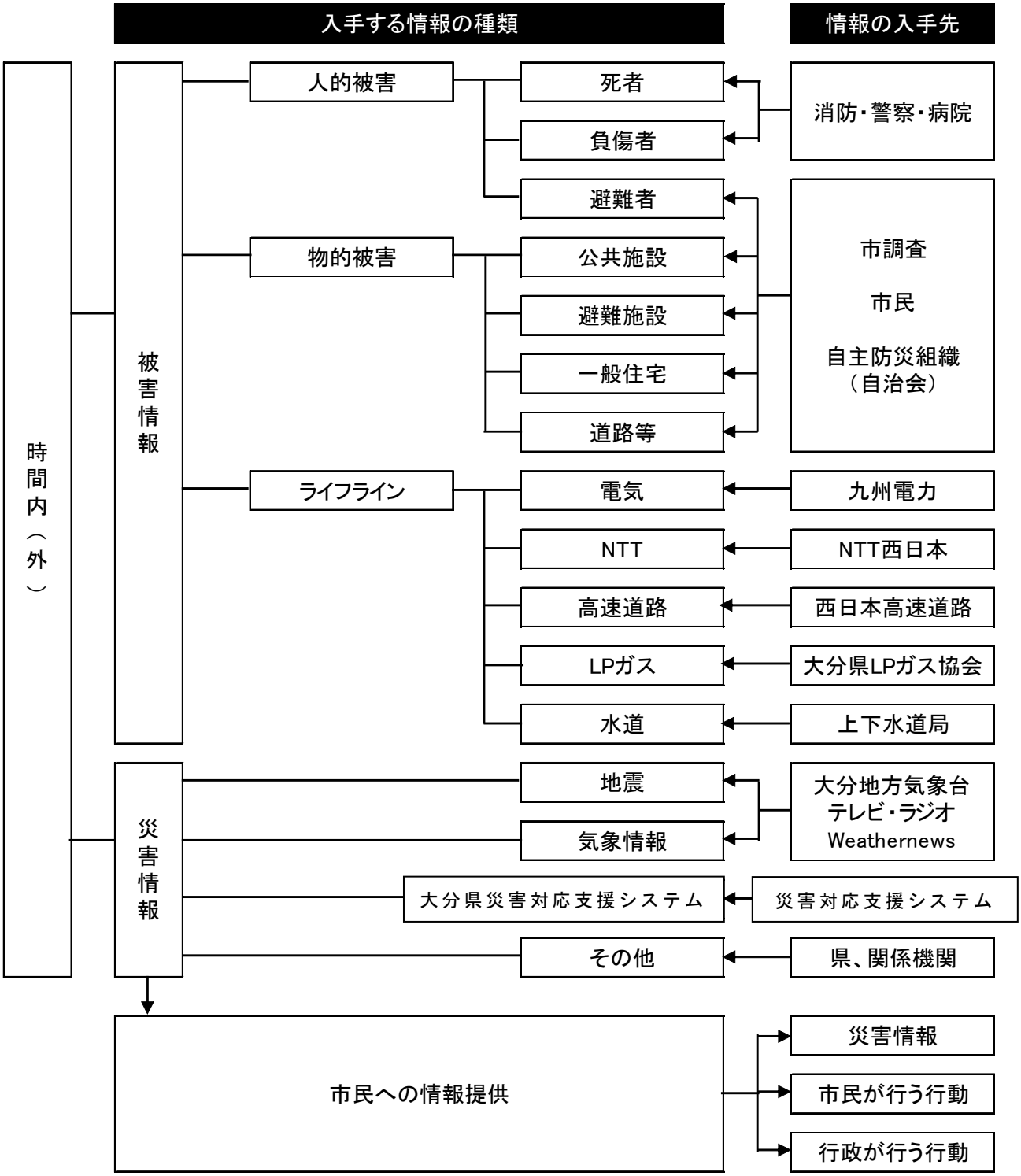

第２節　情報の収集・連絡

≪目的≫　風水害の規模や被害の情報の収集・連絡を迅速に行う。
≪方針≫　多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて連絡し、災害発生直後の情報を早期に把握する。
≪目標≫　発災直後より、情報の収集や関係機関への連絡を開始し、１時間を目処に情報の整理集約を完了する。
≪担当≫　「応急対策対応時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
情報等の収集・連絡	統括班 記録・財政班 各部（各課）	□														□

第１　気象予警報等の収集・連絡

風水害については、気象情報及び河川情報及び河川情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害を未然に防止するための災害発生直前の適切な対策（避難誘導等）が極めて重要である。このため、気象予警報等の迅速な収集と本部から各部への的確な情報伝達を行う。

１　収集・連絡統計

被害を及ぼす可能性のある状況が予測される場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対して速やかに伝達する。その際、対象者に漏れなく、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努める。

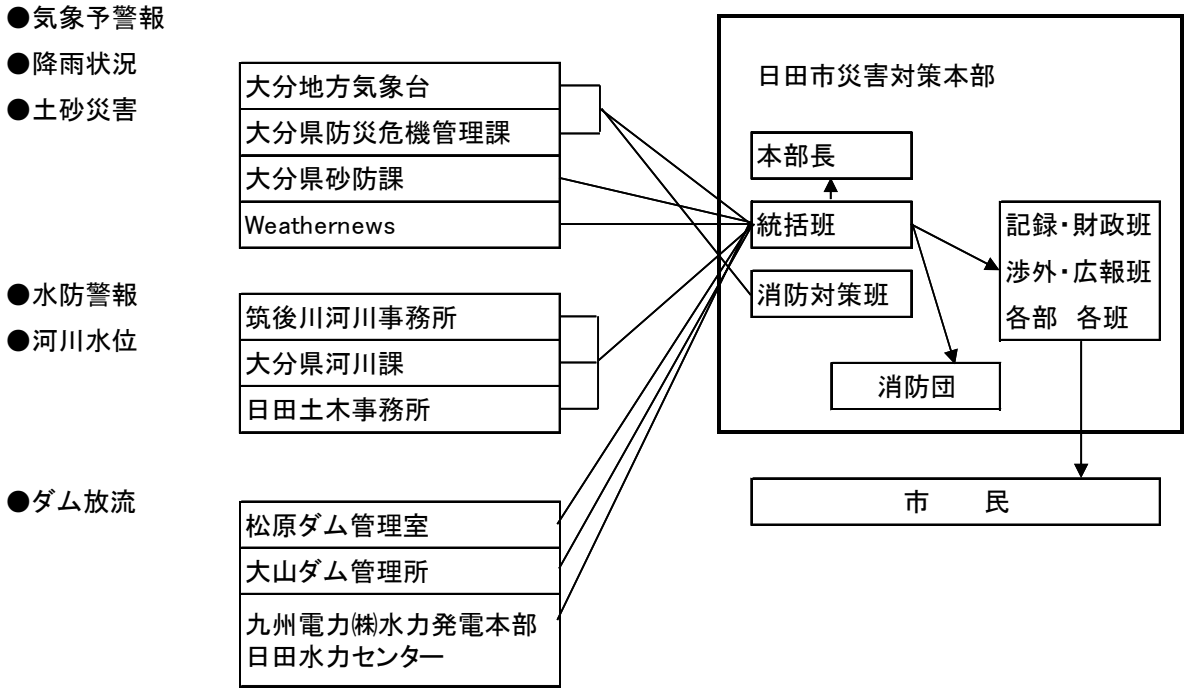

２　収集・連絡する情報の種類

（1）　気象予警報

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
警　報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域で降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

○キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種　類	概　要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を地図上で1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。 2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、

	避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており､洪水警報等が発表されたときに危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

○早期注意情報（警報級の可能性）

5 日前までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の 2 段階で発表する。当日から翌日にかけては、時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県西部など）で、2 日先から 5 日先にかけては、日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。

大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

○土砂災害警戒情報

大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で､大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害が､いつ発生してもおかしくない状況になったときに市長等の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため､対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報であり､市内において危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

○記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わ

せた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合は発表する。

このような情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっているいる場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

○竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。

この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

(2)　水防警報

国土交通大臣又は知事は、洪水により災害の発生が予想される場合に、それぞれ指定する河川について水防法第 10 条の 4 に基づき水防警報を発する。

3　情報の収集

気象予警報等の収集

(1)　総括部統括班及び消防対策班は、電話、ＦＡＸ、無線等を通じて気象台の発表する、気象予警報等を速やかに収集する。

(2)　電話が不通の場合は、テレビ、ラジオ放送、インターネット等の方法によりこれを入手する。

４　庁内等の情報連絡

(1)　連絡する情報

庁内等の連絡は、次の情報について行う。

ア　気象警報等（暴風、大雨、洪水の警報・特別警報及び土砂災害警戒情報。ただし、警報の解除、切替を含む。）

イ　火災警報

ウ　水防警報（解除を含む。）

エ　火災情報、突発性事故等の情報

オ　その他重要なもの

(2)　庁内等放送、周知文例

区　分	庁内等放送、周知文例
気象情報	○時に、日田市に大雨警報が発表されました。今後の総雨量が○○ミリと予想されています。 職員は今後の情報にご注意下さい。なお、これまでの雨量は○○で○○ミリ、日田で○○ミリです。
	台風○○号が、○○時頃、○○地方に上陸する見込みです。○○時頃から、風雨が強くなりますので、今後の台風情報に十分注意して下さい。
水防警報	○○時○○分に、日田土木事務所により、水防警報が発令されました。 職員は今後の情報にご注意下さい。発令された対象河川は○○です。
防災指示	防災危機管理課からお知らせいたします。現在、日田市に大雨警報が発表中です。 ○○地区では昨日からの累積雨量が既に○○ミリを超えております。職員につきましては、自宅待機とします、連絡があればすぐ出動できる準備をお願いします。
	災害対策本部からお知らせいたします。○○○での警備体制とします。職員は直ちに所定の業務に就いて下さい。

５　勤務時間内における連絡方法

(1)　各部への連絡は、防災・危機管理課（水防本部又は災害対策本部が設置されているときは統括班）が、庁内放送、職員防災メール、電話又は伝令で行う。

(2)　電話又は伝令の場合は各部長に対して行う。ただし部長に連絡できない場合はこれに代わる者に対して行う。

(3)　各部内における連絡方法は、各部内において定める。

６　勤務時間外における連絡方法

勤務時間外に次に掲げる事態が発生した場合は、職員防災メール又は電話（携帯電話）により、各号に定める系統により部長に連絡を行う。各部内における連絡は、「第２章第１節 応急対策の実施体制」に定める連絡系統図により行う。

(1)　気象警報が発表された場合

各部の部長への連絡は、ひた防災メールにて連絡する。（メール登録の徹底）

(2)　日田土木事務所等により水防警報が発令され氾濫のおそれがある場合、各部の部長への連絡は防災・危機管理課より防災職員メールにて連絡する。

第３節　被害規模早期把握のための活動

≪目的≫　災害の被害規模情報の収集把握を迅速に行う。

≪方針≫　応急対策の体制確立、各機関の応援体制の判断のために、災害発生直後において、被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を早期把握する。

≪目標≫　発災直後より、情報の収集や関係機関への連絡を開始し、概ね 3 時間以内の情報から得られた情報による状況把握を完了する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
被害情報早期把握のための活動	情報の収集・連絡	各班	□														□
	情報の整理	統括班 記録・財政班 情報整理班	□														□
第１次情報等の収集・連絡	情報の収集・連絡	各班	□														□
一般被害情報等の収集・連絡	情報の収集・連絡	各班	□														□

第１　被害規模早期把握のための活動

１　連絡系統

(1)　情報・指示の連絡系統は次図のとおりである。

(2)　県に災害情報を報告するのは、以下の災害が発生したときとする。

ア　災害対策本部を設置した災害

イ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ　ア又はイになるおそれのある災害

(3)　通信の不通等により県に報告できない場合、消防対策部が内閣総理大臣（窓口総務省消防庁）に対して直接被害状況等を報告することとする。通信回復後、県に報告する。

【被害早期把握のための情報系統図】

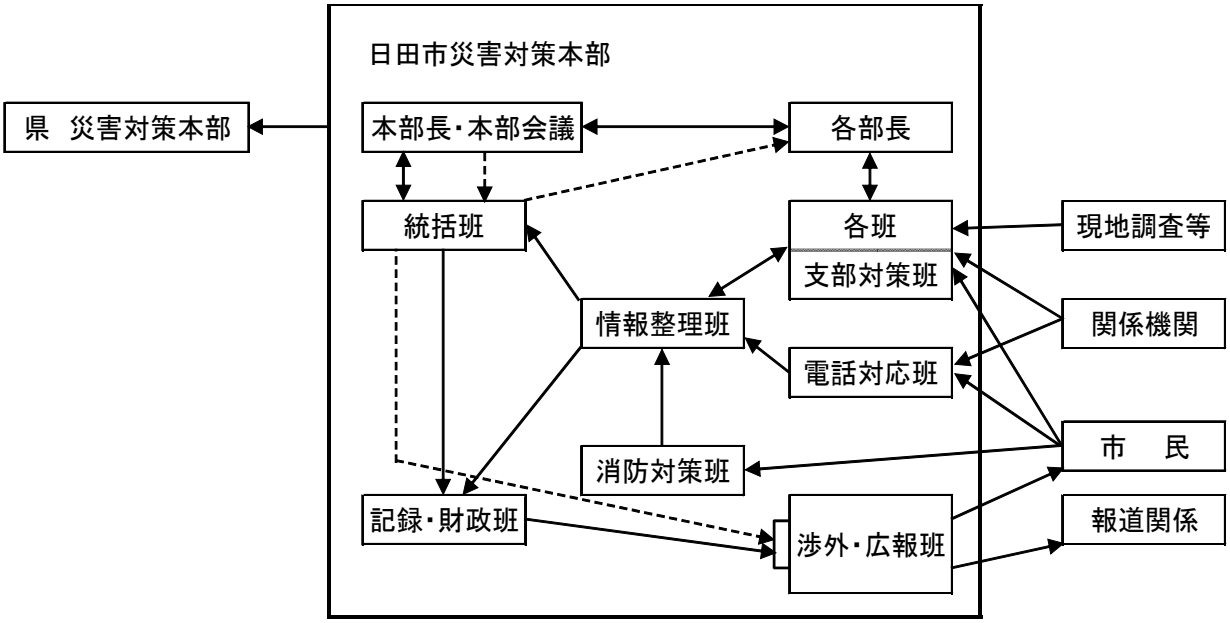

２　収集する情報の種類

担当各部班は、次表に示す情報を収集・連絡するよう努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の全容を大まかにつかむことに留意する。

【被害早期把握のために収集する情報】

項　目	収集内容	担　当
概括的被害情報（※１）	現地調査 ・町村名の区分単位で調査 ・土砂災害等の危険個所 ・河川沿いの危険個所	現地情報班
	自主防災組織からの情報 ・すぐに連絡がない場合は問い合わせる。取れない場合は要注意	支部対策班
	出勤途上の情報 ・勤務時間外の場合	各部
	ヘリコプターによる目視、撮影等	統括班
ライフラインの被害の範囲（※２）	上下水道（上下水道対策部）	上下水道班
	電話（NTT 西日本）	情報整理班
	ガス（LP ガス協会）	情報整理班
	電力（九州電力）	情報整理班
医療機関に来ている負傷者の状況	済生会日田病院・聖陵岩里病院・中央病院一ノ宮脳神経外科病院	救護・医療・救助班
	日田市医師会	救護・医療・救助班
119 番､110 番等通報の状況	１１９番通報（日田消防署）	消防対策部
	１１０番通報（日田警察署）	統括班
	市役所への市民通報	電話対応班
その他	各避難所の避難者の状況	避難者支援班
	所管施設・設備の破損状況	各部
	開始した応急対策の内容	各部
	その他災害の発生規模拡大防止措置上必要な事項	各部

※１「人命危険の有無及び人的被害の発生状況」、「火災、土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性」、「避難の必要の有無及び避難の状況」、「市民の動向」、「道路交通の状況（通行可否等）」

※２「施設の被害状況」、「供給等の停止状況」

３　勤務時間内における情報の収集・連絡【各班】

(1)　情報収集・連絡方法

ア　災害の発生後、各班は直ちに前記２に示す情報収集を開始する。

イ　収集の手段は、電話、ファクシミリ、無線等の通信手段を用いるほか、公用車等を活用して現地調査を行い速やかな情報収集に努める。

ウ　各班は、収集した情報を各部長に報告する。また、必要に応じて県の所管部署に報告する。

エ　部長は、各班が収集した情報をとりまとめた上で、本部会議又は関係部長に速やかに報告する。

オ　本部会議において決定した対策等は、各部長が、所属部各班に連絡する。

カ　本部会議を行わないで、本部長若しくは副本部長が決定した対策等は、統括班が各部長に連絡し、各部長は所属部各班に連絡する。

キ　各部内における収集・連絡方法は、各部内において定める。

(2)　ヘリコプターの支援要請

各部において､ヘリコプター等による被災状況の調査が必要であると認められる場合は、「第３章第３節第４　ヘリコプター支援要請計画」に基づき、本部長が要請する。

(3)　緊急を要する災害情報の隣接市への通報

河川の破堤等緊急を要する災害情報は、統括班又は消防対策班が直ちに、隣接する市町に対し通報する。

4　勤務時間外における情報の収集・連絡【各班】

(1)　情報収集・連絡方法

ア　勤務時間内における収集・連絡方法に準じる。

イ　各職員は出勤途上の被害状況を確認のうえ、各班及び各避難所において速やかにとりまとめる。その際、各班の担当以外の情報についても報告する。

(2)　ヘリコプターの支援要請

勤務時間内における支援方法に準じる。

(3)　緊急を要する災害情報の隣接市への通報

勤務時間内における通報方法に準じる。

5　情報の整理【統括班、情報整理班、記録・財政班】

(1)　情報の整理・分析

ア　統括班及び情報整理班は、各部班から報告された情報に基づき、本市域を網羅する縮尺 1/25,000 程度の白地図の上に被害状況等をとりまとめる。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。

イ　収集した情報及び決定した対策等は、統括班が速やかに県災害対策本部（県防災センター）に速報として報告する。（報告内容は「資料応急－３」を参照。）

(2)　情報整理班による整理

情報整理班は、記録・財政班が作成した情報等を常に整理し、広報班等の各部班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する

6　得られた情報に基づく判断【本部長】

(1)　本部体制の判断

ア　本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方方及びそのために必要な体制を決定する。内容は、「第２章第１節 応急対策の実施体制」による。

イ　勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

(2)　応援体制の判断

本部長は、応援体制の必要性を認めた場合は、県、他の市町、自衛隊等への応援要請を、「第２章第３節防災関係機関との連携計画」に基づき行う。

(3)　各部の判断

上記(1)、(2)について緊急を要すると認められる場合は、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

(4)　代理本部長の判断

本部長及び副本部長（副市長）が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間に、前記(1)、(2)について緊急を要すると認められる場合は、「第２章第２節第４」に示す代理本部長が実施し、事後速やかに本部長に報告する。

第２　第１次情報等の収集・連絡

二次災害の防止と、災害救助法の適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、浸水、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

１　連絡系統

第１次情報等の入手・連絡系統は、「第１被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

２　収集する情報の種類

担当各部班は、災害発生後速やかに、次表に示す情報を収集するよう努める。

この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。特に、二次災害防止に関する情報及び人的被害・住家被害数の把握に重点を置く。

【第１次情報等】

項　目	収集内容	担　当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防対策部 統括班（警察）
	負傷者の状況	救護・医療・救助班 救急指定病院 消防対策部
住家被害	全壊、半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急） ・建物応急危険度判定調査（２日～３日後）	現地対策班 建設対策部
	全焼、半焼の状況	消防対策部
	河川氾濫等による浸水の状況	建設対策部 消防対策部
公共土木施設等の被害	道路、橋梁、河川、の状況	建設対策部
	急傾斜地、住宅等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急） ・応急危険度判定調査（２日～３日後）	建設対策部
	交通施設、交通の状況 ・公共交通機関（各社） ・道路交通（警察）	情報整理班 建設対策部
	ライフライン施設の状況 ・上下水道 ・電話、ＬＰガス、電気	上下水道班 情報整理班
その他	救急救助活動の状況	消防対策部
	医療活動の状況	救護・医療・救助班
	応急給水の状況	上下水道班
	出火の状況	消防対策部
	冠水の状況	建設対策部
	社会的混乱の発生状況	統括班（警察）
	避難所の状況	避難者支援班
	高齢者等避難、避難指示、警戒区域設定の状況	統括班
	非住家（公共建物等）の状況	現地対策班 建設対策部 教育対策部
	応急対策活動の状況等その他	各　班

３　情報の収集・連絡【各班】

(1)　情報の収集・連絡方法

ア　被害規模の早期把握のための調査後、又は並行して、各班は直ちに前項に示す情報収集を開始する。収集の手段は、電話、ファクシミリ、無線等の通信手段を用いるほか、公用車等を活用して現地調査を行い速やかに情報収集に努める。被害の認定基準は、「資料応急－３」による。

イ　各班は、収集した情報を「資料様式－２」、避難状況については「資料様式－７」により、災害対策本部の各部長に報告する。

　現地調査により収集した情報で急を要する場合は、電話等の通信機器による連絡を行い、事後において「資料様式－２」を作成する。

ウ　報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、本部会議へ報告する。

エ　情報整理班は、本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、統括班は、県災害対策本部へ大分県災害対応支援システムにより報告する。

オ　各部内における連絡方法は、各部内において定める。

(2)　建築物等の応急危険度判定調査の実施

　被害等による二次災害防止の観点から、建築物、急傾斜地等及び宅地の被災状況を主に外観により調査し、危険度判定を実施する。（震災編「第３部第１３章第２節」による）

４　得られた情報による判断【本部長】

(1)　二次災害防止対策の判断

　得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。（内容は、「第１３章二次災害の防止活動」による。）

　勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。本部長及び副本部長（副市長）が不在の場合は代理本部長が代行する。

(2)　災害救助法適用の判断

　(1)の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みのあると判断される場合は、「第２章第３節第６　災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

第３　一般被害情報等の収集・連絡

　災害がある程度落ち着いた段階で、詳細な被害情報等の把握に入る。被害情報の確定報告に向けて正確な数量的把握に努めることとし、確定情報に至るまでの間は、把握できた範囲から被害速報として県に報告する。

１　連絡系統

　一般被害情報等の入手・連絡系統は、「第１　被害規模早期把握のための活動」に定める系統に準じる。

２　収集する情報の種類

　担当各部班は、次表に示す情報を収集する。

【一般被害情報等】

項　目	収集内容	担　当
人的被害	死者、行方不明者の状況	消防対策部 統括班（警察）
	負傷者の状況	救護・医療班 救急指定病院 消防対策部
住家被害	全壊、半壊の状況・被災状況調査	現地対策班
	全焼、半焼の状況	消防対策部
	河川氾濫等による浸水の状況	建設対策部
非住家被害	公共建物	各　部
	その他	現地対策班
その他	田　畑	農林対策部
	文教施設	教育対策部
	病　院	救護・医療班
	道　路	建設対策部
	橋　梁	建設対策部
	河　川	建設対策部
	砂　防	建設対策部
	上下水道施設	上下水道班
	清掃施設（し尿施設）	廃棄物処理班　衛生班
	がけ崩れ	建設対策部
	鉄道不通	情報整理班（JR 九州日田駅へ照会）
	電　話	情報整理班（NTT 西日本へ照会）
	電　気	情報整理班（九州電力へ照会）
	ガ　ス	情報整理班（LP ガス協会へ照会）
	ブロック塀等	建設対策部
り災者	り災世帯、り災者数	避難対策部、生活相談班
火　災	火災発生（建物、危険物、その他）	消防対策部
被害額	公立文教施設	教育対策部
	農林水産業施設	農林対策部
	その他の公共施設	各　部
	農林畜水産被害、商工被害	農林対策部、物資対策部

３　情報の収集・連絡【各班】

(1)　情報の収集・連絡方法

ア　災害発生直後の被害の第１次情報の収集、又は並行して、各班は前記２に示す情報収集を開始する。被害の認定基準は、「資料応急－３」により報告は「資料様式－２」による。

イ　各班は、収集した情報を「資料様式－２」により各部の部長・情報整理班に報告する。

ウ　報告を受けた部長は、各班から報告された情報をとりまとめ、本部会議へ報告する。

エ　情報整理班は、本部会議に報告された情報を常に整理し、広報班等の各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。また、統括班は被害状況等報告「資料様式－２」に基づき必要な事項を県災害対策本部へ報告するとともに、「資料様式－５」により集計を行う。

オ　各部内における連絡方法は、各部内において定める。

(2)　人的被害の把握

ア　死者、行方不明者は、消防対策部が日田警察署と連携して把握する。

イ　負傷者は、避難対策部、消防対策部が記録を取りまとめ、記録・財政班が集約する。

第４　住家等被害判定調査

１　住家等被害の把握（被害判定）

住家等被害判定調査を行い、り災証明の発行を行う。

２　災害確定報告

統括班は、市の応急措置完了後速やかに県（災害対策本部）に報告する。

第４節　市民への連絡

≪目的≫　災害情報等の連絡を迅速に行う。
≪方針≫　災害情報等の関連情報を早期に市民へ連絡する。
≪目標≫　発災直後から情報収集等を行った結果をもとに、記録・財政班が整理した情報を随時連絡する。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時間					日							
市民への情報伝達	渉外・広報班	□														□

第１　連絡方法

１　市民に対する連絡方法
(1)　広報班は、発災後速やかに市民へ「第２　連絡する情報」を連絡する。
(2)　勤務時間外等のため、広報班による市民への連絡活動が間に合わないと考えられる場合は、統括班及び消防対策部が防災行政無線により、市民への連絡活動を開始する。
(3)　市民は、まずテレビ・ラジオ・防災行政無線・防災ラジオ・ひた防災メール等により情報入手に努める。
(4)　市民に対する災害情報等の連絡活動は、「第５章 第１節 被災者への情報伝達活動計画」に基づいて行う。
(5)　災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、県知事又は各放送機関に依頼して周知を図る。

２　特殊の情報、特定地域のみに対する連絡方法
次の方法のいずれかにより周知する。
(1)　ひた防災メール、携帯電話のエリアメール、その他のパソコン等にメール配信での通知
(2)　防災行政無線、防災ラジオの使用
(3)　広報車等の拡声装置の利用
(4)　水防計画によるサイレン、警鐘の使用
(5)　口頭、電話等による戸別の通知
(6)　ＨＰでの周知
(7)　ＫＣＶ、民間放送局での文字放送若しくはデータ放送

３　市民への緊急放送等の内容（例）
○○時○○分に、○○町○○付近で崖崩れが発生しました。大変危険な状態になっております。○○町の皆様は携帯必需品等を持って○○避難所に避難を開始して下さい。

第２　連絡する情報

１　災害情報等
災害対策本部は、必要と認められる災害情報等だけでなく、予想される事態並びにこれに対処する措置をも併せて市民に周知するように努める。
(1)　気象予報
(2)　気象情報
ア　暴風雪、大雪、暴風、大雨、洪水（解除）警報
イ　暴風雪、大雪、暴風、大雨特別警報
ウ　台風情報
(3)　河川情報
(4)　その他
ア　予想される事態並びにこれに対処する措置
イ　大規模なライフライン事故（電気、ガス、水道等）
ウ　ライフライン以外の大事故（鉄道事故、自動車事故、航空機事故等）

２　被害規模早期把握のための情報
統括部広報班は、市民の安全確保及び応急対応を迅速に行うために必要と認められる情報を周知する。

(1)　避難の準備、避難場所に関すること
(2)　被害の状況（ライフライン等）
(3)　行動上の注意事項

３　第１次情報等
「２被害規模早期把握のための情報」に準じる。

４　一般被害情報等
「２被害規模早期把握のための情報」に準じる。

第５節　通信手段の確保計画

≪目的≫　災害に伴う気象予警報の連絡、被害状況及び応急対策実施状況の収集、災害情報の連絡等、災害時における通信連絡手段を確保する。

≪方針≫　災害時における災害通信連絡については、一般加入電話によるほか、各機関は、それぞれ同機関に設置されている有線、無線通信施設により速やかに行う。

≪目標≫　発災直後、概ね３時間以内に通信手段を確保する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
災害時における通信連絡	通信手段の確保	統括部統括班 消防対策部	□														□
	通信手段確保の要請	統括部統括班 消防対策部	□														□

応急対策の流れ

事前対策
- 通信機器等の適切な維持管理を行い、各職員が機器の利用・点検方法を習熟する。
- 通信機器等確保の要請を的確に行うための協定を締結する。
- 電話等の多様な通信機器等を整備する。

災害の発生

↓

気象情報・災害情報の収集、連絡
- **統括部、消防対策班**
  （第1章第1節）

通信機器等配備の指示
統括部統括班

↓

通信機器確保の要請
- **管理班**
  - **NTT西日本大分支店**
  - **アマチュア無線日田支部**

被害情報等の収集
統括班、管理班

→ **加入電話の増設等**
（管理班）

→ **県通信機器の点検（IP電話・無線）**
（統括班）

→ **無線機器の点検**
（消防対策部、消防団）

↓

機器故障時の対応
統括班、管理班

→ **通信機器の修理**
（指定保守業者）

→ **非常電源装置の修理**
（指定保守業者）

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①通信機器等配備の指示 ②本部室への通信機器等の配備 ③通信機器、非常電源装置等の故障時の修理依頼 ④加入電話の増設依頼 ⑤他機関等に対する通信機器等確保のための要請 ⑥優先電話の確保
	消防対策部	①無線機器等の点検・確保 ②県無線機器等の点検・確保（IP 電話含む）
	各　部	①非常電話等による通信の確保
市民、事業所		①不要不急電話の抑制
防災関係機関		①無線機等による通信確保の協力
ボランティア		①アマチュア無線機による通信確保の協力

１　非常通信の経路
非常通信の経路の概要は「資料応急－４」のとおりである。

２　通信手段の確保【統括部統括班、消防対策部】
(1)　無線等通信の開局責任者
統括部統括班（防災・危機管理課長）は、災害発生後直ちに無線等通信手段を開局する。各班長は、勤務時間外の災害発生時にも初動要員が対応できるよう、各班員に操作を習熟させる。
(2)　無線通信機器等の配置
統括部統括班は本庁内の、また消防対策部は消防庁舎内の無線通信機器を次のとおり配置する。

【通信機器等の配置計画】

通信機器	設置場所
衛星通信電話・FAX、防災行政無線	本庁４階防災・危機管理課内無線室・各振興局無線室

(3)　防災行政無線の利用
防災中枢拠点（市役所本庁、市役所各振興局、消防）と地域防災拠点（避難所）及び地区防災拠点（避難所）を独自の無線網で結び、災害発生時に電話回線が使用できない場合でも把握した情報の伝達等を迅速に行う。なお、防災行政無線の運用については、日田市防災無線管理運営要領に基づき行う。（資料応急－５）
(4)　非常時優先電話等の利用
災害に関する予警報の伝達及び応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるとき、又は一般加入電話が途絶した場合において各関係機関は、災害対策基本法第５７条及び第７９条に基づき、次の方法により通信施設を優先的に利用し又は使用することにより通信連絡を確保するものとする。ア　災害時優先電話災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめＮＴＴで指定し被災地及びその途中にある電話設備が全滅しない限り利用できる。

【災害時優先電話を利用できる機関】
(1)　気象、水防、消防、災害救援機関及びその他の国又は地方公共団体の機関
(2)　秩序の維持、防衛、輸送の確保、電力の供給、水道の供給、ガスの供給、に直接関係のある機関
(3)　新聞社、通信社、放送事業者の機関
イ　非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第８条第１項及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号）第５５条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱われる。
(ｱ)　非常通話（最優先）非常通話とは、地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合（又は発生のおそれがある場合）、救援、交通、通信、電力の確保や、秩序維持のために必要な事項を内容とするもの。
(ｲ)　緊急通話（優先）緊急通話とは、(ｱ)項の非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要事項を内容とするもの。
(ｳ)　非常電報、緊急電報非常電報、緊急電報はそれぞれ(ｱ)(ｲ)項と同様に扱われ他の一般電報に優先して伝送及び配達される。

【非常・緊急通話、非常・緊急電報を利用できる機関】

非常通信 非常電話	①気象機関相互間 ②水防機関相互間 ③消防機関相互間 ④水防機関と消防機関相互間 ⑤災害救助機関相互間 ⑥消防機関と災害救助機関相互間 ⑦輸送、通信、電力供給の確保に直接関係ある機関相互間 ⑧警察機関相互間
緊急通話 緊急電報	①予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間 ②緊急事態発生の事実を知った者と前項の機関との間 ③犯罪が発生、又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間 ④選挙管理機関相互間 ⑤新聞社、放送業者又は通信社の機関相互間 ⑥水道、ガス供給の確保に直接関係ある機関相互間

３　通信手段確保の要請

通信機器等に事故が発生した場合は、直ちに、開局責任者は保守業者に連絡し、修理を依頼する。市が保有する通信機器等で十分に機能しない場合は、大分県西部振興局、日田警察署、アマチュア無線団体などの無線通信施設所有者等に通信手段確保についての協力を要請する。

４　通信連絡の原則

(1)　通信機器の利用に当たっては、県本部等市外関係機関への通信を最優先とする。
(2)　大分県通信ネットワークが接続している機関に対しては、原則としてこれを用いる。

５　通信時の留意事項

(1)　災害発生時には多くの通信連絡が発生するため、簡略かつ明瞭に行うことに留意する。
(2)　確実に連絡するためにＦＡＸを活用する。なお、ＦＡＸ送信後は、必ず送信先へ受信の確認を行う。
(3)　通信連絡を受けた者は、受信用紙「資料様式－３～４」により確実に記録し、関係者に報告、伝達する。

＜資料＞

大分県防災情報通信システム電話番号

大分県防災危機管理課	８５－５０－３１３９
大分県統制局	８５－５０－３８０

日田消防署消防無線通信番号一覧表

消防長	２００
署　長	２０２
総務課	２０３・２０４

第２章　活動体制の確立

第１節　応急対策の実施体制

≪目的≫　収集・連絡された災害情報に基づく判断により、自らの又は他機関との連携をとった応急対策の実施体制をとる。

≪方針≫　発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

≪目標≫発災後に災害対策本部等を設置し、発災後２時間以内に第１回災害対策本部会議を開催する。

≪担当≫　各　部

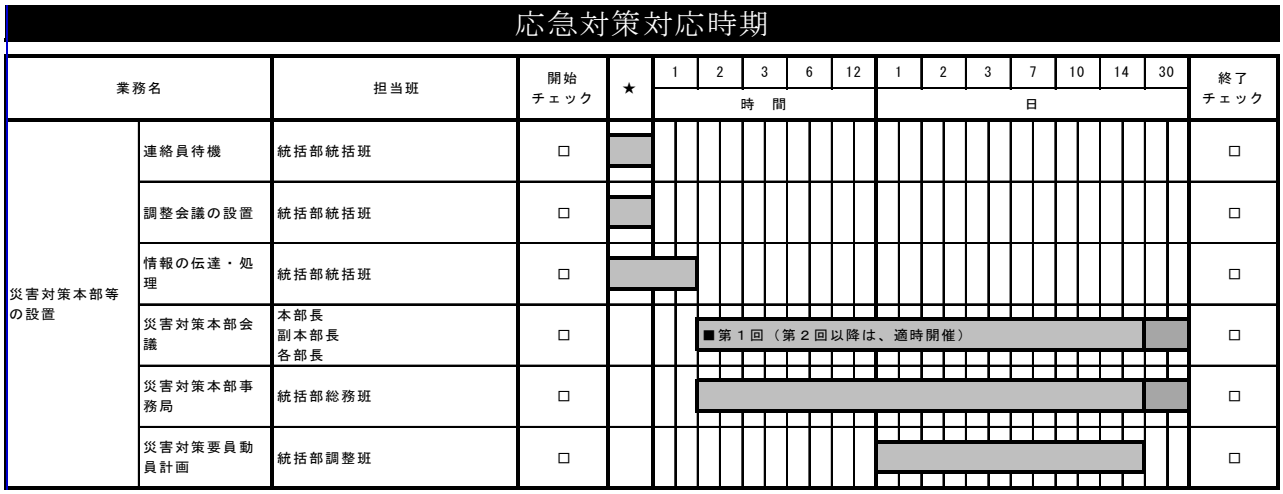

災害対策本部配置一覧

本部長：市長	
副本部長：副市長・教育長	
○統括部：総務企画部長	
統括班	防災・危機管理課長
総務班	総務課長
記録・財政班	財政課長
電話対応班	監査委員会事務局長
調整班	人事係主幹（総括）
会計班	会計管理者
管理班	公有財産係主幹（総括）
現地対応班	税務課長
議会対応班	議会事務局長
情報設備班	情報統計課長
情報整理班	企画課長
渉外・交渉班	広報・広聴係主幹（総括）
○地域対策部：地域振興部長	
支部対策班	各支部
交通対策班	地域振興課長
○市民対策部：市民環境部長	
生活相談班	人権・部落差別解消推進課長
遺体安置班	市民課長
安否不明者確認班	
廃棄物処理班	環境課長
衛生班	

○物資対策部：文化スポーツ観光部長	
総務調整班	商工労政課長
物資調達班	観光課長
○避難対策部：福祉保健部長	
避難者支援班	福祉総務課長
救護・医療・救助班	健康保険課長
要配慮者対策班	長寿福祉課長
避難所開設運営班	福祉支援課長、社会教育課長
○農林対策部：農林商工部長	
農地対策班	農業振興課長
林地対策班	林業振興課長
○建設対策部：土木建築部長	
総務班	契約検査室長
都市整備班	都市整備課長
土木班	土木課長
建築住宅班	建築住宅課長
○上下水道対策部：上下水道局長	
総括班	経営管理課長
上下水道班	施設工務課長
○教育対策部：教育次長	
総務調整班	教育総務課長

応急対策の流れ

事前対策
・全職員は、風水害等の情報と非常配備体制の関係を熟知する。
・本部活動に必要な機材等を平時から配備する。

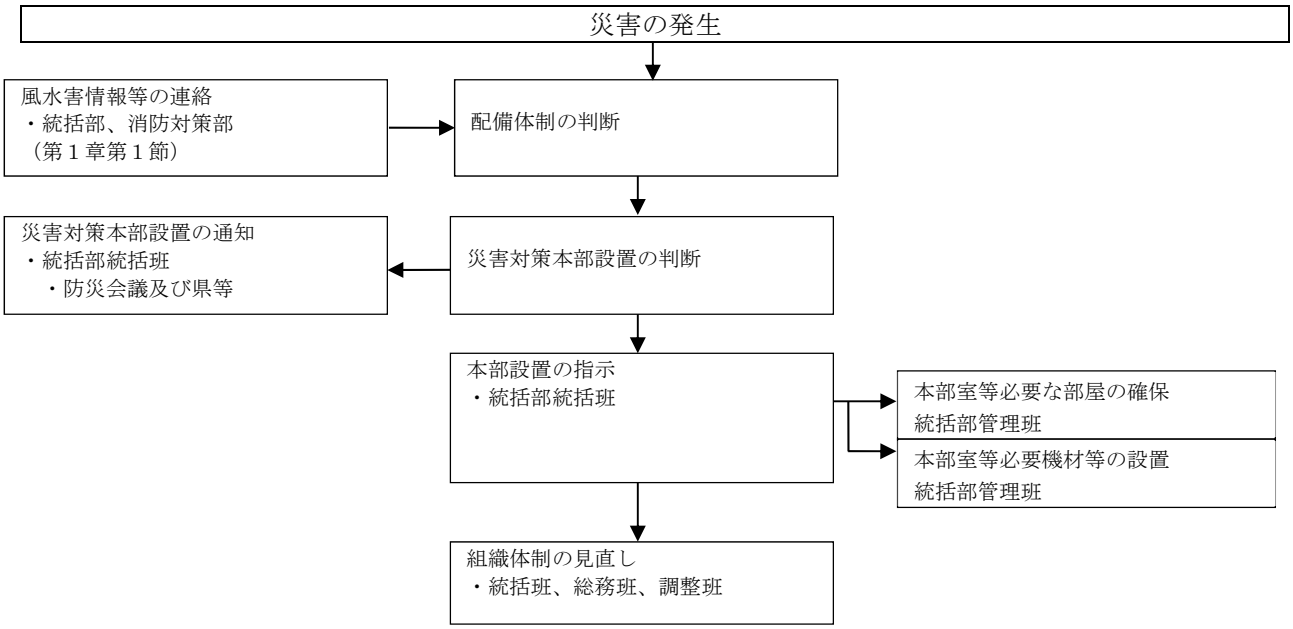

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本 部 長	①配備体制の決定 ②災害対策本部設置の決定 ③災害対策本部閉鎖の決定
	対策本部 事務局	①非常参集指令の各部への連絡 ②災害対策本部又は警戒本部設置に関すること ③災害対策本部の設置又は閉鎖の通知に関すること ④日田市防災会議に関すること ⑤本部会議に関すること ⑥本部室等必要居室の確保に関すること ⑦臨時電話設置等の本部室必要機材の設置に関すること ⑧応急対策に従事する職員等の福利厚生に関すること
	各　部	発災時に担当者が不在の場合においても、各部内において所掌事務を的確に実施できるよう、活動マニュアルを作成する。

第１　初動体制

勤務時間外に災害が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、代理本部長の指揮の下に初動体制を確立する。

１　初動要員

初動体制の確立に当たっては、要員の早期確保が重要な課題であるため、市役所本庁並びに振興局、振興センター近隣（半径２ｋｍ）居住職員を初動要員として指名する。

２　初動体制における処理事項

初動要員は、可能な限り速やかに指定場所に参集し、次の活動を開始する。ただし、初動要員が参集するまでの間は、各部が実施する。

【初動体制における処理事項】

項　目	内　容
情報収集伝達 （各　部）	「第１章第２節第１「気象予警報等の収集・連絡」及び「第１章第３節「被害規模早期把握のための活動」による。
警戒活動 （消防対策部、建設対策部）	河川の決壊、土砂災害等の警戒巡視を実施する。
その他必要事項	その他部長の指示した必要事項

３　第５号防災指令が発令された場合における参集後の組織体制

第５号防災指令が発令された場合における組織体制は、次のとおりとする。

災害対策本部の部	第５号防災指令が発令された場合における組織体制
統括部	統括班、総務班、記録・財政班、電話対応班、調整班、会計班、管理班、情報整理班、渉外・広報班
地域対策部	支部対策班

※各部の出動班の要員は、情報収集ができる範囲の人員とする。（以下共通）

４　第６号防災指令が発令された場合における参集後の組織体制

第６号防災指令が発令された場合における組織体制は次のとおりとする。

災害対策本部の部	第６号防災指令が発令された場合における組織体制
統括部	統括班、総務班、記録・財政班、電話対応班、調整班、会計班、管理班、現地対策班、議会対応班、情報設備班、情報整理班、渉外・広報班
地域対策部	支部対策班、交通対策班
市民対策部	生活相談班、遺体安置班、安否不明者確認班、衛生班、廃棄物処理班
避難対策部	避難者支援班、要配慮者対策班、救護・医療・救助班、避難所開設運営班
物資対策部	総務調整班、物資調達班
農林対策部	農地対策班、林地対策班
建設対策部	総括班、都市整備班、土木班、建築住宅班
上下水道対策部	総括班、上下水道班
教育対策部	総務調整班
消防対策部	指揮本部班

５　初動体制における注意事項

(1)　各部長は、所属職員に初動体制における参集場所、業務内容等について周知徹底を図る。

(2)　初動体制に従事する職員は、指定された参集場所に直行し、業務を遂行する。

第２　本部体制一覧

災害の規模による防災指令、配備体制及び本部体制の設置基準の概要は、以下のとおりとする。

体　制			第１号防災指令	第２号防災指令	第３号防災指令
			災害情報収集室		災害警戒準備室
			－	第１段階	第２段階
職員配備		本　庁	第１号 職員配備体制	第２号 職員配備体制	第３号 職員配備体制
		振興局		防災担当者	防災担当者・ 担当係主幹
設置基準	風水害	梅雨期	－	大雨･洪水注意報が発表され、水防対策支援サービスのレベル２以上が発表されたとき	－
		台風期	－	大雨･洪水注意報が発表され、水防対策支援サービスのレベル２以上が発表されたとき	－
		年　間	－	－	大雨・洪水・暴風・大雪警報のいずれかが発表されたとき
		集中豪雨			気象情報において、集中豪雨が予想され、水防支援レベル３以上が発表されたとき
		その他	国内で風水害による甚大な災害が発生し、情報収集の必要があるとき	－	－
召集方法		勤務時間内	各自判断により出動		
		勤務時間外			

第４号防災指令	第５号防災指令	第６号防災指令
災害警戒準備室 第３段階	災害警戒本部	災害対策本部
第４号 職員配備体制	第５号 職員配備体制	全職員（必要人数）
全職員（必要人数）	全職員（必要人数）	
今後の気象情報、被害の状況等を総合的に判断し、防災・危機管理課長が必要と認めたとき 市内の一部に土砂災害警戒情報が発表されたとき	小規模な災害が発生し、下記基準により各関係機関及び民間の協力を得る必要があると判断し、総務企画部長が必要と認めたとき ・基準観測点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）を越え、１時間後の水位予測等から避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき 〈筑後川〉 小　平　5.0m 小　渕　3.0m 隈　1.5m 〈花月川〉花月　1.6m 〈有田川〉日掛橋　0.4m 〈渡里川〉養面寺橋　0.9m 〈高瀬川〉鰐淵橋　1.3m 〈赤石川〉川平橋　2.2m 〈串川〉石井橋　2.0m 〈玖珠川〉天瀬橋　2.4m 〈杖立川〉杖立　5.0m	災害警戒準備室または災害警戒本部において災害対応を行う中で、被害が全市に及ぶ場合、あるいは甚大な場合または、下記基準により、その恐れがあると認めたとき ・基準観測点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、かつ今後水位の上昇が見込まれるとき 〈筑後川〉 小　渕　4.0m 〈花月川〉花月　2.2m 〈有田川〉日掛橋　0.7m 〈渡里川〉養面寺橋　0.9m 〈高瀬川〉鰐淵橋　1.6m 〈赤石川〉川平橋　2.3m 〈串川〉石井橋　2.4m 〈玖珠川〉天瀬橋　3.2m 〈杖立川〉杖立　5.3m
集中豪雨により小規模かつ局地的な災害が発生し、またはその恐れがあると認めたとき	※数字は、はん濫注意水位	※数字は、避難判断水位
－	－	－
携帯電話へメール配信及び庁舎内連絡		
携帯電話へメール配信及び職員非常呼集連絡		

第３　職員の動員配備指令

１　防災指令

(1)　本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各部長に防災指令を発令する。

(2)　統括部長は、次の基準に従って本部長に防災指令の発令について進言する。

【防災指令の種類と基準】

防災指令の種類	防災指令の発令基準（風水害等）
防災指令　第１号	・国内で大規模な風水害が発生し、情報収集の必要があるとき
防災指令　第２号	・大雨洪水注意報が発表され、かつ関係機関からの支援レベル２以上が発令された場合
防災指令　第３号	・大雨、洪水、暴風、大雪警報が発表されたとき ・気象予報により集中豪雨が予想され、関係機関からの支援レベル３以上が発表された場合
防災指令　第４号	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・各種警報により、市域に影響が予想されるとき ・台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき ・集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生するおそれがあるとき
防災指令　第５号	・各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき ・台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき ・集中豪雨等により、市内において小規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき ・市内河川（　川）が避難判断水位（　m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき
防災指令　第６号	・台風又は集中豪雨等により、市内で人命あるいは住家に対して災害が発生したとき ・台風又は集中豪雨等により、市内広域にわたる大規模な災害が予想され、または発生し、更に被害の拡大が予想されるとき ・市内河川（　川）が氾濫危険水位（　m）に達し、更に上昇のおそれのあるとき

２　配備体制

(1)　勤務時間内に災害が発生した場合、各部は通常の業務を一時停止、又は縮小し、次の基準に従い、定められた配備につく。

(2)　勤務時間外の場合は、防災指令の基準により配備体制を判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。

(3)　災害発生直後に被害の拡大状況等により、配備体制を強化する必要があると判断される場合は、各部長は各部毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。

(4)　各部長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し必要と認められる場合は応急対策活動要員を増員し万全を期する。

【配置体制】

担当／種別			配備担当職員
災害情報収集室	第１号 防災指令	第１号 職員配備体制	防災・危機管理課１～２人をもって防災にあたる体制
災害警戒準備室	第２号 防災指令	第２号 職員配備体制	防災・危機管理課２～３人をもって防災にあたる体制
	第３号 防災指令	第３号 職員配備体制	防災・危機管理課全員をもって防災にあたる体制
	第４号 防災指令	第４号 職員配備体制	総務課、防災・危機管理課、広報・広聴係員、福祉総務課職員をもって防災にあたる体制
災害警戒本部	第５号 防災指令	第５号 職員配備体制	本部長：総務企画部長（総括部部長兼務） 副本部長：地域振興部長（地域対策部長兼務） 統括部班長　統括班（防災・危機管理課長） 総務班（総務課長） 記録・財政班（財政課長） 電話対応班（監査委員会事務局長） 調整班（職員係主幹） 会計班（会計管理者） 管理班（公有財産管理係主幹） 現地対策班（税務課長） 情報整理班（企画課長） 渉外・交渉班（広報・広聴係主幹） 情報設備班（情報統計課長） 議会対応班（議会事務局長） 地域対策部班長　支部対策班（振興局長、振興センター長） 交通対策班（地域振興課長） 各班班員　総務課、防災・危機管理課、財政課、税務課、情報統計課、企画課、地域振興課、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、議会事務局、振興局職員、振興センター参集職員 避難対策部　福祉保健部長 市民対策部　市民環境部長 物資対策部　文化スポーツ観光部長 農林対策部　農林商工部長 建設対策部　土木建築部長 上下水道対策部　上下水道局長 教育対策部　教育次長 ※上記以外の部課長は、職場待機
災害対策本部	第６号 防災指令	第６号 職員配備体制	全職員

第２節　災害対策本部等の設置

本節では、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、財産の安全を確保するために実施する災害応急対策を行う組織及び活動内容を定める。

【災害対策本部の設置イメージ　本庁　】

配置基準	災害情報収集室	災害警戒準備室		災害警戒本部	災害対策本部
災害規模	小 →				大
本部長	―	防災・危機管理課長	防災・危機管理課長	総務企画部長	市長
副本部長	―	―	総務課長	地域振興部長	副市長、教育長
配置体制	第 1～2 号配置体制	第３号配置体制	第４号配置体制	第５号配置体制	第６号配置体制
編　成	防災・危機管理課職員	防災・危機管理課職員	総務課、防災・危機管理課、広報・広聴係職員、福祉総務課職員	職員の半数程度をもって防災体制にあたる	全職員

【災害対策本部の設置イメージ　各振興局　】

配置基準	災害情報収集室	災害警戒準備室	災害警戒本部	災害対策本部
災害規模	小 →			大
支部長	―	＊局長補佐・主幹（総括）総務振興係担当	振興局長	
副支部長	―	主幹（総括）産業建設係担当	＊局長補佐・主幹（総括）総務振興係担当	
配置体制	―	―	振興局長が必要と認めた人数をもって防災体制にあたる（本庁からの動員を含む）	
編　成	総務振興係職員	全職員	振興局全職員、動員職員	

＊（天瀬･大山については局長補佐）

第１　災害情報収集室職員待機

1　災害情報収集職員待機の基準

日田市に暴風・大雨・洪水・のいずれかの警報及びウェザーニュースから発表されるレベル数値２が発表されるとき等においては、災害情報収集室要員は庁内及び振興局に待機する。

【災害情報収集室要員の待機基準】

組　織	設置する基準（風水害）
災害警戒準備室待機	ア　日田市に暴風・風雪・大雨・洪水のいずれかの警報の発表が予想されるとき イ　日田市に大雨注意報が発令され、ウェザーニュースから発表されるレベル指数が警戒値に達したとき ウ　風水害による災害の発生が予想され情報収集の必要があるとき

2　災害情報収集室の構成

(1)　災害情報収集室

災害情報収集室は、防災・危機管理課及び各振興局総務振興係をもって構成する。

3　事務分掌

(1)　各種警報・注意報等の把握に関すること。
(2)　災害状況の情報収集等に関すること。
(3)　本庁及び各振興局との連絡調整に関すること。
(4)　県及び関係機関との連絡調整に関すること。
(5)　他市町との連絡調整に関すること。

第２　災害警戒準備室

１　災害警戒準備室の設置基準

風水害等により災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときに防災指令の発令を進言するため、災害警戒準備室を設置する。

２　災害警戒準備室の構成

(1)　本　庁

本庁災害警戒準備室は、統括部統括班長（防災・危機管理課長）、が指名する者をもって構成する。

(2)　各振興局

振興局災害警戒準備室は、支部長（局長補佐・主幹（総括）総務振興係担当）が指名する者をもって構成する。

３　事務分掌

(1)　防災指令の発令の進言に関すること。

(2)　災害状況の情報収集等に関すること。

第３　災害警戒本部

１　災害警戒本部の設置基準

災害対策本部を設置するに至らない小災害が発生したとき又は災害の発生が予想されるときは、災害対策本部に準じた体制をもって対処する。

振興局もしくは振興センター管内の支部災害警戒本部等に対応要員の不足が生じると振興局長が判断した場合は、防災・危機管理課に応援要請を行うものとする。この場合、災害対策本部設置時の各班より、各振興局、振興センター管内の在住職員を優先的に必要となる班員を応援要員として班長が配置する。

【災害警戒本部の設置基準】

組　織	設置する基準（風水害）
災害警戒本部	ア　防災指令第５号が発表されたとき イ　各種警報により、市域に影響が予想されるとき ウ　台風情報が発表され、市域に影響が予想されるとき エ　集中豪雨等により、小規模かつ局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき オ　市内河川が氾濫注意水位に達し、更に上昇のおそれのあるとき カ　市長が災害警戒本部を設置する必要があると認めた場合

２　災害警戒本部の構成

(1)　本部長

総務企画部長とする。

(2)　副本部長

副本部長は、地域振興部長をもって充てる。

(3)　組織編制災害警戒本部の構成は、以下のとおりとする。

【災害警戒本部組織編制】

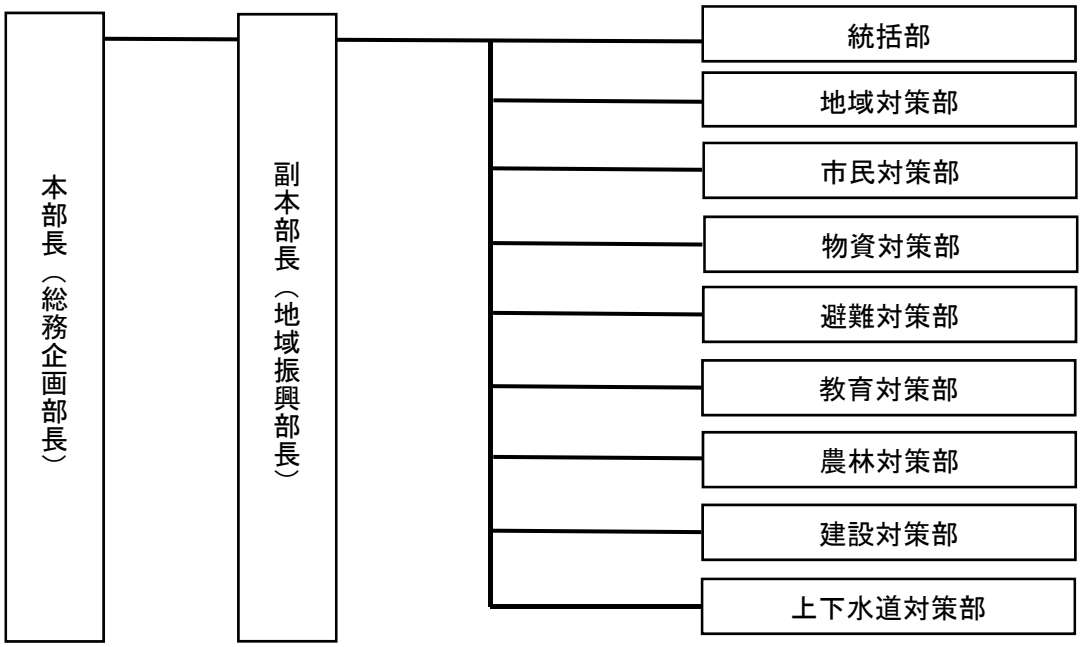

３　災害警戒本部設置の手続

(1)　災害警戒本部の設置については、本部長（総務企画部長）は警戒本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。

(2)　勤務時間外等の事情により、(1)の手続きを経るいとまがないと認められる場合は、本部長又は緊急本部員が専決し、その結果を警戒本部会議に報告する。

４　災害警戒本部設置の通知

(1)　本部長は、災害警戒本部を設置したときは、県知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

(2)　通知の方法

通知、公表先	通知、公表の手段	担当班
各　部	庁内放送、本部会議、本部連絡員	統括部統括班
県知事	大分県災害対応支援システム、電話、ＦＡＸ	統括部統括班
防災会議構成員	電話、統括班、ＦＡＸ	統括部統括班
報道機関	ＦＡＸ、口頭又は文書（記者クラブの活用）	渉外・広報班
市　民	報道機関、ひた防災メール	渉外・広報班

５　災害警戒本部の設置場所

本庁庁議室とする。

６　災害警戒本部会議

災害警戒本部会議は、災害警戒本部の活動に関する基本方針や、災害発生時の対応方法に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し室会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1)　災害警戒本部会議員

本部長、副本部長、各部長

(2)　協議・決定事項

ア　災害の被害予測に関すること
イ　災害発生時の基本方針に関すること
ウ　災害発生時の対処方法に関すること
エ　動員配備体制に関すること
オ　各部間調整事項に関すること
カ　その他

７　災害対策本部への移行

災害の被害が拡大、又は、災害への対策又は防災の推進を図る必要が認められた場合、本部長は市長に災害対策本部への移行を進言する。

８　災害警戒本部の縮小・閉鎖

(1)　本部の縮小･閉鎖

ア　本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を縮小、もしくは閉鎖する。

イ　防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理をさせる。

(2)　本部の閉鎖の通知

本部長は、災害警戒本部を閉鎖したときは、県知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

第４　災害対策本部の設置

１　災害対策本部の設置基準

市長は、災害対策基本法第 23 条に基づき次の場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

【災害対策本部の設置基準】

組　織	設置する基準（風水害）
災害対策本部	ア　防災指令第６号が発表されたとき イ　各種警報により、市域に甚大な影響が予想されるとき ウ　台風情報が発表され、市域に甚大な影響が予想されるとき エ　集中豪雨等により、市内広域にわたる災害や甚大な局地的災害、若しくは市域広域にわたる大規模な災害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき オ　市内河川が避難判断水位、若しくは氾濫危険水位に達し、更に上昇のおそれのあるとき カ　市長が災害対策本部を設置する必要があると認めた場合

２　災害対策本部の構成

(1)　本部長

市長を本部長とする。なお、本部長の主な権限事項は、以下のとおりである。

ア　配備体制の決定に関すること（第３部第２章第１節）
イ　災害（警戒）対策本部設置の決定に関すること（第３部第２章第１節）
ウ　災害対策本部閉鎖の決定に関すること（第３部第２章第１節）
エ　広域応援要請の指示に関すること（第３部第２章第３節）
オ　自衛隊派遣要請に関すること（第３部第２章第３節）
カ　災害救助法適用要請の指示に関すること（第３部第２章第３節）
キ　警察署への消防活動協力要請に関すること（第３部第３章第１節）
ク　自衛隊への応援派遣要請に関すること（第３部第３章第１節）
ケ　県及び医師会に対する救護班出動要請に関すること（第３部第３章第３節）
コ　高齢者等避難・避難指示の発令に関すること（第３部第６章第１節）
サ　警戒区域の設定に関すること（第３部第６章第１節）
シ　避難所開設の決定に関すること（第３部第６章第２節）
ス　義援金・義援物資受入れの判断、指示に関すること（第３部第９章第１節）
セ　ボランティア受入れの指示（第３部第９章第２節）

(2)　副本部長

副市長、教育長をもって充てる。

(3)　組織編制

災害対策本部の組織、事務分掌は「日田市災害対策本部条例」、「日田市災害対策本部規程」に定める。

第５　現地災害対策本部の設置

災害対策基本法第 23 条第 5 号に規定する現地災害対策本部は、次に定めるところにより設置する。

１　設置

市長は、次の基準に達したときにおいては、現地災害対策本部を設置する。

被災地が日田市災害対策本部から遠距離にあり、本部の設置のみでは災害応急対策に支障をきたすおそれがあり、市長が必要と認めたとき。

２　廃止

現地災害対策本部は、現地における予想された応急対策が概ね完了したと認められたとき、市長の判断に基づき廃止し、災害対策本部に統合し事務を引き継ぐものとする。

３　組織編成

(1)　現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、副市長、部長、振興局長の中から本部長（市長）が指名する。

(2)　現地本部室長、現地対策班長

現地本部室長、現地対策班長は、課所長の中から本部長（市長）が指名する。

(3)　現地災害対策本部構成員

現地災害対策本部構成員は、本部構成員の中から本部長（市長）が指名する。

【日田市災害対策本部組織表】

- 本部長
- 副本部長
- 本部運営
  - 統括部
    - 統括班
      - ・防災・危機管理課
      - ・防災・危機管理係
      - ・情報システム係
      - ・支援グループ員
      - ・消防団長
    - 総務班
      - ・総務課
      - ・行政係
      - ・秘書係
    - 記録・財政班
      - ・財政課
      - ・財政係
    - 電話対応班
      - ・監査委員事務局
      - ・選挙管理委員会事務局
      - ・農業委員会事務局
    - 調整班
      - ・人事係
      - ・給与厚生係
    - 会計班
      - ・会計課
    - 管理班
      - ・公有財産管理係
    - 現地対策班
      - ・税務課
    - 議会対応班
      - ・議会事務局
    - 情報設備班
      - ・情報統計課
      - ・地域情報統計係
    - 渉外・広報班
      - ・広報・公聴係
      - ・デジタル推進係
    - 情報整理班
      - ・企画調整係、業務推進係
      - ・地域振興課地域活動支援係
  - 地域対策部
    - 支部対策班
      - ・各振興局
      - ・各振興センター
    - 交通対策班
      - ・公共交通係
- 被災者対応
  - 市民対策部
    - 生活相談班
      - ・市民課
      - ・人権・部落差別解消推進課
    - 遺体安置班・安否不明者確認班
      - ・市民課
    - 廃棄物処理班・衛生班
      - ・環境課
      - ・新清掃センター建設室
  - 物資対策部
    - 総務調整班
      - ・商工労政課
    - 物資調達班
      - ・観光課
  - 避難対策部
    - 避難者支援班
      - ・福祉総務課
    - 救護・医療・救助班
      - ・健康保険課
      - ・診療所
    - 要配慮者対策班
      - ・長寿福祉課
      - ・障害福祉係
    - 避難所開設運営班
      - ・福祉支援課
      - ・健康保険課
      - ・文化スポーツ振興課
      - ・社会教育課
      - ・人権・部落差別解消教育課
      - ・こども未来課
      - ・文化財課
      - ・学校教育課
      - ・学校給食課
  - 教育対策部
    - 総務調整班
      - ・教育総務課
- 復旧対応
  - 農林対策部
    - 農地対策班
      - ・農業振興課
    - 林地対策班
      - ・林業振興課
  - 建設対策部
    - 総括班
      - ・契約検査室
    - 都市整備班
      - ・都市整備課
    - 土木班
      - ・土木課
    - 建築住宅班
      - ・建築住宅課
  - 上下水道対策部
    - 総括班
      - ・経営管理課
    - 上下水道班
      - ・施設工務課
- 救命救助
  - 消防対策部
    - 指揮本部班
    - 警防・救助・救急班
    - 消火班
      - ・日田消防署

(4)　代理本部長

ア　勤務時間外に発災した場合

勤務時間外に災害が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の災害対策本部の組織的運営が可能となるまでの間、代理本部長が必要な指揮及び判断を行う。

イ　代理本部長の業務

(ｱ)　動員配備指令の確認、徹底
(ｲ)　概括的情報等の収集の指揮
(ｳ)　初動活動方針の決定
(ｴ)　救護班の派遣に関する判断
(ｵ)　避難所の開設に関する判断
(ｶ)　高齢者等避難・避難指示等に関する判断
(ｷ)　災害対策本部の設置に関する判断
(ｸ)　広域応援の要請に関する判断
(ｹ)　自衛隊派遣の要請に関する判断
(ｺ)　その他緊急を要する判断及び組織の指揮

(5)　動員方法

ア　勤務時間内の動員方法

総務課長が、庁内放送、電話、メール等により、各部長に伝達する。各部長は、電話、ＦＡＸ等により、防災指令とこれに基づく動員指示を伝達する。各部内の伝達方法は、各部内において定める。

【庁内放送文例】

基　準		庁内放送文例
風水害等発生時	気象情報	○○時に、日田市に大雨、洪水警報が発表されました。今後の総雨量が○○ミリと予想さています。職員は今後の情報にご注意下さい。なお、これまでの雨量は　　で○○ミリ、　　で○○ミリです。
		台風○○号が、○○時頃、○○地方に上陸する見込みです。○○時頃から、風雨が強くなりますので、今後の台風情報に十分注意して下さい。
	水防警報	○○時○○分に、日田土木事務所により、水防警報が発令されました。水防本部の各部長は、至急庁議室に集合して下さい。
	被害状況	○○町○番○号付近で崖崩れが発生し、通行が不能なっています。現在、復旧工事をしていますが、復旧の目途は立っておりません。なお、死傷者はでていません。
	火災情報	消防署からお知らせいたします。○○町○番○号で火災が発生しました。
		消防署からお知らせいたします。○○町○番○号で発生した建物火災は、全焼（半焼小火）で鎮火しました。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様（○○名）です。
		消防署からお知らせいたします。 ○○町 ○番 ○号で発生した建物火災は、○○焼き、現在も延焼中です。なお、現在までに判明したところでは、死傷者はない模様（○○名）です。
	防災指令等	防災危機管理課からお知らせいたします。第１号防災指令が発令されました。部長から指名された職員を除き自宅待機としますが、連絡があればすぐ出動すること。なお、現在、大分県西部（日田市）に大雨警報（洪水警報）が発表されております。○○では昨日からの累積雨量が既に○○ミリを超えております。
		災害対策本部からお知らせいたします。第２号防災指令が発令されました。職員は直ちに所定の業務に就いて下さい。

イ　勤務時間外の動員方法

(ｱ)　風水害等発生時

勤務時間外に次に掲げる事態が発生した場合は、携帯防災メール、電話又は携帯電話により、各号に定める系統により部長及び参集要員に連絡する。

○　気象警報が発表された場合各部の部長への連絡は、ひた防災メールにより連絡をする。
○　日田土木事務所により水防警報が発令された場合「資料応急－６」に示す勤務時間外にお

ける指令の伝達系統による。

(ｲ)　参集時の留意事項

○事前の習熟

・職員は、事前に定められた配備体制「資料様式－１」（災害対応従事業務一覧表）に基づき、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

・災害情報の収集

○参集経路の確認

・職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、単車、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。

○服装及び携行品

・参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、水筒、食料及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

○参集途上の措置

・参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

○被害状況の報告

・職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は本部の情報整理班に報告する。

(ｳ)　動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生直後の動員対象から除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

○　職員自身が、災害発生時に療養中又は災害の発生により傷病の程度が重症である場合

○　親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合

○　自宅又は親族の居住する住宅が半壊相当以上の被害を受け、当該職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

○　同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合

○　自宅付近において、救出救助要請があった場合

４　災害対策本部事務分掌

部	課名（班名）		業　務
統括部	統括班以外の班		指定避難所の運営
	（統括班） 防災・危機管理課 情報統計課情報システム係		災害対策本部の設置
			災害に関する情報の収集
			高齢者等避難、避難指示の発令
			関係機関の連絡調整
			消防署及び消防団の出動要請
			自衛隊等の災害派遣要請
			アマチュア無線団体の要請
			災害対策本部の解散
			大分県災害対応支援システムへの入力
		支援グループ	各種気象・河川情報等の収集と分析
			避難情報発令の支援
			緊急情報の確認
			電話、電力に関する情報整理
	（総務班） 総務課行政係、秘書係		本部会議の運営
			本部会議等協議事項の記録（議事録）
			災害に関する情報の集約
			市長及び副市長の秘書に関する事項
	（記録・財政班） 財政課財政係		住民及び各部からの被害情報の記録
			各種対応状況の記録
			災害に伴う予算措置
	（電話対応班） 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局		市民からの災害情報等の電話受付
	（調整班） 総務課人事係、給与厚生係		非常呼集及び職員の配備
			職員出動状況の確認及び配置調整
			職員の被災状況の把握
			応援協定締結自治体への職員応援要請
			その他職員に関する総括
	（会計班） 会計課		災害に伴う支払い
			義援金、支援金の受付配分
	（管理班） 財政課公有財産管理係		車両の確保及び管理
			本庁舎及び市有財産の被害調査及び応急対策
			通信機器の管理（本庁舎、振興局）
	（現地対策班） 税務課		各種被害の現地調査及び応急対応
			被災家屋等の調査
			罹災証明窓口の設置、申請受付、発行
			資機材の確保及び補給
	（議会対応班） 議会事務局		議員からの災害情報の整理
			議員への災害情報の提供

部	課名（班名）	業　務
統括部	（情報整理班） 企画課企画調整係及び業務推進係 地域振興課地域活動支援係	災害に関する情報整理（電話、電力を除く）
		災害に関する応急対策の整理、指示
		支部対策班からの情報整理
		各班の応援
	（渉外・広報班） 企画課広報・広聴係 情報統計課デジタル推進係	報道機関への情報配信
		関係機関への情報配信
		記者発表の検討・実施
		各種情報を住民等に伝達（日田市ＨＰ、メール、ＫＣＶ）
	（情報設備班） 情報統計課地域情報統計係	ケーブルテレビ設備の管理・復旧
		テレビによる情報の配信管理
地域対策部	（支部対策班） 各振興局	管内の被害情報整理、報告
		管内の被害調査及び応急対策
		管内の指定避難所の開設及び運営管理
		本部と振興局の連絡調整
		管内自治会等への協力要請
		災害に伴う市民相談窓口の設置
		管内の災害弔慰金等の被災者援助
	各振興センター	管内の被害情報整理、報告
		管内の指定避難所の開設及び運営管理援助
		本部と振興センターの連絡調整
		管内自治会等への協力要請
		災害に伴う市民相談窓口の設置
	（交通対策班） 地域振興課公共交通係	公共交通路線の運行状況の調査
		公共交通運行状況の周知
		指定避難所の運営
市民対策部	全ての班	必要な場合の避難者の移送
		指定避難所の開設及び運営（事務援助）
	（生活相談班） 人権・部落差別解消推進課 市民課生活安全係	所管施設の被害状況調査
		災害に伴う市民相談窓口の設置
		部内の応援
	（遺体安置班、安否不明者確認班） 市民課	罹災による身元不明者の埋火葬の手続き
		被災証明窓口の設置、申請受付、発行
		安否不明者の確認・問い合わせ対応
	（衛生班、廃棄物処理班） 環境課、新清掃センター建設室 バイオマス資源化センター 清掃センター、環境衛生センター	部内の調整
		所管施設の被害状況調査
		避難所への仮設トイレ設置及びし尿の処理
		ごみ（瓦礫）の仮設置場の確保、廃棄物収集処理
物資対策部	全ての班	必要な場合の避難者の移送
		指定避難所の運営
	（総務調整班） 商工労政課	部内の調整
		所管施設の被害状況調査
		災害対応用物資・資機材の保管場所の確保
		災害対応用物資・資機材の調達先の確保と調達
		物資（食料）の手配及び配送
		救援物資の受入、払出
		救援物資の保管場所確保
		商工業の被害状況の調査
		中小企業融資の検討
	（物資調達班） 観光課	所管施設の被害状況調査
		所管観光施設の観光客の避難誘導
		物資（食料）の手配及び配送
		部内の応援

部	課名（班名）	業　務
避難対策部	全ての班	必要な場合の避難者の移送
		指定避難所の運営
	（避難者支援班） 福祉総務課	部内の調整
		避難所の鍵、公用携帯電話の準備・管理
		避難所開設の指示
		避難所の運営管理と避難者情報の管理（システム入力）
		社会福祉施設の被害状況調査
		障害者等の被災状況調査及び援護
		社協と協力してボランティア受入
		被災者に対する福祉相談
		日赤援助物資の受理・配分（日赤と連絡調整）
		災害救助法に関する事務
		災害弔慰金等の被災者援助
	（救護・医療・救助班） 健康保険課健康支援係 保健医療係 感染症対策係 東渓診療所、上津江診療所	避難所の巡回
		避難所での救護
		保健衛生資機材の調達
		防疫用資機材及び防疫用薬剤の調達
		保健所及び医師会への協力要請
		避難所等での保健衛生活動の実施
	（要配慮者対策班） 長寿福祉課、 福祉支援課障害福祉係	災害時要配慮者の避難誘導等の指示
		社会福祉施設の被害状況調査
		福祉避難所の開設要請
		災害時要配慮者の避難者情報管理
		避難所の災害時要配慮者の援護
	（避難所開設運営班） 福祉総務課地域共生係及び監査指導係、 福祉支援課生活福祉係、 こども未来課、 健康保険課国保・年金係、 文化財課、文化スポーツ振興課、 社会教育課、 学校教育課学務係（教育センター員を含む）、 学校給食課、 人権・部落差別解消教育課	児童福祉施設等の被害状況調査
		指定避難所の開設及び運営管理
		所管する施設の被害状況調査
教育対策部	（総務調整班） 教育総務課 学校教育課指導係	指定避難所の運営
		必要な場合の避難者の移送
		教育委員会内の調整
		市立学校の被害調査及び応急対応
		育友会等への協力要請
		学用品の供与の検討・実施
		教育関係義援金の受入、配分方の検討、実施
		児童・生徒の安全対策の実施
		児童・生徒の被害調査（安否確認）

部	課名（班名）	業　務
農林対策部	全ての班	指定避難所の運営
		必要な場合の避難者の移送
	（農地対策班） 農業振興課	部内の調整
		農地、農業施設等の被害調査及び応急対策
		農地、農業施設等の復旧計画
		農業関係団体との連絡調整・協力要請
		農業者に対する融資の検討・実施
	（林地対策班） 林業振興課	林地、林業施設等の被害調査及び応急対策
		林地、林業施設等の復旧計画
		林業関係団体との連絡調整・協力要請
		林業者に対する融資の検討・実施
建設対策部	全ての班	指定避難所の運営
		必要な場合の避難者の移送
	（総括班） 契約検査室	道路等の被害状況の把握
		道路等の復旧状況の把握
		市道関係被害・交通規制等のシステム入力
	（都市整備班） 都市整備課	部内の調整
		所管する道路、公園等の被害調査及び応急対策
		道路の交通規制（国県道）・河川（国県管理分）
		国県管理道路、河川の被害及び対策状況の収集
		臨時ヘリポートの確保
	（土木班） 土木課	指定避難所の運営
		市の管理河川の被害調査及び応急対策
		道路の交通規制等（市道）
	（建築住宅班） 建築住宅課	市営住宅の被害調査及び応急対策
		仮設住宅建設の検討・実施
		罹災家屋に関する相談対応
		罹災者の市営住宅入居の検討・実施
上下水対策部	全ての班	指定避難所の運営
		必要な場合の避難者の移送
	（総括班） 経営管理課	部内の調整
		上下水道施設の被害調査の総括、報告及び広報
		上下水道班の応援
	（上下水道班） 施設工務課	上下水道施設の被害調査の総括、情報収集及び応急対策
		避難所等の給水の検討及び実施
		水門等の操作
消防対策部	（指揮本部、警防救助救急班、消火班） 日田消防署	災害情報の収集及び報告
		水防活動（警戒パトロール）の実施
		救助・救急活動の実施
		消防団との連携調整
		防災資機材の調達
		行方不明者名簿の作成
		行方不明者の捜索
現地災害対策本部	現地本部班	災害に関する情報の収集及び伝達
		各対策班及び本部との連絡調整
		自主防災組織等への協力要請
		高齢者等避難、避難指示の伝達および避難誘導
		本部長（市長）が必要と認めるもの。
	現地対策班	被災者対応
		避難者対応

５　情報の伝達・処理方法

市民からの問い合わせや現地において収集した情報及び災害情報については、各部内で集計・分析し部内に指示をするとともに、全庁的及び他部との協力が必要な事項については、情報の共有を図る。

【部班間の情報伝達方法】

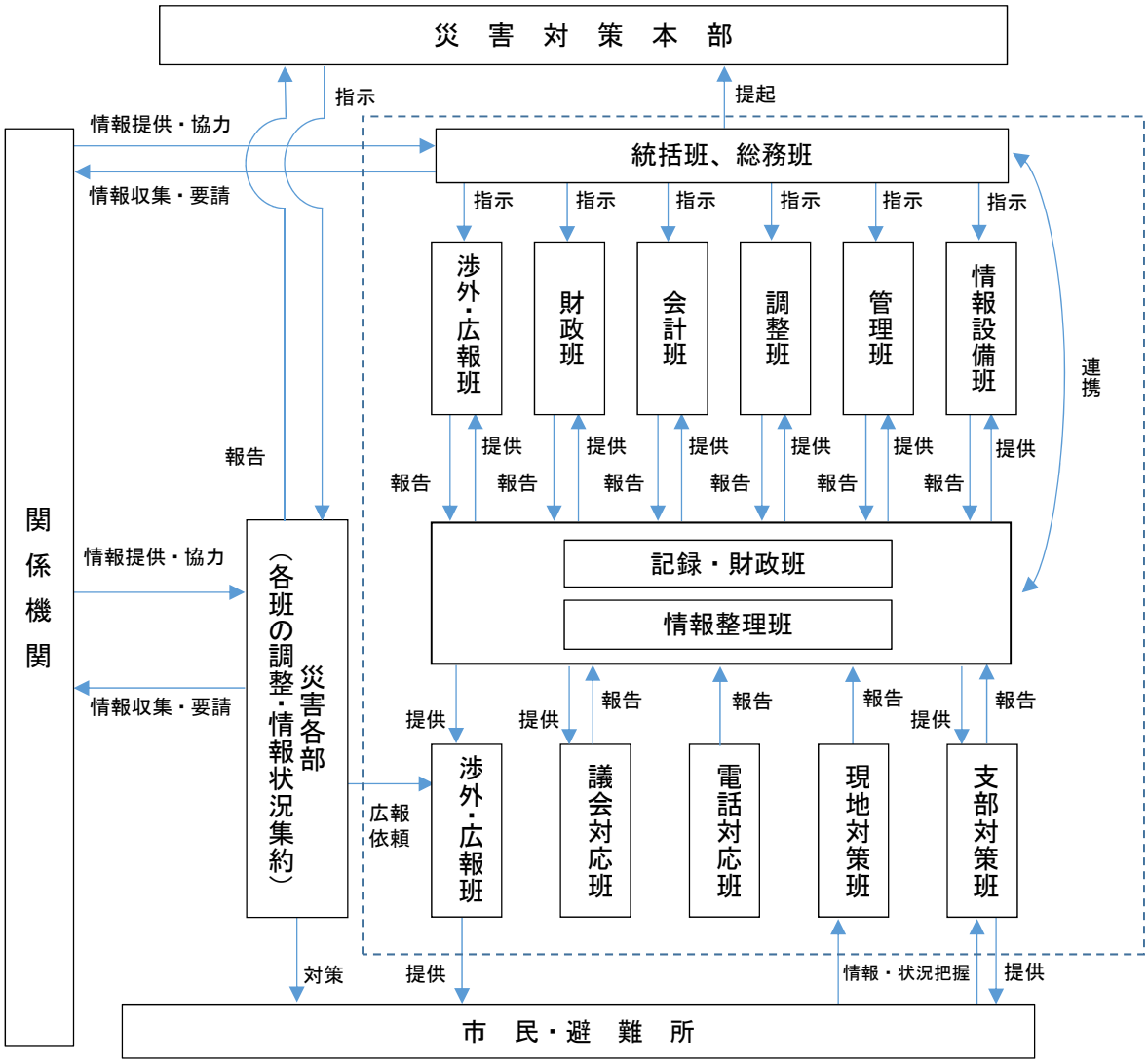

なお、前述の情報伝達方法のうち、災害において頻繁に情報伝達が発生すると想定される市民（避難所）情報、現地情報、関係機関からの情報を特筆すると以下のとおりである。

(1)　避難所情報の伝達方法

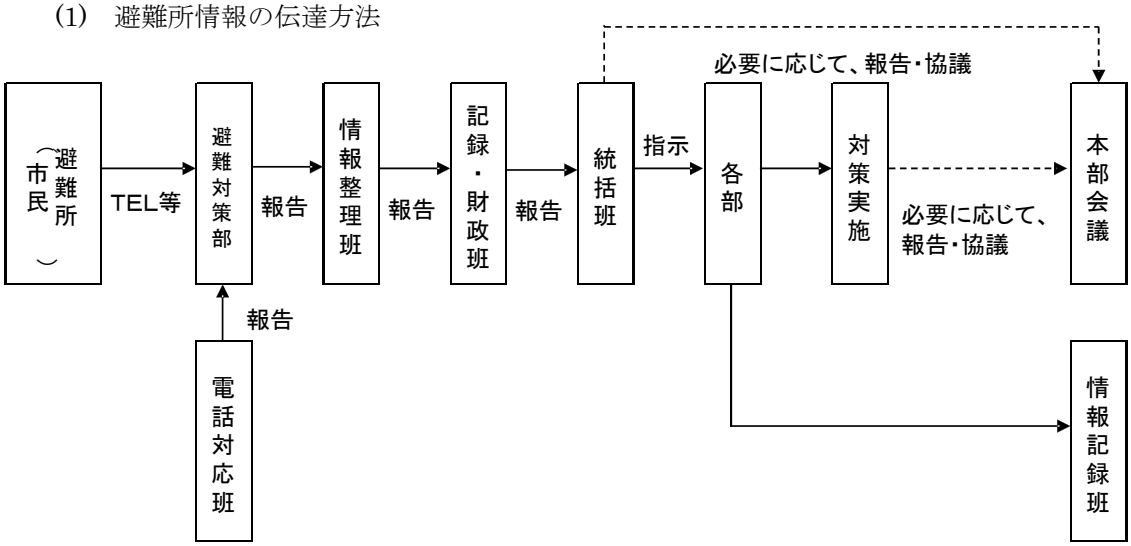

(2)　現地情報の伝達方法

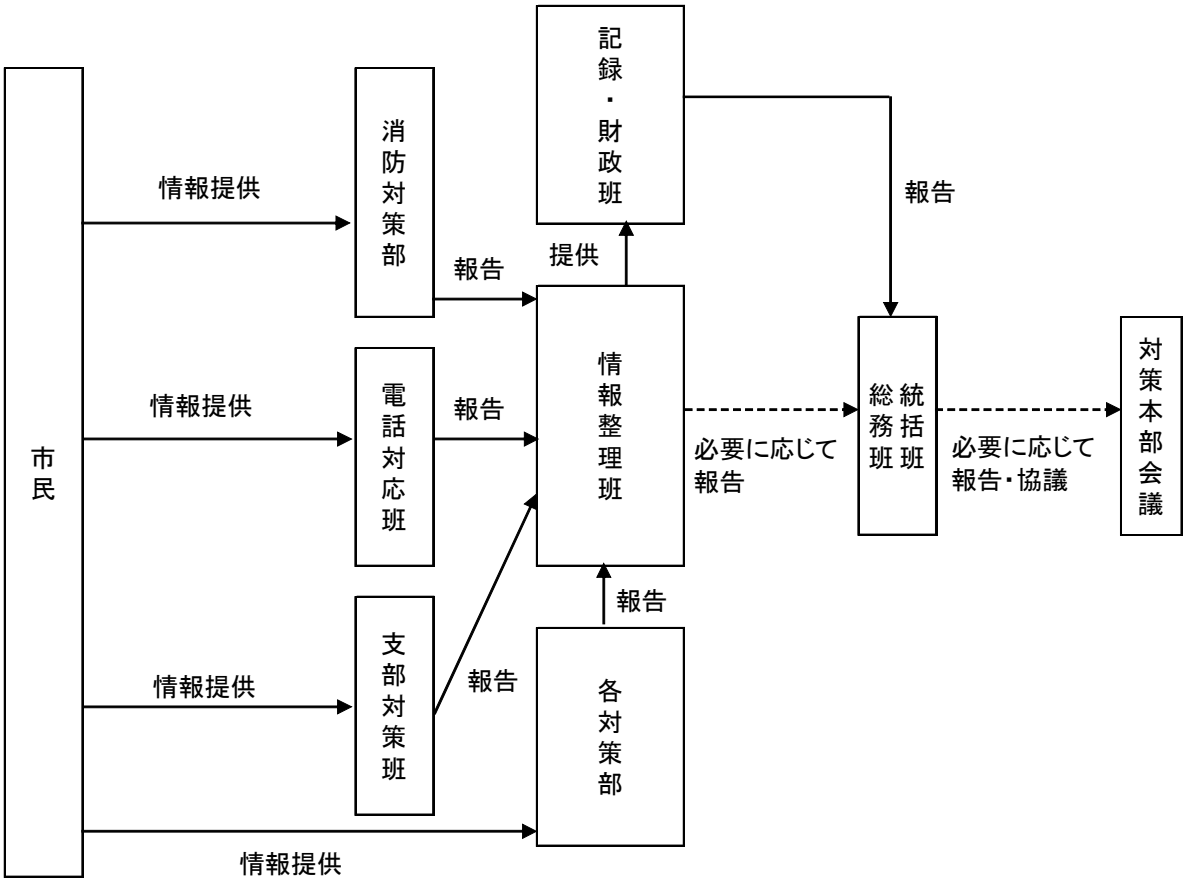

(3)　関係機関からの情報の伝達

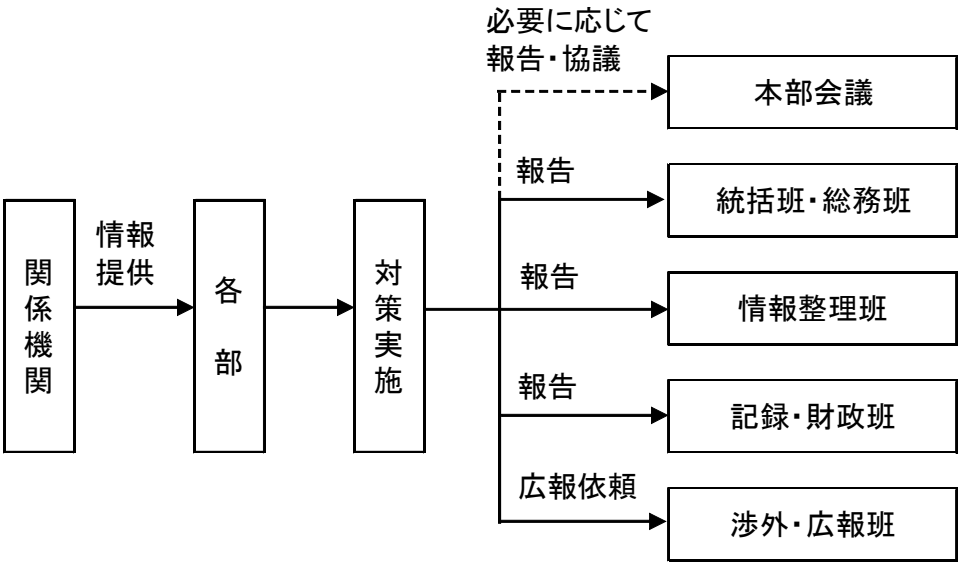

(4)　部内の情報処理方法

情報を受信した各部は、情報を集計・分析し対策を実施する。対策の実施結果については統括班に報告し、全庁的な対応や調整が必要な事項については対策本部会議に報告する。また、市民へ周知が必要な事項については、渉外・広報班へ周知を依頼する。

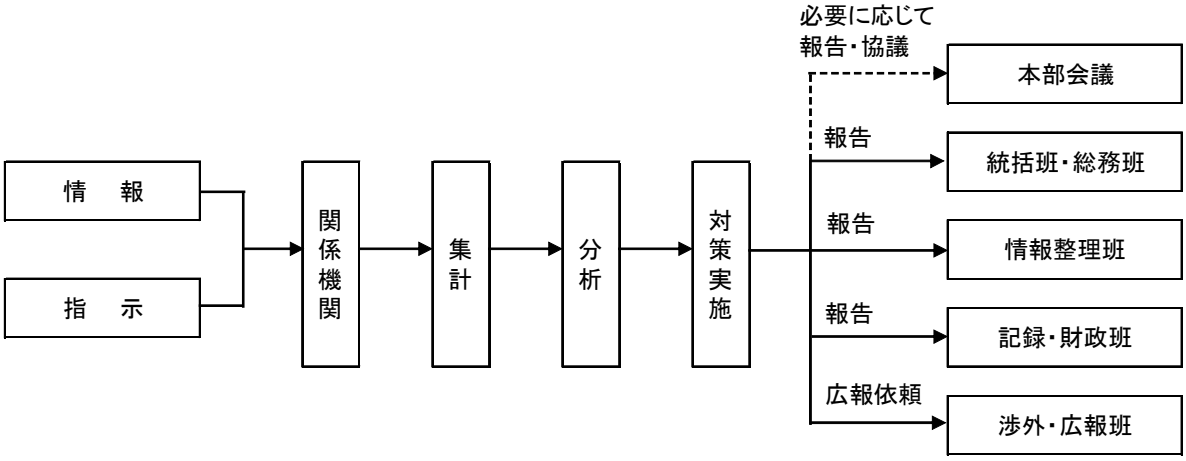

6　災害対策本部設置の手続

(1)　災害対策本部の設置については、本部長は本部会議を招集し、その議を経てこれを決する。

(2)　勤務時間外等の事情により、(1)の手続きを経るいとまがないと認められる場合は、本部長又は代理本部長が専決し、その結果を本部会議に報告する。

(3)　風水害の発生した場合は直後に防災会議を招集するいとまがないため、災害が落ち着いた段階で招集し、会長（市長）が本部設置の経緯を防災会議に報告する。

7　災害対策本部設置の通知

(1)　本部長は、災害対策本部を設置したときは、県知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

(2)　通知の方法

通知、公表先	通知、公表の手段	担当班
各　部	庁内放送、本部会議、本部連絡員	統括部統括班
県知事	大分県災害対応支援システム 電話、ＦＡＸ、無線機器	統括部統括班
防災会議構成員	電話、ＦＡＸ	統括部統括班
報道機関	ＦＡＸ、口頭又は文書（記者クラブの活用）	渉外・広報班
市　民	報道機関、ひた防災メール	渉外・広報班

８　災害対策本部の設置場所

(1)　災害対策本部配置計画

災害対策本部等を設置する場合は、以下の室を利用する。

【災害対策本部配置計画（大規模災害時）】

庁　舎	室　名	収容人数	利用用途	配置機器等	
				電話	その他
本　庁	大会議室	90	災害対策本部	40	携帯電話、衛星電話 河川映像、パソコン ネットワーク
	中会議室	53	電話対応班	10	
	701 会議室	20	リエゾン、テックフォース	1	
	601 会議室	20	自衛隊	1	
	501 会議室	20	警察、緊消防、緊水隊	1	
	庁議室	30	関係機関会議室	－	
	401 会議室	20	会議室	5	
	302・303 会議室	53	応援職員受入控室	2	
	記者クラブ 201 会議室	15 20	報道関係者控室	1	
ウェルピア	会議室	50	ボランティアセンター事務局	7	社会福祉協議会

＊記者発表室については、空き会議室等を使用。

【災害対策本部配置計画（部分的災害時、大規模災害終息時）】

庁舎	室名	収容人数	利用用途	配置機器等	
				電話	その他
本庁	庁議室	25	災害対策本部	－	携帯電話、衛星電話 河川映像、パソコン、 ネットワーク
	401 会議室	20	電話対応班等	5	
	中会議室	53	応援職員受入控室	10	
	601 会議室	20	自衛隊	1	
	501 会議室	20	リエゾン、テックフォース	2	
	302・303 会議室	53	警察、緊消隊、緊水隊	2	
	入札室	20	関係機関会議室	1	
	701 会議室	20	会議室	1	
	記者クラブ 201 会議室	15 20	報道関係控室	1	
ウェルピア	大会議室	50	ボランティアセンター事務局	4	社会福祉協議会

＊記者発表室については、空き会議室等を使用。

(2)　室（対応用会議室）の確保

統括部管理班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

9　災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集をする。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1)　本部会議員

本部長、副本部長、各部長

(2)　協議・決定事項

災害対策本部会議においては、以下の事項を協議･決定する。決定した事項については、各部長を通じ部内に周知・徹底を図る。

ア　被害状況の把握に関すること
イ　災害応急対策の基本方針に関すること。
ウ　動員配備体制に関すること。
エ　各部間調整事項に関すること。
オ　高齢者等避難・避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
カ　県及び関係機関との連絡調整に関すること。
キ　自衛隊災害派遣要請に関すること。
ク　他市町への応援要請に関すること。
ケ　災害救助法適用要請に関すること。
コ　激甚災害の指定の要請に関すること。
サ　その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

なお､第１回災害対策本部会議では､次項の項目を参考に本市における緊急の防災措置を決定する。

【第１回災害対策本部における協議・決定事項】

協議・決定項目		報　告
ア	被害状況の把握に関すること	
	□災害（地震）の概要確認	統括班
	□被害概要の確認	
	□被害予測結果（県内、隣接県での震度４以上の地震の確認	
イ	動員配備体制に関すること	
	□職員参集状況の確認と今後の対応	調整班
ウ	災害応急対策の基本方針に関すること	
	□人命救助対策 （救助要員の必要推計／警察・消防・自衛隊への応援要請）	統括班 消防対策班
	□火災消火対策 （消火隊の必要推計／他市町消防への出動要請・応援依頼）	消防対策班
	□負傷者応急救護対策 （医療スタッフ、救護班／医薬品／救急隊の必要推計及び関係機関への要請等）	避難対策部
	□被災者支援対策 （非常食、弁当、飲料水、毛布等の必要推計／給食・救援物資等の斡旋手配等）	避難対策部 物資対策部 教育対策部
	□二次災害防止対策 （土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の確認、災害危険個所の確認）	統括班 建設対策部
	□輸送対策 （道路等の被害状況／緊急交通路の設定状況の確認／緊急輸送ルートの確保／関係機関への協力要請等）	統括班 建設対策部 物資対策部
	□ライフライン対策 （ライフライン被害状況の把握／対象施設の優先復旧／代替器具等の配布協力要請）	統括班 建設対策部 上下水道対策部 各　部
エ	各部間調整事項に関すること	
	□各部・各班による協議・決定についての指示	各　部
オ	高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定に関すること	
	□記者会見及び市民向けの原稿作成、緊急放送の実施 （防災行政無線の活用）	統括班 渉外・広報班
	□市民向けの原稿作成	渉外・広報班
	□緊急放送（防災無線・告知情報、ＫＣＶ）の実施の検討	渉外・広報班
	□避難場所の開設準備に関すること	統括班 教育対策部
カ	自衛隊災害派遣要請に関すること	
	□自衛隊への派遣（準備）要請	統括班
キ	他市町への応援要請に関すること	
	□県、近隣市町、協定締結市町村、関係機関等からの要請内容の確認	調整班
ク	県及び関係機関との連絡調整に関すること	
	□関係機関への連絡についての指示	各　部
	□県災害対策本部設置状況の確認	統括班
	□緊急消防援助隊の派遣要請	統括班
ケ	災害救助法適用要請に関すること	
	□災害救助法の適用について	避難対策部
コ	激甚災害の指定の要請に関すること	
	□適用措置にあわせた被害額の調査に関すること	記録・財政班
サ	その他災応急対策の実施及び調整に関すること	
	□第２回災害対策本部会議までの対応について指示	統括班
	□第２回災害対策本部会議の開催予定	統括班

１０　災害対策本部事務局

(1)　災害対策本部の運営事務は、統括部統括班・総務班と記録・財政班、情報整理班、渉外・広報班が連携し一体的に活動する。なお、統括部以外の者を必要とする場合は、本部連絡員を充てる。

(2)　事務局の活動内容

ア　統括班、総務班

(ｱ)　災害対策本部会議の運営に関すること。

(ｲ)　収集した情報に基づく各部への指示に関すること。

イ　情報整理班

(ｱ)　本部会議等で収集した情報の整理に関すること。

(ｲ)　写真や映像等の記録に関すること。

(ｳ)　各部の対応結果の取りまとめに関すること。

ウ　渉外・広報班

(ｱ)　緊急広報の実施に関すること。

(ｲ)　プレス対応に関すること。

(3)　事務局内の情報処理法

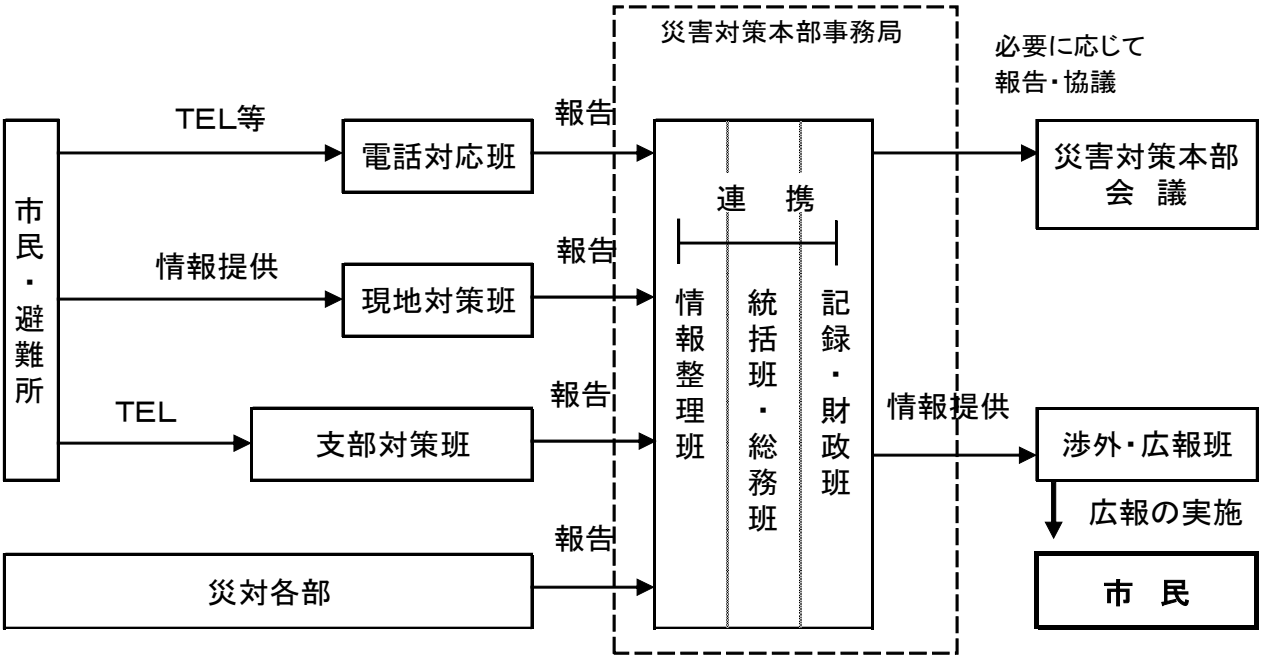

１１　災害対策本部連絡員

本部会議又は本部事務局と各部の連絡役として、本部連絡員を置く。

(1)　構成本部連絡員は、各部において予め指名しておくものとする。

(2)　事務分掌

ア　本部会議等での決定事項を各部署へ伝達する。

イ　各部の活動状況等を統括班及び本部会議に出席中の部長へ報告する。

ウ　必要に応じて本部事務局の構成員として本部事務を担当する。

１２　災害対策本部の財務

(1)　予算の確保

ア　記録・財政班は、統括部長と協議し、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し関係部長に必要な指示をする。

(2)　清算手続き

避難者支援班は、日田市が繰替支弁した災害救助費を、「災害救助費の国庫負担について」（昭和４０年５月厚生省社第１６３号厚生省事務次官通達）に準じて、災害救助費繰替支弁金の概算または清算交付を当該繰替支弁を求めた県知事に請求する。

１３　職員等の活動環境

(1)　安全の確保

活動に当たるべき職員等が被災した場合は、応急対策活動全般に大きな支障を及ぼすため、本部長は職員等の安全確保にも最善を期する。

ア　庁内の安全確保

(ｱ)　本部長は、災害発生時に職員等が負傷することがないよう、ガラスの飛散防止等に努める。

(ｲ)　本部長は、職員等が応急活動に従事するに当たって、二次災害を防止するための安全確保の措置を徹底する。（帽子、ヘルメット、長靴の着用等）

イ　自宅の安全確保

職員は、自宅において負傷することがないよう、自宅の災害に対する安全性の向上に努める。

ウ　安否及び被害の確認

(ｱ)　職員は、勤務時間中の災害発生時に、家族の安否確認等を行う方法（遠隔地の連絡中継場所の設定等）を事前に確保し、応急活動に全力を傾注する。

(ｲ)　各部の庶務を担当する班は、必要に応じて、各職員に代わり家族の安否確認等を行う。

(2)　２４時間体制への対応

災害発生後は、場合によっては 24 時間体制での対応をとらざるを得ないため、各部長は１２時間を目途したローテーションが可能な適切な班の編成の他、仮眠場所の確保、食料及び飲料水の確保等に努める。

(3)　健康管理対策

災害が発生した場合は、通勤困難、ライフライン被害等による衛生状態の悪化、過重な執務体制等、様々な健康阻害要因が重なるため、統括部調整班は、職員等の健康管理に万全を期する。

(4)　勤務管理等

班長は、班員の出退庁時間等の確認を徹底する。

１４　災害対策要員動員計画

災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。

(1)　作業員動員計画

ア　実施機関

災害応急対策実施のため、必要な要員の確保は、今後策定する事業継続計画における業務の優先順位や、各部の要請により統括部調整班が行う。ただし、災害の程度、規模等により、本部長において要員の確保ができないときは、要請に基づき知事において、要員の確保、調整を行う。

イ　従事する作業の種類

作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。

ウ　供給方法

(ｱ)　市の登録業者等への依頼

統括部調整班は、各部からの必要人員等の申し出に基づき、市の登録業者等に対し電話連絡し、供給を依頼する。

(ｲ)　避難所への物資搬送業務については、事前に協定を締結する。

(ｳ)　災害救助法が適用された場合の実施基準

「賃金職員雇上費」の災害救助法による実施基準は、次表のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	①被災者の避難 ②飲料水の供給 ③救済用物資の整理配分 ④医療及び助産 ⑤被災者の救出 ⑥遺体の捜索及び処理
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期　間	それぞれの救助の実施が認められている期間内
備　考	実費弁償の範囲は、「資料応急－７」のとおり

(ｴ)　公共職業安定所に依頼

①　日田ハローワークに対し電話連絡又は求人票により作業員の供給を依頼する。連絡事項は、以下のとおり。

１　求人事業所名
２　就労場所
３　作業内容
４　賃金
５　就労時間
６　所要人員等

②　賃金の基準は、平時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。

③　作業員は、市輸送車両によって輸送する。

④　賃金は、作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。

⑤　その他必要とする事項

１　上に掲げる作業員でなお不足するときは、厚生労働省大分労働局を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。
２　出面表兼賃金台帳を備えなければならない。

(2)　技術者その他の動員計画

災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要がある場合は、本部長は市民に対し公用負担を命じ、又は県知事の委任を受け、医療、土木建築又は運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。技術者その他の動員実施計画は、「資料応急－８」のとおりとする。

１５　災害対策本部の縮小・閉鎖等

(1)　災害対策本部の縮小･閉鎖、災害警戒本部への移行

ア　本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、災害対策本部を縮小、災害警戒本部へ移行、閉鎖する。

イ　防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理をさせる。

(2)　災害対策本部の閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を閉鎖したときは、県知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

第３節　防災関係機関との連携計画

≪目的≫　他の地方公共団体及び防災関係機関等と連携・調整を図り対応を行う。
≪方針≫　他の地方公共団体及び防災関係機関等と緊密な連絡をとり、相互に協力して災害応急対策を行う。
≪目標≫　広域的な応援要請や災害派遣要請を発災後３時間以内に行う。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
防災関係機関との連携	防災会議の招集	統括部統括班	□														□
	連絡調節会議の設置	統括部統括班	□														□
広域的な応援体制	県への応援要請	統括部統括班	□														□
	他市町への応援要請	統括部調整班	□														□
	職員の派遣要請	統括部調整班	□														□
	指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要	統括部統括班	□														□
自衛隊の派遣要請	災害派遣要請要領	統括部統括班	□														□
	自衛隊の受入れ	統括部統括班	□														□
	撤収要請	統括部統括班	□														□
ヘリ支援要請計画	支援要請手続	統括部統括班	□														□
災害放送の要請	災害時における放送要領	統括部統括班 統括部渉外・広報班	□														□
	緊急警報放送の要請	統括部統括班 統括部渉外・広報班	□														□
災害救助法の適用	災害救助法の適用手続き	統括部統括班 統括部総務班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・各機関との連携の実行性を高めるため、協定等を締結する
・各部は、応援要請の手続き等のマニュアルを作成する。

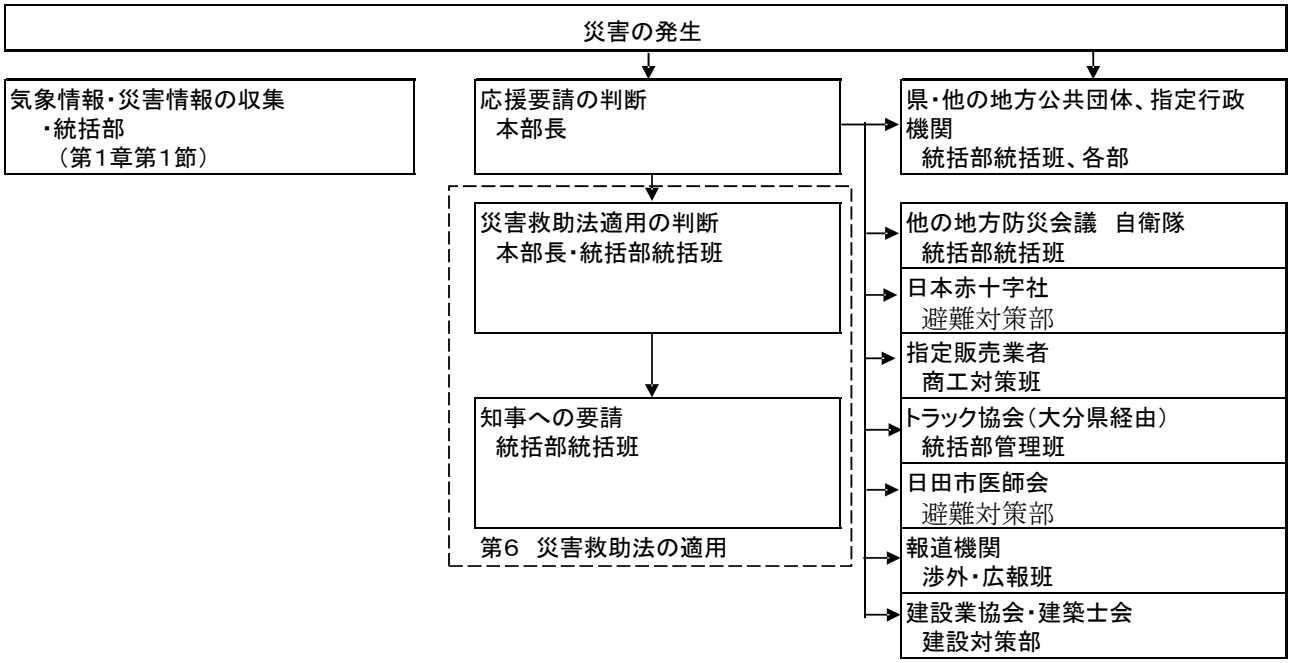

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	本部長	①広域応援要請の指示 ②自衛隊派遣要請 ③災害救助法適用要請の指示
	統括部	①応援要請に関すること ②他機関との連絡調整に関すること ③災害救助法適用要請 ④派遣要請に関すること
	各　部	応援協定を締結している場合の応援要請
防災関係機関		防災関係機関市災害対策本部と緊密な連絡調整をとる。
防災関係民間団体		市災害対策本部の要請に基づき又は自らの判断により市災害対策本部の応急対策活動の応援及び被災市民の救援に当たる。

第１　防災関係機関との連携

１　防災会議の招集

災害が発生した場合、必要に応じて防災会議を招集し、情報の収集、連絡調整等を行い、災害応急対策の推進を図る。

資料・日田市防災会議条例
資料・日田市災害対策本部規程

２　連絡調整の体制

(1)　本市が災害対策本部を設置した場合、防災会議の委員は、市災害対策本部との緊密な連携の確保に努めるために、市災害対策本部に連絡員を派遣する。

(2)　本部長は、防災会議委員の要請があったとき、又は本部長が必要と認めるときは、連絡員を防災関係機関に派遣する。

３　調整会議の設置

本部長は、各機関間で活動の調整を行う必要があると認められる場合は、各部において以下の調整会議を招集する。

【調整会議の構成】

調整会議	防災関係機関	市災害対策本部の担当班
救助・捜索	日田警察署 自衛隊（派遣要請した場合）	消防対策部
応急医療	日田市医師会 看護協会日田地区	避難対策部
緊急輸送 （交通確保）	日田警察署 日田国道維持出張所 日田土木事務所 西日本高速道路㈱　大分高速道路事務所	建設対策部
ライフライン	ＮＴＴ西日本株式会社大分支店 九州電力送配電㈱　日田配電事業所 九州電力㈱　水力発電本部日田水力センター	建設対策部 上下水道対策部
河川管理	国土交通省　筑後川河川事務所　日田出張所 水資源機構筑後上流総合管理所　大山ダム管理所 水資源機構筑後上流総合管理所　松原ダム管理室 日田土木事務所	建設対策部
復旧作業	大分県建設業協会　日田支部 日田市森林組合 日田郡森林組合	建設対策部 農林対策部

４　調整会議の役割

調整会議では、派遣した連絡員により会議内で情報共有を図り、災害対策本部が実施する応急対策対応と連携をとり、迅速な対応を図る。

第２　広域的な応援体制

法律、協定に基づく応援協力の要請系統は次のとおりである。

【応援協力要請系統図】

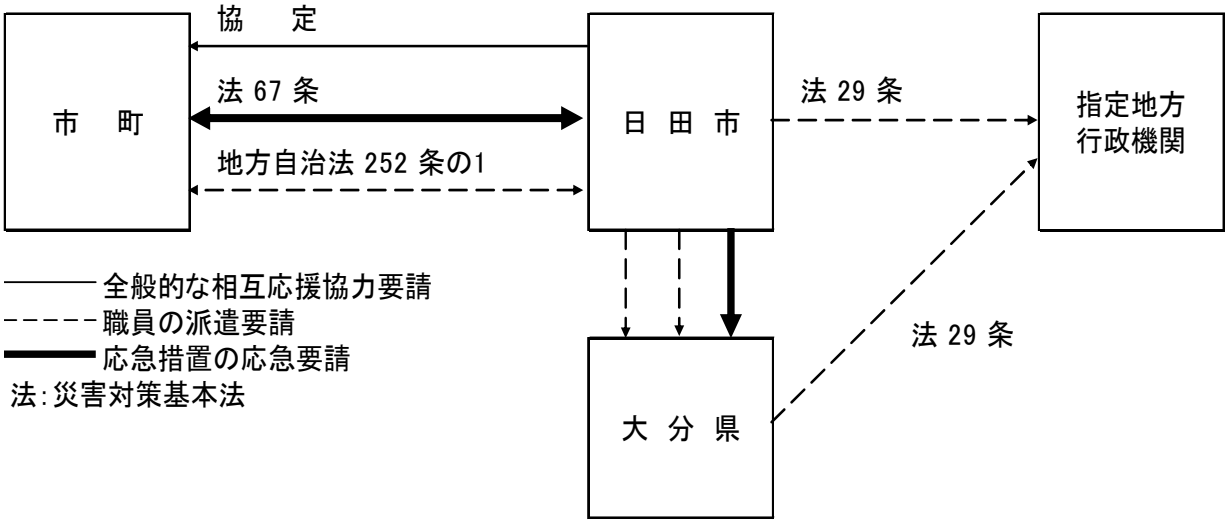

1　県への応援の要請

災害時に県に応援若しくは応急措置の実施を要請するとき、又は他市町への応援を要請するときは、関係法令に基づいて行う。

(1)　応援の要請

ア　本部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断し、県知事に応援要請すると同時に必要に応じて、他市町等への要請を行う。

イ　連絡担当は統括部統括班（防災・危機管理課）とする。まず下表の電話等によって要請し、必要に応じ後日文書によりあらためて処理する。

ウ　緊急を要する場合は、各部において県の各担当部署に直接要請することができる。その場合は、事後において統括部統括班に報告する。

【要請連絡先】

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	災害対策本部（設置時） 災害対策本部事務局	ＴＥＬ　(097)536-1111（代表） (097)506-3155（直通） 85-50-3139（無線）	097-536-1111
	災害対策本部（未設置時） 生活環境部防災局 防災対策企画課	ＴＥＬ　(097)536-1111（代表） (097)506-3155（直通） 85-50-3139（無線）	

(2)　要請時に明らかにすべき事項

ア　災害の原因及び被害の状況

イ　必要とする応援の内容、理由

ウ　必要とする応援の人員、資機材、期間、場所

エ　その他必要な事項

2　他市町への応援要求（要請）

災害時に他の市町に応援を要請するときは、関係法令及び相互応援協定等に基づいて行う。相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、県にあっせんを要請するほか、他の市町に応援を要請する。

(1)　応援の要請

ア　本部長は、概括的被害状況等により応援要請の必要性を判断し、必要に応じて、他市町等への応援要請を行う。

イ　相互応援協定等により応援を要請する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が本部長に上申し、連絡担当は統括部統括班（防災・危機管理課）とする。

ウ　緊急を要する場合は、各協定等に定められた所管の各部長が直接要請することができる。

その場合は、事後において必ず統括部統括班に報告する。

エ　相互応援協定等によらない場合は、本部長が要請する。本部長が要請できないときは、副本部長（副市長又は教育長）が要請する。

オ　まず電話等により要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(2)　要請時に明らかにすべき事項

ア　災害の原因及び被害の状況

イ　必要とする応援の内容、理由

ウ　必要とする応援の人員、資機材、期間、場所

エ　その他必要な事項

(3)　相互応援協定等

ア　本市が災害対策に関連して締結している他市町との相互応援協定等は、「資料応急－１７」のとおりである。このほか、個別の活動に限定したものについては、各計画中に示す。

イ　協定における応援の範囲、応援の方法、費用の負担その他必要な取り決め事項の詳細は、それぞれ協定書に定める。

ウ　協定市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要するときは、応援の要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎょし、又は被害の拡大を防止するため、必要な応急措置について、相互に応援を行う。

(4)　連絡先

「資料応急－９」の「近隣市町の連絡先」のとおり。

３　指定公共機関、防災関係民間団体等への応援要請

指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係民間団体等の協力を得て、適切な応急対策活動を実施する。

【防災関係公共機関・民間団体等への連絡担当部局】

団体等名	連絡担当
九州電力送配電㈱　日田配電事業所	統括部統括班
ＪＲ日田駅	統括部統括班
ＮＴＴ西日本株式会社大分支店	統括部管理班
報道関係機関	渉外・広報班
日田医師会	避難対策部　救護・医療・救助班
日本赤十字社大分県支部	避難対策部　救護・医療・救助班
大分県建設業協会　日田支部	建設対策部

４　応援の受入れ体制

(1)　受入れの担当

受入れ対象	受入れ担当
ア　食料及び生活必需品	物資対策部総務調整班
イ　人的応援 （消防本部、土木課、建築住宅課、上下水道局）	応援を要請した各部
ウ　人的支援（イを除く）	統括部調整班

(2)　報告

ア、イで受入を行った各部は、受入内容を統括部調整班に報告する。

(3)　宿泊場所

宿泊場所は、福利厚生室とする。ただし、宿泊者が多数のときは市内の宿泊施設の借り上げを、統括部管理班及び調整班が検討する。

第３　自衛隊の派遣要請

１　災害派遣要請基準

(1)　本部長は、災害に際し、市職員の動員だけでは人命又は財産を保護するための応急対策の実施が不可能又は困難であると認められる場合に派遣要請の要求を行う。

(2)　各部長は、災害に際し、各部において実施すべき応急対策の実施が困難な場合に、自衛隊派遣要請の要求を本部長に上申する。

(3)　特に大規模の災害が発生した場合は、概括的情報に基づき判断する。

２　災害派遣時に支援を受ける救援活動内容

(1)　被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

(2)　避難者の援助
避難者の誘導、輸送等

(3)　遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）

(4)　水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等

(5)　消防活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）

(6)　道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(7)　応急医療、救護及び感染症対策
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）

(8)　通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施

(9)　人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(10)　炊飯及び給水
炊飯及び給水の支援

(11)　救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救助品の譲与

(12)　危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(13)　その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の処置をとることとする。

３　災害派遣要請要領

(1)　本部長又は副本部長（副市長、教育長）は、自衛隊の支援が必要と判断したときは、次の事項を明らかにして日田警察署長及び県災害対策本部事務局と連絡調整し、知事に要求するとともに自衛隊に通報する（資料様式－９）。
要請の要求は原則として文書が必要であるが、先に電話で連絡し、後日文書であらためて処理する。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　希望する派遣区域及び活動内容
エ　要請責任者の職氏名
オ　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
カ　派遣地への最適経路
キ　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2)　本部長（市長）又は副本部長（副市長、教育長）は、通信等の途絶により、知事に対して災害派遣の要求ができない場合、その旨及び災害の状況を直接自衛隊に通知することができる。
この場合は、その旨を速やかに所定の手続きにより知事に通知しなければならない。

(3)　災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都道府県知事等の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく自衛隊が派遣される場合がある。

【派遣及び撤収要請手続経路図】

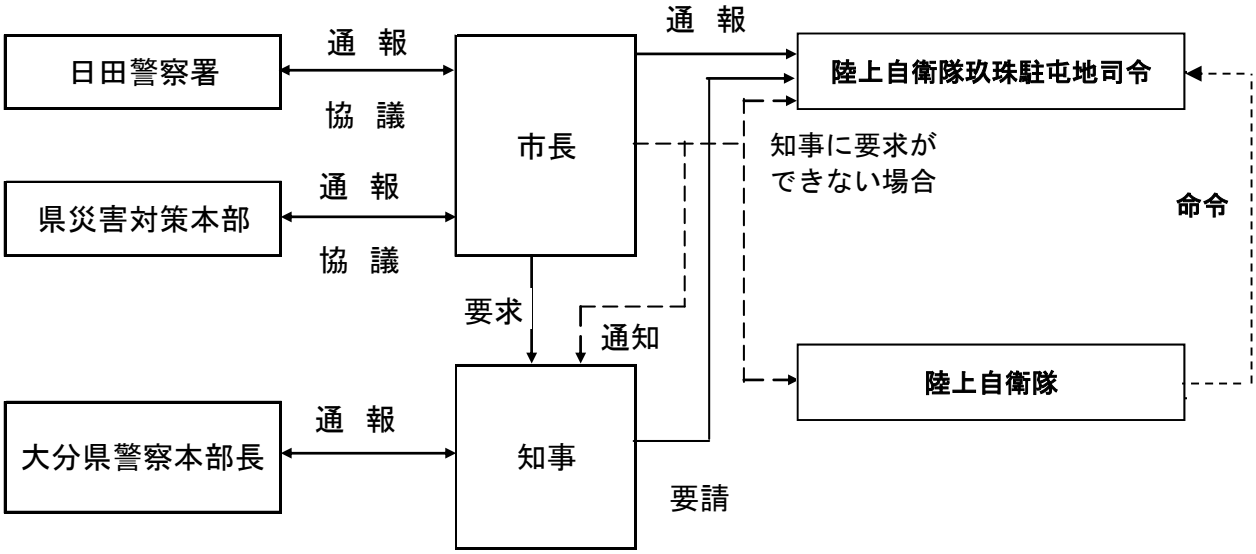

【要請時の連絡先】

日田警察署	電話	０９７３－２３－２１３１
県災害対策本部	電話	０９７－５０６－３１５５
大分県警察本部	電話	０９７－５３６－２１３１
陸上自衛隊玖珠駐屯地	電話	０９７３－７２－１１１６
陸上自衛隊西部方面総監部	電話	０９６－３６８－５１１１（熊本市）

４　自衛隊の受入れ

自衛隊派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1)　自衛隊の受入れ担当

自衛隊の受入れ、市災害対策本部と自衛隊との間における総合調整は、統括部統括班が当たる。

(2)　災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

自衛隊連絡所を、６０１会議室に設ける。また、必要に応じて本部会議に参加を要請する。

(3)　ヘリポートの確保

「第４章第２節第６　ヘリコプターの利用」に基づく。

(4)　作業実施期間中の現場責任者の設定

作業実施期間中は、応援を受ける各担当部長が現場に責任者をおき自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。

(5)　派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市で準備し速やかに活動が開始できるよう留意する。

(6)　派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

自衛隊の野営適地として、日田市陸上競技場を充てる。

５　経費負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を、負担することとする。

(1)　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2)　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3)　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

(4)　派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(5)　派遣部隊の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

６　撤収要請

災害救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったとき、又は作業が復旧の段階に入った場合、本部長は速やかに日田警察署長及び県災害対策本部と連絡調整し、知事あてに自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第４　ヘリコプター支援要請計画

災害に際し必要な応急対策を実施するため、大分県防災航空隊・大分県警航空隊・自衛隊へ支援を要請する。

１　大分県防災航空隊等ヘリコプター支援の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次の用務に該当するとき、本部長が要請する

(1)　緊急に人命救助をする必要があるとき。

(2)　医薬品などの緊急物資を輸送する必要があるとき。

(3)　航空機の運航は原則として日の出から日没までの間とし、関係機関の災害対策用務に支障のないとき。

２　支援要請手続

(1)　要請方法

ア　各部長は、県等にヘリコプターの支援要請をする必要がある場合は、統括部統括班に「４要請に際し連絡すべき事項」を明らかにして、本部長に上申する。

イ　県に対する支援要請は、統括班が市長名をもってあらかじめ電話等で行い、事後速やかに所定の申請を行う。

３　要請に際し連絡すべき事項
支援を要請する場合は、次の事項について連絡を行う。
(1)　支援を求める理由及び目的地
(2)　現地責任者氏名
(3)　人命救助及び医薬品、物資の緊急輸送等の内容
(4)　人命救助の場合、救助されるものの性別年齢等
(5)　着陸場所
(6)　着陸場所との連絡方法

４　要請者において措置する事項
本部長は、消防対策部に次の措置をとるよう指示する。
(1)　着陸すべき場所には適当な人員を配置し、危険防止のための措置を行う。
(2)　着陸場に至る交通機関等を確保する。
(3)　現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。
(4)　緊急輸送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。
なお、搬送のため、搭乗できる者は医師又は看護師１名とする。

第５　災害放送の要請

１　災害時における放送要請
(1)　放送要請方法
ア　本部長は、災害対策基本法第５６条に基づき、災害に関する通知、要請、連絡又は警告等を市民に対し周知する必要がある場合に放送局を利用することが適切と考えられるときは、やむを得ない場合を除き、知事を通じて放送を要請する。
イ　放送機関に対する要請及び連絡は、渉外・広報班が担当する。
(2)　要請時に明らかにすべき事項
要請は原則として文書によるが、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により要請し、事後において速やかに文書を提出する。
ア　放送要請の理由
イ　放送事項
ウ　放送希望日時
エ　その他必要な事項

２　緊急警報放送の要請
(1)　放送要請方法
ア　本部長は、災害対策基本法第５７条に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、高齢者等避難・避難指示等緊急に市民に対し周知する必要のある場合に、電波法施行規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１４号）第２条第１項第８４の２号に定める緊急警報信号により災害に関する放送（以下「緊急警報放送」という。）を、やむを得ない場合を除き、知事に要請する。
イ　知事及び放送機関に対する要請及び連絡は、渉外・広報班が担当する。
(2)　緊急警報放送により放送要請できる事項
ア　市民への警報、通知等
イ　災害時における混乱を防止するための指示等
ウ　前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第６　災害救助法の適用

本市域において一定の規模以上の災害が発生した場合に、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）を適用、県その他関係機関及び市民と一体となって被災者の救助を実施するものとする。

1　災害救助実施責任機関

(1)　知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たることとされている。したがって、災害救助法に基づく救助の部分については、市長が知事の権限の一部を委任され、又は知事を補助して行うものである。

ただし、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときは、市長において、自ら救助に着手する。

(2)　市長の行う救助

上記(1)により、知事の権限の一部を委任、又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合にあっては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害時の災害救助については、市（市長）の責任において実施されるものである。

(3)　費用の負担区分

災害救助法に基づく救助の費用……県負担
その他の費用……市負担

(4)　災害救助法が適用された後の庶務は、避難対策部（福祉総務課）が行う。

2　災害救助法の適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、本市は「法令－第１－１」の基準に該当するときに、県知事が災害救助法を適用する。

3　災害救助法の適用手続き

市長は、本市における災害の規模が「２災害救助法の適用基準」に該当し又は該当する見込みがある場合は、次の報告系統により被害状況等を知事に報告しなければならない。

【報告等系統図】

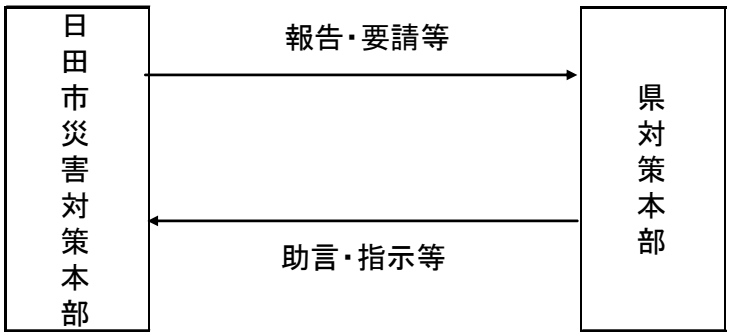

4　救助の実施

次に掲げる救助の実施に関する知事の職権は、災害救助法第３０条の規定に基づき、市長に委任されている。

(1)　避難所の供与
(2)　応急仮設住宅の供与
(3)　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
(4)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
(5)　医療及び助産
(6)　災害にかかった者の救出
(7)　災害にかかった住宅の応急修理
(8)　学用品の給与
(9)　埋葬
(10)　遺体の捜索及び処理
(11)　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(12)　輸送及び賃金職員等の雇用

５　災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲は、「法令-第 1-2」のとおりである。

この基準により実施することが困難な場合は、厚生労働大臣の同意を得て知事が定める基準により実施する。

第７　他の地方公共団体への職員派遣

本市域以外の地域で災害が発生し、他の地方公共団体へ本市の職員を派遣する場合は、次の計画による。

１　派遣の範囲

派遣の範囲は、原則として、西日本地方の地域（九州、四国、関西）、もしくは要請のあった協定市とする。

ただし、大規模な災害が発生した場合は、地域を限定しない。

２　派遣体制等

(1)　派遣の決定

激甚災害の指定が適用される災害の発生、又は社会通念上必要と認めたとき。

(2)　派遣人員

１班２～６人程度とする。構成は、主幹級以上の者を責任者として１人選び、その他職員を充てるものとする。

(3)　派遣期間

原則として３泊４日のローテーション方式とする。

(4)　派遣に伴う人事措置

公務出張扱いとする。

(5)　派遣決定の調整

派遣決定に関する事務は、防災・危機管理課と協議し、総務課職員係が当たる。

３　派遣方法

(1)　先遣隊の派遣

職員の派遣を決定した場合は、必要に応じ先遣隊として２名の職員を現地に派遣する。先遣職員は、現地情報を収集分析し、速やかに総務課職員係と防災・危機管理課に報告する。報告内容は、おおむね下記のとおりとする。

ア　災害の程度（死傷者数等）と現地の状況（家屋倒壊率等）
イ　災害対策に必要とする職種・物資・人員数等
ウ　今後の連絡通信体制を（派遣隊到着までの通信等を含む今後の連絡通信体制）
エ　現地に至る交通機関
オ　拠点の設置場所

(2)　派遣職員の人選

職員の派遣は、先に派遣した職員の報告を待って、次に派遣する職員の人選を決定するが、派遣職員については、被災市の状況及び要請により、全市的な協力体制のもと決定するものとする。

(3)　派遣に伴う携行品

基本的には、現地自治体に迷惑をかけないことを前提とし、現地での生活に必要な物資は携行する。派遣に伴う携行品は以下のとおりとし、防災・危機管理課が準備する。

ア　防災服（ヘルメット、防災服、雨具、長靴等）
イ　関連物資（懐中電灯、携帯電話、作業用具等）
ウ　生活用品（応急医薬品、寝袋、食料、日常用具等）
エ　救援物資等（現地情報により選択）

４　その他留意事項

(1)　派遣先での対応

派遣先では、被災自治体の意向に沿った活動を行うため、被災自治体の災害対策本部と連絡を密にし、独断専行は控える。なお、現地での活動内容は日田市防災・危機管理課へ毎日定時に連絡する。

(2)　派遣職員は、「資料様式－１０」の文書を持参する。

第８　物資の支援

本市域以外の地域で災害が発生し、他の地方公共団体へ物資を支援する場合は、次の計画による。

1　支援の範囲

支援の範囲は、原則として、要請のあった協定市とする。

ただし、大規模な災害が発生した場合は、地域を限定しない。

2　支援体制等

(1)　支援の決定

協定市より要請を受けた場合、又は社会通念上支援が必要と認められるとき。

(2)　支援物資の種類

原則、協定市等から依頼を受けた物資を支援するものとし、併せて、第７により派遣した先遣隊職員の報告に基づき、必要となる物資を支援するものとする。

3　支援物資の供給体制

(1)　供給方法

前記(2)において物資の品目を決定した場合、日田市で準備する物資、市民に対して支援への協力依頼をお願いする物資とを区分し調整を行う。

日田市で準備する物資については、防災・危機管理課において手配し、市民に対して支援の協力をお願いする物資については、総務課及び防災・危機管理課において募集を行う。

(2)　物資の保管場所

支援物資の募集、保管については、中城体育館で行う。

(3)　輸送方法

支援物資の輸送については、大分県等の関係機関と調整を行い、同時輸送を優先する。

但し、同時輸送が出来ない場合は、防災・危機管理課において輸送手段の確保を行う。

(4)　支援期間

被災地の状況に応じて適宜判断する。

4　費用の精算

(1)　精算方法

協定市の要請により支援した物資については、協定書の内容により精算を行う。

その他の支援物資については、支援先と協議を行う。

5　その他留意事項

(1)　物資支援事務

物資支援事務は、防災・危機管理課が統括し、総務課、商工労政課、観光課と連携して対応する。

第３章　救助・救急及び医療活動

第１節　救助・救急活動計画

≪目的≫　県、市、地域住民、自主防災組織、消防団、消防機関、警察、医療機関等は、災害時において発生する多数の被災者に対し相互に連携を図り、迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。また、災害発生直後においては一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携し迅速かつ適切な救急・救助活動を実施し、被災者の生命・身体の安全確保に万全に努める。

≪方針≫　救命、身体の救出、精神的・肉体的苦痛の軽減、財産の保全を図る。

≪目標≫　発災直後から救助・救急活動を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
救助・救急活動の実施	部隊運用	消防対策部	□														□
	県への要請	消防対策部	□														□

応急対策の流れ

・市民及び事業所は、浸水及び風倒防止策等により負傷しにくい環境をつくる。
・市は、市職員及び市民に対して、救助・救急に関する研修・訓練等を実施する。
・消防対策部部、避難対策部は、救助・救急活動を行う手順及び手続きを計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。
・消防対策部は、初期の救助活動に必要な資機材を備蓄する。
・消防対策部は、他の消防機関等と救助・救急に関する相互応援協定を締結する。
・防災・危機管理課は、救助用重機等の調達に関して民間団体と協定を締結する。

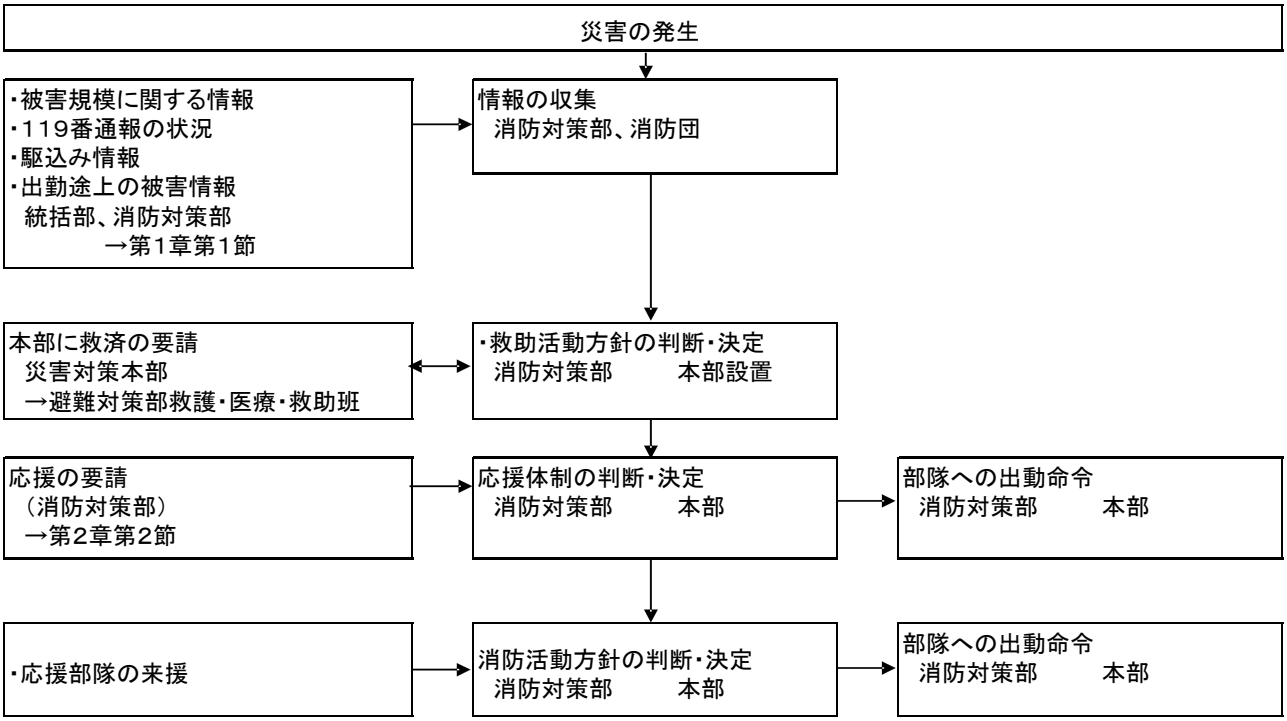

１　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における被災者等の救出は、知事の委任を受けて、市長が実施する。

(2)　災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者等の救出及び救急活動は市長が実施する。

２　役割分担

役割分担

実施担当		実施内容
災害対策本部	消防対策部	①救助・救急活動の実施に関すること。 ②救助・救急活動の応援の要請に関すること。 ③消防団との連携に関すること。
	避難対策部	①救助活動の実施（消防対策部に協力して行う） ②救助用資機材・重機の調達に関すること。 ③救助・救急活動の実施（消防に協力して行う）
協定締結事業者等		①資機材・重機等の調達協力
市民、事業所 自主防災組織		①関係機関への通報 ②地域及び事業所内で協力し、救助活動に関すること。

第１　救助・救急活動の実施

１　救急救助活動各主体の責務

(1)　地域住民、事業所、自主防災組織の活動

地域住民等は、相互に協力し、次に掲げる事を自主的に行う。

ア　負傷者を発見したときは、速やかに消防機関へ通報する。

イ　負傷者の救出、救護及び搬送

ウ　倒壊家屋からの救出

エ　負傷者の発見及び連絡

オ　負傷者及び要配慮者の誘導

カ　孤立が予想される場合、または孤立した場合は避難者がいることや避難者の中に重傷者がいることについての情報を、防災ヘリ等により上空から容易に確認できるよう「情報伝達サイン」をグランド、広場等上空から直視できる場所に広げて設置する。

○サインの内容

規格　布(概ね２m×２m)

①　黄色		②赤色	
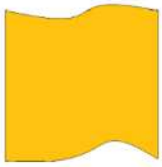	避難者がいることを示す		避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要するがいることを示す

(2)　消防団の活動

消防団員は、管轄区域内の救急救助及びこれらの支援等の任務に当たるため、直ちに日田消防署と連携し救急救助活動を実施する。

ア　管轄区域を優先し、関係機関、地域住民と一体となって救急救助活動に当たる。

イ　住民等の行う救急救助活動等を指導する。

ウ　負傷者の救出、救護及び搬送

(3)　市及び消防機関の活動

ア　人命危険情報を得た場合は、災害種別、被害状況に応じ、要救助者及び周囲の状況を判断し、速やかに必要な部隊、資器材を集結するとともに、部隊、資器材の効率的活用に努め、次の原則に基づき検索、救急及び救助活動を行う。

(ｱ)　救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先する。

(ｲ)　延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事象が発生している場合は火災現場付近を優先する。

(ｳ)　延焼火災がなく、同時に多数に救急救助事象が併発している場合は、多数の人命を救出・救護できる事象を優先する。

(ｴ)　同時に救急・救助事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(ｵ)　警戒区域を設定し、二次災害を防止する。
(ｶ)　救出・救助活動による交通路の確保

イ　応急救護所の開設

(ｱ)　消防署、避難所等、安全な場所に必要に応じて応急救護所を設け、負傷者の応急救護、医療機関への搬送に当たる。
(ｲ)　応急救護所を設けた場合は、その旨を表示板で表示しておく。
(ｳ)　医療機関に対して診療、収容の可否等の確認のほか、応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。
(ｴ)　多数の負傷者が発生し、医療機関、応急救護所への搬送に消防機関が対応できない場合は、民間の所有する患者搬送車両を活用する。

ウ　負傷者の搬送

負傷者の搬送については、医師等により傷病程度の分類を行い、重傷者を最優先として応急処置をした後、救急車等で収容可能な医療機関へ搬送する。

エ　医療機関との連携

(ｱ)　同時多発する救急搬送について、医療機関との情報収集及び伝達体制の確立を図り、直ちに適切な医療機関に搬送する。
(ｲ)　救急活動を円滑に行うために、医療機関に連絡し、あらかじめ定められた医師及び看護師等の緊急招集体制の確立による受入体制の整備を図るようにする。
(ｳ)　医薬品、医療器材、血液等の供給支援体制の整備を図る。

(4)　警察の活動

ア　被災者の救出・搬送

県警本部（日田警察署）は、市等から救急救助活動の応援要請があった場合又はら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救急救助活動を実施するとともに、関係機関と協力して負傷者等の医療機関への搬送を実施する。

イ　広域応援の実施

被災状況を考慮し必要と認める場合は、他の都道府県警察又は県警本部並びに他の警察署に援助要請を行う。

(5)　医療機関の活動

ア　応急救護所の早期開設
イ　救護班の編成及び出動

2　救出対策

多数の要救助者が発生した場合には、県、県警察本部等関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施するものとする。

(1)　市長及び消防機関の長は、消防団員による救助隊を編成するとともに、救助作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等を調達し、迅速に救助に当たる。
(2)　市長及び消防機関の長は、自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、日田警察署に連絡するとともに、連携して救助に当たる。
(3)　市独自の能力で救出作業が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、県及び近隣市町村の応援を要請する。

3　広域応援体制等

市の災害対策能力をもってしても対処し得ない場合は、市長は、あらかじめ整備された広域的な応援体制により他の地方公共団体等へ次の応援要請を行う。

(1)　災害時相互応援協定
(2)　消防応援協定に基づく応援要請
(3)　他都道府県への応援要請
(4)　救出用資器材所有会社等への応援要請
(5)　医療関係機関への応援要請
(6)　自衛隊への応援要請

4　民間業者等に対する救急救助支援要請

市及び消防機関は、必要により、同時多発的災害に備えてあらかじめ定めた計画により、地元民間業者等に対し、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を要請する。

第２　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「災害にかかった者の救出」の実施基準の抜粋は、次のとおりである。
なお、詳細については、「厚生省告示第百四十四号　災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」を参照のこと。

項　目	基準等
対　象	①現に生命、身体が危険な状態にある者 ②生死不明の状態にある者
支出費用	舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期　間	災害発生の日から３日以内 （但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	①　期間内に生死が明らかにならない場合は以後「遺体の捜索」として取扱う。 ②　輸送費、賃金職員雇上費は、別途計上する。

第２節　医療活動計画

≪目的≫　災害のため、本市の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機構が混乱した場合においても医療及び助産を実施する。

≪方針≫　医療機能が混乱した場合においても医療及び助産の実施体制を迅速に整えて対応を行う。

≪目標≫　発災直後から初期救急医療体制を整え、災害等の現場からの傷病者の搬送等の救急搬送を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
初期救急医療体制	救護班の出動	避難対策部 救護・医療・救助班	□														□
	救護班の応援要請	避難対策部 救護・医療・救助班	□														□
医療ボランティアの受入	医療ボランティアの要請	避難対策部 救護・医療・救助班	□														□
救急搬送システム	事故現場からの傷病者の搬送	消防対策部	□														□
	救護所からの傷病者の搬送	消防対策部	□														□
	二次搬送及び被災地外医療機関への搬送	消防対策部	□														□
救急医療対策		消防対策部	□														□

応急対策の流れ

・市民及び事業所は、家具の転倒防止策等により負傷しにくい環境をつくる。
・市は、医療関係者及び市民に対して医療に関する研修・訓練等を実施する。
・避難対策部救護・医療・救助班は、救護、医療活動等を行う手順及び手続を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。
・救護・医療・救助班は、災害拠点病院と協力し、初期の救護活動に必要な医療品及び資機材を準備する。
・救護・医療・救助班は、発災時の救護所設置予定場所を市民に周知する。

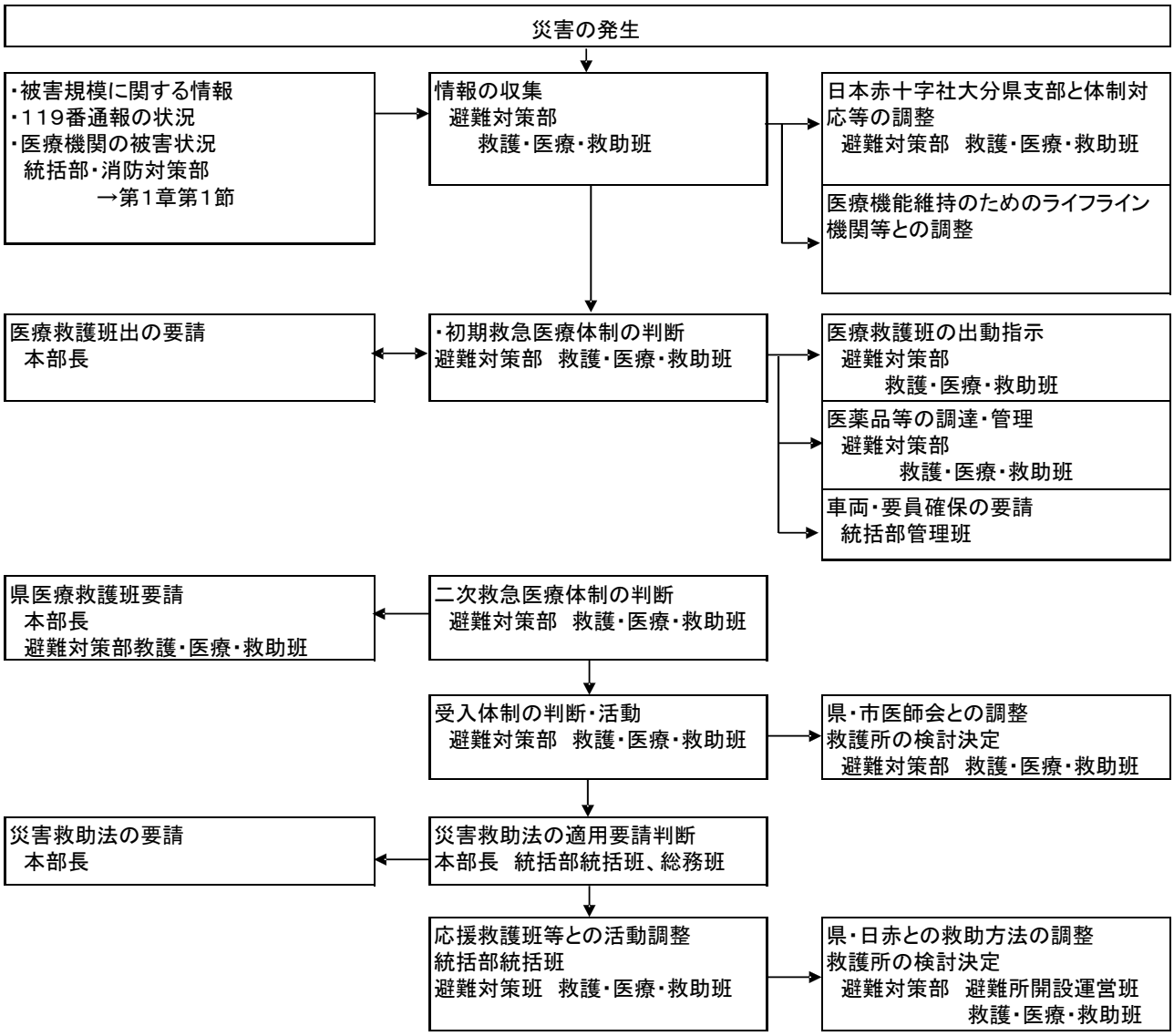

役割分担

1　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における医療及び助産（以下「医療」という。）の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。

(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

市災害対策本部	本部長	県及び日田市医師会に対する救護班出動要請
	統括部	①医療活動に係るライフライン関係機関との調整に関すること ②応急活動従事者及び患者の搬送のための交通手段の確保、要請に関すること
	避難対策部 救護・医療・救助班	①救護医療班用医薬品及び資機材の確保に関すること ②　医薬品及び資機材の救護所までの搬送
	避難対策部 避難者支援班	①災害救助法に関する県との調整 ②適用後の関係機関との調整
	消防対策部	負傷者等の搬送に関すること
	災害拠点病院	市内拠点病院としての体制の確保
日田市医師会		発災後直後からの救護活動
救急指定病院		拠点病院と連携して体制の確保
市民、事業所		①家庭内、事業所内における応急処置用医薬品の常備 ②浸水及び風倒防止策等により負傷しにくい環境整備
医療ボランティア		医療活動に関する協力

第１　災害時救急医療の全体システム

1　市内拠点病院

(1)　拠点病院及び救急指定病院

病院名		所在地	連絡先
拠　点	済生会日田病院	日田市清水町 643－7	24－1100
救　急	日田中央病院	日田市淡窓２丁目 5－17	23－3181
	聖陵岩里病院	日田市銭渕町 16－18	22－1600
	一ノ宮脳神経外科病院	日田市竹田新町 690－14	24－6270

(2)　拠点病院の体制

ア　災害時にも医療機能を維持する。
イ　医師、看護師等スタッフの確保
ウ　トリアージの実施
エ　重症者を収容するスペースの確保
オ　遺体安置場所の確保

【救急医療全体システム図】

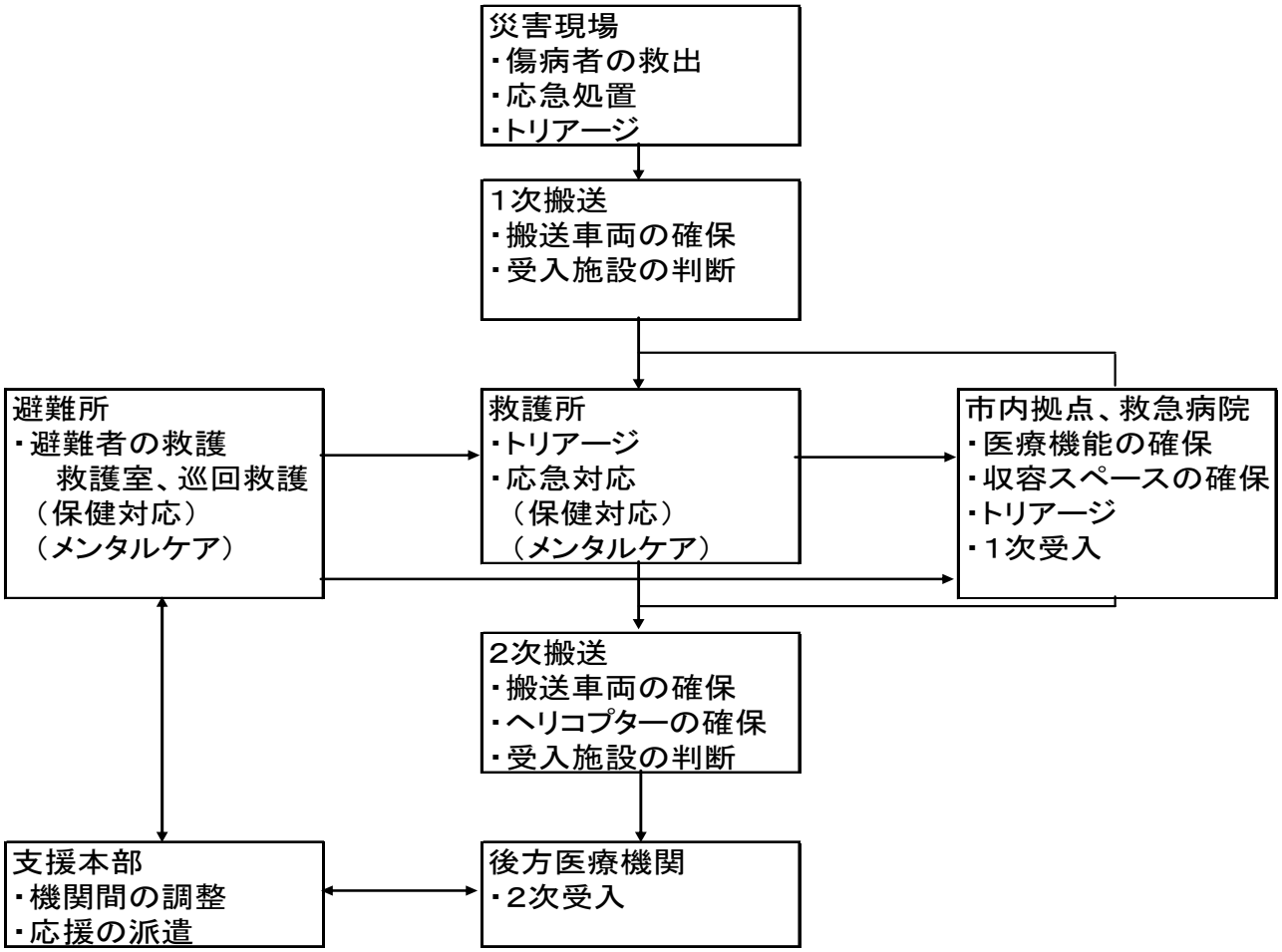

第２　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。災害救助法による「医療」及び「助産」の実施基準は、次表のとおりである。

１　医　療

項　目	基準等
対　象	医療の途を失った者に対して応急的な処置として行うもの
支出費用	①診療 ②薬剤又は治療材料の支給 ③処置、手術その他の治療及び施術 ④病院又は診療所への収容 ⑤看護
費用の限度額	①救護班による場合、使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 ②病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 ③施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
期　間	災害発生の日から１４日以内 （ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	患者等の移送費は別途計上する。

２　助　産

項　目	基準等
対　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
支出費用	①分べんの介助 ②分べん前後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
費用の限度額	①救護班による場合、使用した衛生材料費の実費 ②助産師による場合、当該地域における慣行料金の２割引以内の額
期　間	分べんした日から７日以内（ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	①出産のみならず、死産及び流産を含む。 ②妊婦等の移送費は別途計上する。

第３　初期救急医療体制

１　日田市医師会による救護班の編成

(1)　初期救急医療は、原則として救護班によって行い、１班当たりの構成はおよそ次のとおりとするが、医師等の配置分担については、(2)で示す平時における地区割り（組）を基本としつつも、全域の被害状況を踏まえ、出務可能医師等により柔軟に編成する。

＜救護班１班当たりの構成＞

項　目	救護対策	１日処理能力	基準等	人　員
医　療 助　産	災害により医療助産の途を失った者	100 人/班	医　師	2
			看護師	4
			事務員	1

(2)　救護所の設置計画

救護所	出務医師	連携する市内拠点病院
指定避難所等	２～３	済生会日田病院・日田中央病院・一ノ宮脳神経外科病院・聖陵岩里病院

２　救護班の出動

本部長は、救護班を出動させる必要があると認められる場合は、日田市医師会長に出動を要請する。

ただし、急を要すると判断される場合は、要請を待たずに、日田市医師会に所属する各医師が自主的に出動する。

３　救護所の設置方針

本部長は、次の場合に救護所を設置する。

(1)　現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

(2)　患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

(3)　被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

【災害時の医薬品等供給体制】

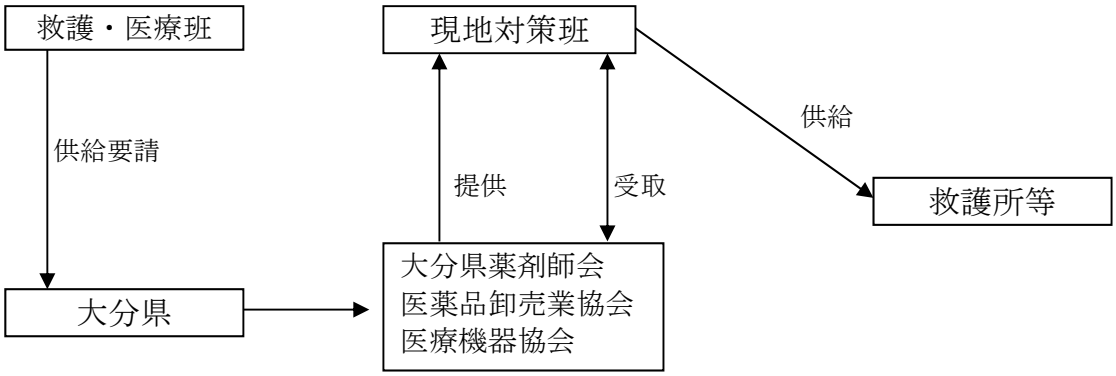

ア　救護・医療・救助班（福祉保健部健康保険課）
(ｱ)　医薬品、資材の調達に関すること。
(ｲ)　被災者の医療に関すること。
(ｳ)　医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。
(ｴ)　済生会日田病院及び救急指定病院との連携に関すること。

４　救護班の応援要請
(1)　本部長は、市が設置する救護所では対応しきれないと判断される場合は、県に対して救護班（県立病院局、日本赤十字社等）の派遣及び救護センターの設置を要請する。
(2)　県医療活動支援班は、避難対策部救護・医療・救助班と調整しながら、市外から来援した救護班を適切に受け入れるとともに、統括的に活動調整する。

第４　救急搬送システム

災害の発生により、救急搬送を要する多数の傷病者が発生した場合は、関係者と緊密な連絡のもと、迅速、適切な救急搬送活動を実施する。

１　事故等の現場からの傷病者の搬送
(1)　消防対策部は、事故等発生関係機関及び事故等発見者からの通報を受信したときは、直ちに、救急隊を編成出動させ、傷病者の救急救護を行うとともに、迅速、的確に医療機関又は救護所に収容するための情報の収集と搬送に当たる。なお、救急車が不足するときは、次の措置を講ずる。
ア　救急指定病院の救急車、患者搬送車の活用を図る。
イ　事故等発生関係機関及び市所有の車両を応急的に活用する。
ウ　近隣消防機関へ応援を要請する。
(2)　傷病者が多発している場合の救護所への搬送に当たっては、消防団、付近住民及び自主防災組織等への協力を求めて実施する。

２　救護所からの傷病者の搬送
救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、救護所救護班の医師の指示により、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師の同乗により搬送する。
この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

３　二次搬送及び被災地外医療機関への搬送
救護所及び市内拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難となり、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。
ヘリコプターの利用に当たっては、ヘリコプター臨時離発着陸場までの搬送計画を事前に検討するとともに、ヘリコプターの支援要請については、「第２章第３節第４　ヘリコプター支援要請計画」により行う。

第５　医療ボランティアの受入れ

１　医療ボランティアの要請

避難対策部救護・医療・救助班は、市内拠点病院、救護所等において医師、看護師、薬剤師等の医療関係者が不足すると判断される場合は、「第９章第２節　災害ボランティア受入れ計画」に基づき、医療ボランティアを要請する。

２　医療ボランティアの活動調整

県医療活動支援班は、避難対策部救護・医療・救助班と調整しながら、医療ボランティアを適切に受け入れるとともに、統括的に活動調整する。

第４章　緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第１節　交通の確保活動計画

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、迅速かつ的確に実施する必要がある。

≪目的≫　避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送道路として定め確保する。

≪方針≫　一般車両の通行禁止などの交通規制を実施する。また、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

≪目標≫　災害情報及び交通情報を随時収集し、路上交通の確保ができるよう関係団体と調整し、対応を図る。

≪役割≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
被災情報及び交通情報の収集		建設対策部 土木・都市整備班	□														□
陸上交通の確保		建設対策部 土木・都市整備班	□														□
災害対策本部による調整	緊急輸送路指定のための調整	統括部統括班	□														□
	緊急輸送路指定情報の広報	渉外・広報班	□														□
道路の応急復旧等		建設対策部 土木・都市整備班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・道路管理者は、関係業者と災害時の強力に関する協定を締結する。
・市は、緊急輸送路の指定予定路線を計画する。
・市は、市民に災害時の車両使用自粛等に関して広報し、周知徹底する。
・道路管理者は関係機関と協議し、災害時の交通規制実施の手順について別途マニュアルを作成する。

災害の発生

①道路等の被災情報の収集
（道路管理者、日田警察署）
第1章第1節

②道路交通規制の判断
（道路管理者、日田警察署）

③応急復旧等に関する調整
（道路管理者）

④応急復旧等の実施
（道路管理者）

緊急輸送調整会議
建設対策部土木班

→ 連絡調整要員の派遣
（会議構成機関）

緊急輸送計画の検討
緊急輸送路の指定
応急復旧方針等の指定
道路交通規制に関する調整
（緊急輸送調整会議）

→ 協定業者への協力要請
（建設対策部土木班）

→ 自衛隊への支援要請
（統括部統括班）

→ 市民への広報
（渉外・広報班、警察）

→ 鉄道事業者との情報記録
（統括部記録・財政班）

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①統括班は、市災害対策本部の緊急輸送に関する総合調整を行う。 ②管理班は、緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。 ③管理班は、西日本高速道路と情報交換を行う。 ④情報整理班は、鉄道事業者と情報交換を行う。 ⑤渉外・広報班は、緊急輸送路の指定、交通規制等に関して市民に広報する。
	建設対策部 土木・都市整備班	＊道路管理者の内容による。
	消防対策部	消防対策部は、通行禁止区域等において必要な措置等を実施する。
道路管理者		①道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧について検討する。 ②応急復旧工事、道路啓開作業を指示する。 ③緊急輸送路、交通規制対象路線等の情報を収集及び提供する。 ④道路交通規制を実施する。 ⑤緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
日田警察署		①緊急輸送路指定路線の決定に関すること ②道路交通規制の方針決定及び実施 ③緊急輸送調整会議に調整要員を派遣する。
鉄道業者		①鉄道施設の被害状況の把握及び市災害対策本部との連絡調整 ②鉄道施設の応急復旧措置に関すること
協定業者		協定業者協定に基づき、道路啓開及び応急復旧作業に協力する。
市民、事業所		①緊急輸送路指定路線に不要な車両を乗り入れない。 ②災害応急活動時以外は、徒歩で行動するよう努める。 ③交通ルールを遵守する。

第１　被災情報及び交通情報の収集

(1)　発災後、道路管理者及び交通管理者は緊密に連携して、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

(2)　道路管理者及び交通管理者は、大分県災害対応支援システムの活用、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。

第２　陸上交通の確保

道路管理者及び交通管理者は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。日田警察署、国道、県道等の道路管理者及び災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとる。

１　陸上交通確保の基本方針

(1)　道路法（第４６条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

(2)　被災区域への流入抑制

交通管理者は、災害が発生後において、次により避難路及び緊急輸送路について優先的にその機能の確保を図ることとする。

ア　交通管理者は、混乱防止及び緊急輸送路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施することとする。

イ　交通管理者は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を行う場合、関係都道府県と連絡を取りつつ行うこととする。

ウ　交通管理者は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限することとする。

エ　現場警察官又は警察署長・高速道路警察隊長は、災害対策基本法に基づく交通規制がいまだなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施することとする。

(3)　災害対策基本法に基づく交通規制及および道路啓開

災害応急対策期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急輸送路の確保等が中心となるので、交通管理者は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第７６条第１項の規定に基づく交通規制および同法第７６条の６関係に基づき災害時における車両の移動等を迅速に実施することとする。

(4)　道路交通法に基づく交通規制

復旧・復興期は、感染症対策、医療活動、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧用の活動が本格化し、これらに並行して、道路の補修等も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、交通管理者は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

この際、交通管理者は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

２　災害発生時の交通規制等

被災地内の道路の交通安全と円滑な交通流を図るため、次の区分により速やかに歩行者又は車両に対する必要な規制等を行う。

(1)　被害地内の交通規制

実施責任者	範　囲	根拠法
道路管理者	①道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき ②道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第４６条第１項
公安委員会	①道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき ②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第７６条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第５条第１項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

(2)　通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置等を実施する。

実施責任者	範　囲	根拠法
警察官	①　通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ②　措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第７６条の３
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

３　交通規制等情報の伝達手段

交通規制等を行ったときは、次の措置を講じ、一般に周知する。

(1)　現場の主要地点に警察官の配置を要請する。

(2)　標識、看板、報道機関等により一般市民に通知する。

第３　災害対策本部による調整

１　緊急輸送路指定のための調整

(1)　緊急輸送調整会議

ア　災害対策本部が設置された場合、日田警察署、建設対策部土木班及び統括部管理班は、道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するために、調整要員を災害対策本部に派遣する。なお、国土交通省大分河川国道事務所日田国道維持出張所、県日田土木事務所等の道路管理者にも職員の派遣の要請を行う。

イ　緊急輸送調整会議は、災害対策検討会議室（庁議室か５０１会議室）で行う。

ウ　緊急輸送調整会議は、次の事項について調整する。

(ｱ)　「第４章第２節第３」に示す基本方針に基づく具体的な緊急輸送計画

(ｲ)　市内の緊急輸送路の指定

(ｳ)　緊急輸送路等の道路啓開の実施に関する調整

(ｴ)　被災箇所の調査及び応急復旧に関する調整

(ｵ)　道路交通規制等の実施に関する調整

(2)　緊急輸送路指定路線

緊急輸送路に指定された路線に対しては、各機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

ア　広域の緊急輸送路指定路線は、国道２１０号、国道２１２号、九州横断自動車道とする。

イ　アにあげるものを除く市内の緊急輸送路指定予定路線は、建設対策部土木班が事前に計画を作成する。

(3)　緊急輸送路の決定日田警察署及び県警察本部が決定する。

２　緊急輸送路指定情報の広報

(1)　市民への広報

ア　緊急輸送路が指定された場合は、市災害対策本部としては渉外・広報班が市民に対して広報する。

イ　警察による広報は、県警察本部による。

(2)　マスコミへの情報提供

市民への広報と同様の分担により行う。

第４　道路の応急復旧等

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

１　緊急輸送路等の道路啓開

緊急輸送調整会議における優先順位の決定に基づき、緊急輸送路から実施する。

２　道路啓開作業等の実施手順

(1)　道路・橋梁等の被災調査及び応急復旧の検討

建設対策部土木班は、関係機関との事前協定に基づき実施する。

(2)　応急復旧工事の指示

建設対策部土木班は、復旧範囲を決定した上で、市内の建設業者に依頼する。

(3)　啓開作業の指示

建設対策部土木班は、作業範囲を決定した上で、市内の建設業者に依頼する。

(4)　緊急輸送路・交通規制対象路線の情報収集と広報

緊急輸送調整会議において相互に情報収集し、災害対策本部として渉外・広報班を通じて市民に広報する。

(5)　道路啓開作業用資機材の調達

市内業者の保有資機材を予め調べておき、保有業者に要請する。

３ 災害時における交通マネジメント

（ア）九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。

（イ）県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

（ウ）検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

（エ）検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第５　鉄道施設

１　九州旅客鉄道の対策【JR 九州（九州旅客鉄道株式会社）日田駅】

鉄道施設の災害防止については、諸設備の実態を把握し、異常時に於いても機能を保持できるよう関係箇所と調整のうえ、整備を行う。また、災害により鉄道輸送に影響をおよぼす事態の発生、又は、そのおそれのある場合の処理については、機関で別に定め、市災害対策本部と情報交換、共有を図り迅速な対応に努めることとする。

第２節　緊急輸送活動計画

≪目的≫　被害の状況、緊急度、重要度を考慮しながら交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

≪方針≫　被災者、災害応急対策要員の移送並びに救助用物資、災害対策用資機材の輸送等は、本計画に基づき実施する。

≪目標≫　発災後に迅速な対応が図れるよう、関係者と十分な協議及び対応し、緊急輸送の実施を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
緊急輸送の実施		統括部統括班	□														□
緊急輸送の要請		統括部統括班	□														□
ヘリの利用	ヘリの支援要請	統括部統括班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・市は、緊急輸送に関して、運輸業者等と協定を締結する。
・統括部管理班は、必要な車両について緊急車両の事前認定を得る。
・消防対策部は、ヘリコプターの利用のための手続きについて、別途マニュアルを作成する。

↓

災害の発生

↓

ヘリコプター臨時離着陸上選定
（消防対策部）

↓

ヘリコプターの支援要請
（統括部統括班）

↓

緊急輸送路線の選定
→第4章第1節

→

緊急輸送計画
（緊急輸送調整会議）

緊急輸送配備
各　部

↓

緊急輸送計画
（緊急輸送調整会議）

→

不足車両等の調達
（統括部管理班）

↓

緊急輸送の要請
（統括部管理班）

→

緊急車両の認定手続き
（統括部管理班、各部）

役割分担

1　実施責任

輸送、移送の実施は本部長がこれに当たる。

ただし、本市において処理できないときは、本部長の要請に基づき、県災害対策本部において車両その他の輸送力の確保、調達を行い、輸送移送の応援を実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①運輸業者等との協定に関すること ②不足車両等の調達に関すること ③公用車の緊急車両の認定手続きに関すること ④緊急輸送の要請に関すること ⑤車両に必要となる燃料の確保に関すること
	各部	資材等搬送車の緊急車両の認定手続きに関すること
	消防対策部	ヘリコプターの臨時離着陸場所の設置に関すること
日田警察署		緊急輸送車両の認定に関すること
自衛隊		緊急輸送の支援に関すること
協定業者		協定に基づく緊急輸送の協力に関すること
市民、事業所		緊急輸送の協力に関すること

第１　緊急輸送システム

災害発生直後の緊急輸送システムは、次のとおりとする。

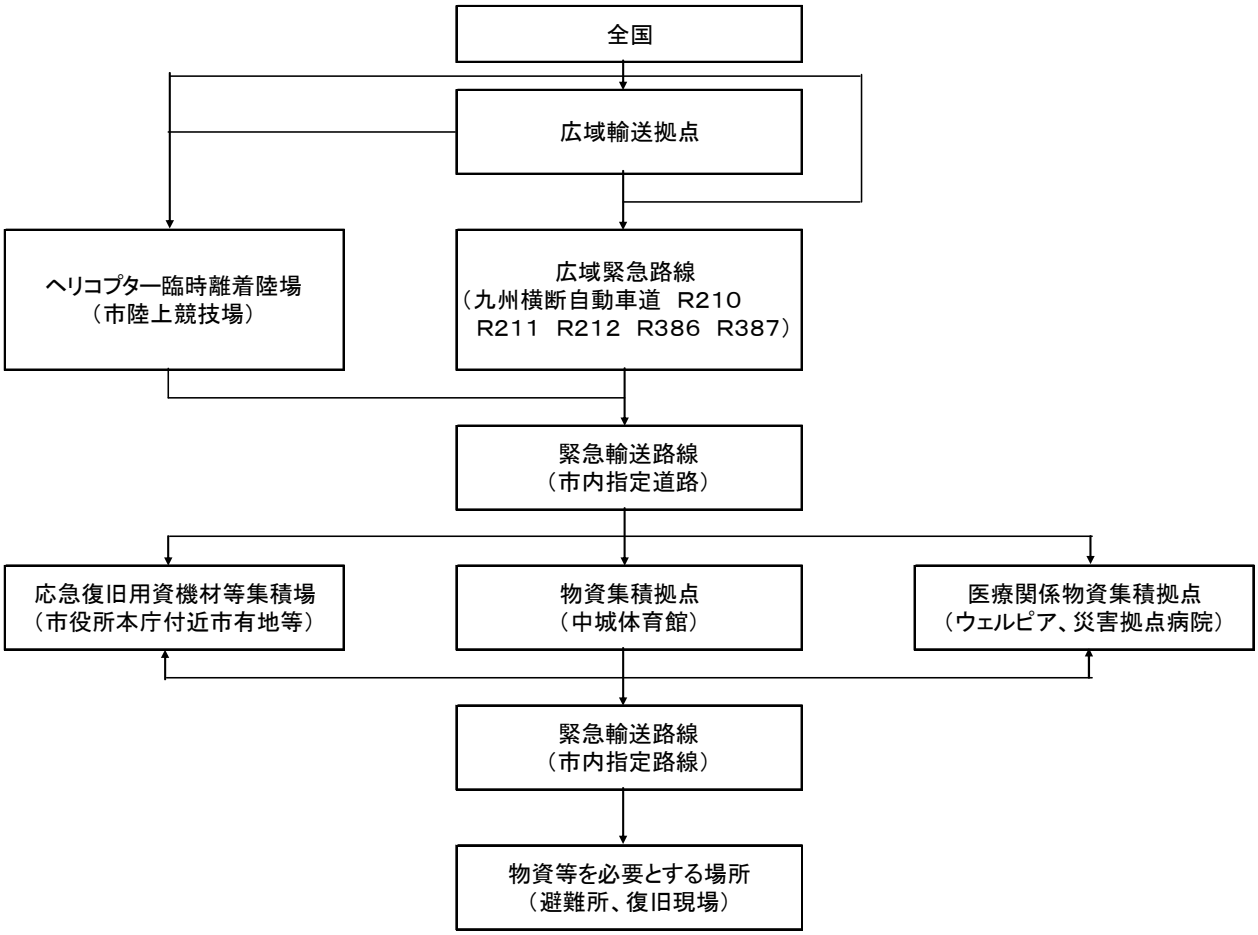

第２　災害救助法による基準

１　救助のため、次に掲げる事項について移送又は輸送を行ったときは、輸送費を支出する。
(1)　災害にかかった者の避難
(2)　飲料水の供給
(3)　救助用物資の整理配分
(4)　医療及び助産
(5)　災害にかかった者の救出
(6)　遺体の捜索及び処理

２　救助のために支出する輸送費の額は、通常の実費とする。

３　救助のための輸送費を支出する期間は、１各号の救助を実施する期間とする。

第３　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

１　輸送に当たっての配慮事項
輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。
(1)　人命の安全
(2)　被害の拡大防止
(3)　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送対象の想定

段　階	輸送対象
第１段階	①　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ④　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	①　第１段階の続行 ②　食料、水等生命の維持に必要な物資 ③　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ④　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階	①　第２段階の続行 ②　災害復旧に必要な人員及び物資 ③　生活必需品

第４　緊急輸送の実施

１　市保有車両等による緊急輸送

(1)　市保有車両等の現況

「資料応急－１０」に示すとおり。

(2)　市保有車両等の緊急輸送第１配備計画

統括部管理班が、予め災害後の第１配備計画を作成する。

ア　各部所管の車両等は、各部において使用する。

イ　総務企画部財政課の車両等は、管理班長が別に定めておく。

(3)　市保有車両等の緊急輸送時使用手続き

各部が、総務企画部財政課所管の車両が必要な場合は、統括部管理班に申し出て、管理班長の承認を受ける。

２　不足車両の調達等

(1)　車両の借上げ等

市保有車両等で必要な車両等を確保することが困難な場合は、統括部管理班が災害時の協力協定に基づき、必要な車両等を借り上げ、また必要に応じて運転手を雇い入れる。

(2)　燃料の調達

災害時においても安定した燃料の調達を行うため、統括部管理班は、市内給油業者との災害時の協力協定に基づき、必要な燃料を調達する。

３　緊急車両の認定

(1)　事前届出済の車両

ア　緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略される。

イ　県防災危機管理課、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、警察署、交通検問所において、届出済証による確認が行われ、票章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

(2)　発生後の届出

発生後に、車検証等必要書類を日田警察署に持参し、統括部管理班が正規の手続きをとる。

ただし、市の行う応急復旧等に係る資機材等の輸送のための民間車両については、物資対策部総務調整が行う。

第５　緊急輸送の要請

１　輸送関係機関等への緊急輸送の要請手続き

(1)　統括部管理班は、災害時に輸送が必要となった場合には、運輸業者に対して緊急輸送を要請する。

(2)　統括部管理班は、必要に応じて、ボランティア対応班に対して車両及び運転手の派遣を要請する。

要請の方法は「第９章 第２節 第２ ボランティア受入れ」による。

２　県への緊急輸送の要請手続き

統括部管理班は、市保有の車両等及び市が調達した車両等だけでは輸送力が不足する場合、県災害対策本部に対して緊急輸送の実施を要請する。要請の方法は「第２章 第３節 第２ 広域的な応援体制」による。

３　緊急輸送を要請する場合の措置

(1)　緊急物資等の受入

食料、物資等の受入は「第８章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」によるが、その際、緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保するよう努める。確保できない場合は、その人員も併せて要請する。

(2)　傷病者等の市域外への緊急輸送

傷病者を市域外へ緊急搬送する場合は、輸送車両等のほか、添乗する医師・看護師等についても要請する。

第６　ヘリコプターの利用

１　ヘリコプター利用の基本方針

ヘリコプターは、時期に応じて県等に要請し、次の用途に利用する。

(1)　発災直後の利用

ア　被害情報の収集

イ　重症者の搬送

(2)　応急活動時の利用

ア　重症者の搬送

イ　遺体の搬送

ウ　緊急物資の搬送

エ　防災対策要員の搬送

２　ヘリコプターの離着陸場

市内には、常設のヘリコプター離着陸場として石井スポーツ広場があるが、河川水位で使用不可の場合が考えられるため、「資料応急－１１」に示す場所を、大分県防災ヘリコプター、警察本部ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、医療機関の所有するヘリコプター（以後、「ヘリコプター」という。）の臨時離着陸場として使用する。

３　臨時離着陸場の設置

(1)　消防長・消防署長は、ヘリコプターを利用する必要がある場合、臨時離着陸場を選定し、統括部統括班に報告する。

(2)　消防長・消防署長は、臨時離着陸場に無線通信員を移動無線設備とともに派遣し、必要な連絡調整を行う。

４　ヘリコプターの支援要請

ヘリコプターの支援要請は「第２章第３節第４　ヘリコプター支援要請計画」による。

第５章　被災者への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、人心の安定を図るとともに、被災地の市民等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、市民等から、問合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第１節　被災者への情報伝達活動計画

≪目的≫　災害発生後において、正確な災害の情報・防災に関する諸対策の周知徹底を図り、人心の安定と速やかな災害応急・復旧対策推進を行う。

≪方針≫　市民、報道機関並びに本市職員に対し、迅速かつ適切な広報活動を行う。

≪目標≫　発災後１時間以内には、被災者への情報伝達活動を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
広報の方法	緊急広報の方法と実施	渉外・広報班 統括班	□														□
	一般広報の実施	渉外・広報班	□														□
	報道機関への対応	渉外・広報班	□														□
一時市外避難者への広報		渉外・広報班	□														□
災害時要援護者への広報		渉外・広報班	□														□
災害情報の収集・整理		記録・財政班 情報整理班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・統括班は、緊急放送文案を作成する。
・渉外・広報班は、ラジオ・テレビ等報道機関と災害時の広報協力について調整する。
・渉外・広報班は、災害発生直後の広報紙原案を作成する。
・渉外・広報班は、配布手段、広報車等に関しての関係部と事前調整する。

↓

災害の発生

↓

災害規模に関する情報、災害情報等
（統括部、各部）
→第１章第１節

市民からの問合わせ
（電話対応班）
→第５章第２節

市民からの相談
（生活相談班）
→第５章第２節

ホームページの掲載
（渉外・広報班）

本部会議、本部班に報告された情報の整理
（記録・財政班、情報整理班）

緊急広報の実施
（本部班、渉外・広報班）

広報紙の原稿作成
（渉外・広報班）

広報紙印刷
（印刷業者、渉外・広報班）

広報紙の搬送
（総務調整班）

広報紙の配布
（避難所及び防災拠点）

高齢者等避難、避難指示等による緊急広報
（渉外・広報班、消防対策部、警察の機関等）

応急対策の実施状況（各部）

広報車・掲示板・TVによる広報
（統括班、管理班、渉外・広報班）

報道機関への広報要請
（渉外・広報班）

庁内の広報内容の徹底

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	・統括班は、市民の生命を確保するために必要な緊急広報を実施する。 ・統括班は、防災行政無線や広報車による広報を実施する。 ・情報整理班は、本部会議等で収集した情報を整理して、広報班に報告する。 ・電話応対班は、市民からの問合わせ内容等を本部会議等に報告する。 ・渉外・広報班は、プレス対応を実施する。 ・渉外・広報班は、災害発生後定期的に記者発表を行う。 ・渉外・広報班は、関係機関に広報協力を要請する。 ・渉外・広報班は、災害広報紙を作成する。 ・渉外・広報班は、ホームページを作成する。 ・渉外・広報班は、ケーブルテレビでの放送準備をする。 ・渉外・広報班は、写真や映像等を記録する。
	各部	・各部は、市民への迅速な情報提供のため、予告記事も含め、積極的に広報班に記事を提供する。
	市民対策部	・生活相談班は、市民からの問合わせ内容等を本部会議等を通じて広報班に報告する。
	物資対策部	・物資調達班は、広報紙を避難所に搬送する。
	避難対策部	・避難者支援班は、市民からの問合わせ内容等を本部会議等を通じて広報班に報告する。 ・避難所開設班は、避難所で広報紙を配布する。（避難所の注意事項やルール）
報道機関		市民及び他地域に対してきめ細かな広報に協力する。
自主防災組織		広報紙の配布に協力する。
市民、事業所		一時市外へ避難する場合は、渉外・広報班に届け出る。
ボランティア		①広報紙の配布に協力する。 ②インターネット通信等による多様な情報発信に協力する。

第１　広報の体制

1　本部は、災害発生後の災害情報のうち、市民の安全に係わる緊急広報を実施する。
2　渉外・広報班は、その他の情報（生活情報、復旧情報、避難所情報、復興情報等）の総合的な広報活動を実施する。
3　各部班は、定期的に情報整理班に対して災害情報、生活情報を報告する。また、これらの情報のリスト化を図る。
4　渉外・広報班長が指名した連絡員は、災対本部に常駐し、報道対応を行う。
5　情報伝達活動を実施するにあたり、必要な要員が不足する場合は、庶務班に依頼する。

第２　広報の方法

1　広報の内容

(1)　緊急情報

渉外・広報班、情報記録班から以下の情報を収集し、災害発生後、緊急に市民に伝達する。なお、発災直後は混乱が予想されるため、事前に広報原稿を作成しておく。

ア　気象・河川情報等の情報（観測情報と今後の見通し）
イ　災害の発生状況と応急対策の状況
ウ　二次災害に関する情報（火災、土砂災害、倒壊建物、浸水等の危険性）
エ　高齢者等避難、避難指示の情報
オ　市民の安否情報
カ　救急医療情報（応急救護所、医療機関の開設状況）
キ　緊急道路・交通規制情報
ク　市民や事業所のとるべき措置（電話、交通機関等の利用制約等）

(2)　生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報の内容は、以下のとおりとする。

ア　ライフライン情報（電気・水道・ガス・電話・下水道等の被害状況と復旧見込み情報）
イ　食料・物資等供給情報
ウ　生活情報（風呂、店舗等開業状況）
エ　鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込み情報
オ　道路情報
カ　医療機関の活動情報等

(3)　復旧情報

被災者の生活再建のために提供すべき情報の内容は、以下のとおりである。

ア　ライフライン（電気・ガス・水道・下水道）の復旧情報
イ　交通機関復旧情報等

(4)　避難所情報、復興情報

ア　住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等）
イ　各種相談窓口の開設情報等
ウ　り災証明書の発行情報
エ　税・手数料等の減免措置の状況
オ　災害援護金等の融資情報等

２　緊急広報の方法

(1)　テレビ・ラジオ等による広報

渉外・広報班は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合において、その通信のための特別の必要があるときは、県知事を通じて、各放送機関に対して必要事項の放送要請を行う。ただし、やむをえない場合は、市長からも行う。

ア　緊急放送要請内容

(ｱ)　要請の理由
(ｲ)　放送事項
(ｳ)　放送希望日時
(ｴ)　その他必要事項

イ　ケーブルテレビによる広報

アの内容に基づき放送を実施する。

ウ　対　象

災害発生予想地域の市民

(2)　インターネットによる広報

渉外・広報班は、インターネットの特徴である、不特定多数の者に対し同じ情報を配信できる「同報性」や迅速・正確に情報を収集して、最新の情報を提供できる「即時性」、携帯電話等からも確認できる「移動性」を活用し、情報の提供を行う。

なお、インターネットの情報を取得できない市民も想定されることから、その他の広報手段と併せて実施することが必要である。

(3)　防災行政無線による広報

統括班は、消防対策部、日田警察署と協力して防災行政無線等による緊急広報を実施する。

(4)　ひた防災メール及びエリアメールによる広報

渉外・広報班は、消防対策部、日田警察署と協力してメール等による緊急広報を実施する。

(5)　広報車による広報

統括班は、消防対策部、日田警察署と協力して広報車等による緊急広報を実施する。

３　一般広報の実施

(1)　テレビ・ラジオ等による広報

渉外・広報班は、必要に応じて各放送機関への放送要請を行う。（「第２章第３節第５災害放送の要請」による。）

(2)　報道機関への資料提供による広報

渉外・広報班は、災害発生直後に２０１会議室に特設する記者発表室において、本部がとりまとめた情報を必要に応じて報道機関に発表するものとする。

また、報道機関から独自の取材があった場合にも、積極的に情報提供をするものとする。

(3)　広報紙等印刷物の発行による広報

ア　各担当部は、広報紙に掲載する広報内容を渉外・広報班に提出する。

イ　渉外・広報班は、広報紙印刷物原稿の作成、印刷の発注、配布の依頼を行う。

ウ　渉外・広報班は、市内印刷業者の被災状況を考慮して、事前に登録された印刷業者の中から業者を選定し、印刷を発注する。

エ　物資調達班は、印刷された広報紙を避難所に届ける。

オ　渉外・広報班は、災害発生後の初期の段階では、通常の広報ルートが機能しない場合が想定されるため、自主防災組織に対して、広報紙の配布の協力を依頼する。

カ　自主防災組織は、渉外・広報班と協力して、広報紙の避難所等への配布、掲示板への掲示を実施する。

キ　各担当部は、被災者に広報された内容について、職員に十分徹底を図る。

ク　広報内容の周知を徹底する必要がある場合は、新聞折込のチラシ等の活用も検討する。

(4)　インターネット通信等を利用した広報

渉外・広報班は、ボランティアの協力を得られた場合は、インターネット通信を用いて、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。

(5)　広報車等の利用による現場広報

各担当部は、災害の状況又は道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ広報車や職員等を派遣し、広報活動を行う。

(6)　自主防災組織等による広報

自主防災組織は、本部の実施する広報活動に協力する。

4　報道機関への対応

報道関係の車両の駐車場所は、事前に検討しておく。また、必要に応じて電源等の提供を行う。

第３　一時市外避難者への広報

市の施策等の広報を、市内在住者だけでなく、一時市外に避難した市民に伝達する。

(1)　一時市外避難者は、統括部渉外・広報班に避難先を届け出ることとする。なお、避難先の届出方法については検討し、(2)の方法で周知する。

(2)　渉外・広報班は、市外の施設管理者との連携、報道機関への要請、広報紙を直接郵送する等の方法により、一時市外避難者へ広報する。

第４　要配慮者への広報

1　障がい者、高齢者等への広報

渉外・広報班は、要配慮者対策班及び福祉ボランティア等の協力を得て、在宅の障がい者、高齢者等に対して広報紙を各戸配布するよう努める。

2　外国人に対する広報

渉外・広報班は、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、英語等による広報に努める。

第５　災害情報の収集･整理

情報整理班は、災害時における被災地の状況その他を写真や映像等に収め、復旧対策広報等の資料として活用する。

第２節　市民等からの照会に対する対応計画

≪目的≫　甚大な災害が生じた場合、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を行う。

≪方針≫　応急対策・復旧対策に市民の要望等を反映させるため迅速な対応を行う。

≪目標≫　甚大な災害発災後、緊急問い合わせ対応を行えるように相談所の開設・運営を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
体　制	相談所の開設運営	避難者支援班 生活相談班	□														□
	総合的な相談窓口情報の提供	渉外・広報班 避難者支援班 生活相談班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
- 緊急問合わせ専用室、電話、要員の確保と市民への広報
- 臨時相談所の運営マニュアルの作成と関係機関との調整
- 専門相談所の運営マニュアルの作成と関係機関との調整
- 他の防災関係機関の公聴計画の把握と調整
- 相談窓口等の設置状況の総合的な広報計画の検討

↓

災害発生

緊急問合わせ（電話対応班）
- 専用室・電話の確保
- ↓ 電話による処理
- ↓ 問合わせ内容の整理 → 要望内容の整理

相談業務の統合管理（生活相談班・被災者支援班）
- 相談所情報の受理
- ↓ 緊急要望への対応
- ↓ 要望内容の整理
- ↓ 広報の依頼

相談所の開設・運営（生活相談班・被災者支援班・各部）
- 相談所の開設
- 相談業務の実施
- 相談内容の処理
- 相談内容の整理

総合的窓口情報の広報（渉外・広報班）
- 広報内容の整理
- ↓ 広報の実施

他の防災関係機関
- 相談窓口設置情報の交換
- 要望内容への対応の協議

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①電話対応班は、相談と緊急電話の内容を判断し、相談の場合は生活相談班へ対応依頼する。 ②電話対応班は、緊急問い合わせに対応するためのマニュアルを作成する。 ③電話対応班は、市民からの緊急問合わせ内容を本部会議等に報告する。 ④渉外・広報班は、相談所の設置状況等を広報する。
	避難対策部 市民対策部	①生活相談班は、市民からの電話による問い合わせに対応する。 ②生活相談班・避難者支援班は、関係機関の協力を得て公共施設等に臨時相談所を開設する。 ③生活相談班・避難者支援班は、他の相談所等を把握し、活動調整を実施する。 ④生活相談班・避難者支援班は、臨時相談所の設置・運営のためのマニュアルを作成する。
	各部	①必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 ②必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する
防災関係機関		①必要に応じて専門的な内容の電話問い合わせに対応する。 ②必要に応じて専門的な内容の相談所を開設する。
市民・事業所		広報紙等の市の広報内容に注意し、電話問合わせはできるだけ控える。

第１　体　制

１　緊急問い合せへの対応

電話応対班は、市民からの電話による問い合わせに対応する。

２　相談所の開設・運営

(1)　生活相談班、避難対策部避難者支援班は、平時の公聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて被災地の公共施設や避難所に、相談所を設置する。

(2)　各部は、法律相談や住宅相談、外国人市民向けの相談等、必要に応じて専門相談所を設置する。

３　総合的な相談窓口情報の提供

(1)　生活相談班・避難者支援班は、本市が開設する臨時相談所、専門相談所等の設置を調整するとともに、他の防災関係機関が実施する相談窓口の設置状況を調査し、渉外・広報班及び記録・財政班へ報告する。

(2)　渉外・広報班は、本市及び他の防災関係機関の実施する相談窓口の総合的な情報を、広報紙等によって広報する。

(3)　渉外・広報班は、ボランティアの協力が得られた場合、ボランティアを通じてインターネット通信に情報を提供する。

第２　緊急問い合わせへの対応の方法

１　電話応対班は、災害発生後に発生すると想定される市民からの電話による問い合わせ、内容は、「資料様式－３　受信用紙〔市民〕」に記入する。

２　電話応対班は、市民からの問い合わせについては、直ちにその内容を精査し、関係部長又は班長に連絡するとともに、必要に応じ、市災害対策本部に報告する。

３　電話対応班は、市民からの電話による問合わせの内容を精査し、相談案件については、生活相談班に引き継ぐ。

４　統括班は、市災害対策本部の決定事項等、市民に情報提供する事項については、その内容を「資料様式－１８」　対策本部命令書で電話応対班及び生活相談班に連絡し、その後の対応の迅速化を図る。

５　電話応対班は、問い合わせの内容を整理し、頻繁に質問される項目について FAQ を作成する。また、必要に応じ、渉外・広報班に翌日以降の広報紙等への掲載及びインターネット通信への情報提供を依頼する。

【問い合わせの対応の流れ】

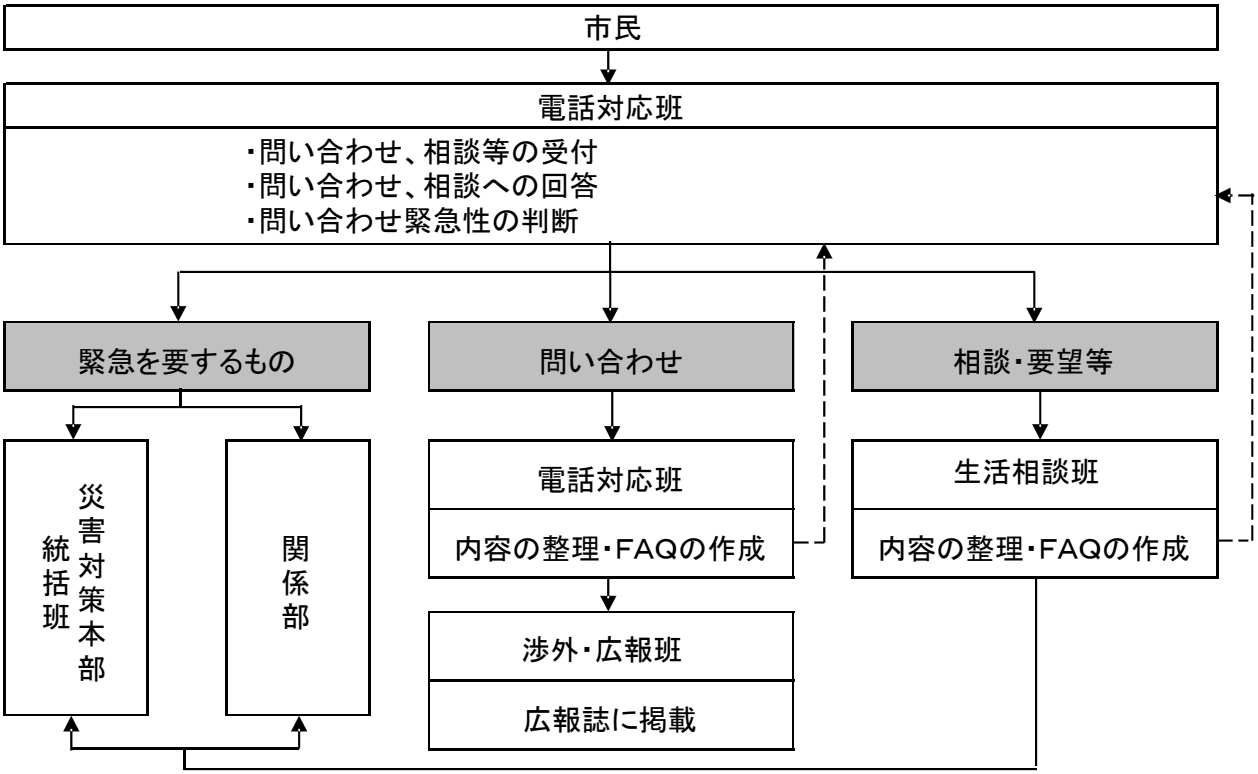

第３　電話及び相談所における要望等の処理の方法

(1)　生活相談班・避難者支援班は、相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決に努力する。

(2)　生活相談班・避難者支援班は、処理方法の正確性と統一を図るために、あらかじめ定められた応対記録票等を用いて内容を記入する。

(3)　生活相談班・避難者支援班は、問い合わせの内容、相談要望等、処理方法を定期的に本部及び渉外・広報班に報告する。

第６章　避難収容活動

風水害の発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への足がかりとなるものを用意する必要がある。

第１節　避難誘導計画

≪目的≫　災害の発生後、警察官、知事及び自衛隊の協力を求め被災者を速やかに避難誘導する。
≪方針≫　災害による避難のための立退きの指示・勧告等を、迅速に行う。
≪目標≫　発災後直後から避難のための立ち退きの高齢者等避難・指示、警戒区域の設定を行う。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
避難のための立ち退きの指示	高齢者等避難の実施	本部長、副本部長	□														□
	避難指示の実施	本部長、副本部長	□														□
警戒区域の設定	警戒区域設定の実施	本部長、副本部長	□														□
避難システム	避難誘導の方法	避難者支援班 避難所開設運営班 要配慮者対策班	□														□
	避難の準備		□														□
	避難順位及び携行品の制限		□														□
	避難に配慮が必要な者への介助		□														□

応急対策の流れ

事前対策
・統括部は、市民へ指定避難場所の周知を図る。
・要配慮者対策班は、要配慮者への安全確保対策を計画する。
・統括班は、危険予想地域の避難計画を作成する

↓

災害の発生

↓

災害情報の収集
統括部　→第1章第1節

→

高齢者等避難等の検討、進言
統括班

↔

県、警察等への協議
統括班

↓

要配慮者の避難介助
避難対策部　統括部

←

高齢者等避難等の判断・発令
本部長

→

県、警察等への報告
統括班

↓

高齢者等避難等の伝達
統括部

避難誘導員の派遣
避難対策部

↓

自主防災組織、市民

→

避難所
→第 6 章 第 2 節

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	①高齢者等避難・避難指示の発令 ②警戒区域の設定
	統括部	①高齢者等避難・避難指示の市民及び自主防災組織への伝達に関すること ②警戒区域設定後の立入禁止、制限、市民の退去の市民への伝達に関すること ③高齢者等避難・避難指示の県、警察等他機関への伝達・協議に関すること ④要配慮者への高齢者等避難・指示の伝達に関すること ⑤高齢者等避難・避難指示の伝達に関すること
	避難対策部	①要配慮者の避難誘導に関すること ②要配慮者の搬送に関すること
日田警察署		①避難の指示に関すること ②避難誘導の応援に関すること
市民及び自主防災組織		①高齢者等避難・避難指示の市民相互の伝達 ②避難時における地域の要配慮者の安全確保に関する協力 ③身体壮健者当による避難誘導及び監視

第１　避難のための立ち退きの勧告・指示

１　実施責任者

実施責任者	避難情報	災害の種類・内容	根拠法令
市長	高齢者等避難 及び 避難指示	災害全般	災害対策基本法 第６０条第１項
警察官		災害全般 市長が指示するいとまがない時、又は市長から要請があった時	災害対策基本法 第６１条 警察官職務執行法 第４条
知事又はその命を受けた職員		洪水 地すべり	水防法第２２条 地すべり等防止法 第２５条
水防管理者		洪水	水防法第２２条
自衛隊		災害全般 災害派遣を命ぜられた自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができる。	自衛隊法第９４条

２　高齢者等避難、避難指示の概要

「高齢者等避難」とは、「人的被害の発生の可能性がある」と判断された時点に発令され、要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々に避難準備を求めるものである。一般的に「避難指示」より前段階で発令する。

「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、市民を避難のため立ち退かせるものである。

区分	高齢者等避難	避難指示
条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断し、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示を行うことが予想される場合	①当該地域又は土地・建物等に災害が発生するおそれがある場合 ②状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は災害が発生し現場に残留者がある場合

市民に求める行動	①要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 ②上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	①通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ②高齢者避難の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了 ③未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
伝達内容	①発令者 ②避難準備をすべき理由 ③危険地域 ④携行品その他の注意	①発令者 ②避難理由 ③避難場所 ④避難後の当局の指示、連絡等
伝達方法	①広範囲の場合 テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯メール、防災ラジオ、広報車等 ②小範囲の場合 マイク放送、防災ラジオ、携帯メール、広報車等 ③必要に応じ上記を併用	①高齢者等避難と同じ ②防災無線はサイレン併用 ③ただし必要に応じて、自主防災組織等による口頭伝達

３　高齢者等避難、避難指示の発令状況

実態的には、災害発生の予兆及び直後に市災害対策本部が高齢者等避難、避難指示を出す前に、市民は自らの判断で最寄りの安全な場所に避難を始めると予想される。

高齢者等避難、避難指示が必要な事態としては、河川氾濫、土砂災害の予兆・発生・拡大が予想されるときであり、次のような場合が想定される。

(1)　河川の増水による堤防決壊の危険が迫ったとき
(2)　地すべり、崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む）
(3)　土砂災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがある場合
(4)　不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき
(5)　その他災害の状況により、市長が認めるとき

【雨量による避難情報発令の判断基準について】

前日までの降雨状況	高齢者等避難	避難指示	
連続雨量が150㎜以上	・当日の日雨量が 50㎜を越えたとき	・当日の日雨量が 50㎜を越え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想されるとき	土砂災害の前兆が認められるとき 土砂災害が発生したとき
連続雨量が40～150㎜	・当日の日雨量が 80㎜を越えたとき	・当日の日雨量が 80㎜を越え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想されるとき	
連続雨量が0㎜	・当日の日雨量が 100㎜を越えたとき	・当日の日雨量が 100㎜を越え、時間雨量が30㎜以上の強い雨が予想されるとき	
その他	土砂災害警戒情報及び補足情報が発表されたとき 本部長が必要と認めたとき 短時間での豪雨が予想され、洪水等の被害が予想される場合		

【河川水位による避難情報発令の判断基準について】

区　分	洪水時	
	水位周知河川	水位周知河川以外
高齢者等避難	・基準観測点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）を越え、1時間後の水位予測等から避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 ＜筑後川＞　小平　5.0m 小渕　3.0m 隈　1.5m ＜花月川＞　花月　1.6m ＜有田川＞　日掛橋　0.4m ＜渡里川＞　養面寺橋　0.9m ＜高瀬川＞　鰐淵橋　1.3m ＜赤石川＞　川平橋　2.2m ＜串川＞　石井橋　2.0m ＜玖珠川＞　天瀬橋　2.4m ＜杖立川＞　杖立　5.0m ※数字は、氾濫注意水位	・河川状況、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の可能性があると判断されるとき。 ・職員、自主防災組織、消防団及び周辺住民などからの情報により、浸水の可能性があると判断されるとき。

区　分	洪水時	
	水位周知河川	水位周知河川以外
避難指示	・基準観測点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、かつ今後、水位の上昇が見込まれるとき。 ＜筑後川＞　小渕　4.0m ＜花月川＞　花月　2.2m ＜有田川＞　日掛橋　0.7m ＜渡里川＞　養面寺橋　0.9m ＜高瀬川＞　鰐淵橋　1.6m ＜赤石川＞　川平橋　2.3m ＜串川＞　石井橋　2.4m ＜玖珠川＞　天瀬橋　3.2m ＜杖立川＞　杖立　5.3m ※数字は、避難判断水位	・河川状況、降雨状況及び近隣の雨量予測などから、浸水の危険性が高いと判断されるとき。 ・職員、自主防災組織、消防団及び周辺住民などからの情報により、浸水の危険性高いと判断されるとき。
	・基準観測点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）（相当水位）に到達したとき。 ・破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断されるとき。 ＜筑後川＞　小渕　4.5m ＜花月川＞　花月　3.35m ＜有田川＞　日掛橋　1.1m ＜渡里川＞　養面寺橋　1.2m ＜高瀬川＞　鰐淵橋　1.8m ＜赤石川＞　川平橋　2.5m ＜串川＞　石井橋　2.7m ＜玖珠川＞　天瀬橋　4.0m ＜杖立川＞　杖立　6.0m ※数字は、氾濫危険水位	・破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断されるとき。 ・職員、自主防災組織、消防団及び周辺住民などからの情報により、破堤や氾濫の危険性が非常に高いと判断されるとき。

※　筑後川の「小平」、「隈」地区には、避難判断水位、氾濫危険水位が定められていないため「小渕」の水位を参考に判断する。

※　避難情報発令等の判断に際しては、県の通知する「土砂災害警戒情報」や、上流域の雨量、水位情報、土砂災害の前兆現象、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風中での避難）等、必ずしも数値で明確にできないものも含めて総合的な判断を行う。

※　短時間集中豪雨などの場合には、上記基準に満たない場合でも、高齢者等避難・避難指示を行う場合もある。

4　高齢者等避難

高齢者等避難の発令は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1)　避難の指示権の委任を受けた者

ア　市長の命を受けた支部長

イ　市長の命を受け災害現場に派遣された職員

ウ　消防長、消防署長又は総務企画部長（統括部長）の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2)　緊急の場合の対応

緊急を要する場合の高齢者等避難の発令については、予め市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3)　高齢者等避難の発令の方法

ア　発令する範囲が広範囲に及ぶ場合は、防災行政無線・防災ラジオ・ひた防災メール・エリアメール・広報車等により伝達を行う。

イ　発令する範囲が小範囲の場合は、防災行政無線のエリア放送、広報車により伝達を行う。

ウ　テレビ・ラジオ放送により高齢者等避難の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

（「第２章第３節第５　災害放送の要請」による）

エ　市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても高齢者等避難が確実に伝達されるよう協力する。

(4)　高齢者等避難の市民への伝達事項

「資料様式－６」避難指示書に基づき、以下の内容を伝達する。

ア　高齢者等避難の発令者

イ　避難準備をすべき理由

ウ　危険地域

エ　携行品その他の注意

オ　対応する警戒レベル

カ　とるべき避難行動

5　避難指示の実施

避難指示は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

(1)　避難の指示権の委任を受けた者

ア　市長の命を受けた支部長

イ　市長の命を受け災害現場に派遣された職員

ウ　消防長、消防署長又は総務企画部長（統括部長）の命を受け災害現場に派遣された職員及び消防分団長

(2)　緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、予め市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3)　避難指示の方法

ア　避難指示を実施する者は、要避難地域の市民に対し、防災行政無線・防災ラジオ・ひた防災メール・エリアメール・広報車等により伝達を行うとともに、自主防災組織の協力を得て組織的な伝達を行う。

また、必要に応じて各家庭への戸別訪問等により高齢者等避難及び避難指示の徹底を図る。

イ　テレビ・ラジオ放送により避難指示の周知を図るため、放送局へ協力を依頼する。

（「第２章第３節第５　災害放送の要請」による）

ウ　市民は、近隣に居住する独居老人や日本語を十分に解さない外国人等に対しても指示等が確実に伝達されるよう協力する。

(4)　避難指示の市民への伝達事項

「資料様式－６」避難指示書に基づき、以下の内容を伝達する。

ア　避難指示の発令者

イ　避難指示の発令時間

ウ　発令の理由

エ　避難指示の対象地域

オ　避難先とその場所

カ　避難経路（危険な経路がある場合等）

キ　注意事項（火の元の確認、避難後の戸締まり、携行品、服装等、門扉等への避難先明記）
ク　対応する警戒レベル
ケ　とるべき避難行動

６　避難指示の連絡
(1)　市長が避難指示を行った場合
市長は、避難指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。解除する場合も、同様とする。
連絡の方法は、「第１章第３節第５　一般被害情報等の収集・連絡」による。
ア　県災害対策本部、日田警察署
イ　避難先
ウ　隣接市（隣接市の施設を避難のために利用する場合）
(2)　市長以外が避難指示を行った場合
直ちに市長に報告し、市長は(1)に準じて関係機関等へ連絡する。

７　緊急安全確保
災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。

第２　警戒区域の設定

災害対策基本法第６３条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができるものである。

１　設定権者
市長の警戒区域設定権は、地方自治法第１５３条第１項に基づいて市の職員に委任するすることができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	
警察官　※	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第６３条
自衛官	災害全般	同上	同上
消防吏員 又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する	消防法第２８条 〃　第３６条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場合において	水防法第１４条

※　警察官は、消防法第２８条、第３６条、水防法第１４条の規定によっても、第１次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察官及び海上保安庁の機関の協力を得て実施する。

２　警戒区域設定の内容
「警戒区域の設定」が「避難の指示」（災害対策基本法第 60 条）と異なる点は、次のとおりである。
(1)　「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
(2)　「警戒区域の設定」は、災害がより急迫している場合に行使される。
(3)　「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するたにその

違反について罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第 2 項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

３　警戒区域設定の状況

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、河川氾濫危険地域、がけ崩れ危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想される危険が生ずる蓋然性が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、市民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。

４　警戒区域設定の実施

第１に準じる。

５　警戒区域設定の連絡

第１に準じる。

第３　避難システム

１　避難の流れ

市民が自ら避難する場合、又は誘導員等が市民を避難誘導する場合は、次図の流れによる。

【避難システム図】

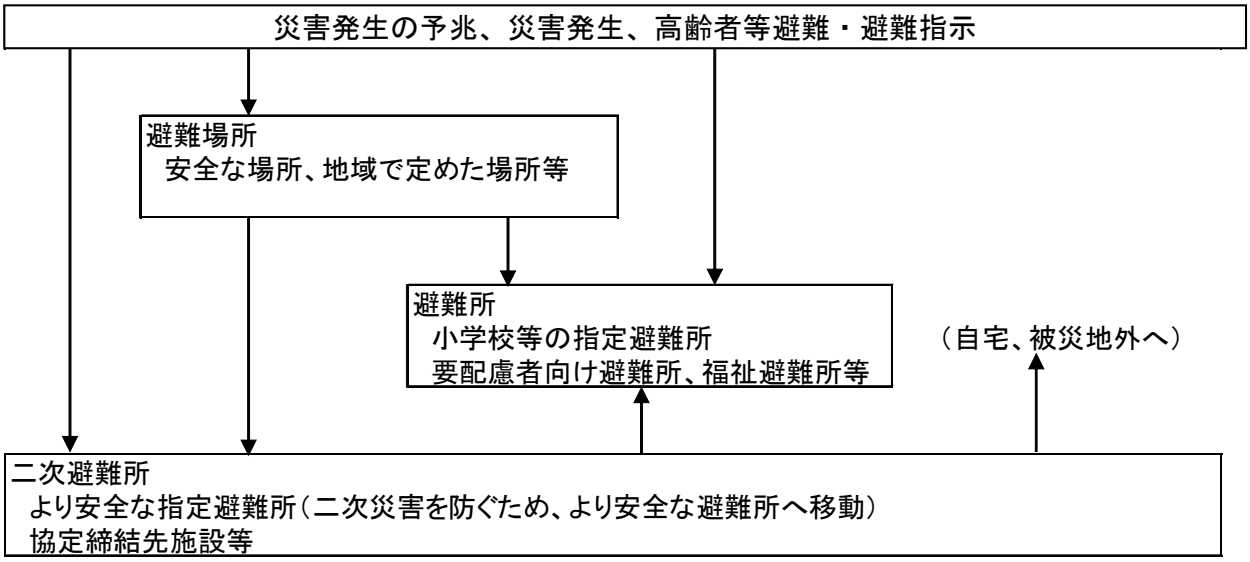

(1)　指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、避難所もしくは二次避難所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所である。

個人及び自主防災組織単位で、垂直避難、近隣の安全な場所（公園、公民館等）の避難場所に避難、集合し、身の安全を確保する。自主防災組織等で、集団で避難所又は二次避難場所に避難する場合は、要配慮者の安全確保に留意し、避難経路の確認を行う。

(2)　指定避難所

「資料応急－１２」に示す避難所とする。

(3)　福祉避難所

「資料応急－１３」に示す避難所とする。

２　避難誘導の方法

(1)　避難誘導

ア　避難対策部が消防団、自主防災組織などに呼びかけを行い避難誘導に当たる。

イ　避難誘導を行う際は、避難対策部、消防団員及び自主防災組織役員らも協力する。

ウ　必要あるときは警察官等の応援を求めて行う。

(2)　避難者誘導方法及び輸送方法

避難誘導員は、次の事項に留意して避難誘導する。

ア　最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。

イ　特に夜間、雨中等における避難は、アにおける避難経路でも危険を伴う可能性があるため、ウ～オの対策を着実に実施する。

ウ　避難経路中に危険箇所があるときは明確（夜間時は照明器具等）に標示しておく。

エ　必要に応じ誘導ロープにより安全を確保する。

オ　誘導員は出発、到着の際人員点検を行う。

カ　避難開始と共に警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け危害防止、その他警戒連絡を行う。

ク　原則として車両は、使用しないが、状況に応じては臨機応変に対応する。

(3)　学校、園、病院、社会福祉施設等の避難誘導

学校、園、病院、社会福祉施設等の施設管理者は、収容者等の避難が必要な場合、予め各施設において定めた計画に基づき、避難誘導する。

３　避難の準備

避難の準備については、次の点を周知させる。

(1)　避難に際しては必ず火気、危険物等の始末を完全に行う。

(2)　会社、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火し易い薬品、電気、ガス等の安全措置を講ずる。

(3)　市民は、日頃から次に掲げる非常用持ち出し品を用意しておき、避難時は両手がふさがらないようにリュックサックに入れ、避難時に探さなくても良いようにしておく。

ア　貴重品（保険証、通帳、印鑑、証書等）

イ　食料品等（水、缶入りパン、缶詰、ラーメン、高齢者や乳幼児のための食品等）

ウ　応急医薬品

エ　衣類（肌着、防寒着等）

オ　その他（ラジオ、懐中電灯等）

４　避難順位及び携行品の制限

(1)　避難順位

緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は次の順位による。

ア　乳幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び介助者、日本語を解さない外国人

イ　一般市民

ウ　自主防災組織、市職員、消防団

(2)　携行品の制限

安全に避難するために、過重な携帯品は除外するよう指導する。

５　避難に配慮が必要な者への介助

避難に配慮が必要な者が、確実に避難できるよう、次の対策を講じる。また、市民は、地域の要配慮者等に留意し、安全に避難できるよう相互に協力する。

(1)　家族介護等で避難することができないが避難所では生活できる人

要配慮者対策班は、対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、一般の避難所に収容する。

(2)　家族介護等で避難することができず避難所で生活ができない人

対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、福祉避難所等に収容する。

(3)　家族介護等で避難はできるが避難所では生活できない人

家族等の搬送により、福祉避難所等に収容する。

(4)　寝たきり等施設での生活が必要な人

対象者の把握及び要避難時の搬送計画を事前に作成し、老人福祉施設での対応を要請する。

(5)　日本語を解さない外国人

渉外・広報班及び避難対策部避難者支援班は、様々な媒体により避難指示等を伝達するほか、ボランティア等の協力により外国語による広報活動を行う。

第２節　避難所計画

≪目的≫　災害による避難所の開設並びに避難所への収容保護を実施する。
≪方針≫　災害に際し、危険な地域又は危険の予想される地域の居住者・滞在者等の身体・生命の保護に努め、安全な場所に避難・誘導を行う。
≪目標≫　迅速に避難所の開設を行い、適切な避難所運営を行う。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	終了チェック
避難所の開設		避難者支援班 避難所開設運営班	□		□
避難所の運営管理・環境保護	避難者情報の管理	避難者支援班 避難所開設運営班 救護・医療・救助班 要配慮者対策班	□		□
	避難生活の長期化への対応		□		□
	プライバシー保護		□		□
避難行動要支援者への支援	高齢者、傷がい者等への対応	避難者支援班 避難所開設運営班 救護・医療・救助班 要配慮者対策班	□		□
愛玩動物の収容対策			□		□

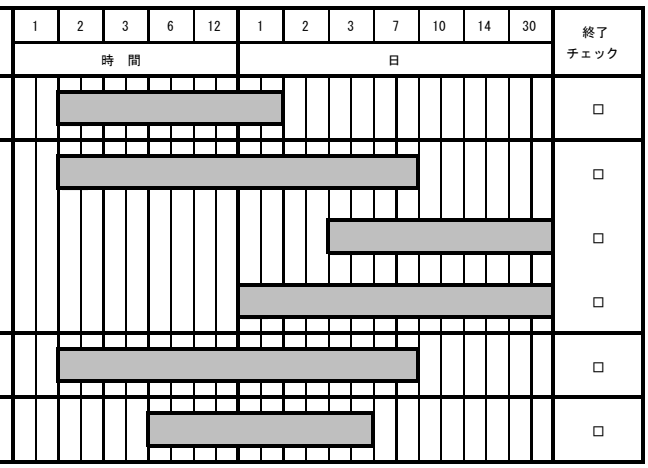

応急対策の実施時期

事前対策
(1)　市は、市民へ指定された避難所の周知を図る。
(2)　避難対策部は、避難所運営マニュアルを作成する。
(3)　市は、孤立する恐れがある避難所に資機材等を備蓄する。

応急対策の流れ

事前対策
・市は、市民へ指定された避難所の周知を図る。
・避難対策部は、避難所運営マニュアルを作成する。
・市は、孤立する恐れがある避難所に資機材等を備蓄する。

↓

災害の発生

↓

災害情報の収集（統括班）

高齢者等避難の検討、進言（統括班）

↓

高齢者等避難の判断・発令（本部長）

↓

避難所開設の伝達（統括班→避難対策部）

↓

避難所の開設（避難対策部）

↓

避難所の運営（避難対策部・避難者）

→

避難者名簿の管理（避難所担当者・避難者）

↑

本部への報告（避難所担当者・避難者）

↑

本部会議・県への報告（統括班）

役割分担

1　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。

(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当	実施内容
本部長	避難所開設の決定。
本部室	市民に避難所の位置等を広報する。
統括部	
避難対策部	避難所の開設・運営に関すること。
物資対策部	物資の調達に関すること。
各　班	避難所運営の援助（給水、仮設トイレ設置、ごみ収集など）
自主防災組織	避難所の運営を補助する。

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法を適用する場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じて行う。

災害救助法による「避難所の供与」実施基準は次表のとおりである。

項　目	基準等
対　象	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であった避難を必要とする者
支出費用	設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置含む
費用の限度額	1 人 1 日当たり 320 円以内
期　間	災害発生の日から 7 日以内（ただし厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	避難所設置費には、高齢者等であって避難所での生活において特別の配慮を必要とするものを収容する施設を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算する。避難に当たっての輸送費は別途計上

第２　避難所の開設

1　避難所の開設方法

本部長の命を受けて、避難対策部の避難所担当者が開設する。

具体的開設方法は以下のとおりとする。

(1)　学校施設については、授業や行事が行われている時間内に避難所となる場合は、施設管理者に開設を要請し、その他時間外については、避難対策部の避難所担当者が開設する。
（私立学校は別途協力協定を締結する。）

(2)　指定管理者を選任している施設については、指定管理者に開設を要請
（別途相互協力協定を締結する。）

(3)　公民館施設については、公民館長もしくは職員に開設を要請する。ただし、振興センターを併設している公民館については、原則振興センター長に要請する。（別途相互協力協定を締結する。）

(4)　その他、福祉施設が避難所となる場合は、施設管理者に開設を要請する。

(5)　振興局管内の施設が避難所となる場合、振興局長は本部に連絡の上、上記(1)～(4)による方法もしくは市職員により、避難所を開設する。

(6)　上記(1)～(5)以外として、施設周辺に「鍵管理者」を配置している場合は、避難所の開錠契約等による迅速な避難所提供が行えるよう努める。

(7)　上記(1)～(5)の市有施設について、本部長が必要と認める場合は、施設設置者において、避難所開設が出来るものとする。ただし、開設後施設管理者に連絡を行う。

※避難所開設に必要となる事前契約や協定は、本部班にて行う。

※避難所開設箇所が多数に及ぶ場合は、避難対策部は本部班に避難所担当者の応援を要請する。

２　臨時の避難所

(1)　指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定された避難所だけでは避難者を収容するのに不足する場合は、避難対策部は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対して、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。このとき、防災中枢拠点である市役所本庁舎、振興局、消防庁舎、日田市陸上競技場、中城体育館は極力避ける。

(2)　自発的に指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難所担当者は、災害の状況や周辺の状況を確認し、安全が確保される場合は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。

ただし、指定された避難所に収容スペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得た上で、避難所担当が最寄りの指定された避難所に届け出て、臨時の避難所として認定を受けることができる。

(3)　臨時の避難所の開設

ア　臨時の避難所を開設するときは、要員が不足するため、他班からの応援、派遣職員の要請、又は施設管理者へ要請する等により、避難所担当者を配置する。

イ　開設後は、指定避難所と同等に扱う。

ウ　民間の施設等を避難所として借用した場合、避難所の閉鎖後に、市は民間施設等の管理者に対して、費用を支払う。

第３　避難所の運営管理

各避難所において適切な運営管理を行う。

この際、避難所への情報の提供、食料、水等の配布等については、避難所所担当者と避難者が協力して行い、食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配布等に努めるものとする。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

避難所内での情報の共有や､清掃等の避難所運営については､自主防災組織等が中心となって運営し、避難所担当者は協力する。なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

１　避難所の運営における役割

(1)　避難所責任者

避難所責任者には、避難対策部が指名する避難所担当者が当たる。

(2)　施設管理者

施設管理者（学校長等）は、施設の避難所利用について調整を行い、可能な範囲で運営に協力する。

(3)　学校教職員の協力

避難所となった施設の学校教職員は、避難所開設に伴い、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で避難所の運営に協力し、支援業務を行う。

(4)　運営主体

避難所の運営は、自主防災組織、避難者、避難所担当者が協力して行う。

(5)　ボランティア

ボランティアは、自主防災組織、避難所責任者と協議しながら、避難所運営を補助する。

(6)　在宅給食困難者への配給

発災時に自宅の倒壊、損壊を免れたものの、ライフラインの切断や、食材の入手が困難な在宅避難者が給食のみのため避難所を訪れた場合、避難所担当者はその事実関係を調査し、自助による給食確保が困難であると認められた場合は、給食カードなどにより、当該避難者を特定した後、配給を行うものとする。

２　避難所の機能

避難所は、社会機能が麻痺した地区の市民生活を支援するため、地域防災拠点又は地区防災拠点として次の機能を持たせる。

(1)　水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点

(2)　医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療）

(3)　情報伝達の拠点（掲示板の設置、広報紙の配布窓口）

３　避難所における感染症対策

避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設

するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

(1) 住民への周知

住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。また、発熱や咳等の有症者などの避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(5) 避難所内での感染予防

避難所での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

ア 避難所内の受付では健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。

イ 避難者に対して、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。

ウ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。

エ 避難所内の居住スペースでは１人あたり４㎡を確保するよう努める。

オ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。

カ アルコール消毒液を出入り口やトイレなど多くの人が使用する箇所に複数設置する。

キ ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。

ク 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。

ケ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

防災担当部局や保健福祉担当部局、保健所連携のもと、平時から感染症患者が発生した場合の避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

4　避難住民の健康への配慮

避難者の健康管理のため、保健士等チームを派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

5　避難所の生活環境への配慮

あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に加え、トイレカーの導入を検討するなど、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。さらに、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッドを設置するよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

６　女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者、障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。

ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

ヘ 女性やこどもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

７　避難所での外国人への配慮

日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県と連携して配慮を行う。

８　避難所の運営マニュアル

各避難所の責任者は、予め作成した避難所運営マニュアルに基づき、適宜見直しながら管理運営を行う。

運営マニュアルは、次の基本方針に基づいて定める。

(1)　迅速な避難所開設が行えるよう、避難所の安全確認、開設までの手順を定める。

(2)　避難者名簿及び避難者台帳を備えること。

(3)　避難所でのルールなどを事前に準備し、避難者の秩序が保たれるようにする。

(4)　物資等の調達の連絡が迅速に行えるよう事前に必要様式を準備する。

(5)　自主防災組織等による避難所運営委員会を設置し、住民による運営が可能となるようにする。

(6)　避難所開設・運営において、乳幼児、妊婦、障がい者、高齢者等に配慮したものとする。

９　避難所運営訓練の実施

自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

第４　避難所の環境保護の方針

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。

１　避難者情報の管理

(1)　避難対策部避難者支援班は、各避難所において作成した避難者名簿をもとに報告を受けた避難者の情報を統括管理する。

(2)　避難者情報は、災害応急対策活動、又は避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、避難対策部長が本部会議に報告する。

(3)　避難者情報の収集及び避難者名簿の管理に当たっては、個人情報に配慮する。

(4)　被災者の情報収集

避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報を収集する必要があり、避難所で生活する市民は、これに協力するものとする。

２　医療・保健体制

(1)　避難所に収容されている避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。

(2)　避難所生活が長期になる場合は、避難所に保健師・看護師を巡回させ、避難者の健康管理に当たる。

(3)　避難対策部は、「心のケア」を行うための救護班を避難所に巡回派遣する。

３　避難生活の長期化への対応

(1)　避難対策部避難者支援班は、避難所生活が３日以上の長期となる場合は、応急的な物資以外に、次のような生活機器等を調達し、避難者の生活を援護する。

ア　衣類（冬期の上着）

イ　洗濯機、乾燥機
ウ　テレビ
エ　掃除機
オ　冷暖房設備
カ　冷蔵庫、炊事設備
キ　こたつ、電気マット等（冬期）
ク　扇風機（夏期）

(2)　入浴支援
避難対策部は、避難生活の長期化に対応して、市内の入浴施設が利用できるよう検討する。

(3)　雑用水の活用
避難所責任者は、避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を仮設トイレ・洗濯等に活用する。（対応可能な場合）

(4)　洗濯の支援
必要に応じて、各避難所に洗濯機及び乾燥機の準備に努める。

(5)　社会福祉施設等の活用
避難対策部要配慮者対策班は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入を促進することとする。

(6)　福祉避難所サポーターの派遣要請
避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

4　プライバシー保護

(1)　間仕切りの導入
避難生活の長期化に対応して、簡易間仕切り等で避難者の世帯間を区切る等、避難者相互のプライバシー確保を図る。

(2)　被災者の情報収集
避難所において、避難者の生活再建に向けた施策を展開するためにも個人情報を収集する必要があり、避難所で生活する市民は、これに協力するものとする。

第５　要配慮者への支援

避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど、福祉的支援を充実させる。また、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテル等を福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、市は県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所へ避難させる。

1　高齢者、障がい者等への対応

(1)　寝たきり等施設での生活が必要な者
避難対策部要配慮者対策班は、避難者で寝たきり等により施設での生活が必要な者を把握し老人福祉施設に収容するよう努める。

(2)　福祉避難所の設置
介護が必要で、避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、安心して生活できる環境を提供するため、福祉避難所を確保する。

(3)　要配慮者の把握
避難所担当者は、避難所を開設したとき、自主防災組織の協力を得て高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

2　指定避難所、福祉避難所での情報伝達体制の整備
指定避難所や福祉避難所において、要配慮者の不安を取り除くとともに、ニーズを把握するため、情報を確実に伝達し、コミュニケーションの確保を図る。

第６　愛玩動物の収容対策

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策は、県西部保健所と連携し収容等を行う。また、避難所での愛玩動物対策として、愛玩動物管理区域の設定や愛玩動物飼養ルールの掲載・周知等に努める。

第７　避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

１　避難所外被災者の状況把握

車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導など、必要な支援を行う。

２　避難所外の要配慮者

避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。また、県及び市は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。

３　避難所外被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを充分把握し、風水害の被害、気象の状況、二次被害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、各機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

４　車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊避難を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

５　食料・物資の供給

交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。

６　巡回健康相談の実施

避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健士等チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第３節　応急住宅対策計画

≪目的≫　災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった者及びそのままでは当面日常生活を営むことができない者に対する住宅の対策を行う。

≪方針≫　応急仮設住宅を早期に供与できるように、住宅対策の準備を迅速に行う。

≪目標≫　発災後７日後から応急仮設住宅への入居選考等を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時間					日							
応急仮設住宅の供与	建設対策部建築住宅班	□														□
空家住宅の確保	建設対策部建築住宅班	□														□
住宅の応急修理	建設対策部建築住宅班	□														□
障害物の除去	建設対策部建各班 市民対策部各班	□														□

応急対策の流れ

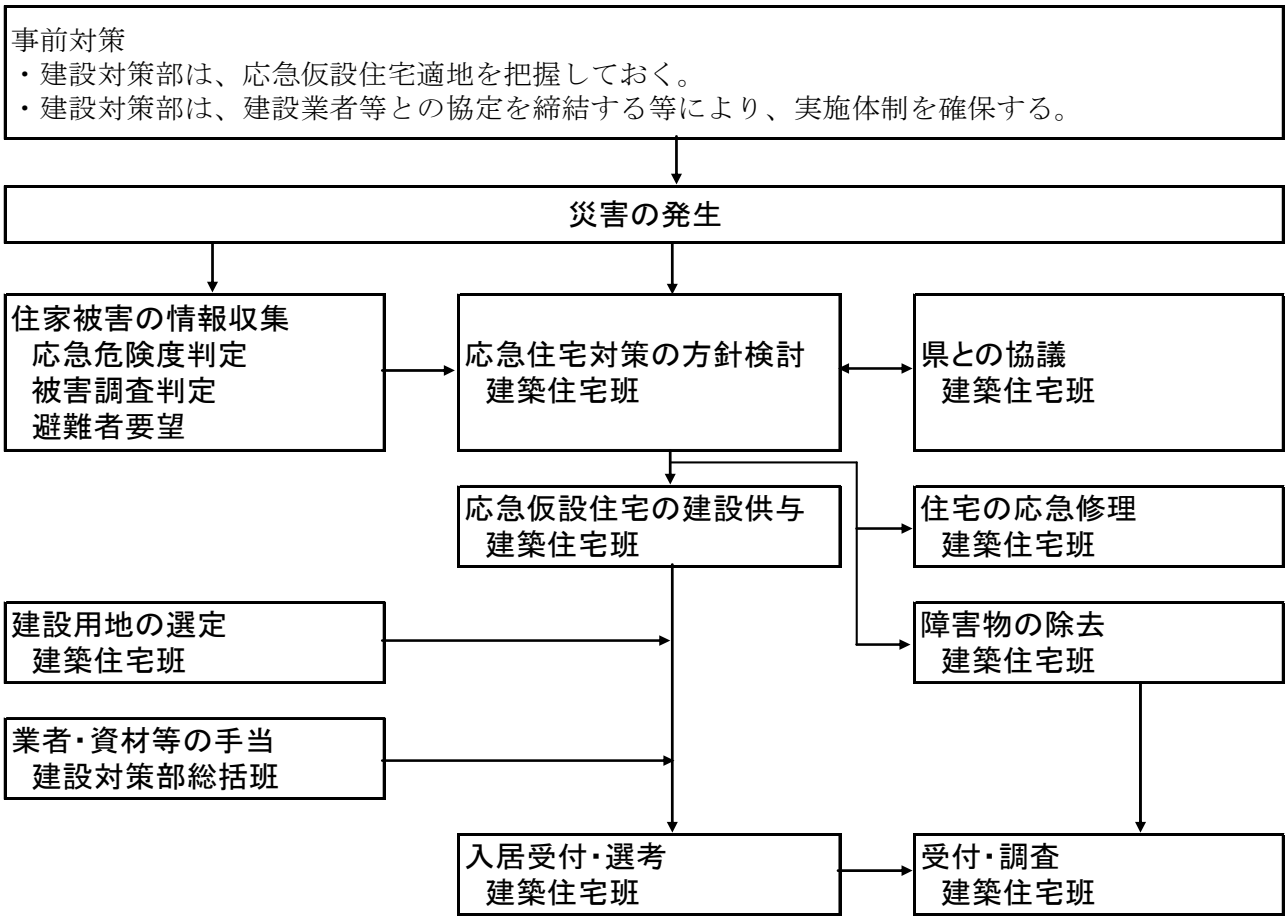

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	応急仮設住宅建設用地のための市有財産の資料提供
		渉外・広報班は、応急住宅対策に関する広報を実施
	建設対策部	①対象者の判定のための資料作成 ②応急住宅対策の実施に関すること
建設業者等		応急住宅対策の実施協力に関すること

第１　住宅対策の種類と順序

１　災害直後直ちに行う必要のあるもの

(1)　避難所の設置による被災者の応急収容（「本章第２節　避難所計画」による。）
(2)　空家のあっせん
(3)　緊急時復旧工事のための建築基準法を適用しない区域の指定
(4)　応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去
(5)　建築基準法による被災市街地の建築制限又は禁止区域の指定
(6)　住宅復旧資材の値上がり防止及び資材の手当て、あっせん

２　上記１の対策に引き続き、できるだけ早く検討、実施すべきもの

(1)　住宅金融支援機構による災害復興住宅の復興融資及びマイホーム新築資金貸付（特別貸付）
(2)　公営住宅法による災害公営住宅等の建設
(3)　公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
(4)　り災都市借地借家臨時処理法に基づく地区指定
(5)　都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
(6)　民間住宅の復興に対する支援

第２　応急仮設住宅の供与

１　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における「応急仮設住宅の供与」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合は、県による建設を検討することとする。
(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法を適用した場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合については、同法に準じて行う。災害救助法による「応急仮設住宅の供与」の実施基準は、次表のとおりである。

【災害救助法　実施基準】

項　目	基準等
対　象	住家が全壊、全焼又は流失し居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
支出費用	整地費、建築費、附帯工事費、賃金職員雇上費、輸送費、建築事務費
費用の限度額	5,516,000 円以内（平成 29 年度基準抜粋）
期　間	最高 2 年以内（ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	①着工期間は、災害発生の日から 20 日以内とする。 ②応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会等の施設を設置することができる。この場合当該施設の規模の基準及び支出する費用は知事が別に定める。 ③高齢者等であって日常生活に特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等の利用に配慮した構造及び設備を有する施設として設置することができる。

3　入居基準

(1)　住家が全焼全壊又は流失した者

通常は非住宅として取扱われる土蔵又は小屋であっても事実上そこに住家として使用していた場合はこれを住家に含める。

(2)　居住する家がない場合

住家が全焼全壊又は流失しても、離れ家が残り居住に何等差し支えない者は除く。

(3)　自らの資力をもってしても住宅を確保することができない者

災害前の住宅を復旧できない者で、仮小屋程度のものも確保することのできない者。相当額の預金又は不動産がある者、親戚、知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができるような者は除く。具体的には、以下のとおり。

ア　生活保護法の被保護者並びに要保護者
イ　特定の資産のない失業者、母子世帯
ウ　特定の資産のない勤労者、小企業者

4　応急仮設住宅建設予定地

応急仮設住宅建設用地は、次の順位に従って決定する。

(1)　当面利用目的が決まっていない公共用地
(2)　都市公園（陸上競技場、テニスコート、野球場等）
(3)　民間の遊休地

5　供与期間

災害救助法及び建築基準法では応急仮設住宅の供与期間は２年間とされるが、災害復興住宅等の整備や自己再建により自立退去が見込めるまでの間、応急仮設住宅を利用することが考えられる。（特定非常災害の場合は、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年 6 月 14 日法律第 85 号）」による存続期間の特例が定められている。）

6　入居選考

(1)　自らの資力では、住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。
(2)　十分な調査を基とし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、り災者の生活条件を調査の上決定する。
(3)　抽せん等の方法により決定することのないよう注意する。

※入居の順序を、次にあげる社会的弱者、また避難所に収容されている者を優先し、抽選で決定する。また、十分に地域コミュニティも考慮することとする。

ア　老人世帯
イ　障がい者世帯
ウ　母子世帯
エ　多子世帯
オ　乳幼児・妊産婦世帯
カ　父子世帯

7　応急仮設住宅の建設上の留意点

(1)　住宅の構造は、高齢者、障がい者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。
(2)　設置戸数の決定に当たっては、災害救助法の設置基準によるほか、避難所等の存続状況などを考慮に入れて最終の戸数を決める必要がある。
(3)　仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織作りを促進する。
(4)　地域の状況により、商業施設や医療施設等生活環境を整備するとともに、避難対策部と協力して、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

8　応急仮設住宅の管理

市長の責任において応急仮設住宅の管理を行う。県知事が応急仮設住宅を設置した場合においても、管理委託契約を結び、市長が管理を行う。

９　ケア付き仮設住宅

日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある高齢者等に対し、介護員及び看護師を常駐させ、身体介助サービス等を提供するとともに、保健福祉ニーズの早期発見に努め、適切なサービスが受けられるように援助するために、必要に応じて、ケア付き仮設住宅を設置する。

(1)　運営形態

介護員は昼間又は夜間の交代勤務とし、昼夜とも各棟に配置する。看護師についても配置し、サービスを提供する。

(2)　対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の高齢者等

(3)　サービス内容

ア　身体介助（食事、入浴、排泄、更衣、身体の清拭等の介助）
イ　家事援助（掃除、洗濯、調理、買物等の介助）
ウ　夜間における臨時的対応
エ　生活相談

１０　設置戸数引き上げ等の要請

災害の状況等やむを得ない事情により、設置戸数の引き上げ、供与期間の延長、着工時期の延長等が必要となる場合は、知事と協議要請する。

１１　大規模災害時の県への供給あっせんの要請

大規模な災害により市で対応することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に要請する。

(1)　被害戸数
(2)　設置を必要とする戸数
(3)　調達を必要とする建設業者数
(4)　連絡責任者
(5)　その他参考となる事項

第３　空家住宅の確保

１　対　象

市営住宅のほか、県、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、雇用・能力開発機構等の所有する空家。

２　募　集

(1)　建設対策部建築住宅班が、募集を行う。
(2)　建設対策部建築住宅班は、市民への情報提供や相談に対応するに当たって、県が国土交通省の支援により設置する被災者用公営住宅等あっせん支援センターに協力を要請する。

第４　住宅の応急修理

１　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における「住宅の応急修理」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、次表のとおりである。

項　目	基準等
対　象	住家が半壊又は半焼し、自らの資力により応急修理ができない者
支出費用	居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最少限度の部分を修理するための原材料費、労務賃、材料輸送費及び工事事務費
費用の限度額	災害救助法施行細則に掲げる額以内
期　間	災害発生の日から　３か月以内
備　考	国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内

３　応急修理の実施方法

建設対策部建築住宅班は、住宅の応急修理を希望する市民を受付け、調査を実施した上で、災害救助法による実施基準等を満たす者に対して、建築業者等を派遣する。

４　県に対する依頼

建築業者が不足したり、建築資機材等を調達することが困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

(1)　被害戸数（半焼・半壊）
(2)　修理を必要とする戸数
(3)　調達を必要とする資機材の品目及び数量
(4)　派遣を必要とする建築業者数
(5)　連絡責任者
(6)　その他参考となる事項

第５　障害物の除去

１　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。
(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

２　災害救助法が適用された場合の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次表のとおりである。

項　目	基準等
対　象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
支出費用	ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費
費用の限度額	災害救助法施行細則に掲げる額以内
期　間	災害発生の日から 10 日以内（ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）

３　障害物の除去の実施方法

建設対策部、農林対策部各班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。実施の方法は、災害救助法に準じ、業者に委託する。但しボランティアでの対応が可能な場合は、避難対策部と連携のもとボランティアでの除去を優先する。

４　県に対する依頼

対応が困難な場合は、県に対して可能な限り次の事項を示して応援を求める。

(1)　除去を必要とする戸数
(2)　除去に必要な人員
(3)　除去に必要な期間
(4)　除去に必要な機械器具の品目別数量
(5)　除去した障害物の集積場所の有無
(6)　その他参考となる事項

第４節　要配慮者への配慮計画

≪目的≫　災害時に自力で避難することが難しい人（要配慮者）の人命の安全確保を図る。
≪方針≫　高齢者、障がい者や乳幼児等の要配慮者に対し、地域住民と連携し、迅速、的確な対応を図る。
≪目標≫　発災予兆がある場合に在宅災害時要配慮者の安否確認を開始し、避難ができる準備をする。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
災害時要配慮者への配慮の基本方針	福祉行政と地域組織との連携	統括部統括班 避難対策部避難者支援班 要配慮者対策班	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	避難対策部	①要配慮者の安否確認 ②要配慮者の避難所等への誘導 ③視聴覚障がい者に対する情報提供（手話通訳者、要約筆記者等） ④要配慮者に配慮した避難所の運営
	統括部	要配慮者に対する情報提供
	建設対策部	要配慮者に配慮した応急仮設住宅の供給
市民及び自主防災組織		要配慮者の安否確認、避難誘導、避難所の運営等において、地域の中で要配慮者に配慮する
ボランティア		市災害対策本部及び市民等の活動に協力する

第１　要配慮者への配慮の基本方針

１　要配慮者の定義
要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

２　近隣住民の助け合い
自主防災組織及びその他組織は、平時から災害に関する各種の情報や地域の特性を把握して、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努める。発生直後は、公的な救援活動には制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に要配慮者の安否を確認することを基本とする。

３　福祉行政と地域組織との連携
要配慮者への配慮は、福祉行政と、民生委員、自主防災組織、日田市社会福祉協議会等と連携し、実施する。

第２　発災直後の要配慮者への配慮

１　在宅要配慮者の安否確認
福祉保健部長寿福祉課、福祉支援課、こども未来課は、平素より要配慮者の把握に努める。災害発生時において、避難対策部要配慮者対策班は、民生委員が管理する要配慮者名簿や長寿福祉課が作成した個別避難計画を活用し、在宅の要配慮者の安否確認を行う。

２　在宅要配慮者の福祉避難所等への収容
避難対策部要配慮者対策班は、災害発生時に自宅に取り残されるおそれのある高齢者、障がい者等の要配慮者を事前に把握する。
避難対策部要配慮者対策班は、災害発生時には福祉施設等とともに、障がい者等の要配慮者を福祉避難所等に搬送する。福祉避難所の計画は、「本章第２節 避難所計画」による。

３　視聴覚障がい者に対する情報提供
避難対策部要配慮者対策班は、手話通訳者、要約筆記者等のボランティアを要請し、聴覚障がい者に対する支援体制を確立する。
渉外・広報班は、テレビ・ラジオ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用することにより、また障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよ

う配慮する。

第３　その後の災害時要配慮者への配慮

１　指定避難所における配慮
指定避難所における要配慮者への配慮は、「本章第２節　避難所計画」による。

２　応急仮設住宅における配慮
応急仮設住宅における要配慮者への配慮は、「本章第３節　応急住宅対策計画」による。

３　在宅者への配慮
避難対策部要配慮者対策班は、日田市民生委員協議会とともに、在宅の要配慮者を訪問し、必要な援護措置を実施する。

第５節　外国人支援対策

≪目的≫　日本語を解することが難しい人の人命の安全確保を図る。
≪方針≫　日本語を解することが難しい人に対し、支援団体等と連携し、情報伝達を実施する。
≪目標≫　発生後３時間以内に相談窓口の開設及び広報紙の配布を開始する。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
相談窓口の開設・広報誌の配布	市民対策部	□														□
情報伝達	市民対策部	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	市民対策部	①英語等による相談窓口、電話相談等 ②英語等による広報紙の配布
	避難対策部	ボランティア団体との調整
	統括部	要配慮者に対する情報提供（英語等、多様な媒体）
ボランティア		市災害対策本部及び市民等の活動に協力する

１　相談窓口の開設・広報誌の配布
市民対策部生活相談班・避難対策部避難者支援班は、英語等による相談窓口、電話相談等を行うとともに、英語等による広報紙の配布等を行う。

２　情報伝達
市民対策部生活相談班・避難対策部避難者支援班は、外国人等の（支援）団体等に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮する。

第７章　帰宅困難者対策

第１節　施設、設備の応急復旧活動計画

≪目的≫　災害により鉄道、バス等の交通機関が停止することにより学校・事業所をはじめ観光客等が、駅周辺等に発生することが予想される帰宅困難者に対して、関係機関と連携し安全を確保する。

≪方針≫　応急対策活動を実施する上で必要となってくる施設等の被災状況を調査し、早急に復旧するための基本方針を定める。

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①帰宅困難者の一時的な保護 ②徒歩帰宅者への支援 ③帰宅困難者への情報提供
	物資対策部	観光協会及び旅館組合との連携及び調整
鉄道事業者等		帰宅困難者等の臨時輸送

第１　学校・事業所・観光客等における対応

学校及び事業所管理者は、災害が発生した場合、生徒・学生、従業員、施設利用者、来客等の安全を確保し保護を行う。また、交通機関の運行状況等の情報をテレビ、ラジオ等から収集・伝達し、帰宅への支援を行う。

第２　駅周辺の混乱防止

１　帰宅困難者の一時的な保護

統括部統括班は、避難対策部避難者支援班や物資対策部総務調整班と連携し、帰宅困難者による駅周辺の混乱を防止するため、必要に応じて駅周辺の公共施設及び民間施設等での帰宅困難者の待避場所として利用できるよう調整及び開設し誘導する。

周辺の事業者は、鉄道会社や市等と協力し、帰宅困難者の避難誘導、交通機関の復旧情報、テント・飲料水の提供に努める。

２　帰宅困難者への情報提供

渉外・広報班は、鉄道事業者等と協力し、帰宅困難者の待避場所等に公共交通機関の復旧状況、臨時輸送状況を掲示し、公共交通機関の情報提供を行う。

第３　徒歩帰宅者への支援

市、県は、徒歩帰宅者へ次の支援を行う。

(1)　市は、開設した待避場所等における、情報、休憩場所、トイレ等を提供する。

(2)　県は、県との協定によるコンビニエンスストア、ガソリンスタンドにおいて情報、休憩場所等を提供する。

第４　帰宅困難者等の臨時輸送

鉄道事業者等は、臨時便や振替運行等を実施し、交通手段の確保に努める。

第８章　食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第１節　応急物資等の調達・搬送活動

≪目的≫　被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達し、避難所のニーズに応じて供給・分配を行えるよう活動する。

≪方針≫　発災後約３日間は、備蓄物資や協定企業からの調達物資により、避難生活のための必要な物資を供給する。４日目以降については、協定企業からの調達物資に加え、市外からの大量の義援物資の送付が予想されるため、大量の応急物資の処理が必要となる。そこで、物流事業者等との協力の下、応急物資を一元管理することにより、効率的化を図り、円滑な調達・搬送を確保する。

≪目標≫　発災後 12 時間以内に物資集配センターを開設する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
応急物資の塗油辰	物資対策部総務調達班 物資調達班	□														□
救援物資の要請	物資対策部総務調達班 物資調達班	□														□
物資集配センターの運営	物資対策部総務調達班	□														□
物品の出庫・搬送	物資対策部総務調達班	□														□

役割分担

部	班	事務分掌	構　成
統括部	管理班	輸送車両の確保	日田市
物資対策部	総務調整班	①義援物資の配分計画作成 ②関係部局等との連絡調整 ③班の編成 ④班運営の統括、指揮 ⑤仕分け作業人員の確保	日田市 物流事業者
		①道路、施設の被害状況や規制状況の把握 物資ルートの確保、選定	日田市
		①避難所ごとの必要物資の把握 ②必要物資リストの作成 ③物資の調達、管理 ④品目ごとの在庫物資の数量管理	日田市
	物資調達班	①荷捌き作業の統括 ②輸送車両からの荷卸、検品 ③品目ごとに仕分、数量管理 ④避難所ごとに物資を分配 ⑤輸送車両への物資の積込み ⑥輸送車両の配置等、配送管理 ⑦輸送車両の誘導（受入、配送の道順等指示） ⑧荷捌きの実作業	日田市 物流事業者 ボランティア
		トラックによる物資の輸送	物流事業者 トラック協会 自衛隊

第１　応急物資等の調達

応急物資等の調達方法は、主に以下の３つの方法が想定される。

１　備蓄物資

災害時の救助用として市が備蓄した食料、生活必需品を被災者に供給する。

２　協定事業者からの購入
災害発生後に必要な応急物資を調達する場合は、「資料応急－１４」民間協定に示す店舗等に協力を要請する。又必要に応じ、市内の他の店舗等から調達する。

３　義援物資の募集
他の自治体等からの被災者に対する義援物資を募集する。

第２　救援物資の要請

１　物資対策部総務調整班は、避難所等において不足している物資のリストを作成し、本部会議に提出する。

２　本部会議は、義援物資の受入れについて決定し、その結果に基づき、渉外・広報班に募集の呼び掛けを指示する。

３　渉外・広報班は、報道機関等に対し義援物資募集の報道を依頼する。

４　統括部統括班は、大分県等の関係機関に電話、ファックス又は衛星通信を利用して、被災地外への義援物資の要請を行う。

５　大口物資の申し出
企業等から大口物資の提供の申し出があった場合は、次のことにも考慮いただくよう依頼し、物資集配場（中城体育館）へ送付いただく。なお、申し出があった物資と、必要な物資のニーズが一致しない場合は、他の物資もしくは義援金等による支援を依頼する。
(1)　義援物資は荷物を開封するまでもなく物資名、数量が判るように表示すること。
(2)　複数の品目を混載しないこと。
(3)　食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。

６　小口物資の申し出
災害発生直後において食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から義援物資の送付が予想される。しかし、不特定多数からの小口の義援物資を分類・仕分し被災者に配布することは、きわめて難しいと考えられる。
このようなことから、全国からの善意を無駄にしない観点からも、当面は個人等からの小口物資の受入れは断ることとし、義援金による支援を依頼する。なお、義援金の配分計画については、「第９章第１節 災害義援金募集配分計画」を参照のこと。

【応急物資等の調達方法イメージ】

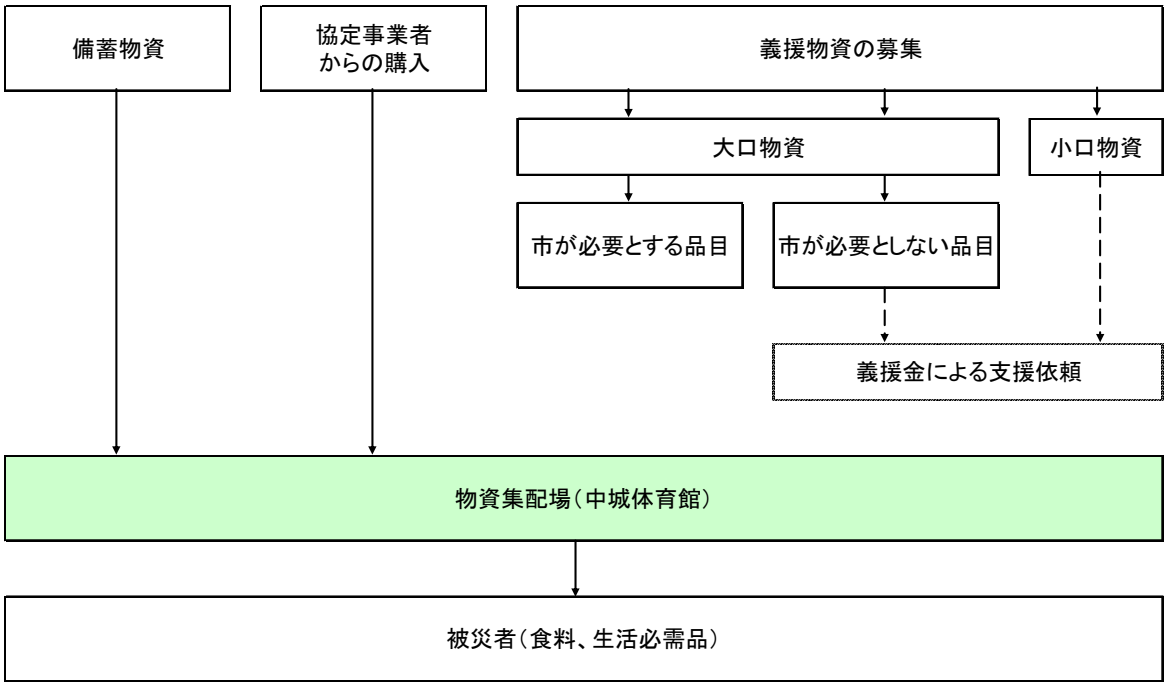

第３　物資集配センターの運営

１　応急物資等の受入れ・搬送手順

応急物資等の受入れから搬送までの手順は、次のとおりである。

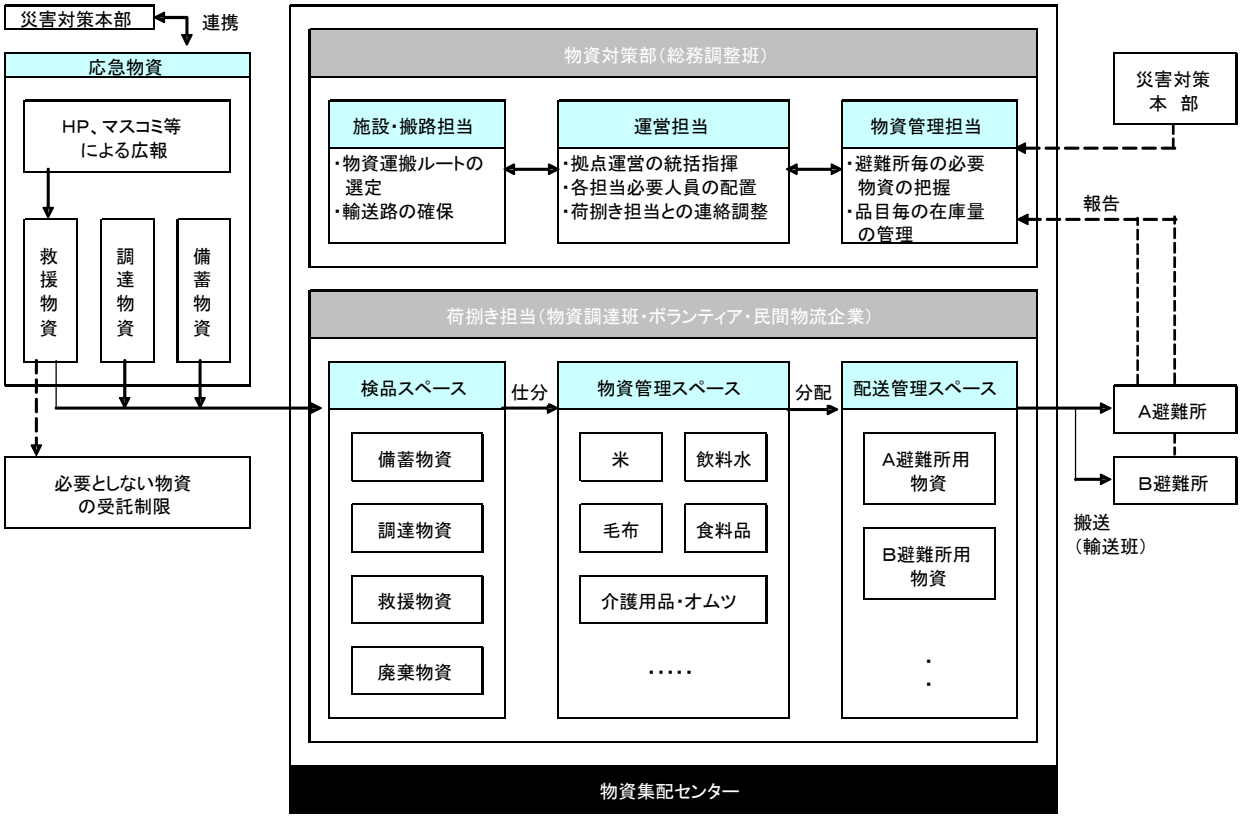

２　物資集配場の設置

(1)　物資集配場の設置場所

応急物資の搬送拠点として、中城体育館に物資集配センターを開設する。

(2)　物資集配センターの設営

物資対策部物資調達班は、あらかじめ検討した物資集配場のレイアウトを基に、物流事業者と協力し、物資集配場を設営する。

(3)　物資集配場の運営時間

物資集配場の運営時間は、原則として午前８時から午後８時とし、物資の搬入・搬出については、午前９時から午後６時までとする。

３　避難所等のニーズ把握・物資調達

(1)　避難所ニーズの把握

避難者支援班は、不足している物資について「資料様式－７」避難状況集計表を用いて、物資管理担当に１日１回報告する。

(2)　必要物資の調達

報告を受けた物資管理担当は、物資集配場内の在庫数量を確認し、不足している場合は調達する。

(3)　荷捌き担当への指示

物資管理担当は、在庫や各避難所のニーズを勘案し、各避難所へ分配する物資名と数量を荷捌き担当へ指示する。指示を受けた荷捌き担当は、配送管理スペースに必要物資を避難所ごとに配置する。

(4)　物資集配場内の在庫管理

荷捌き担当は、荷卸・出荷時に物品ごとの数量を記録し、物資集配場内の在庫数を把握する。

把握した在庫数は、毎日夕方に物資管理担当に報告する。

4　運搬ルートの決定

施設･搬路担当は、統括部現地対策班からの情報を参考に、各避難所を効率的に巡回する運搬ルートを決定する。

5　物資の入庫・検品

(1)　物資の荷卸

入庫した車両から、義援物資と調達物資を分けて荷卸をする。企業から義援物資等で品目が明確なものは、直接物資管理スペースに配置する。

(2)　物資の検品

義援物資については必ず中身の確認を行い、不要物資は破棄スペースに移動する。不要物資以外は、品名・数量等を記入し、外見から中身が分かるようにし、物資管理スペースの所定の位置へ移動する。

6　物資の仕分

(1)　品目別仕分

荷捌き担当は、検品した物品について品目別に配置する。

(2)　品目別数量の管理

荷捌き担当は、品目別の在庫数量を仕分・分配ごとに管理し、定期的に物資管理担当に報告する。

7　物品の出庫・搬送

(1)　輸送車両の確保

統括部管理班は、必要な輸送車両を確保する。

(2)　物資の積込み・配送

荷捌き担当は、配送管理スペースに置かれた避難所別の物資を輸送車両に積み込む。輸送担当は、施設・搬路担当から指示を受けた輸送ルートを使い避難所へ物資を配送する。（民間事業者・ボランティア含む）

第２節　食料の供給計画

≪目的≫　被災者に対して、生命維持に必要最低限の食料を供給する。
≪方針≫　災害時における被災者及び救助作業従事者等に対して、迅速に食料を供給する。
≪目標≫　発災後１時間以内に食料の調達を開始し、12 時間以内に避難所における配給を開始する。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
食料供給の方針	食料調達の業務	物資対策部総務調達班	□														□
備蓄食料の供給		物資対策部総務調達班	□														□
食料の調達搬送		物資対策部総務調達班 物資調達班	□														□
食料の配給		避難対策部避難所開設運営班	□														□
炊き出しの実施		避難対策部避難所開設運営班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・市民及び事業所は、発災後３日分程度の食料を備蓄する。
・市災害対策本部は、食料調達が困難な発災後２食分程度の非常食料を備蓄する。
・指定販売業者と食料調達協力に関する協定を締結する。
・食料の受け取りに関する方法を市民に周知させる。
・物資対策部は、食料の調達、搬送及び管理の手順を計画し、詳細については　別にマニュアルを作成する。
・避難対策部は、食料の配布の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

↓

災害の発生

↓

被害規模に関する情報
避難者の状況、避難者数
統括部、避難対策部

→

食料需要の情報収集
物資対策部物資調達班

→

要員、車両の手配
統括部管理班

↓

備蓄食糧の搬送
物資対策部総務調整班

→

避難所で調達食料の配布
避難対策部避難所支援班

↓

必要食料の把握・報告
避難対策部避難所支援班

↓

弁当の手配
物資対策部総務調整班

不足食料の調達
物資対策部総務調整班

↔

調達食料の管理
避難対策部物資調達班

↓

市内指定業者からの調達
物資対策部総務調整班

食料支援要請
物資対策部物資調達班

調達食料の搬送
避難対策対策部物資調達班

↓

在庫食料提供の要請
物資対策部物資調達班
→第2章第2節

食料の支援要請
統括部統括班
→第2章第2節

避難所で調達食料の配布
避難対策部避難所支援班

業務分担

1　実施責任

実施責任機関	対象者	備　考
市　長	被災者（被災者になるおそれのあるものを含む。以下同じ。）	・災害救助法が適用された場合は、知事が市長に委任する。 ・特殊な災害（ガス施設の爆発、列車の転覆等）の発生に伴う被災者への供給は、市長と災害発生機関が協議する。
作業実施機関、災害発生機関又は市長	災害救助従事者	

2　業務分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①非常用食料の備蓄及び管理 ②救援食料品の要請 ③要員、車両の要請
	物資対策部	①食料等の調達、集積拠点における管理 ②備蓄食料等の避難所までの搬送
	避難対策部	①救援食料の要請に関する庶務 ②避難所における食料の配布 ③必要食料の把握及び報告
市民、事業者		①発災後 3 日分程度の非常持ち出し食料の備蓄 ②食料の配布
指定販売業者		①在庫食料の提供 ②食料の調達に関する協力 ③営業の早期再開
運送業者等		食料の搬送に関する協力
ボランティア		食料の搬送、調達、配布に関する協力

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「炊出し、その他による食品の給与」の実施基準は、次表のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	①避難所に収容された者 ②住家に被害をうけて自宅において炊事のできない者
支出費用	主食費、副食費、燃料費、雑費（器物の使用謝金、消耗品の購入費）
費用の限度額	１人１日　１，１３０円以内
期　間	災害発生の日から 7 日以内（ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。

第２　食料供給の方針

１　食料供給の対象者

(1)　避難所に収容された者
(2)　住宅に被害を受け、炊事ができない者
(3)　病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
(4)　応急対策活動に従事する者で、食料供給の必要のある者

２　備蓄、調達の方針

災害時における救助用として、食料を次のとおり備蓄し、調達する。なお、被災者３日分相当量(うち１日は現物備蓄)を備蓄目標とする。

(1)　食料は、弁当又はパンを基本とし、災害発生直後はおにぎり又は乾パンを供給する。
(2)　災害発生直後に市が当面の食料を確保するために、市内小売業者と協定を締結し、在庫食料を調達する。
(3)　弁当業者との協定に基づき、可能な限り早い段階で、衛生的に安定した食事を供給する。
(4)　災害発生後、地元弁当業者の体制が整うまでの間は、他の市町等に対して、計画的に安定した食料供給の支援を要請する。
(5)　市内の一部に被害が発生した場合又は大災害であっても避難所内の組織体制等が整ってきた段階において、炊き出しの実施を検討する。
(6)　食中毒の防止等の衛生面に十分に配慮する。
(7)　避難者の自立を支援する配給方法に配慮する。

【食料の確保】

確保の方法	食料の内容
備　蓄	非常食、育児用調製粉乳
調　達	パン、おにぎり、お茶等、弁当

３　食料調達の業務

物資対策部は、調達等に関して、次の業務を行う。

(1)　災害発生直後の食料調達（パン、おにぎり、お茶等）
(2)　調達業者との連絡調整に関すること
(3)　弁当の発注調整
(4)　本部との連絡調整
(5)　避難者支援班との連絡調整（配食計画を詰める）
(6)　物資集積拠点（中城体育館）との連絡調整
(7)　県関係の事務に関すること（回答、補助金申請、災害用米穀使用事務等）

第３　備蓄食料の供給

１　備蓄食料の内容

災害後は、食料の調達が困難になることが予想されるため、３日分を目安に応急食料を現物備蓄する。応急食料の備蓄場所及び内容は「資料応急－１５」に示すとおりである。

２　備蓄食料の搬送

(1)　市内を拠点とした１１ブロックに分け、「資料応急－１５」に示す備蓄場所から、物資対策部物資調達班が各避難所に搬送する。
(2)　物資対策は、事前に備蓄食料の搬送方法等の計画を作成する。

第４　食料の調達・搬送【物資対策部】

１　災害発生後の市内調達

(1)　災害発生後に必要な応急食料を調達、炊出し等に要する米穀の購入、パン類の購入を行う。
(2)　災害発生後に必要な応急食料を調達する場合は、物資優先供給協定締結先に協力を要請する。
　要請の方法は、電話、ＦＡＸにより「資料様式－８」の災害時における物資調達要請書の内容を連絡するものとする。
(3)　炊出し等に要する米穀は、市内の米穀販売業者より購入する。
(4)　パン類を購入するときは、協定先等より購入する。

２　食料の広域調達

(1)　市内で十分な調達ができない場合は、他市町との相互応援協定に基づき、又は県のあっせんにより、他市町に対して救援食料の支援を要請する。

(2)　他市町に要請する場合は、次の点に留意する。

ア　需要量を事前に把握し、計画的に毎日安定した量を確保する。

イ　衛生面に配慮し、業者が調理したものに限り、輸送には保冷車を用いる。

３　弁当の調達

(1)　弁当を調達する場合は、物資対策部総務調整班が業者に要請する。

(2)　弁当業者の選定、委託に当たっては、次の点を考慮する。

ア　衛生的に安定した食事を提供できること。

イ　冷却装置を設置していること。（設置していない業者は、温食の供給に限る。）

ウ　自ら配送体制を用意できること。

エ　調理能力に応じて市内業者を優先し、経済復興に資する。

４　応急食料集積拠点

調達食料は　中城体育館に集約し、物資対策部物資調達班が管理する。また、夏季は冷蔵倉庫の設置を検討する必要がある。

５　調達食料の搬送

(1)　応急食料集積拠点への搬送

ア　市内大規模店舗等からの発災後第１次の調達時は、物資対策部が自ら調達に出向く。

イ　以降の食料調達は、調達先に中城体育館への搬送を依頼する。

ウ　民間の搬送体制が確立した後は、調達先から配布先に直接搬送するよう依頼する。

(2)　物資集積拠点からの搬送

ア　市内を１１ブロックに分け、備蓄物資の方法に準じて物資対策部物資調達班が各避難所に、原則として１日３回搬送する。

イ　備蓄食料の搬送に用いた車両及び人員は引き続き活用する。

ウ　ボランティアセンターに、搬送業務に関するボランティアニーズの情報を提供する。

第５　食料の配給

１　避難所での配給

(1)　各避難所に届けられた応急食料は、避難対策部避難所開設運営班が避難者に配給する。

(2)　避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を要請する。

２　在宅給食困難者への配給

在宅の給食困難者は、必要な食料（高齢者用等特別の品目を含む。）の数を最寄りの避難所の避難対策部避難所開設運営班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

３　必要人数・内容の把握

各避難所の避難対策部避難所開設運営班は、避難所収容者及び届出のあった在宅給食困難者に必要な食料の品目及び数量を把握し、巡回搬送してくる物資対策部物資調達班に報告する。

第６　炊き出しの実施

１　炊き出しの目的

(1)　市内全域に及ぶ大災害の場合は、対象人数が多く、必要な設備や器具の準備だけでも時間を要するため、災害対策本部による早期の実施は不可能である。

(2)　災害対策本部からの食料供給としては、弁当を主とし、災害がやや落ち着いた段階から、これを補う温かい副食として、また被災者の自立の応援を目的として炊き出しを実施する。

(3)　市内の一部において被害が発生した場合は、他地区の市民の協力を得て、早い段階から炊き出しによる支援を行うこともある。

2　炊き出しの実施

(1)　炊き出しの実施時期

市内の全域に被害が発生した場合は、災害の状況が落ち着きを見せ、炊き出しを行い得る体制が整い、かつ炊き出しの実施を希望する避難所から実施する。

(2)　炊き出し場の設置

炊き出し場は、災害の状況に応じ、避難所又はり災地区にもっとも便利な場所に設置する。事前に希望する避難所を調査し、厨房設備の設置可否や調理の体制等について確認したうえで、決定する。

(3)　炊き出し要員

炊き出しの実施は、原則として避難所単位で行い、状況により赤十字奉仕団その他各種団体に応援を依頼することがある。

(4)　炊き出しの材料

炊き出しの必要機材及び材料は、業者に委託し、人数分の材料をセットして実施する避難所に届ける。

第３節　飲料水の供給計画

≪目的≫　被災者に対して、生命維持に必要な飲料水を供給する。

≪方針≫　災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができないものに対して、迅速に飲料水を供給する。

≪目標≫　発災後１日以内に給水拠点を確保する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
発災直後の応急給水の実施	発災直後の情報収集	上下水道対策部総括班 上下水道対策班	□														□
	応援要請	上下水道対策部総括班 上下水道対策班	□														□
	給水拠点の確保	上下水道対策部総括班 上下水道対策班	□														□
	応急給水用資材の備蓄・調達	上下水道対策部総括班 上下水道対策班	□														□
発災直後の応急給水の実施	広報（給水拠点等）	渉外・広報班	□														□
市民への広報（飲料水の供給）		渉外・広報班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・市民及び事業所は、発災後３日分程度の飲料水を備蓄する。
・上下水道対策部は、応急給水用資機材を備蓄する。
・市は、飲料水の受け取りに関する方法を市民に周知させる。
・上下水道対策部は、飲料水供給の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。
・避難所開設運営班は、飲料水配給の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

↓

災害の発生

↓

被害規模に関する情報
水道施設の被害状況
統括部、上下水道対策部
→第１章第１節

→

給水需要の情報収集
上下水道対策部

→

要員、車両、機材の手配
上下水道対策部
→第 12 章第１節

↓

断水状況、応急給水場所等に関する広報
上下水道対策部
渉外・広報班

→

応急給水の実施
上下水道対策部

↔

協定に基づく広域応援要請
上下水道対策部
→第 12 章第１節

↓

断水状況、応急給水場所等に関する広報
上下水道対策部
渉外・広報班

←

運搬給水
給水車による給水
（給水車、容器の確保）

拠点給水
応急給水栓による給水
（応急給水栓の設置）

役割分担

1　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における飲料水供給の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。

(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	渉外・広報班	断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
	上下水道対策部	①水道施設の被害状況の把握に関すること ②応急給水に係る人員、資機材等の応援要請に関すること ③応急給水の実施に関すること ④断水状況及び給水場所等応急給水の実施に関する広報
市民、事業所		①発災後３日分程度の非常用飲料水及び容器の備蓄 ②風呂の残り水、井戸水等による雑用水の確保
ボランティア		応急給水の協力に関すること

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて、又は感染症予防事業その他として実施する。

災害救助法による「飲料水の供給」の実施基準は、次表のとおりである。

項　目	基準等
対　象	現に飲料水を得ることができない者
支出費用	１　水の購入費、給水又は浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 ２　浄水用の薬品及び資材費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期　間	災害発生の日から７日以内（但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	１　１人　１日３リットル ２　輸送費、賃金職員雇上費は、別途計上する。

第２　災害発生後の応急給水の実施

1　発生後の情報の収集

発生後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急給水対策を立てる。

(1)　災害発生後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

(2)　各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

2　広　報

(1)　応急給水を実施するに当たり、給水車による給水場所、給水時間を防災行政無線や防災ラジオ、市ホームページ、ＴＶ、広報車等で行う。

(2)　災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

(3)　災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、マスコミに協力依頼し、テレビ・ラジオによる情報提供を行う。

3　応援要請

(1)　市内民間給水装置工事事業者

上下水道対策部は、必要に応じて、災害応援協定に基づき、日田市管工事協同組合に応援要請を行う。

(2)　他の市町村水道事業体

上下水道対策部は、独自で応急給水が不可能な場合は、大分県に必要な応援要請を行う。

(3)　自衛隊

自衛隊には、「第２章第２節第３　自衛隊の派遣要請」により、要請を行う。

４　応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設を最優先に給水車による応急給水を実施し応急給水栓をそれらの近くに設置する。次に、福祉避難所や避難所へ応急給水を実施する。

５　給水拠点の確保

(1)　給水拠点

給水拠点は、災害直後は浄水池、拠点配水池で行い、その後、配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増やしていく。

(2)　給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク車もしくはタンク積載車を給水拠点とする。

６　応急給水用資機材の備蓄・調達

(1)　応急給水用資機材

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急給水ができるようにする。

【応急給水用資機材備蓄状況】

種　類	要　領	数　量	場　所
給水タンク	1,000　ℓ	１３個	上野浄水場 7・天瀬振興局 2・大山振興局 4
〃	500　ℓ	１４個	本庁 2・上野浄水場 10・天瀬振興局 2
〃	300　ℓ	３個	上野浄水場 3
ポリ容器	20　ℓ	１８５個	本庁 67・上野浄水場 78・中津江振興局 5・上津江振興局 35
〃	10　ℓ	６５０個	天瀬振興局 600・上津江振興局 50
非常用飲料水袋	10　ℓ	９５０袋	備蓄拠点１９箇所（各 50）

(2)　応急給水用資機材の調達

被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。

第３　市民への広報

１　手　段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力や不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。

そのためには、次の手段等の活用を図る。

(1)　マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）
(2)　インターネット通信
(3)　防災行政無線
(4)　防災ラジオ
(5)　広報車
(6)　市広報紙及びＫＣＶ（災害情報）
(7)　自治会

２　情報提供

(1)　マスコミに対しては、定期的に情報を提供し、全面的な協力を求めるようにする。（頻度と時刻は適宜定める。）
(2)　被災者向けの情報と非被災者向けの情報があるので、バランスよく広報する。
(3)　外国人向けの情報伝達として、各国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。
(4)　自治会や避難所での水使用上の注意点等を広報する。

第４節　生活必需品の供給計画

≪目的≫　被災者に対して、当面の生活に必要な物品を供給する。
≪方針≫　災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必要品を迅速に供給する。
≪目標≫　発災後６時間以内に物資の配給を開始する。
≪担当≫　物資対策部

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
物資の配給	避難対策部 物資対策部	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・市民及び事業所は、発災後３日分程度の非常持ち出し品等を備蓄する。
・市災害対策本部は、物資調達が困難な発災後の応急物資を備蓄する。
・指定販売業者と物資調達協力に関する協定を締結する。
・物資の受け取りに関する方法を市民に周知させる。
・物資対策部総務調整班は、物資の調達、搬送及び管理の手順を計画し、 詳細については別にマニュアルを作成する。
・避難対策部避難者支援班は、避難所運営班からの情報を整理し、物資対策部物総務調整班に報告し連携を図る。
・避難対策部避難所開設運営班は、物資の配布の手順を計画し、詳細については別にマニュアルを作成する。

↓

災害の発生

↓

被害規模に関する情報
避難者の状況 ・避難者数
（統括部、避難対策部
避難者支援班）

→

物資需要の情報収集
物資対策部総務調整班

→

要員、車両の手配
統括部調整班、管理班

↓

備蓄物資の搬送
物資対策部物資調達班

↓

要員、車両の手配
統括部調整班、管理班

↓

必要物資の把握、報告
避難対策部
避難所開設運営班
避難者支援班

↓

応急対策活動用資機材等の要請

不足物資の調達
物資対策部総務調整班

↔

調達物資の搬送
物資対策部物資調達班

↓

市内指定業者からの調達
（物資対策総務調整班）

物資の広域調達
物資対策部総務調整班

避難所で調達物資の配給
避難対策部避難所開設運営班

↓

市内指定業者からの調達
（物資対策部総務調整班）

役割分担

1　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における、被災者に対する給与の実施は、市長が知事の委任を受けて実施する。

(2)　災害救助法が適用されない小災害の場合における、被災者に対する物資供給計画の樹立及び実施は市長が行う。なお、災害時における災害救助用物資並びに復旧資材等については、知事は市長の要請に基づきあっせん及び調達等を行う。

2　役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①救援物資の要請 ②要員、車両の要請
	物資対策部	①物資の備蓄及び管理 ②備蓄物資の避難所までの搬送 ③物資の調達、集積拠点における管理及び避難所までの搬送 ④救援物資の要請に関する庶務
	避難対策部	①避難者情報の整理 ②避難所における物資の配布 ③必要物資の把握及び報告
市民、事業所		①発災後３日分程度の非常持ち出し品の備蓄 ②物資の配布
指定販売業者		①在庫物資の提供 ②物資の調達に関する協力 ③営業の早期再開
運送業者等		物資の搬送に関する協力
ボランティア		物資の搬送、調達、配布に関する協力

第１　災害救助法の実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次表のとおりである。

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="8">基準等</th></tr>
<tr><td>対　象</td><td colspan="8">全半壊(焼)流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td></tr>
<tr><td>支出費用</td><td colspan="8">被災者の実情に応じ
１　被服、寝具及び身のまわり品
２　日用品
３　炊事用具及び食器
４　光熱材料</td></tr>
<tr><td rowspan="5">費用の
限度額
(円)</td><td colspan="2">区　分</td><td>１人世帯</td><td>２人世帯</td><td>３人世帯</td><td>４人世帯</td><td>５人世帯</td><td>６人以上１人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>52,900</td><td>7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>30,400</td><td>39,500</td><td>54,900</td><td>64,200</td><td>80,800</td><td>11,100</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,000</td><td>8,100</td><td>12,100</td><td>14,700</td><td>18,600</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,800</td><td>12,700</td><td>18,000</td><td>21,400</td><td>27,000</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>期　間</td><td colspan="8">災害発生の日から１０日以内（但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="8">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限る</td></tr>
</table>

※ 夏季（４月～９月）、冬季（１０月～３月）季別の決定は災害の発生の日とする。
※ 表はＨ２９年度基準（以降、改正があれば最新のものを準用する。）

第２　生活必需品供給の方針

１　応急物資供給の対象者

(1)　避難所に収容された者

(2)　災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者（自宅等）

２　応急物資の内容

最低限確保すべき生活必需品等は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し、臨機に必要な調達物資を定めて対応する。

確保の方法	応急物資の内容
備　蓄	毛布、ブルーシート、カセットコンロ、コンロ用ガスボンベ等
調　達	敷物、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ほ乳瓶、 紙おむつ（大人・幼児）、生理用品、簡易トイレ、簡易間仕切り 冬季用‥‥灯油、カイロ 物資集積拠点用‥‥ベルトコンベア、フォークリフト （仮設トイレその他は、他の計画による。）

第３　備蓄物資の供給

１　備蓄物資の内容

発災当日は物資の調達が困難なため、応急物資を備蓄するように努める。応急物資の備蓄場所及び内容は「資料応急－１５」に示すとおりである。

２　備蓄物資の搬送

(1)　災害発生後に必要な物資を調達する場合は、別紙、物資供給協定締結先に協力を要請する。

要請の方法は、電話、ＦＡＸにより「資料様式－８」の災害時における物資調達要請書の内容を連絡するものとする。

(2)　その他「本章第 2 節 食料の供給計画」に準じる。

第４　物資の配給

１　避難所での配給

(1)　各避難所に届けられた応急物資は、各避難所の避難所開設運営班が避難者に配給する。

(2)　避難者が落ち着いた段階で、避難者にも配給の協力を依頼する。

２　在宅生活困難者への配給

(1)　在宅生活困難者は、必要な物資の品目及び数を最寄りの避難所の避難所開設運営班に連絡し、同避難所で配給を受ける。

(2)　各避難所の避難所開設運営班は、避難所収容者及び届出のあった在宅生活困難者に必要な物資の品目及び数量を届出に基づいて把握し、避難対策部避難者支援班に報告する。

第９章　自発的支援の受入れ

第１節　災害義援金募集配分計画

≪目的≫　大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、これに適切に対応し、善意を活かす。

≪方針≫　大規模災害発生後、全国から被災者の生活を気にかける人々の善意による貴重な金品を、効率よく受入れ、被災者に対し迅速かつ的確に配分する。

≪方針≫　発災後２日以内に義援金の募集を開始し、早急に配分を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
災害義援金募集配分の方針	活動体制の確立	統括部会計班	□														□
	募　集		□														□

応急対策の流れ

事前対策
（1）災害時要援護者を優先した義援金の配分基準を明らかにしておく。

↓

災害等の発生

↓

義援金の受入判断・指示（本部会議）

↓

義援金の受入・処理（会計班）　↔　義援金の受入・処理（会計班）

↓

義援金の配分（会計班）

義援金の配分の広報（渉外・広報班）

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	義援金・義援物資受入れの判断、指示に関すること
	統括部	関係機関に対する義援金、義援物資募集の要請に関すること
		①義援金募集の広報 ②義援金の配分に関する広報 ③義援金の受入れ・処理業務 ④義援金の配分
防災関係機関		義援金の募集、受入れ、配分に関すること

第１　災害義援金の募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は共同し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

1　日田市
2　大分県
3　他の被災市町
4　大分県市長会
5　大分県町村会
6　日本赤十字社大分県支部

第２　災害義援金の配分

次の事項について、災害対策本部若しくは配分委員会において、本市が行う義援金の募集、配分について協議、決定することとする。

1　募集方法及び配分方法
2　被災者等に対する伝達方法
3　義援金の収納額及びその使途についての寄託者及びマスコミ等への周知方法

第３　配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を限定した義援金を受け付けた機関は、自己の責任において処理することとする。

第４　その他

1　本市が行う義援金の募集以外は、県が義援金の募集、配分に関する庶務を行う。
2　関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議することとする。

第５　義援金の受入れ・配分の手順

1　義援金の受入れ
(1)　統括部会計班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。
(2)　統括部会計班は、義援金の寄託者に受領書を発行し、当該現金を受け入れる。

2　被災者への義援金の配分
(1)　統括部会計班は、窓口等で受け入れた義援金及び他の機関から受け入れた義援金について、配分委員会の方針に基づき配分する。
(2)　会計班は、定められた方針、所定の手続きを経て配分する。
(3)　渉外・広報班は、被災者に対して配分に関する広報を行う。

第２節　災害ボランティア受入れ計画

≪目的≫　大規模災害時においてボランティアの受け入れ態勢を整備し、被災者に対する効果的な救援活動を実現する。

≪方針≫　災害発生後に災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティアの支援活動を受入れるため、ボランティア活動の調整に関する事項について定める。

≪目標≫　発災後３時間以内にボランティアセンターを開設し、１日以内にボランティアの受入れを開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時間					日							
日田市災害ボランティアセンター	日田市災害ボランティアセンターの開設	避難対策部避難者支援班	□														□
ボランティアの受入れ		避難対策部避難者支援班	□														□
ボランティア活動への支援		避難対策部避難者支援班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・平時から市社会福祉協議会と連携してボランティア団体等のネットワークを作り、ボランティア活動に対する市民意識の高揚を図る。
・災害ボランティアセンターの運営マニュアルを準備し、災害発生時の対応についての訓練を行う。
・市として技能ボランティアの登録を推進する。

↓

災害の発生

↓

各班の災害応急対策実施の状況

↓

ボランティア受入の決定
（本部会議）

日田災害ボランティアセンターの開設
被災者支援班

・ボランティアの募集
・ボランティアの登録、管理
・ボランティア情報の管理
・ボランティア活動の調整

一般ボランティア　技能ボランティア

県災害救助専門ボランティア

海外ボランティア

専門ボランティアの受入れ
専門ボランティアの管理（各部）

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	ボランティア受入れの指示
	避難対策部	①避難者支援班は、県災害救援専門ボランティアを要請 ②避難者支援班は、災害ボランティアセンター開設を要請 ③災害ボランティアセンター運営への協力 ④ボランティア需要・活動状況の報告 ⑤海外からのボランティア受入れの調整
	統括部	渉外・広報班は、ボランティア募集について協力
	各　部	①県災害救援専門ボランティアの受入れ ②市の技能ボランティアの受入れ ③専門ボランティア需要・活動状況の報告
市民、事業所、自主防災組織		市民等は、自ら地域の応急対策活動に協力する。

第１　日田災害ボランティアセンター

１　日田災害ボランティアセンターの開設

(1)　災害発生後、災害応急対策を実施する上で要員が不足した場合、又は多数のボランティアの申込みが殺到した場合、避難対策部避難者支援班は速やかに、市社会福祉協議会にボランティア調整機関としての日田災害ボランティアセンターの開設を要請する。

(2)　ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については日田災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

(3)　避難対策部避難者支援班は、日田災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、災害対策本部との連絡・調整に当たる。

２　日田災害ボランティアセンターの業務

(1)　ボランティアの登録及び管理を行う。ボランティアの受付については、原則として電話では行わず、活動場所への直接参加を依頼する。

(2)　自らの判断及び市民並びに市災害対策本部からのボランティアニーズ情報に基づき、ボランティアの派遣を行う。

(3)　ボランティア団体の情報収集及び各ボランティア団体間の調整を行う。

(4)　ボランティアの募集について、市広報紙・ＴＶ、マスコミ等を通じて行う。

【災害ボランティア活動支援体制】

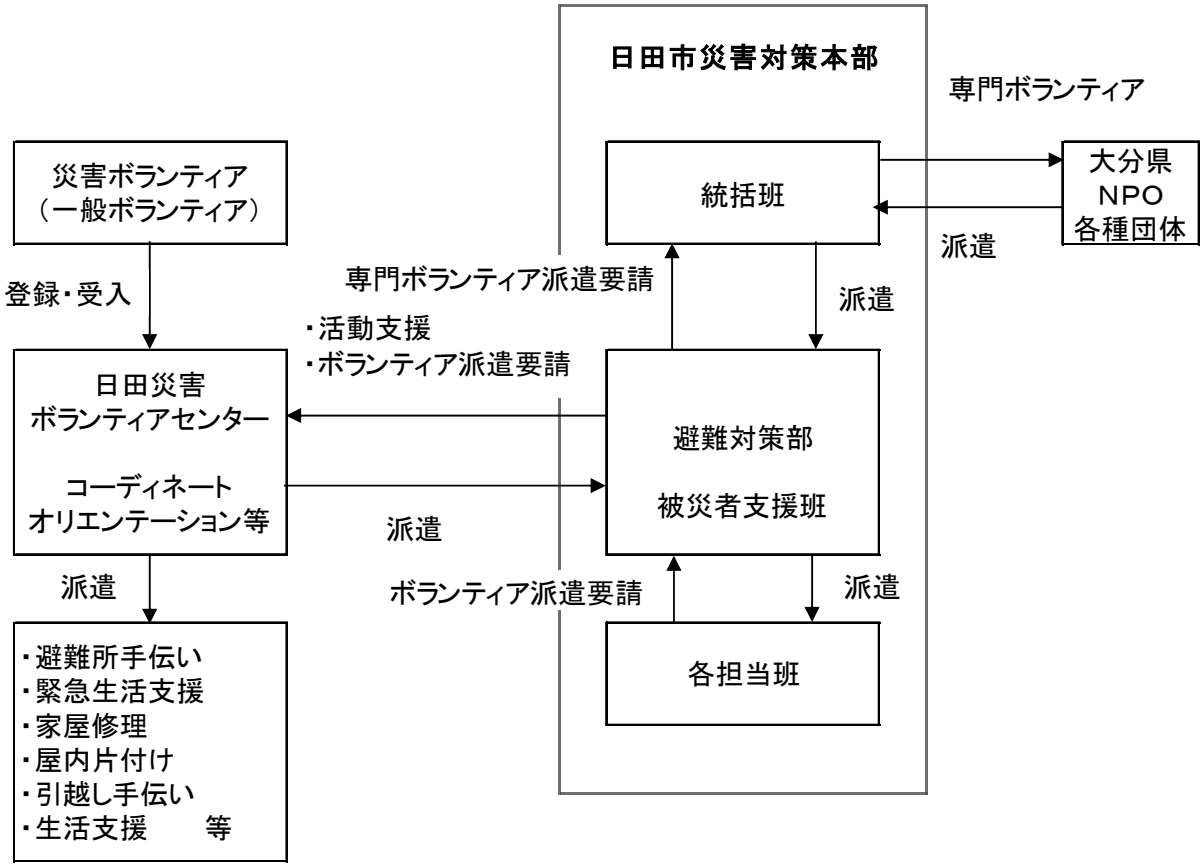

第２　ボランティア受入れ

１　専門ボランティア

(1)　県災害救援専門ボランティア

医師、建築士、通訳、救急・救助、医療、介護等の県災害救援専門ボランティアの派遣については、各部からの要請に基づき、本部班が県に要請する。

(2)　海外からのボランティア

海外からのボランティアの受入れについては、県、国と協議の上、災害対策本部でその対応を協議する。

２　一般ボランティア

各部は県災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとする。ボランティアの協力に当たっては、各部は避難者支援班に派遣を要請する。要請を受けた避難者支援班は、日田災害ボランティアセンターに派遣を依頼する。なお、各部、ボランティア活動を効果的に進めるため、受入れに関するマニュアルを作成する。

(1)　災害情報、生活情報等の収集、伝達
(2)　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
(3)　救援物資、資機材の配分、輸送
(4)　軽易な応急・復旧作業
(5)　災害ボランティアの受入事務

第３　ボランティア活動への支援

避難者支援班は、ボランティア活動に対して次の支援を行う。

(1)　災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供し、ボランティア活動の円滑化を図るとともに、ボランティア活動からもたらされる情報についても積極的に受け入れる。
(2)　ボランティア活動が効果的に行えるように、必要な機器・資材及び活動の拠点（別館大会議室）を提供する。
(3)　ボランティア活動に従事する者に対して、市の負担により、ボランティア保険の加入手続きを行う。

第１０章　遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

第１節　遺体対応計画

≪目的≫　大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体対策を遅滞なく進める。

≪方針≫　災害により行方不明者、死者が発生した場合において、遅滞なく応急対策を実施し、人心の安定を図るため、これらの捜索、遺体の処理及び収容、火葬等を円滑に推進する。

≪目標≫　発災後２時間以内に遺体の捜索及び収容活動を開始する。

≪担当≫　市民対策部遺体安置班

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
遺体の捜索及び収容	市民対策部遺体安置班	□														□
遺体の処理	市民対策部遺体安置班	□														□
遺体の埋葬	市民対策部遺体安置班	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・検案に係わる体制の確立
・遺体安置所、仮安置所の候補場所の選定
・広域応援の要請に係わる項目の整理
・棺桶、納骨壺、ドライアイスの調達計画の作成
・身元確認の調査方法の確立

↓

災害の発生

↓

死者・行方不明者の発生状況
遺体安置所の被災状況
統括部、消防対策部
→第1章第1節

→ 災害現場・行方不明者捜索
市民対策部

救護所・病院等医療機関

↓

遺体の搬送
（日田警察署、市民対策部）

↓

遺体安置所の指定
市民対策部

↓

ﾄﾞﾗｲｱｲｽ、柩等の手配
県、他市町への火葬場所確保の要請
市民対策部、統括部

↓

搬送手段の手配
統括部

↓

火葬・埋葬許可証の発行
市民対策部（市民課）

遺体安置所
市民対策部

← 遺体検分、身元確認
日田警察署

↓

← 遺体の洗浄,縫合,消毒等　検案
市民対策部

↓

遺体の搬送
市民対策部

↓

火葬場（市内・市外）

→ 遺骨の引き渡し
市民対策部

遺体の引き渡し
日田警察署

役割分担

1　実施責任

(1)　災害救助法が適用された場合における「遺体の捜索、処理（洗浄、縫合、消毒）及び埋葬」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。

(2)　同法が適用されない小災害の場合及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

2　役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①遺体の搬送のための車両の調達に関すること
	市民対策部	①関係機関（消防対策部、警察、病院等）との調整に関すること ②遺体安置所の開設と管理に関すること ③行方不明者の相談、身元確認に関すること ④納棺、遺体の安置、身元不明者に関すること ⑤火葬、埋葬許可証の発行に関すること ⑥遺体の火葬場への搬送に関すること ⑦遺骨の遺族への引き渡しに関すること ⑧火葬の実施に関すること（応援要請） ⑨遺体及び行方不明者の捜索に関すること
医師会		①遺体の検案に関すること ②遺体の洗浄、縫合、消毒に関すること ③遺体安置所への医師の派遣
警察署		①遺体の捜索に関すること ②遺体の検分又は検視に関すること ③行方不明者相談、身元確認への協力に関すること ④身元引受人への遺体の引渡しに関すること
葬儀業者		①納棺用品等必要器材の提供に関すること ②納棺用品等必要器材の広域調達の協力に関すること ③遺体安置所から火葬場への搬送の協力に関すること
自主防災組織		遺体及び行方不明者の捜索に関すること

第１　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法によらない部分及び同法が適用されない場合については、同法に準じて行う。災害救助法による実施基準は、次表のとおりである。

1　遺体の捜索

項　目	基　準　等
対　象	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者
支出費用	舟艇その他捜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期　間	災害発生の日から１０日以内（但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	輸送費、賃金職員雇上費は、別途計上する。 災害発生後３日を経過したものは一応死亡したものと推定している。

２　遺体の処理

項　目	基　準　等
対　象	災害の際死亡した者について遺体に関する処理（埋葬を除く）
支出費用	１　洗浄、縫合、消毒等の処置 ２　一時保存 ３　検案
費用の限度額（支出費用の番号と対応）	１　1 体　3,400 円以内（H29 基準） ２　既存建物利用の場合･･････････通常の実費額 既存建物を利用できない場合･･1 体　5,300 円以内 一時保存用のドライアイスの購入費等は通常の実費を加算
期　間	災害発生の日から１０日以内（但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	１　検案は、原則として救護・医療・救助班により行う。 ２　輸送費、賃金職員雇上費は、別途計上する。

３　埋　葬

項　目	基　準　等
対　象	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給
支出費用	１　棺（附属品を含む） ２　埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ３　骨つぼ及び骨箱
費用の限度額	大人（12 才以上）１体　210,200 円以内 小人（12 才未満）１体　168,100 円以内（H29 基準）
期　間	災害発生の日から１０日以内（但し厚生労働大臣の同意を得て期間延長あり）
備　考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

第２　遺体の捜索及び収容

１　遺体の捜索方法

(1)　遺体の捜索に当たっては、救助活動に引き続いて、市民対策部遺体安置班が日田警察署と協力して実施する。

(2)　遺体の捜索に要した資機材等は、「資料様式－１１」遺体の捜索状況記録簿に記録する。

(3)　行方不明者や捜索された遺体については、まちがいのないよう「資料様式－１２」遺体連名簿に記録する。

２　捜索の期間

(1)　遺体捜索の期間は原則として、災害発生から１０日間とする。

(2)　災害発生から１０日間で捜索が終了しないときは、捜索期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

３　遺体を発見した場合の措置

(1)　遺体を発見した場合は、速やかに日田警察署に連絡する。

(2)　日田警察署は、遺体検分その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市民対策部）に引き渡す。

第３　遺体の処理

１　遺体処理のための書類

遺体処理に当たっては、以下の書類を整理する。

(1)　資料様式－１３　遺体処理台帳

(2)　資料様式－１４　遺体・遺骨・遺留品処理票

２　遺体の処理方法

(1)　遺体の処理は、以下に掲げる範囲内において行うものとする。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　遺体の一次保存

ウ　検　案

(2)　資機材等の調達
ア　災害発生後、遺体の処理に係わるドライアイス、柩等の資機材を速やかに調達する。
イ　資機材等の調達が困難な場合は、県にあっせんを要請する。

(3)　遺体の身元確認
ア　身元が確定した遺体については、引取人に引き渡し、必要な手続きの上火葬して埋葬する。
イ　遺体の身元が明らかでない遺体又は確認できない遺体については、警察官から検視調書を受けその後処理する。

(4)　遺体安置所
遺体安置所は、公共施設の中から避難所等に使用されていないものを充てる。
(1)資料様式－１５　遺体氏名札

(5)　遺体の処理方法
ア　遺体の洗浄、消毒を行い、遺品を整理し納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳及び遺体・遺骨・遺留品処理票に記録し、また遺体安置所に提出するものとする。
イ　遺体は一定期間経過後、なお引取人のないときは行旅死亡人として取扱う。
ウ　遺体処理に要する車両
次の車両で不足する場合は、他の市有トラックを使用する。又は自衛隊等に応援を要請する。

種　別	車　名	保有数	所　管	備　考
普通貨物	マツダ　ボンゴ	1	財政課	大分 300 せ 12-25

3　遺体処理の期間
(1)　遺体処理の期間は原則として、災害発生から１０日間とする。
(2)　災害発生から１０日間で処理が終了しないときは、期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

第４　遺体の埋葬

死者の遺族において対応が不可能な場合に、遺体安置班が対応する。

1　埋葬・火葬に関する書類
(1)埋葬・火葬を実施するために必要な以下の書類を作成する。
「資料様式－１６」　埋葬台帳

2　遺体の埋葬方法
(1)　対象者は、災害によって死亡した者とする。
(2)　市内の火葬場が稼働できない場合は、県及び他市町に協力を要請し、火葬場を確保する。
(3)　遺体の移送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、統括部管理班へ確保を依頼する。
(4)　火葬後の遺骨は、市民対策部遺体安置班が一時保管する。
「資料様式－１７」　遺体送付票

3　埋葬の期間
(1)　遺体の火葬・埋葬の期間は原則として、災害発生から１０日間とする。
(2)　災害発生から１０日間で火葬･埋葬が終了しないときは､期間の延長手続き（知事への申請手続き）をとる。

第５　安否不明者や行方不明者、死者に氏名等の公表

県及び市が防災関係機関と緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和 5 年 8 月 29 日伺定）」に基づいて行うものとする。

第２節　感染症対策活動計画

≪目的≫　災害後の感染症の発生を未然に防止する。

≪方針≫　災害発生時における感染症対策措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるものであるから、迅速かつ強力に実施し、感染症の流行を未然に防止するため万全を期する。

≪目標≫　発災後１日を目途に、感染症対策活動を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
感染症対策活動		避難対策部 市民対策部	□														□
	家庭用水の供給等	上下水道対策部	□														□
食品衛生監視	食中毒の防止	物資対策部 避難対策部	□														□

応急対策の流れ

事前対策
・災害時における感染症対策活動マニュアルの明確化
・衛生、安全に係わる事項の市民への周知
・避難所の衛生管理の確立

↓

災害の発生

↓

市民対策部 ↔ **避難対策部　救護・医療・救助班** ↔ **避難対策部　避難者支援班**

↓

感染症対策活動

↓

予防教育及び広報活動
感染症対策用資機材の整備
避難所の衛生管理、消毒
放置生ごみ等の衛生管理、消毒
救護所、医療機関等の衛生管理、消毒等

食品衛生監視・指導

↓

食品製造業者、販売業者等に対する食品衛生指導
炊き出し実施の場合の衛生上の注意
義援食料品等の処理の判断
飲料水の水質の検査と安全性の確保

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①　渉外・広報班は、感染症対策、食品衛生上の注意事項について市民に広報する
	避難対策部	①救護・医療・救助班は、救護所等の衛生管理、消毒に関すること ②避難所の衛生管理に関すること ③避難所の食品衛生に関すること ④感染症対策用資機材の調達に関すること
	物資対策部	①調達食料品の食品衛生に関すること
	市民対策部	①塵芥、汚泥、し尿処理に関すること
	建設対策部	①家庭用水の供給に関すること

第１　感染症対策活動

１　予防教育及び広報活動の推進

避難対策部救護・医療・救助班は、平時からパンフレット等啓発用資材の整備を図るとともに、これらを使用して市民への予防教育を行い衛生管理の指導に努める。

２　清潔方法

市民対策部衛生班は、塵芥、汚泥などについて、集積所及び分別所を経て埋立若しくは焼却するとともに、し尿の処理に万全を期する。

３　消毒方法

避難対策部は、被害の状況により、次の事項について消毒方法を施行することとし、そのために必要な感染症対策用薬剤等の備蓄、調達に努める。

(1)　飲料水の消毒
(2)　家屋の消毒
(3)　便所の消毒
(4)　芥溜、溝渠の消毒
(5)　患者輸送容器などの消毒

＜薬剤所要量の算出方法＞

区　分	薬剤の種類(例示)	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム	全半壊戸数　　×200g 全半壊戸数　　×6kg 井戸の数(概数)　×1、340cc

４　ねずみ族、昆虫等の駆除

市民対策部衛生班は、県の指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

＜薬剤所要量の算出方法＞

撒布場所、種類例	算　出　方　法
家屋内　1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.05 (家屋　39.6㎡の場合)
便所等　オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数×1㎡×0.06λ／㎡
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数×56.1㎡×15g (敷地　56.1㎡の場合)

５　家庭用水の供給等

上下水道対策部上下水道班は、県の指示に基づき速やかに家庭用水の供給をすることとし、容器による搬送等現地の実情に応じた方法によって行う。

６　患者等に対する措置

被災地において、入院の必要な新感染症又は、１類、２類感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関に収容の措置をとることとし、感染症指定医療機関が災害により使用できない場合は、県と協議する。

7　避難所の感染症対策指導等

市民対策部衛生班は、県感染症対策職員の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て、うがい、手洗いの励行等指導の徹底を期する。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

8　報　告

市民対策部衛生班は、避難対策部を経由して県に被害状況・感染症対策活動状況・災害感染症対策所要見込額を報告する。

9　災害感染症対策完了後の措置

市民対策部衛生班は、災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害感染症対策完了報告書を作成し、避難対策部を経て県に提出する。

第２　食品衛生監視

災害時における食品の衛生管理について定める。

1　食中毒の防止

(1)　物資対策部総務調整班は、県地区災害対策本部（西部振興局）に対して、食品衛生監視員を物資集積拠点（中城体育館）に派遣するよう要請し、衛生状態の監視、指導を受け、改善を図る。

(2)　避難対策部避難者支援班は、県地区災害対策本部（西部振興局）に対して食品衛生監視員を避難所に派遣するよう要請し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を受け、改善を図る。

(3)　県地区災害対策本部（西部振興局）は市の要請を受け、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2　食中毒発生時の対応方法

市は、食中毒患者が発生した場合、県の行う食品衛生監視員による所要の検査及び原因調査に対して協力するとともに、被害の拡大を防止する。

第３節　清掃計画

≪目的≫　市民の生活環境の保持を図る。

≪方針≫　災害発生時の廃棄物の収集、運搬、処分及びし尿応急汲取り処分を迅速に行い、被災地の環境整備を促進する。

≪目標≫　発災後迅速に処理計画を立案し、仮置場への搬入を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
被災状況の把握（ごみ発生量の推計）		市民対策部廃棄物処理班	□														□
処理計画		市民対策部廃棄物処理班	□														□
仮置場の配置計画		市民対策部廃棄物処理班	□														□
仮置場の運営計画		市民対策部廃棄物処理班	□														□
ごみの分別等	排出ルール	市民対策部廃棄物処理班	□														□
市民への広報（廃棄物の処理等）		渉外・広報班	□														□
仮設トイレの配置計画・管理計画		市民対策部衛生班	□														□
応援の要請		市民対策部廃棄物処理班	□														□
解体現場における指導		建設対策部 市民対策部	□														□
被災家屋の処理		建設対策部 市民対策部	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①清掃に関する広域応援要請に関すること。 ②必要人員の臨時雇用の調整 ③渉外・広報班は、ごみ・し尿の収集について市民に広報する。
	市民対策部	①被災状況の調査と収集、処分計画の作成 ②がれきの発生状況の調査 ③がれき集積場所候補地の選定（事前計画）と調整に関すること。 ④レンタル仮設トイレの確保及び設置に関すること。 ⑤応急汲取りの実施に関すること。 ⑥バキュームカー、汲取り要員の確保に関すること。 ⑦生活ごみ収集及び処理に関すること。 ⑧清掃センターおよび環境衛生センターの被災調査及び応急復旧に関すること。
市民、事業所、自主防災組織		①災害発生後、収集を開始するまでごみを出さない。 ②地域の清掃に関すること。

応急対策の流れ

事前対策
・被災状況及び必要作業量の調査方法の事前計画の検討
・廃棄物一時集積候補地の選定と調整
・廃棄物の処理計画の検討
・応援要請の内容の検討（トラック、バキュームカー等）
・備蓄トイレ、レンタル仮設トイレの確保

↓

災害の発生

↓

一般廃棄物の処理

・清掃センター、最終処分場、バイオマス資源化センターの被災状況調査
・市民に対する広報
・収集体制の確立
・広域の応援体制

市民対策部廃棄物処理班

災害廃棄物の処理

・仮置場の選定
市民対策部廃棄物処理班

・申込受付
・解体業者の選定
建設対策部建築住宅班

し尿の処理

・上下水道施設の被災状況把握
仮設トイレの調達
・浄化槽、汲み取り状況の把握
仮設トイレの調達
・仮設トイレの設置・管理
・し尿収集業者の調整
・汚泥収集業者の調整
・し尿処理計画

市民対策部廃棄物処理班

第１　被災家屋の処理

災害の程度により、市直営だけでなく、市民による自主解体も考慮に入れる必要があるため、下記のように処理を行う。ただし、「災害等廃棄物処理補助事業」を十分に把握し、早急に体制の見直し及び市民への周知をおこなうこととする。

【被災家屋の処理フロー】

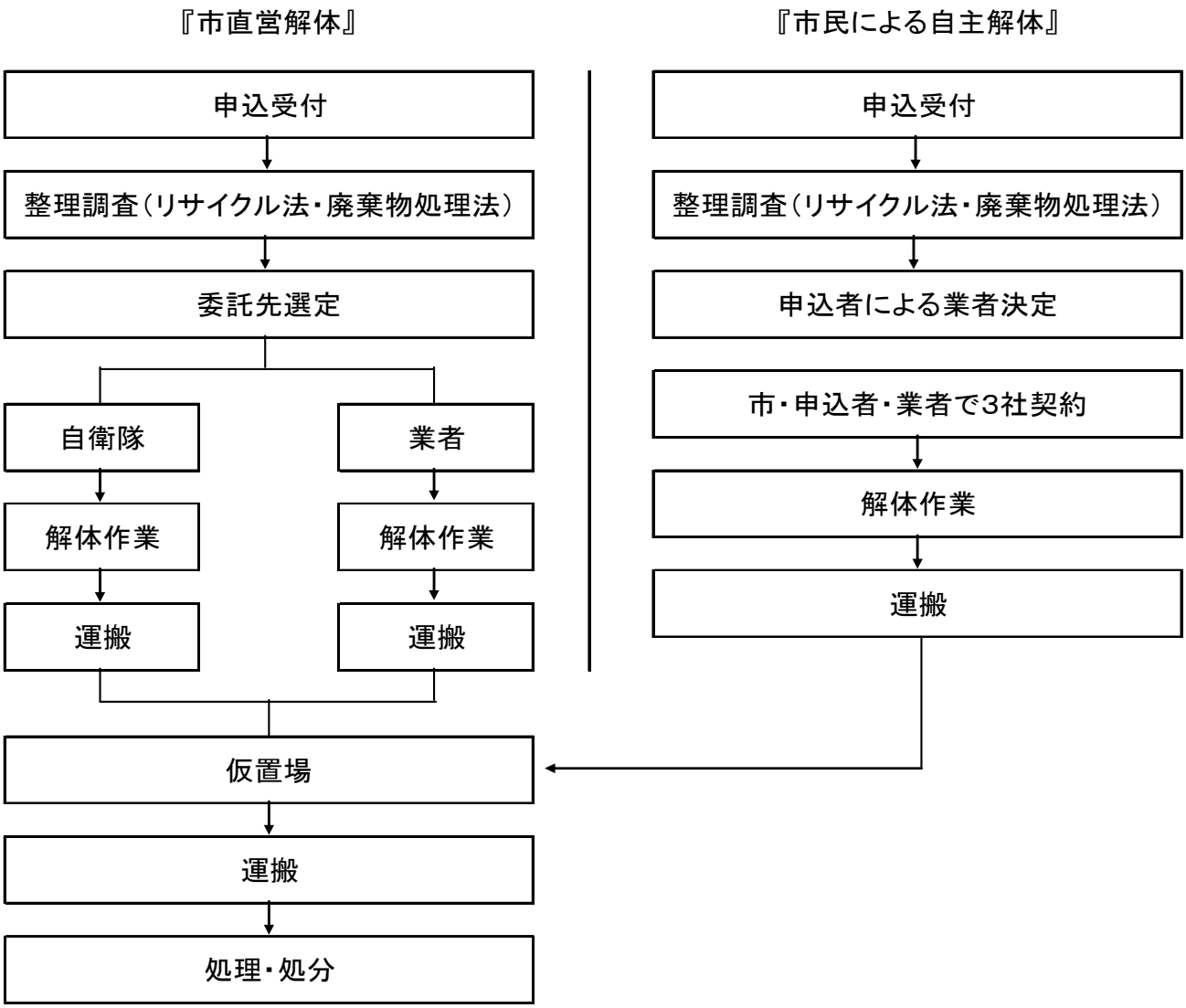

１　従来の基準による場合は、次のように処理する。
　(1)　完全に倒壊又は全焼した建築物は、一般廃棄物として公費による処分を行う。
　(2)　倒壊していない建築物は、産業廃棄物であり、所有者の責任で処分を行う。

２　市民対策部廃棄物処理班は、以上の処理の基準を国に確認し、早急に市の方針を決定の上、市民に広報する。また、自主解体に公費負担を認める場合は。可能な限り早急に解体経費を算出し、県と協議の上、市民に広報する。

第２　解体現場における指導

市民対策部廃棄物処理班は、解体現場のパトロールを行い、廃棄物の分別と搬出が適正に行われていることなどを指導確認する。また、建築物の解体工事におけるアスベストの飛散・ばく露を防止するための呼びかけを行う。

第３　災害に備えた資機材の備蓄計画

１　仮設トイレの備蓄

大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、仮設トイレの確保体制を整える。

２　その他資機材の備蓄

「資料応急－１６」地区防災拠点及び備蓄資機材一覧表による。

第４　仮置場の配置計画

市民対策部廃棄物処理班は、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場を次のとおり、確保することとする。また、災害発生時の状況により、次の条件で選定する。

１　広　さ

最低１ｈａ（10,000 ㎡）

２　位　置

(1)　住宅から離れていること。
(2)　市内からの交通路が確保されていること。
(3)　被災しない交通路の確保ができるか、被災しても容易に復旧可能な道路が確保できること。
(4)　異常な交通渋滞が予測されるため、幹線道路から 500m 以上離れていること。
(5)　周囲に植樹帯があり、区画されていることにより安全が確保されること。

３　その他

災害発生時の状況により、市内に仮置場を確保することに限界があるため、大分県内に仮置場の確保ができるよう県に協力要請を行う。

第５　仮置場の運営計画

１　人員・誘導等

市民対策部廃棄物処理班は、仮置場に必要人員を配置し、搬入車両を誘導し、ごみの種類ごとに指定の場所に降ろすよう指示をする。

(1)　仮置場には、門、柵等を設置し、入口、出口を設ける。
(2)　種別毎に分別して置いてもらう。
(3)　仮置場は、可燃物と不燃物の置き場を分離し、可能な限り早急に最終処分場へ搬出を図ることが必要である。
(4)　散水を十分に行い、粉塵が飛ばないよう注意する。
(5)　仮置場への搬入車両は、交通状況等により、制限を行う。

第６　排出ルール（ごみの分別等）

一般廃棄物の排出場所は、通常のごみステーションとし、災害廃棄物は、別途指定する。

１　廃棄物の分類

災害時に発生する廃棄物は、次のとおり分類することができる。なお、がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

(1)　通常の一般廃棄物

生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、及び粗大ごみ並びにし尿に分類される。

(2)　災害により発生する一般廃棄物

ア　屋内で破損した陶磁器などの不燃ごみ
イ　屋内で破損した家具類、電化製品などの粗大ごみ
ウ　避難所、応急仮設住宅から発生する廃棄物

(3)　災害により発生する災害廃棄物

ア　浸水及び倒壊していない建築物から発生する破損した内壁、外壁、屋根瓦などの災害廃棄物

イ　浸水及び倒壊した建築物から発生する災害廃棄物

ウ　浸水及び倒壊した家屋に残り、解体時に排出される廃棄物
（畳、カーテン、カーペット、大型家具、家電製品など）

エ　環境汚染が懸念される廃棄物(アスベストなど)

２　廃棄物の収集等

(1)　一般廃棄物の収集、処分

上記のうち、(1)(2)の一般廃棄物については、市の通常の処理及び他市の応援、許可業者など民間収集業者の協力により、市民対策部廃棄物処理班が処理処分を行う。

ア　収　集

(ｱ)　人員の確保に努め、可能な限り早急に収集を開始する。

(ｲ)　被災状況により、交通の支障箇所などを早期に確認し、臨時収集計画により収集する。

(ｳ)　収集体制が不十分な場合は、周辺自治体、廃棄物処理業者への協力要請を行う。

(ｴ)　当初の収集は、許可業者など廃棄物運搬業者に協力を要請する。

イ　処　分

可燃物の処理を参照（第８処理計画の６番）

(2)　災害廃棄物の解体、運搬、処理処分

上記のうち、(3)の災害廃棄物については、自衛隊、土木建築・解体業者などの協力を求めて解体、運搬を行い、処理処分については、周辺自治体、産業廃棄物処理業者などの協力を求める。

第７　水害廃棄物の発生量推計方法（2005 年 10 月）

１　被害家屋数等被災状況からの推計

災害廃棄物収集･処理の各段階において推計が可能である。

災害廃棄物発生量＝1 被害家屋あたりの水害廃棄物発生量（t/家屋）×被害家屋数

２　人と防災未来センター推計式

平成１６年に水害で災害救助法が適用された市町村のアンケート調査（平成１７年２月実施）結果を用いて災害廃棄物の発生量を推計する式を算出。

廃棄物量(t)＝(全壊世帯数)×12.9t ＋(大規模半壊世帯数)×9.8t ＋(半壊世帯数)×6.5t ＋(一部損壊世帯数)×2.5t ＋(床上浸水世帯数)×4.6t ＋(床下浸水世帯数)×0.62t

（推計例　１，３４３棟　　全壊）

廃棄物量(t)＝(1,343 棟)×12.9t ＝ 17,325 t

被害がある程度大きい場合に特に有効である。被害が小さい場合（総被害家屋数 800 棟未満）は、推計値が実績値を大きく上回る可能性が高い。世帯数より棟数の方が早い時期に確定値に近い値が出ることから、推計には世帯数より棟数を用いるほうが望ましい。（上式で世帯数の代わりに棟数を用いても大きな差は生じない。）

なお、平成１６年台風２３号時は、災害発生後４～６日でほとんどの市町の被害家屋棟数が落ち着いた。この台風の際は、災害発生後、被害家屋判断基準が見直されたため、ある時期に被害家屋数及び災害廃棄物発生量推計値が大幅に変化したが、今後の災害では災害発生当初から一定の被害家屋判断基準が用いられることを考慮すると、災害発生から７日後の被害家屋数を用いた推計値の捕捉率はおよそ６０%～８０%になると考えられる。

３　廃棄物の収集運搬車輌台数からの推計

収集段階における推計が可能である。

災害廃棄物発生量＝収集運搬車輌１台あたりの廃棄物量（ｔ/台）※×車輌台数（台）

※　収集運搬車輌１台あたりの廃棄物量＝（車両の積載可能量)×(積載可能量に対する廃棄物量比率)

第８　処理計画

１　処理方針

一般廃棄物及び災害廃棄物は、分別を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

特に、災害により発生する災害廃棄物については、仮置場の確保が最小限となるため、仮置場での分別作業スペースの確保が困難と予測されるので、建設対策部建築住宅班及び市民対策部廃棄物処理班は、解体現場で分別を徹底するよう指導する。

(1)　焼却対象ごみ

可燃物（一般可燃物、畳等）

(2)　リサイクル対象ごみ

リサイクルに努め、処分を行う量を可能な限り少なくする。

ア　不燃ごみ（金属くず→選別後、リサイクル）
イ　生ごみ（バイオマス資源化センターにて処理）
ウ　粗大ごみ（木材→破砕等業者委託処理後、合板又は製紙原料）
エ　コンクリートガラ（→業者委託により再生砕石、埋立用材）
オ　混合ガラ（木くず混じりのガラ→セメント原料）※業者等と協議が必要
カ　テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機（→リサイクル）
キ　パソコン（→メーカーリサイクル）

(3)　処理方法が異なるごみ

ア　フロンガス使用家電製品（→専門業者処理）
イ　その他ごみ（消火器等→専門業者処理）

２　対象処理量の把握(推計)

災害発生後、対象処理量を推計する。

３　仮置場への搬入

仮置場では、可燃・不燃・家電製品等に分別する。また、搬入される廃棄物のうち、不燃物については、可能な限り現場で区分し、金属類の回収を行う。

効率的に搬出できるよう可燃物（可能な範囲で、木くず、畳、一般ごみに区分）、不燃物に区分する。また、家電製品は、別途区分して仮置きする。

４　分別・破砕の実施

混合ごみ等について、仮置場において、可燃・不燃・家電製品等に分別する。また、粗大ごみ（机、タンス等）については、減容化のため、破砕処理を行う。現地で重機等による粗破砕処理が必要であり、量が多い時は、破砕機を設置する。

５　可燃物の処理

(1)　自己処分を原則として、清掃センターの稼働を確保する。

(2)　収集量に焼却量が追いつかないとき及び不燃、粗大ごみの選別破砕能力を超えたときは、場内に仮置きを考慮すると同時に可燃物は、県下の他市町や近隣府県の市町へ応援を求める。不燃物は、廃棄物処理業者による域外処理委託をする。

６　不燃物の処理

金属くず等リサイクル可能なものを極力回収したのち、借地し近隣の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場に埋め立ての要請を行い埋め立てる。

処分が不能な場合は、県下の他市町や近隣府県の市町もしくは民間事業者へ応援を求める。

７　家電類の扱い

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機については、家電リサイクル法に基づきリサイクルする。リサイクルが困難な状態のもの及び上記６品目以外のものについては、従来からの廃棄物処理（粗大ごみとしての破砕・分別処理等）を行うとともに、フロン類及び金属類の回収処理を行う。

リサイクル費用は、現在、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象になることから、災害発生時点で対象となるか確認を行う。

８　環境汚染が懸念される廃棄物の処理

アスベストなどの有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和４５年法律第１３７号)などの規定に従い、適正な処理を行う。

第９　応援の要請

市の体制のみでの対応が困難な場合は、大分県を通じて、広域処理の応援要請を行う。

第１０　仮設トイレの配置計画・管理計画

避難場所を設置し、水道が使用できない場合等は、市民対策部衛生班は仮設トイレを設置する。また、定期的に汲み取りを行う。応援が必要な場合は、大分県を通じて、広域処理の応援要請を行う。

１　仮設トイレの設置

(1)　上下水道及び浄化槽の被災状況により可能な限り早急に仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。

(2)　仮設トイレの設置基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

区　分	必要とする市民当たりの必要数
仮設トイレ設置箇所数	10 箇所 ／ 1,000 世帯
仮設トイレ設置台数	1 台 ／ 250 人

※　神戸市防災計画参考

(3)　仮設トイレの調達

市内レンタル会社や業界団体と早急に連絡をとり、仮設トイレの必要数を確保し、同時に次の手配も行う。

ア　トイレットペーパー

イ　清掃用品

ウ　屋外設置時の照明施設（資機材及び工事）

【連絡先】

団体名	住所	連絡先
稲尾リース	日田市若宮町４０１－１	２４－１８６４
ソフィックス	日田市大宮町１２３３－１	２３－８６９１

※上記表の業者を固定するものではなく、適宜対応可能業者の把握に努める。

(4)　仮設トイレの設置

ア　仮設トイレの設置と汲取り等管理を的確に連動させるため、仮設トイレを設置した者は、直ちに市民対策部衛生班に報告する。

イ　仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために公園等に設置する。

ウ　公園等屋外で照明施設が必要な場合は、九州電力送配電㈱日田配電事業所と調整の上、照明施設を設置する。

２　仮設トイレの管理

(1)　浄化槽清掃業者及び感染症対策業者に委託し、汲取り及び消毒を行う。

(2)　設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

３　処　理

(1)　処理場の被害状況に応じて、処理の方針を確定する。

(2)　他市への応援要請も考慮する。

第１１　市民への広報

仮置場付近の市民へは、十分に説明を行い、理解を求める。状況によっては、日田市自治会連合会を経由して防塵マスクの配布なども考慮する。

市民に対する広報は、渉外・広報班が実施し、車両及び広報紙、ＫＣＶに協力を求め、収集計画、ごみを出す際の注意事項を広報する。

状況により自治会長の協力を求めて、上記の広報を行う。また、ごみステーションへのビラ掲示も考慮する。

広報を行う項目は、概ね次の事項とする。

〇収集の曜日
〇収集する品目
〇ごみステーションの位置
〇注意事項（収集日以外は、ごみを出さないこと及び分別の徹底など）

第１２　一般廃棄物処理施設の復旧

一般廃棄物処理施設が被災した場合、復旧に当たっては、事故防止など安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。

第４節　保健衛生計画

≪目的≫　被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

≪方針≫　健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

≪目標≫　避難所や被災家庭での生活が長期になる場合は、巡回健康相談や巡回栄養相談を開始する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時　間					日							
健康相談等	避難対策部 救護・医療・救助班	□														□
精神保健医療対策		□														□

応急対策の流れ

事前対策
・避難対策部救護・医療・救助班は、保健救護活動を実施するためのマニュアルを作成する。

↓

災害の発生

↓

救急医療
→ 第3章第3節

→

被災者の健康状態の把握

↔

避難所の生活環境改善
→ 第5章第2節

↓

救護体制（救護所又は巡回救護）
避難対策部救護・医療・救助班

←

保健衛生対策の方針

→

避難所の生活環境改善
→ 第5章第2節

↓

精神保健医療体制

←

健康相談の実施
避難対策部救護・医療・救助班
県地区災害対策本部
西部振興局内

→

災害時要援護者への配慮
→ 第6章第2節

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①　渉外・広報班は、保健衛生対策の実施について市民に広報する
	避難対策部	①救護・医療・救助班は、被災者の救護活動の実施に関すること ②健康相談の実施に関すること ③避難所の環境改善の実施に関すること ④要配慮者への配慮に関すること ⑤被災者の健康状態の把握に関すること ⑥保健衛生対策の方針決定に関すること
	市民対策部	避難所等の衛生対策の実施に関すること
県地区対策本部 保健所班		①被災者の健康状態の把握に関すること ②保健衛生対策の方針決定に関すること

第１　健康相談等

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策は、避難対策部救護・医療・救助班及び県地区対策本部が連携をとりながら実施する。

１　巡回健康相談の実施

(1)　避難所や被災家庭での二次的な被害を被ることを避けるため、生活環境の整備や被災者のなかで、ケアの必要な人々を確実に把握するよう、保健師による相談及び家庭訪問を行う。

(2)　応急仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、日常生活への移行が進むよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

(3)　県地区対策本部保健所班､保健･医療･福祉等のサービスの提供について市に助言を行うとともに、各関係機関及び関係者との連携を図るためのコーディネートを行う。

(4)　巡回健康相談の実施に当たり、要配慮者をはじめ、医療やケアの必要な人に継続したサービスが提供できるよう、被災者のストレスなど心の問題を含めた相談体制の充実や健康増進支援に努める。

そのためにも、ボランティアや関係者との連携･コーディネートが重要となる。

２　巡回栄養相談の実施

(1)　県地区対策本部保健所班及び避難対策部救護・医療・救助班は相互に協力して、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(2)　県地区対策本部保健所班は、避難所生活が長期化する場合には、食事等について市に助言を行う。

(3)　避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には､巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(4)　巡回栄養相談の実施に当たり、要配慮者を始め、被災者の栄養状態の把握に努める。

第２　精神保健医療対策

災害直後の精神科医療の確保と災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確保する。

災害時の精神保健活動拠点は県地区対策本部（西部保健所）である。災害直後に既存の医療機関が対応できない場合は、必要に応じて県地区対策本部内に「精神科救護所」が設置される。避難対策部救護・医療・救助班及び避難者支援班は、これに協力する。

精神保健医療は、次の対策を実施する。

○精神科救護所の設置
○精神科夜間診療体制や精神科、救護班の巡回派遣の確保
○「こころのケア」体制の整備
○こころのケアに対する相談・普及啓発活動
○児童、生徒のこころのケア

第１１章　社会秩序の維持・物資の安定供給

第１節　社会秩序の維持計画

≪目的≫　災害により被災者が精神的に不安定となっている状況のなかで、流言飛語や社会混乱を防ぎ、社会秩序を維持する。

≪方針≫　被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

≪目標≫　発災後速やかに、生活の基礎となる物資や食料品等を配分することにより、被災者の不安を和らげる。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時間					日							
社会秩序維持のための対策	渉外・広報班 物資対策部総務調整班 物資調達班	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	総括部	渉外・広報班は、災害に関する正確な情報を市民に伝達する。
	消防対策部	防火・防犯パトロールを実施する。
	各　部	市民の不安を和らげるよう、迅速な応急対策を実施する。
警察署		流言飛語等の取締り及び防犯パトロールを実施する。
市民、事業所 自主防犯組織		①災害に関する正確な情報を入手する。 ②自主防犯組織は、地域において防犯パトロールを実施する。

１　災害警備

(1)　消防対策部は、日田警察署と協議し、防火パトロールに併せて防犯パトロールを実施する。

２　社会秩序維持のための対策

(1)　市災害対策本部による広報内容、手続き

渉外・広報班は、市民の生活維持、生活再建、復旧復興に関することなどを市民に広報する。

(2)　供給物資の迅速・均等な配分の実施

物資対策部総務調整班は、生活の基礎となる物資や食料品等を迅速かつ均等に配分し、被災者の不安を和らげるよう配慮する。

その他の部においても、迅速かつ的確に応急対策を実施し、被災者を援護することで、社会秩序維持に万全を期する。

(3)　正確な情報の入手

市民及び事業所は、災害対策本部等公的機関又はマスコミの情報を入手し、流言飛語に惑わされることがないよう留意する。

３　自主防犯組織

自主防犯組織は、自ら防犯パトロールをし、地域の安全を維持する。

第２節　物価の安定・物資の安定供給計画

≪目的≫　被災地内で物資を安定供給して生活の維持を図る。

≪方針≫　生活必需品等の物価が高騰、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

≪目標≫　発災後１日以内に物価の安定・物資の安定供給計画を策定する。

≪担当≫　物資対策部総務調整班

応急対策対応時期

業務名	担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
				時間					日							
物価の安定・物資の安定供給計画	物資対策部総務調整班	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	電話対応班は、市民からの苦情等の情報を収集する。
		渉外・広報班は、物資供給に係る正確な情報を市民に伝達する。
	市民対策部	生活相談班は、市民からの苦情等の情報を収集する。
	物資対策部	①商業施設等の被害状況、営業状況の調査の実施に関すること。 ②商業者に対する営業再開の要請等に関すること。 ③商業者の営業再開を支援するための本部内の連絡調整に関すること。 ④商業者に対する物価安定に関する要請等に関すること。
商業者等		①店舗等の早期の営業再開 ②物価安定のための営業努力
物価調査モニター		価格状況のモニターの実施（大分県に要請）
市　民		①物価供給に関する正確な情報を入手する。 ②災害発生後の買い占めなどがないよう、事前の備蓄を行う。

１　量販店等の営業状況調査等の実施

物資対策部総務調整班は、県、ボランティア等の協力を受けて、市内の量販店、商店街等の被害状況及び営業状況を調査し、商業施設の営業状況等の広報、営業再開支援のための本部内の連絡調整等の対策を講じる。

２　営業努力の要請

物資対策部総務調整班は、市内の量販店、商店街、生活協同組合コープ、日田市商工会議所等に対して、早期の営業再開、適正な物資等の供給等を要請する。

３　物価の監視

(1)　物価監視・苦情窓口

物資対策部総務調整班は、統括部電話対応班及び市民対策部生活相談班に寄せられる電話、物価調査モニター等の協力等による通報により、物価の実態に関する情報収集に努める。

(2)　県への要請

物資対策部総務調整班は、県に対して、関係業者に対する適正な物資等の供給、流通や、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

第１２章　施設・設備及びライフラインの応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、通信施設等及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

第１節　施設、設備の応急復旧活動計画

応急対策活動を実施する上で必要となってくる施設等の被災状況を調査し、早急に復旧するための基本方針を定める。

役割分担		
実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①市及び他の関係機関が所管する市内の施設・設備の被害状況の把握 ②管理班は、市庁舎等防災拠点を最優先に応急復旧する。
	各　部	①各部所管施設、設備の被害状況の把握 ②各部所管施設、設備の応急復旧措置に関すること
建設業協会等		施設、設備の応急復旧の協力に関すること
防災関係機関		各機関所管施設、設備の応急復旧に関すること

第１　基本方針

１　施設、設備の応急復旧活動の基本方針

(1)　市の管理する施設、設備等の管理者は、公共施設の緊急点検を実施する体制を確保する。

(2)　災害発生後、建物の倒壊、土砂崩れ等二次災害の防止対策を実施する。

(3)　被害の状況に応じて応急復旧にとりかかる体制を確保する。

２　関係機関の管理する施設、設備の応急復旧活動の基本方針

(1)　市災害対策本部、避難所、病院等の業務・生活が早期に可能となるように、ライフラインの応急復旧を実施する。

(2)　鉄道、道路、橋梁等市内の交通関係施設の被害状況の調査と、都市機能の回復に向けての早期復旧を実施する。

第２節　ライフライン応急復旧活動計画

≪目的≫　市民が健全な生活を維持していくために、ライフラインの早期復旧を図る。
≪方針≫　災害発生後ライフラインの被害を早急に調査し、迅速に復旧活動に取り組む。
≪目標≫　発災直後よりライフラインの被災状況を調査し、応急対策を開始する。
≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
ライフライン応急復旧の調整	ライフライン復旧の調整	統括部 建設対策部	□														□
	ライフライン復旧拠点の選定	統括部統括班 建設対策部	□														□
水道施設の復旧計画	発災直後の情報の収集	上下水道対策部	□														□
	広　報	統括部 上下水道対策部	□														□
	応援要請	上下水道対策部	□														□
	応急復旧に基本方針	上下水道対策部	□														□
	応急復旧用資機材の備蓄・調達	上下水道対策部	□														□
下水道施設の復旧計画	初動体制	上下水道対策部	□														□
	応急対策	上下水道対策部	□														□
	関連機関への応援要請	上下水道対策部	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	統括部	①ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の収集に関すること ②ライフラインの被害状況の把握と復旧情報の広報に関すること ③ライフライン事業者との復旧方針の調整に関すること ④ライフライン復旧拠点の選定に関すること
	建設対策部	道路の応急復旧に関すること
	上下水道対策部	①上水道施設の応急復旧に関すること ②公共下水道の応急復旧に関すること ③下水処理場の応急復旧に関すること
ＬＰガス協会		ガス施設の応急復旧に関すること
九州電力		電力施設の応急復旧に関すること
ＮＴＴ西日本		公衆電気通信設備の応急復旧に関すること

第１　ライフライン応急復旧の調整

１　ライフライン情報の収集・提供

(1)　ライフライン被害情報の収集のための体制の確保

各ライフライン関係機関は、「第１章第１節 災害情報の収集・連絡計画」により、市災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策の実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を連絡する。統括部情報整理班は、収集した情報を整理し、広報及び調整会議等の資料とする。

(2)　市民へのライフライン情報の提供のための広報の実施

渉外・広報班は、情報整理班が整理した資料に基づき、市民に広報紙等によりライフライン情報を提供する。

(3)　報道機関へのライフライン情報の提供

渉外・広報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、ライフライン情報を提供し、報道することを要請する。

２　ライフライン復旧の調整

(1)　ライフラインの総合的復旧のための調整会議の開催

「第２章第３節第１防災関係機関との連携」に基づき、建設対策部土木班は、必要に応じてライフライン連絡調整会議を招集する。

(2)　ライフライン復旧調整会議での協議事項

ア　被害状況等の報告
イ　工事のスケジュール調整
ウ　資機材置き場、駐車場等復旧拠点確保の調整
エ　その他必要な事項

３　ライフライン復旧拠点の選定

(1)　復旧基地適地の事前調査の実施とオープンスペースの確保
(2)　ライフライン復旧拠点の選定
(3)　ライフライン復旧拠点運用のための調整事項の整理

第２　水道施設の復旧計画

１　初動体制

上下水道対策部における初動体制によるが、災害発生後は応急給水を優先する。

２　災害発生直後の情報の収集

発災直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。

(1)　災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。
(2)　各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

３　広　報

(1)　応急復旧を実施するに当たり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。
(2)　災害時には、時間的な余裕がなく市民への情報伝達効率も低下するため、マスコミに協力を依頼し、テレビ、ラジオによる情報提供を行う。

４　応援要請

独自で応急給水が不可能な場合は、県に必要な応援要請を行う。民間事業者の給水が必要な場合は、日田市水道災害応援協定に基づき、日田市管工事業協同組合へ応援要請をする。

５　応急復旧の基本方針

(1)　取水・導水施設の復旧活動

取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧は最優先で行う。

(2)　浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3)　管路の復旧計画

ア　復旧計画

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、予め定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

イ　給水装置の復旧活動

公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。本市水道の貯水池、配水池、送配水管の破損、停電その他の事故による断水等の事故発生に際し、迅速な復旧によって被害の拡大を防止し、配水の円滑を図るため、復旧班の編成連絡等の事項を定める。

6　応急復旧の目標

地震災害では、応急復旧に３～６週間を要しているため、風水害においては３週間で完了することを目標として対策を講ずる。

7　応急復旧用資機材の備蓄・調達

(1)　応急復旧用資機材

災害時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。応急復旧用資機材設置場所は、上下水道対策部が管理する資材倉庫とする。

(2)　応急復旧用資機材の調達

被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーと備蓄協定を結び調達が容易となるようにする。

第３　下水道施設の復旧計画

1　初動体制

(1)　上下水道対策部の設置

災害発生後は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、上下水道対策部を設置する。

(2)　動員体制

ア　非常配備体制の確立

災害時には、各班において次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。

(ｱ)　市民への対応
(ｲ)　被害状況の把握
(ｳ)　その他関連機関との情報交換等

イ　勤務時間外動員体制

勤務時間外に災害が発生した場合、上下水道対策部では、あらかじめ数人の職員を指定しておき、これらの職員を中心として初動体制を確立する。さらに、被害状況に応じ、定められた災害時集合場所に参集し、応急対策に従事する。また、浄化センターでは、業務委託にて、夜勤職員が配置されているため、の職員を中心に緊急措置を行い、職員の体制が整うまでの間、対応する。

(3)　情報収集

ア　下水道施設の情報収集

災害発生後、迅速かつ効果的に被害状況の情報を収集するためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。

(ｱ)　処理場施設の被害状況
(ｲ)　管渠施設の被害状況
(ｳ)　排水設備の被害状況

イ　関連施設からの情報収集

災害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。

(ｱ)　電　力
(ｲ)　道路被害状況及び交通情報
(ｳ)　電気通信障害に関する情報
(ｴ)　水道施設の被害状況
(ｵ)　ガス施設の被害状況
(ｶ)　河川施設の被害状況
(ｷ)　関連業者の稼働状況

(4)　伝達体制

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

2　応急対策

(1)　災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時必要とされる復旧資機材は分割･保管し、災害発生後直ちに使用可能な状況であるようにしておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の市町、業者等から調達する。

(2)　下水道施設被害調査

処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から調査を行い、市職員で対応できないと判断される場合は、他の市町職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。

(3)　応急復旧の基本方針

下水道は、市民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。また、復旧に当たっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4)　応急復旧方法

ア　処理場・ポンプ場

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理能力が回復するよう復旧を行う。

イ　管渠

流水能力の確保、道路の陥没や雨水による浸水など二次災害発生の防止が最優先であり、危険箇所の早期把握と緊急度の評価を行い、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

ウ　排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、修理の対応可能な施工業者を紹介する。

3　関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、本市の体制では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、大分県、他の市町、関連機関、大分県建設業協会日田支部及び日田市指定配水設備工事店等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

第４　ガス施設の復旧計画【ＬＰガス】

名　称	所在地	連絡先
日田エルピーガス協同組合	日田市南友田９６３－１	２３－６１５５

１　応急対策

災害が発生した場合、「災害協定」に基づき組合内で体制を整え、市災害対策本部と連携し、災害応急対策を実施する。

(1)　体制の整備

風水害による災害の発生あるいは災害の発生が予想される場合は、組合内で災害対応が図れるよう体制を整える。

(2)　応急対策要員の確保

災害時は、市災害対策本部からの「災害協定」に基づき、応援の要請があった場合に、必要要員を呼出す。また、休日・夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で日田市内での被害状況等を確認できる場合は、自動的に参集するよう定める。必要に応じて、協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立し、参集をする。

(3)　情報の収集伝達

風水害時は気象情報の収集に努め、市災害対策本部から発信される情報をＨＰ等から自ら収集し、組合内で情報の共有を図る。

(4)　復旧資機材の確保

普段から必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

(5)　災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限にくい止めるため、市災害対策本部に情報提供するとともに、必要に応じてお客様に対し、テレビ・ラジオ等の情報機関及び工作車に装備したスピーカー等により、ガス施設の災害及び安全装置に関する各種の情報を広報する。

(6)　危険防止対策

ＬＰガスが生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りＬＰガス供給を継続する必要がある。このために、被災箇所の緊急修繕に努めるが、ＬＰガスにより二次災害のおそれがある場合には、適切な危険防止措置を自ら講ずる。この場合も、被害のない地域についてはＬＰガスの供給を継続する。

２　復旧対策

(1)　復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命に関わる箇所及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

(2)　復旧要員の確保

協力会社による全社的な動員体制の他に、日田エルピーガス協同組合単独で復旧を図ることが困難である場合には、大分県ＬＰガス協会に所属する会員に協力を得る。

(3)　他機関との協力体制

復旧を促進するため、地域防災機関、防災機関、道路管理者、交通管理者、地域団体と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

第５　電力施設の復旧計画【九州電力送配電（株）日田配電事業所】

九州電力送配電（株）日田配電事業所は、災害により機能が停止した電力の早期復旧のため、次のとおり応急対策を実施することとする。

１　災害発生直後の対応

(1)　応急対策人員の確保

ア　協力会社等も含め、応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握することとする。

イ　非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領について、あらかじめ定めておくものとする。

ウ　社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

(2)　非常災害時の体制

ア　非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

イ　事業所の名称及び所在

名　称	所在地	連絡先
九州電力送配電（株） 日田配電事業所	日田市玉川町５８６番地１	０９７３－２２－８６０４

(3)　被害状況の把握

ア　各電力施設の被害状況の把握と復旧対策については、迅速に当たるものとする

イ　電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる状況を把握することとする。

(4)　応急復旧用資機材の整備、確保

ア　保有資機材を確認し、在庫量を把握する。

イ　応急復旧用資機材を緊急に手配する。

ウ　道路情報を市災害対策本部等から入手のうえ､応急復旧用資機材の運搬方法､ルート等を検討し、輸送手段を確保する。

エ　緊急用資機材の現地調達及び使用に関する市との連携を確保する。

オ　災害時において、復旧用資機材置場として用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、市に要請して確保を図ることとする。

２　復旧作業過程

(1)　復旧順位に基づく復旧箇所の決定

ア　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては､原則として避難所､医療機関､官公庁等の公共機関､報道機関等を優先することとする。

イ　復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施することとする。

(2)　復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア　電力設備の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達することとする。

イ　復旧の見通し、感電や火災等公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、市の広報紙及びＴＶまた、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報宣伝活動を行うこととする。

３　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、九州電力が必要と認めた場合、又は、県、市、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じることとする。

第６　電気通信施設の復旧計画【ＮＴＴ西日本株式会社大分支店】

災害時における電気通信設備の維持並びに被害を迅速かつ的確に復旧を行い、通信の確保を図るための災害応急対策に関する計画は、ＮＴＴ西日本株式会社災害対策規定の定めるところに従い対処するものとする。

１　担当機関

日田市地域における電気通信設備の災害予防、準備警戒、情報伝達、復旧活動等の応急対策については、ＮＴＴ西日本株式会社大分支店が担当する。

２　電気通信施設の所在地、名称

名　称	所在地	連絡先
ＮＴＴ西日本株式会社 大分支店	大分市長浜町３－１５－７	０１２０－４４４－１１３

３　災害時の活動体制

災害時により、電気通信施設が被災発生した場合、又は被災するおそれがある場合は、ＮＴＴ西日本㈱内で定められている応急対策及び復旧活動を迅速に実施すし、市災害対策本部と連携を図る。

４　電気通信サービスの確保

災害により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合、又は被災するおそれのある場合は、ＮＴＴ西日本㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する

５　応急復旧

(1)　通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、１１０番、１１９番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2)　設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3)　通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア　自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
イ　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
ウ　電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
エ　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
オ　非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
カ　臨時・特設公衆電話の設置
キ　停電時における公衆電話の無料化

(4)　通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
イ　非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。
ウ　臨時の営業窓口を開設する。
エ　被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
オ　一般利用客に対する広報活動を実施する。
カ　ＮＴＴ西日本大分支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

キ　「災害用伝言ダイヤル」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステムを確立する。

(ｱ)　提供の開始

・災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のため通話等が増加し被災地への通話がつながりにくい状況（輻輳）になっている場合開始する。

・被災地の方は、本人、家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取して安否等を確認する。

(ｲ)　伝言の条件等

伝言時間 ……　１伝言あたり３０秒間録音
伝言保存期間 ……　２日間
伝言蓄積数 ……　１電話番号あたりの伝言数は 1～10 伝言で、提供時知らせる

(ｳ)　伝言通知容量

・約８００万伝言

(ｴ)　提供時の通知方法

・テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。

・電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内を流す。

・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

・防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

(5)　復旧順位

災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じて表―１の復旧順位を参考として、適切な措置により回線の復旧を図る。

【電気通信サービスの復旧順位】

順　位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給の確保に直接関係がある機関
第２順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位及び第２順位に該当しないもの。

第７　ケーブルテレビ施設の復旧計画　【ＫＣＶ】

１　初動体制

(1)　体制の整備

ケーブルテレビ施設の被災後または甚大な被害の恐れがある場合は、迅速かつ効果的な応急対策を実施するために、要員を確保する。

(2)　情報収集

ア　ケーブルテレビ施設の情報収集

災害発生後、迅速かつ効果的に被害情報を収集するためには、ケーブルテレビ施設の資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。

(ｱ)　センター施設の被害状況
(ｲ)　主要拠点施設等（２次拠点施設等）の被害状況
(ｳ)　伝送路等の被害状況
(ｴ)　宅内機器の被害状況

イ　関連施設からの情報収集

被害の状況において、他のライフライン、構造物の状況、道路等の状況がケーブルテレビ施設の状況を把握するのに有効な手段となることがある。したがって、以下に示す項目を災害の状況に併せて情報収集する。

(ｱ)　道路被害状況及び交通情報
(ｲ)　電力
(ｳ)　電気通信障害に関する情報
(ｴ)　河川施設の被害状況
(ｵ)　水道施設の被害状況
(ｶ)　公共建築物の被害状況

(3)　伝達体制

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を災害対策本部に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確かつ迅速に提供する。

２　応急対策

(1)　災害復旧資機材の確保

普段から必要な資機材について必要数量を確保しておく。しかし、災害復旧時に資機材等が不足した場合は、他の業者等から調達を含めて迅速な確保を図る。

(2)　ケーブルテレビ施設被害調査

センター施設、主要施設及び幹線の伝送路等重要性の高い施設から調査を行い、職員（保守業者を含む）で対応できないと判断される場合は施工業者等の支援を求め、緊急に施設調査を行う。また、加入者からの宅内機器の被害や放送の停波に対する問い合わせを受ける窓口を設置する。

(3)　応急復旧の基本方針

ケーブルテレビは、市民生活にとって重要なライフラインとなっている。そのため災害ともなれば迅速な復旧作業が求められており、応急復旧については、緊急性・重要性の高いものから復旧にかかる。また、復旧にあたっては、二次災害が発生しないよう十分に注意を払う。

(4)　応急復旧方法

ア　センター施設及び主要拠点施設

放送が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に放送が回復するよう復旧に努める。

イ　伝送路施設

被災箇所の早期把握と緊急度の把握を行い、施工業者の手配と割り振り等を行い、現場作業を行う。

ウ　宅内機器

加入者からの問い合わせや住宅の被災状況から宅内機器の障害状況の把握を行い、交換機器の手配を行う。

３　関連機関への応援要請

災害が発生した場合において、単独の体制では万全な応急対応策が不可能と判断されるときは、日本ケーブルテレビ連盟等への応援要請を行い、復旧に際しての機材・人員の協力を得る。

第１３章　二次災害の防止活動

第１節　土砂災害対策計画

≪目的≫　災害発生後の降雨等による土砂災害、建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。

≪方針≫　降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

≪目標≫　災害発生直後より、点検調査及び応急工事等を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
二次災害防止のための応急復旧対策	点検調査及び応急工事等の実施	建設対策部 農林対策部	□														□
	市民への広報	渉外・広報班	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	本部長	高齢者等避難・避難指示の発令
	統括部	①高齢者等避難・避難指示の関係機関への伝達に関すること ②高齢者等避難・避難指示の市民への伝達に関すること
	建設対策部	①土砂災害等危険箇所の巡視・調査に関すること ②土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること
	農林対策部	①林地崩壊による土砂災害等発生危険箇所の巡視・調査に関すること ②林地崩壊による土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること
	消防対策部	①土砂災害等危険箇所の巡視に関すること ②高齢者等避難・避難指示の市民への伝達に関すること
日田土木事務所		①土砂災害等危険箇所の調査に関すること ②土砂災害等危険箇所の応急復旧に関すること
消防団・自主防災組織		高齢者等避難・避難指示の市民への伝達に関すること
建設業者等		土砂災害等危険箇所の調査及び応急復旧の協力

第１　発生後の対策の基本方針

災害により、河川堤防の決壊で浸水被害が発生したり、土砂災害により施設等が被害を受けることがある。このため、建設対策部及び消防対策部は、災害の予兆及び発生後直後に、国土交通省筑後川河川事務所、国道大分河川国道事務所日田維持出張所及び県日田土木事務所と連絡をとりながら、専門技術者等を活用して施設の巡視を行う。危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、水防計画に基づき、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。また、建設対策部、農林対策部は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じる。

第２　土砂災害対策等の基本方針

建設対策部及び農林対策部、消防対策部は、災害発生直後に国土交通省筑後川河川事務所、国道大分河川国道事務所日田維持出張所、県地区対策本部（西部振興局内）、県日田土木事務所と連絡をとりながら、降雨等による二次的な土砂災害等の危険箇所の点検を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図り、ブルーシートによる崩壊面の被覆、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第３　二次災害防止のための応急復旧対策の実施

１　点検調査及び応急工事等の実施

(1)　危険箇所の点検は、危険が想定される個所の事前想定を基に調査ルートを想定し、優先順位を決めて対応する。

(2)　危険箇所点検要員は、市及び各機関の職員を確保するとともに、専門技術者等への事前委託、ボランティア募集等を実施し対応する。

(3)　二次災害のおそれがある場合、「第６章第１節避難誘導計画」に基づき、迅速に適切な避難対策を実施する。

(4)　二次災害が防止するため、次のような応急工事等を検討、実施する。

ア　仮排水路の設置
イ　不安定土砂の除去
ウ　ブルーシート貼り
エ　土のう積み
オ　仮設防護柵の設置

２　市民への広報

二次災害に関する情報は、「第５章第１節被災者への情報伝達活動計画」に基づき、次の事項を市民に伝達する。

(1)　二次災害の発生が予想される箇所
(2)　避難場所
(3)　避難時の注意事項、携行品等

第４　警戒体制

１　量水標等の監視

(1)　監視員の配備

量水標の監視には、消防団が当たる。

(2)　量水標等の設置箇所

「資料水防－１０」に示す。

２　土砂災害に関する監視

(1)　土石流の予想される箇所への監視

国土交通省九州地方整備局及び建設対策班は、土石流の予想される箇所に監視できる体制を整える。

(2)　降雨に対する監視

市内の雨量計設置箇所を「資料水防－１１」に示す。

(3)　土砂災害警戒区域

市内の土砂災害警戒区域を「資料予防－８」に示す。

第２節　農林業施設等災害対策計画

≪目的≫　災害発生により被災した農業生産基盤施設、農業用施設、家畜のへい死、飼養施設及び林道・治山施設の被災状況を速やかに把握し、その応急対策を実施するものとする。

≪方針≫　市、県、農林業関係団体等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生後は、関係機関と連携し迅速な応急対応を図る。

≪目標≫　災害発生直後より、点検調査及び応急対応工事を実施する。

≪担当≫　「応急対策の実施時期」表・「担当班」のとおり

応急対策対応時期

業務名		担当班	開始チェック	★	1	2	3	6	12	1	2	3	7	10	14	30	終了チェック
					時　間					日							
農林業施設等災害対策	農業用施設、農地、農道、林道等の被害情報の	農林対策部農地対策班 林地対策班	□														□
	農業用施設、農地、農道、林道等の被害の応急	農林対策部農地対策班 林地対策班	□														□
	農業用施設、農地、農道、林道等の被害の復旧	農林対策部農地対策班 林地対策班	□														□

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	農林対策部	①農作物及び農業用施設の被害状況の把握と応急復旧に関すること ②家畜及び家畜飼養施設の被害状況の把握と応急復旧に関すること ③農道及び林道施設の被害状況の把握と応急復旧に関すること ④治山施設の被害状況の把握と応急復旧に関すること
土地改良区		被害状況の把握に関すること
大分県農業協同組合 西部営農経済センター		被害状況の把握に関すること
大分大山町農業協同組合		被害状況の把握に関すること
大分県酪農業協同組合 日田支所		被害状況の把握に関すること
日田市森林組合		被害状況の把握に関すること
日田郡森林組合		被害状況の把握に関すること

1　農業生産基盤施設（頭首工、排水機場、用排水路、農地等）

(1)　被害状況の把握

農林対策部農地対策班は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、排水機場、用排水路、ため池等の農業用施設の被害状況を把握する。

(2)　応急対策

農林対策部農地対策班、県、各土地改良区等は、農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあるときは、農業生産基盤施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施するものとする。

ア　施設被害拡大防止のための応急措置

イ　増水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合、排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

ウ　農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

エ　農地等の地すべり、ため池堤体の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え又は与えるおそれがある場合は、日田警察署、消防機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

オ　農林対策部農地対策班は、保管物品等の管理上に支障がある場合においては、適宜関係団体 に管理者設置を要請するとともに、必要に応じて農家に周知徹底するための広報活動を実施する。

(3)　復旧計画

農林対策部農地対策班は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭

和２５年法律第１６９号）に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

2　農作物及び農業用施設

(1)　被害状況の把握

農林対策部農地対策班は、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分大山町農業協同組合と相互に連携し、農業用施設の被害状況（農作物の被害を含む。）を把握し、被害状況の把握に努めるものとする。

(2)　応急対策

ア　農林対策部農地対策班は、農業用施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分大山町農業協同組合及び農家に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

(ｱ)　農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
(ｲ)　農業用燃料の漏出防止措置
(ｳ)　浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の流出防止措置
(ｴ)　農舎、農業施設等の火災防止措置

イ　農林対策部農地対策班は、県関係機関及大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分大山町農業協同組合等と相互に連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者を指導するものとする。

(ｱ)　農作物の病害虫発生予防のための措置
(ｲ)　病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
(ｳ)　応急対策用農業用資機材の円滑な供給
(ｴ)　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
(ｵ)　種苗の供給体制の確保
(ｶ)　消雪促進のための措置

ウ　農林対策部農地対策班は、被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係機関に協力を要請する。

(3)　復旧計画

農林対策部農地対策班は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に規定する農地及び農業用施設に係る復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、農地及び農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

3　家畜及び家畜飼養施設

(1)　被害状況の把握

農林対策部農地対策班は、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分大山町農業協同組合等と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握する。

(2)　応急対策

ア　農林対策部農地対策班は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分大山町農業協同組合及び農家に対し、

次の指導又は指示を行うものとする。

(ｱ)　畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
(ｲ)　家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民等への危険防止措置

イ　農林対策部農地対策班は、災害時に発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地の家畜及び畜舎等に対して、県、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分県酪農業協同組合日田支所等の協力を得て、防疫係、診療係、消毒係を組織し、次により必要な措置を実施する。

(ｱ)　死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者が法令に基づき死体を焼却又は埋却するものとする。

(ｲ)　被災地の家畜に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病が発生するおそれがあると認められるときは、防疫係を被災地に派遣し、必要な防疫措置を実施するものとする。

(ｳ)　被災地の畜舎等に対する措置

被災地において、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、防疫係及び消毒係を現地に派遣し、必要な消毒措置を実施するものとする。

(ｴ)　家畜に対する診療

災害により家畜の診療を正常に受けられないときは、診療係を被災地に派遣し、災害による疾病の診療に当たるものとする。

(ｵ)　飼料の確保

災害により、飼料の確保が困難となったときは、飼料放出要請を県に対して行い、大分県農業協同組合西部営農経済センター、大分県酪農業協同組合日田支所等を通じて必要量の確保及び供給を行うものとする。

(3)　復旧計画

農林対策部農地対策班は、被災した畜産農家が必要となる復旧資金の確保、復旧計画の樹立及び実施等のため、関係機関と連携して、あっせん、指導を行い、必要に応じて資金の融資に伴う利子助成の措置を講じ、早期回復に努めるものとする。

4　農道及び林道施設

(1)　被害状況の把握

農林対策部農地対策班、林地対策班は、市で管理する農道及び林道のほかに土地改良区等の農道管理者と相互に連携し、それぞれの農道及び林道の被害状況、障害物等を調査し、被害状況の把握に努めるものとする。

(2)　応急対策

ア　農道及び林道の管理者は、災害により被災した農道及び林道を速やかに復旧する。また、崩落、倒壊等による道路上の障害物については、建設対策部及び大分県建設業協会日田支部等の協力を得て除去する。

特に、集落との連絡農道・林道については、優先して行い、その交通確保に努める。

イ　農道及び林道の管理者は、通行が危険な農道及び林道について、県、市、日田警察署等関係機関に通報するとともに、通行禁止等必要な措置を講ずる。

(3)　復旧計画

ア　農林対策部農地対策班、林地対策班は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ　農林対策部農地対策班、林地対策班は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に　関する法律に規定する災害復旧事業計画概要書を、県関係機関の支援を得て作成し、早期復旧に　努めるものとする。なお、被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、　所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

5　治山施設

(1)　被害状況の把握

農林対策部林地対策班は、県とともに日田市森林組合、日田郡森林組合等の協力のもと、治山施設の被害状況を把握する。

(2)　応急対策

農林対策部林地対策班は、県とともに治山施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずるものとする。

ア　山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、日田警察署、関係機関等の協力を得て、立入禁止、避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

イ　地すべり又は亀裂が発生した場合は、シートで覆う等その拡大防止のための措置

ウ　倒木被害（人家、住家）が発生した場合は、住民等の協力を得て速やかな除去

(3)　復旧計画

ア　農林対策部林地対策班は、応急対策実施後も被災地の巡回パトロールを実施し、現地情報を的確に把握するとともに、必要に応じて関係者に対し、危険防止等の助言を行う。

イ　農林対策部林地対策班は、県とともに関連法令等に定める復旧に関する資料等を作成し、早期復旧に努めるものとする。なお、治山施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続を執り、災害査定前に復旧工事に着手することができる。

第１４章　応急教育対策活動

≪目的≫　災害の予防、応急対策、復旧を通じて教育効果の達成を図る。

≪方針≫　園児及び小中学校児童生徒の教育を中断することなく教育目的を達成する。

※各施設の個別応急対応処置については、個別マニュアルの作成により実施する。

※高等学校の具体的対策については、大分県の防災計画による。

応急対策の流れ

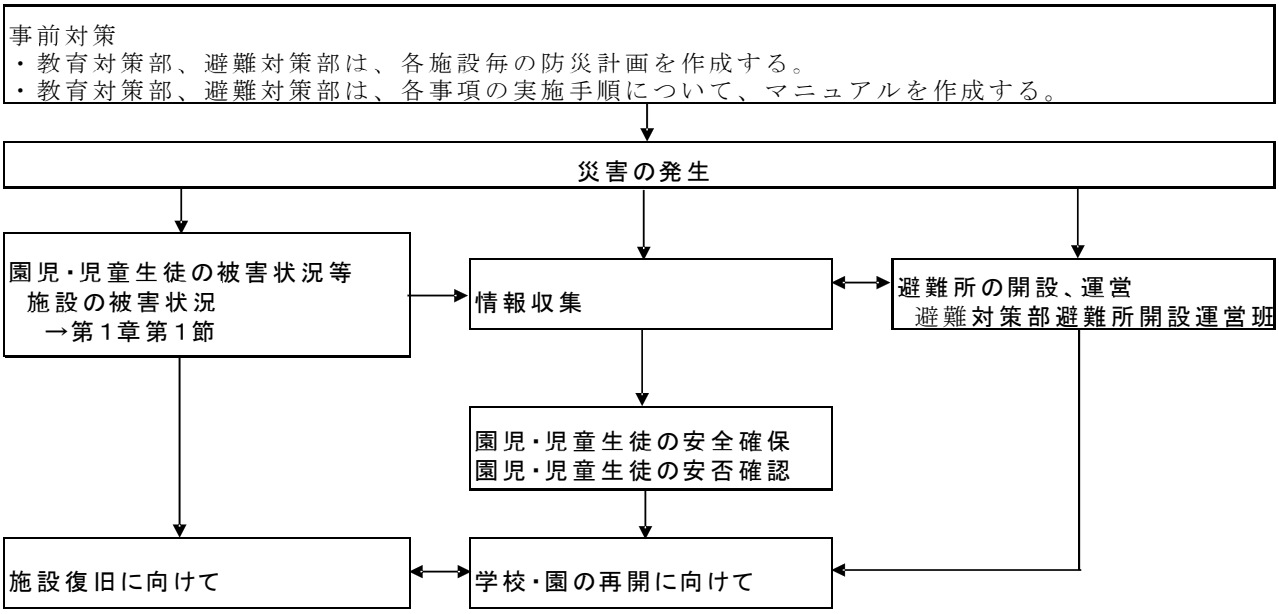

役割分担

実施担当		実施内容
市災害対策本部	教育対策部	①避難所開設に関すること ②避難所での応援に関すること ③児童生徒及び教育施設の被害状況の調査に関すること ④児童生徒の安全確保に関すること ⑤教育施設の応急復旧対策に関すること ⑥応急教育の実施に関すること ⑦教材、学用品等の調達及び給付に関すること ⑧就学奨励費の給付等、児童生徒の教育援護に関すること ⑨給食等の措置に関すること ⑩教育施設の被害状況の調査に関すること ⑪県教育委員会等関係機関との連絡・調整に関すること ⑫その他応急教育対策に関すること ⑬文化財及び歴史資料の被害調査及び応急手当に関すること
	避難対策部	①園児及び教育施設の被害状況の調査に関すること ②園児の安全確保に関すること ③教育施設の応急復旧対策に関すること ④応急教育の実施に関すること ⑤就学奨励費の給付等、児童生徒の教育援護に関すること ⑥給食等の措置に関すること ⑦教育施設の被害状況の調査に関すること

第１　教育対策計画

１　教育施設及び園児・児童生徒の被害状況の調査

応急復旧計画の策定のため、次の項目について被害状況を速やかに調査し、災害対策本部に連絡報告する。

(1)　児童生徒のり災状況
(2)　園児のり災状況
(3)　教育関係職員のり災状況
(4)　学校施設の被害状況
(5)　園施設の被害状況
(6)　その他の教育施設の被害状況
(7)　応急措置を必要と認める事項

２　教育施設の応急復旧対策

(1)　軽易な校舎・園舎の被害については、速やかに応急修理を行い、教室に不足が生じたときは、特別教室を転用する等の措置をとり、通学・通園の危険のなくなったときは、直ちに授業・保育を開始できる体制をつくる。
(2)　被害が甚だしく、応急修理では教室等の使用ができないときは、一時学校園を閉鎖し、復旧が終わるまで管理者を置く。
(3)　運動場の被害は、とりあえず危険のない程度に応急修理し、校舎・園舎の復旧完了を待って復旧する。
(4)　破損、冠水等によって使用不能となった園児・児童生徒用机、椅子の補充には万全を期し、授業の支障のないようにする。
(5)　避難所の設置等で、体育館・ホールを中心として使用することとするが、校舎・園舎の被害の程度を考え、関係機関とよく協議のうえ、措置する。

(6)　学校園以外の教育施設については、速やかに平常業務を行い得るよう応急措置をとる。

3　応急教育の実施場所

(1)　校舎の著しい被害、避難者の収容、通学路の遮断等により、通常の授業ができないときは、近隣の学校園又は、その他の教育施設を使用して授業を実施する。

(2)　教育委員会は事態に即応して、授業の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

(3)　避難対策部（こども未来課）は、保育の場所、連絡方法、実施方法等について適切な措置をとる。

4　応急教育の実施方法

応急教育の実施に当っては、園児・児童生徒の状況、園、学校の保育・教育機能の回復状況、ライフラインの復旧状況等にあわせて園での預かり方、登校・下校時刻、授業時数、授業時間、休憩時間等を決定する。

また、その後の状況変化に応じ、段階的に改定していく。

5　教材、学用品等の調達及び給付の方法

(1)　学用品の給付の対象

災害救助法による学用品の給付は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）及び中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2)　学用品の給付の範囲

被害の程度及び実情に照し、次の品目の範囲内で現物をもって行う。

ア　教科書（教材を含む。）

イ　文房具

ウ　通学用品

(3)　学用品給付のための経費

ア　教科書費

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年、法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、市教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給付するための実費

イ　文房具及び通学用品費

(ｱ)　小学校児童１人当たり４，４００円以内

(ｲ)　中学校生徒１人当たり４，７００円以内

(ｳ)　高等学校等生徒１人当たり５，１００円以内

(ｴ)　学用品給付の実施期間

学用品の給付を実施する期間は、災害の発生の日から教科書については１カ月以内、その他の学用品については１５日以内とする。

(4)　その他特別の事態が生じたときは、関係者は協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

6　就学奨励費の給付、その他必要な補助

被災により、就園学することが著しく困難になった園児・児童生徒が相当数に達し、就学奨励費（通学用品費、給食費等）の給付、授業料等の免除及びその他の補助を行う必要性が認められる場合は、関係機関と協議のうえ措置をする。この場合においては、学校園長の申請に基づき措置する。

7　給食の措置

(1)　次の場合には、園児・児童生徒に対する給食を一時中止する。

ア　災害の程度が甚大で、学校給食施設が災害救助のため使用されている場合

イ　給食施設が被災し、給食が不可能な場合

ウ　伝染病、その他の危険の発生が予想される場合

エ　給食用物資の入手が困難な場合

オ　その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

(2)　その他災害発生時においては、特に衛生に留意し、施設、設備の消毒、調理関係者の健康管理等を充分に行う。

8　教育実施者の確保の措置

教員のり災等により通常の授業が行えない場合、次の方法によって教員を確保する。

(1)　教育委員会は、各学校の教員不足等の状況により、応急的な教員組織を考え、出務等を指示する。

(2)　状況によっては、あらかじめ、県教育委員会において用意された教員の補充を受ける。

9　その他必要とする事項

(1)　学校園以外の教育機関の応急復旧期間中は、市民の利用を一時停止することがある。

(2)　災害時の教育委員会と学校、こども未来課と園との連絡は、常時規定されている相互連絡の方法によって行うものとし、またこれらによらない連絡方法についても別に定めておく。

(3)　その他緊急事態発生による特別の措置については、その都度関係者が協議のうえ、速やかに応急措置をとる。

第２　学校関係等防災体制

1　警報発表時の対応

(1)　大雨・洪水・暴風警報発表時における園児・児童生徒の登下校園

ア　保育園等

(ｱ)　登園前に警報発表中の場合は、公立園の施設長とこども未来課で臨時休園等の協議を行い、登園の可否を判断する。

民間の園については、各施設長の判断により、登園の可否を判断する。

(ｲ)　公立園に園児が在園中に警報が発表された場合、こども未来課からその旨を園に連絡する。その場合は、園長の判断により安全を第一として降園及び待機等適切な処置をとることとする。

民間の園については、施設長の判断により安全を第一として降園及び待機等適切な処置をとることとする。

(ｳ)　当日のテレビ・ラジオ等の気象情報には十分注意することとする。

(ｴ)　上記以外の警報については、状況によりこども未来課もしくは施設長において適宜判断する。

イ　小・中学校

(ｱ)　登校前に警報発表中の場合は、学校長もしくは日田市教育委員会において、家庭待機などの判断を行い、連絡網による周知を行う。

(ｲ)　児童生徒が学校にいるときに警報が発表された場合、日田市教育委員会からその旨連絡を行い、校長の判断あるいは日田市教育委員会と協議の上、安全適切な処置をとることとする。

(ｳ)　上記以外の警報については、状況により日田市教育委員会もしくは学校長において適宜判断する。

(2)　警報発表時における学校給食の実施について

警報発令時において全校が一斉休校となる場合は、日田市教育委員会から、学校ご

との部分休校となる場合は、それぞれの学校長から、学校給食の要否を学校給食課に連絡する。

2　被災園児・児童生徒の応急教育指導に関する対応

(1)　応急教育指導のための準備

ア　災害発生日を基準として、被災園児・児童生徒の名簿を作成する。

イ　市教育委員会に不足教科書・文具類の依頼をする。

(2)　学校再開の手順

ア　市教育委員会により開かれる「教育委員会」もしくは「校長会」において、情報を整理し、学校再開の方途を探る。

イ　市教育委員会により開かれる「教育委員会」もしくは「校長会」において、授業再開計画（授業日程）、また教職員の確保について検討する。

ウ　早期授業再開のため、市有施設、近隣小中学校、県立高校などの一部施設の借用について検討し、市教育委員会より依頼する。

エ　被災状況及び避難状況に応じて、早期に授業開始ができるよう、市教育委員会と関係機関において対応を相談する。

(3)　保育園等再開の手順

公立園については、こども未来課及び関係公立園の園長により、早期再開の対策を協議する。民間園の再開については、施設管理者の判断により行うものとするが、早期再開に向けて、こども未来課は支援を行う。

3　緊急時に地域住民に対応できる体制づくり

(1)　学校、園施設を避難所として利用する場合は、「第６章第２節 避難所計画」によるが、学校、園施設管理者としては、次の点に留意する。

ア　校門及び体育館のスペアキーは、近隣住民にも預けておく。（状況により）

イ　大規模災害において、交通手段が困難なときに備え、全教職員の出勤方法・出勤所要時間を確認しておく。

ウ　地域住民に避難所として開放できる使用施設順位を市教育委員会、あるいはこども未来課において基準を定め、全職員が確認しておく。

エ　学校、園内で避難所開設に向けての職員の体制を組織しておく。

オ　緊急避難生活物資の所在を全職員が確認しておく。（施設内に備蓄がある場合）

カ　緊急物資を保管するスペースを確保する。（施設内に備蓄をする場合）

(2)　ＰＴＡは、各学校、園の防災活動に関わる組織を確立しておく。

4　避難所の開設と運営に関する基本的事項

(1)　緊急避難が生じた場合は、校長の判断で、避難者の受入を第一に考え、学校の施設を状況に応じて順次開放する。（市有施設以外については、使用の許可を得る。（協定を締結している場合は協定に基づく。））

(2)　各避難所の責任者は避難対策部避難所開設運営班が派遣する避難所担当代表者が務め、避難者に関わること及び市災害対策本部との連絡調整にあたる。施設管理に関することは、当該学校長、園長があたる。

(3)　避難所運営については、1週間を目途に避難者を班分けし、できる限り避難者による自主運営が図れるよう努力する。

(4)　避難所となった施設の学校教職員は、当該学校施設の児童・生徒の保護並びに応急教育その他の対策実施に支障がない範囲で避難所の開設、運営に協力する。

第３　文化財等の応急対策

被災した文化財等は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

(1)　文化財等の被害状況の調査

文化財等のき損状況を詳細に調査し、関係機関に対して届出を速やかに行う。

(2)　文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇔ 日田市 ⇔ 大分県教育委員会 ⇔ 文化庁
（国指定文化財）

第４部　災害復旧・復興

第１章　災害復旧・復興方針

災害に対しては、「第２部　災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い市土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。災害復旧・復興では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

〇市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
〇現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
〇復興後の市土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
〇被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、県と市は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の市土の姿を明確にして、計画的な災害につよい市土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害時用援護者の参画も促進する。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、技術職員の不足等により、市独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州市長会や全国市長会等の協力を得ながら、各市に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講ずることとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用すものとする。

第２章　公共土木施設等の災害復旧

本項は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

１　災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

２　公共土木施設災害復旧事業の促進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26 年法律第 97 号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても早期の復旧に努めるものとする。

３　農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む３ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

４　その他の災害復旧事業の促進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、早期の復旧に努める。

第３章　被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援

第１節　被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

１　市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

(1)　各種手続の総合窓口

第２節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

第３節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

(2)　各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

（電話でも対応できるようにする。）

(3)　法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる。

（電話でも対応できるようにする。）

(4)　情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

２　被災者の生活再建支援等

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

(1)　被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2)　情報要請

市は、県に対して災害救助法の適用を申請することで、県が被災者に対して応急救助を行った場合、県に対して被災者に関する情報を要請することができる。

３　住家等被害判定調査・り災証明の発行

各種の被災者支援への措置を早期に実施するため、発災後早期に家屋の被害度合いを判定し、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

【住家等被害調査・り災証明の発行の流れ】

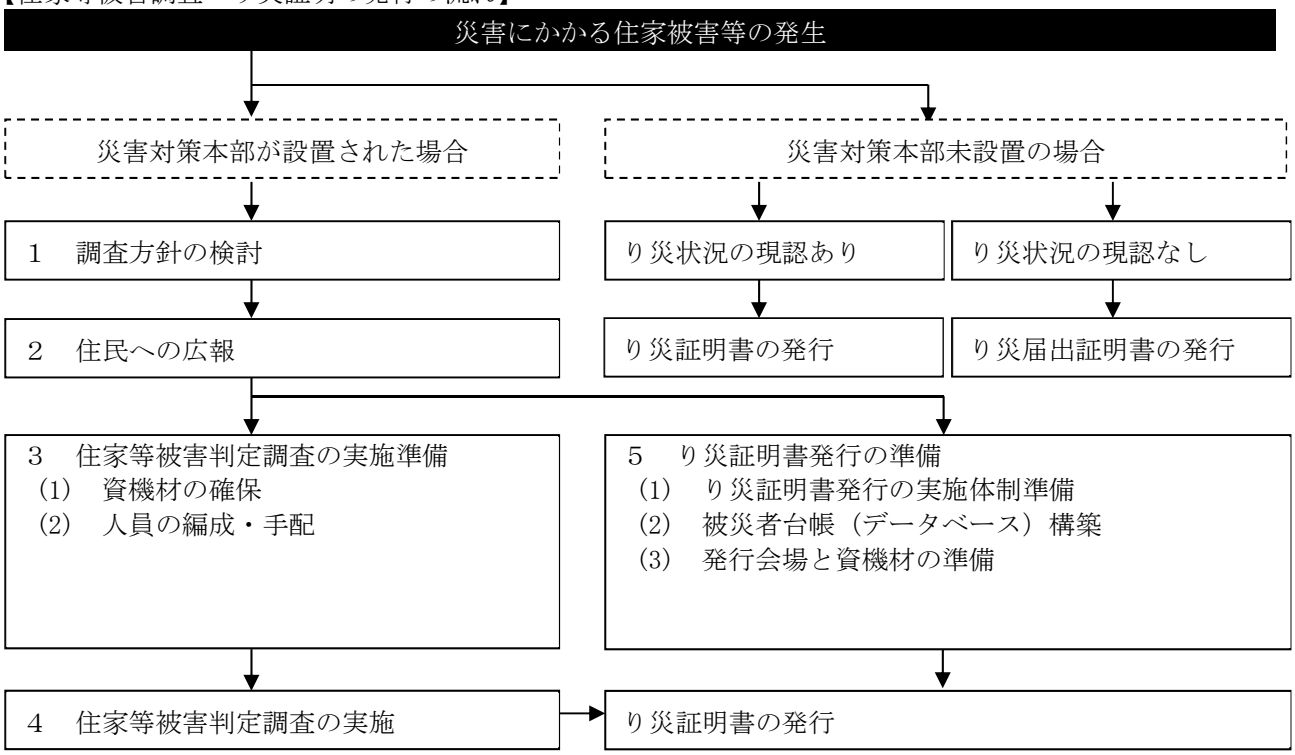

(参考)り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第２条に定める自治事務として、市町村が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成１３年６月２８日府政防第５１８号内閣府政策統括官（防災担当）通知)等に基づき被害程度の認定が行われる。

１　被害認定基準

住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０%以上７０%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０%以上５０%未満のものとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分がその住家の延床面積の５０%以上７０%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が４０%以上５０%未満のものとする。

第４章　被災者支援に関する各種制度の概要

第１節　経済・生活面の支援

１－１　災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	１　災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 ２　支給額 ①生計維持者が死亡した場合:５００万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:２５０万円を超えない範囲内
対象者	１　災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方)の遺族。 ２　支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)。
対象となる災害	日田市で発生した住居が５世帯以上滅失した災害
問合先	日田市

１－２　災害弔慰金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	１　災害により死亡した方の遺族に対して大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給。 ２　支給額 ①生計維持者が死亡した場合：２５０万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：１２５万円を超えない範囲内
対象者	１　災害により死亡した方の遺族 ２　支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)。
対象となる災害	日田市で発生した住居が５世帯以上滅失した以外の災害で下記要件を満たす場合 １　日田市に対して気象警報又は特別警報が発表されたとき。 ２　日田市で震度４以上の地震が発生したとき
問合先	日田市

２－１　災害障害見舞金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

支援の種類	給付
支援の内容	１　災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 ２　支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合:２５０万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合:１２５万円を超えない範囲内
対象者	１　災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	日田市で発生した住居が５世帯以上滅失した災害
問合先	日田市

２－２　災害障害見舞金（大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等）

支援の種類	給付
支援の内容	１　災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいがでた場合、大分県弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 ２　支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：１２５万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：６２．５万円を超えない範囲内
対象者	１　災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	日田市で発生した住居が５世帯以上滅失した以外の災害で下記要件を満たす場合 １　日田市に対して気象警報又は特別警報が発表されたとき。 ２　日田市で震度４以上の地震が発生したとき
問合先	日田市

３　災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

(1)　支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に１か月以上の負傷がある場合	
	ア　当該負傷のみ	１５０万円
	イ　家財の３分の１以上の損害	２５０万円
	ウ　住居の半壊	２７０万円
	エ　住居の全壊	３５０万円
	②世帯主に１か月以上の負傷がない場合	
	ア　家財の３分の１以上の損害	１５０万円
	イ　住居の半壊	１７０万円
	ウ　住居の全壊(エの場合を除く)	２５０万円
	エ　住居の全体の滅失又は流失	３５０万円
貸付利率	年３％(据置期間中は無利子)	
据置期間	３年以内(特別の場合５年)	
償還期間	１０年以内(据置期間を含む)	

(2)　対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上
②家財の１/３以上の損害
③住居の半壊又は全壊・流出

(3)　所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
１人	２２０万円
２人	４３０万円
３人	６２０万円
４人	７３０万円
５人以上	１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が１以上ある場合の災害。

(4)　問合先　　日田市

４　生活福祉資金制度による貸付

(1)　支援の種類：融資

①生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるもの。
②生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	２５０万円（目安）
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連帯保証人を立てない場合 年１．５％
据置期間	６か月以内
償還期間	７年以内（目安）

【緊急小口資金】

貸付限度額	１０万円
貸付利率	無利子
据置期間	２か月以内
償還期間	８か月以内

③このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

(2)　対象者

①低所得世帯、障がい者のいる世帯、要介護者のいる世帯
②災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3)　問合先：社会福祉協議会

５　母子寡婦福祉貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	１　母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 ２　災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 ３　事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から２年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	１　母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(２０歳未満) ２　寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②４０歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合せ先	日田市　福祉事務所

６　公的年金担保貸付

(1)　支援の種類　融資

公的年金を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	２５０万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の３年分以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、１名以上の連帯保証人が必要

※金利については(株)日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること

(2)　対象者：年金受給者

(3)　問合先：(株) 日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構

７　恩給担保貸付

(1)　支援の種類：融資

恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	２５０万円以内（ただし、恩給年額の３年分以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、１名以上の連帯保証人が必要

※金利については（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること。

(2)　対象者：恩給受給者

(3)　問合せ先：(株) 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

８　教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った 小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合先	日田市（災害救助法が適用されてから）

９　小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、 通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合先	大分県、日田市、各学校

１０　私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合先	各私立高等学校

１１　大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合先	各大学等

１２　幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合先	日田市、各こども園幼稚園

１３　特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合先	県、市町村、学校

１４　緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合先	各学校

１５　国の教育ローン（災害特別措置）

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>融資</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。
<table><tr><td>貸付限度額</td><td>学生・生徒１人あたり３００万円以内</td></tr><tr><td>対象経費</td><td>学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代</td></tr><tr><td>保　全</td><td>（公財）教育資金融資保証基金</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>１　高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に入在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者
２　世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり</td></tr>
<tr><td>問合先</td><td>株式会社日本政策金融公庫　沖縄振興開発金融公庫</td></tr>
</table>

１６　児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児 福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合先	日田市

１７　地方税の特別措置

<table>
<tr><td>支援の種類</td><td>減免、聴衆の猶予等</td></tr>
<tr><td>支援の内容</td><td>１　地方税の減免
災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。
２　徴収の猶予
災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること
３　期限の延長
災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>１　災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
２　地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>県、市町村(税務課など)</td></tr>
</table>

１８　国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容 対象者	１　所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。 ２　予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。 ３　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。 ４　納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。 ５　申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。
	１　雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が１，０００万円以下の方が対象。 ２　予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。 ３　給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が１，０００万円以下である方などが対象。 ４　納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね１/５以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。 ５　申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。
問合せ先	税務署

１９　葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	県、日田市（災害救助法が適用されてから）

２０　医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

(1)　支援の種類：減免、猶予

①　医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。

国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。

(2)　対象者

ご加入の医療保険者や日田市にご確認ください。

(3)　問合せ先：各医療保険者、日田市、医療機関、日本年金機構年金事務所

２１　公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	１　災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 ２　電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになる。
問合せ先	大分県、日田市、関係事業者

２２　放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	１　災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間ＮＨＫの放送受信料が免除される。 ２　免除にあたっては、ＮＨＫによる確認調査、または受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	１　災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 ２　このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会（ＮＨＫ）

２３　生活保護

(1)　支援の種類：給付

(2)　支援の内容

①生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。

②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。

③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。

④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項　目	東京都区部等	地方郡部等
標準３人世帯（３３歳、２９歳、４歳）	１５８，３８０円	１２９，９１０円
高齢者単身世帯（６８歳）	７９，７９０円	６４，４８０円
母子世帯（３０歳、４歳、２歳）	１８８，１４０円	１５８，１７０円

（平成３０年度生活扶助基準）

(3)　対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方

(4)　問合せ先：日田市

２４　未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	１　企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。 ２　対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の６カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が２万円未満の場合も対象とはならない。 ３　立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。
対象者	１　次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができ る。 (1)　使用者が、 ①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと ②１年以上事業活動を行っていたこと ③　ア　法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の　　場合)をしたこと。 ※この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 イ　事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと ※この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと。 (2)　労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の６か月前の日から２年の間に退職した者であること
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

２５　雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくとも失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、または一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

２６　職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	１　震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。 ２　また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

２７　職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給

支援の種類	給付
支援の内容	就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給される。 【広域求職活動費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給 【移転費】 就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給 【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給 ・基本手当　日額３，５３０円～４，３１０円 ・受講手当　日額５００円（４０日を限度） ・適所手当　月額４２，５００円まで ・寄宿手当　月額１０，７００円 ※その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
対象者	激甚な災害を受けた地域において、就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第２節　住まいの確保・再建のための支援

１－１　被災者生活再建支援制度（国の制度）

(1)　支援の種類：給付

(2)　支援の内容

①　災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。

②　支給額は、下記のとおり。

（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３/４になる）

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
大規模半壊 （40～49%）	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借	50 万円	100 万円
中規模半壊 （30～39%）	―	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借	25 万円	25 万円

(3)　対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。

(※)下記の世帯を含む。
1　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
2　自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

※　被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

(4)　問合せ先：県、市町村

１－２　被災者住宅再建支援制度（県の制度）

(1)　支援の種類：給付

(2)　支援の内容

①　災害の規模にかかわらず、住宅が全壊、半損、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

（１-１被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。）

②　支給額は、下記のとおり。

（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３/４になる）

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給額	加算支給額		合計額
全壊 損害割合 50%以上	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
半壊 （20～49%）	50 万円	建設・購入	100 万円	150 万円
		補修	80 万円	130 万円
		賃借	50 万円	100 万円
床上浸水	5 万円	―	―	5 万円

・国制度と併給する場合

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給額	加算支給額		合計額
半壊 （30～39%）	50 万円	建設・購入	―	50 万円
		補修	30 万円	80 万円
		賃借	25 万円	75 万円

※支援金の使途は限定されない。

(3)　対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

(※)留意事項

1　被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度で支給される。

（住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯）

2　被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

3　被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金について支給されない。

(4)　問合せ先：県、市町村

１－３　被災者住宅再建支援制度（市の制度）

(1)　支援の種類：給付　（単位：千円）

<table>
<tr><td rowspan="2">支援金の区分</td><td rowspan="2">世帯区分</td><td colspan="7">支援対象者が居住する住宅の被害状況</td></tr>
<tr><td colspan="3">支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った場合</td><td colspan="2">支援対象者の居住する住宅が半壊し場合</td><td>支援対象者の居住する住宅が床上浸水した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="6">基礎支給支援額</td><td>単数世帯</td><td>750</td><td>750</td><td>750</td><td>375</td><td>375</td><td>37</td></tr>
<tr><td>複数世帯</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>500</td><td>500</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="6">支援対象者が居住する住宅の被害状況及び被災後における支援対象者の居住確保形態</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">支援対象者の居住する住宅が全壊した場合又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、その他これに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、若しくは解体されるに至った場合</td><td colspan="2">支援対象者の居住する住宅が半壊し場合</td></tr>
<tr><td>ア　支援対象者の居住する住宅を建設又は購入する場合</td><td>イ　支援対象者の居住する住宅を補修する場合</td><td>ウ　支援対象者の居住する住宅を賃借する場合</td><td>エ　支援対象者の居住する住宅を建設、購入又は補修する場合</td><td>オ　支援対象者の居住する住宅を賃借する場合</td></tr>
<tr><td>単数世帯</td><td>1,500</td><td>750</td><td>375</td><td>600</td><td>375</td><td></td></tr>
<tr><td>複数世帯</td><td>2,000</td><td>1,000</td><td>500</td><td>800</td><td>500</td><td></td></tr>
</table>

（注）ウ及びオの住宅は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第２条第２項に規定する公営住宅を除くものとする。

（※）留意事項
1　国、県の制度が適用となった場合には、該当しない。
2　複数世帯とは、自然災害の発生時において、その属する者の数が２以上である世帯
3　単数世帯とは、自然災害の発生時において、その属する者の数が１である世帯
4　詳細は、「日田市災害被災者住宅再建支援金支給要綱」による。

２　災害復興住宅融資(建設)

(1)　支援の種類：融資

①　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が，住宅を建設する場合に受けられる融資

②　融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が１３ｍ^{2}以上１７５ｍ^{2}以下の住宅

③　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

④　この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項　目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	１，４６０万円	３５年
	準耐火住宅	１，４６０万円	３５年
	木造住宅(耐久性)	１，４６０万円	３５年
	本造主宅(一般)	１，４００万円	２５年
特例加算		４５０万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		９７０万円	
整地費		３８０万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2)　対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。)

(3)　問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

３　災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

(1)　支援の種類：融資

①　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資

②　原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が５０㎡(マンションの場合４０㎡)以上１７５㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が１００㎡以上であることが必要

③　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

④　この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア　新築住宅の購入

項　目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	１，４６０万円	３５年
	準耐火住宅	１，４６０万円	３５年
	本造住宅（耐久性）	１，４６０万円	３５年
	木造住宅（一般）	１，４００万円	２５年
特例加算		４５０万円	併せて利用する購入資金融資の返済期間と同じ返済期間。
土地取得費		９７０万円	

イ　中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	１，１６０万円	１，４６０万円
準耐火住宅	１，１６０万円	１，４６０万円
木造住宅（耐久性）	１，１６０万円	１，４６０万円
木造住宅（一般）	９５０万円	－
特例加算	４５０万円	４５０万円
土地取得費	９７０万円	９７０万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	２５年
	リ・ユースプラス住宅	３５年
マンション	リ・ユースマンション	２５年
	リ・ユースプラスマンション	３５年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2)　対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる)

(3)　問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4　災害復興住宅融資(補修)

(1)　支援の内容：融資

①　自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資。

②　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

③　この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定できます。
(ただし、返済期間は延長でない)

項　目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	６４０万円	２０年
	準耐火住宅	６４０万円	２０年
	木造住宅	５９０万円	２０年
整地費		３８０万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
引方移転費用		３８０万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2)　対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に１０万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

(3)　問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5　住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	１　独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。 ２　支援内容の概要 ①返済金の払込みの据置：１～３年間 ②据置期間中の金利の引き下げ：０．５～１．５％減 ③返済期間の延長：１～３年 ３　支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。
対象者	以下のいずれかに該当する事業者 ①商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 ②融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 ③債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

6　生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)

(1)　支援の種類：融資

①　災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②　貸付限度額

貸付限度額	２５０万円以内(目安)
貸付利率	・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年１．５％
据置期間	６か月以内
償還期間	７年以内(目安)

(2)　対象者

①　低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯

②　災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

(3)　問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

7　母子寡婦福祉資金の住宅資金

(1)　支援の種類：融資

①　災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

②　貸付限度額等

貸付限度額	２００万円以内
貸付利率	・連帯保証人がいる場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年１．５％
据置期間	６か月 ※貸付けの日から２年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	７年

(2)　対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流失、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3)　問合せ先：県、市町村、社会福祉協議会

8　公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	１　低所得の被災者は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができる。 ２　公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	１　以下の要件を満たす方 ①　住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ②　同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ③　入居収入基準：２１万４千円以下（災害発生日から３年を経過した後は１５万８千円） ２　一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体(都道府県、市町村)で別に定める場合がある。
問合せ先	県、市町村

９　特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 ①災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（４８万７千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（１５万８千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合せ先	県、市町村

１０　住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	１　災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。 ２　応急修理は、市町村が業者に委託して実施。 （費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）
対象者	災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方 ①　災害により住宅が半壊又は半焼した者 ②　応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く） ③　修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者 ④　自ら修理する資力のない世帯 （※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない） ※世帯年収や世帯人員などの条件については、市町村に相談すること。
問合せ先	県、災害救助法が適用された市町村

１１　応急仮設住宅の供与

支援の種類	現物支給
支援の内容	１　県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 ２　県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 （住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大６か月間は、応急仮設住宅に入居可能。）
問合せ先	都道府県、災害救助法が適用された市町村

１２　宅地防災工事資金融資

(1)　支援の種類：融資

①　災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。

②　改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置(旧擁壁の除去を含む)の工事のための費用を融資する。

融資限度額	１，０３０万円又は工事費の９割のいずれか低い額
償還期間	１５年以内

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2)　対象者

宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3)　問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

１３　地すべり等関連住宅融資

(1)　支援の種類：融資

①　地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。

②　融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

③　融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要

●移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

	融資限度額		返済期間
構造等	移転資金、建設資金又は新築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅(耐久性)	１，４６０万円	９７０万円	３５年
木造住宅(一般)	１，４００万円		２５年
特例加算	４５０万円		供せて利用する移転資金、建設資金又は新築購入資金の各融資の返済期間と同じ返済期間

●中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	１，１６０万円	１，４６０万円
準耐火住宅	１，１６０万円	１，４６０万円
木造住宅（耐久性）	１，１６０万円	１，４６０万円
木造住宅（一般）	９５０万円	－
特例加算	４５０万円	４５０万円
土地取得費	９７０万円	９７０万円

建て方	種　別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	２５年
	リ・ユースプラス住宅	３５年
マンション	リ・ユースマンション	２５年
	リ・ユースプラスマンション	３５年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2)　対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3)　問合せ先：取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

第３節　農林漁業・中小企業・自営業への支援

１　天災融資制度

(1)　支援の種類：融資

①　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項　目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	５５	５００	２，５００
	一般農業者	４５	２００	２，０００
林業者		４５	２００	２，０００
漁業者	漁具購入資金	８０	５，０００	５，０００
	漁船建造・取得資金	８０	５００	２，５００
	水産動植物養殖資金	５０	５００	２，５００
	一般漁業者	５０	２００	２，０００
被害組合		８０	単　協　２，５００ 連合会　５，０００	

(2)　被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

●激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項　目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	８０	６００	２，５００
	一般農業者	６０	２５０	２，０００
林業者		６０	２５０	２，０００
漁業	漁具購入資金	８０	５，０００	５，０００
	漁船建造・取得資金	８０	６００	２，５００
	水産動植物養殖資金	６０	６００	２，５００
	一般漁業者	６０	２５０	２，０００
被害組合		８０	単　協　５，０００ 連合会　７，５００	

①　貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
ア　　被害農林漁業者で、損失額が３０%未満の者 （激甚災適用の場合）	６．５%以内	３年、４年、５年以内 ４年、５年、６年以内
イ　被害農林漁業者で、損失額が３０%以上の者 （激甚災適用の場合）	５．５%以内	５年、６年以内 ６年、７年以内
ウ　特別被害農林漁業者 （激甚災適用の場合）	３．０%以内	６年以内 ７年以内

(3)　対象者

次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方

ア　被害農林漁業者	イ特別被害農林漁業者
１　農作物等の減収量が平年収穫量の３０%以上でかつ損失額が平均農業収入の１０%以上 ２　樹体の損失額が３０%以上	左のうち損失額が５０%以上
１　林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の１０%以上 ２　林業施設の損失額が５０%以上	左のうち損失額が５０%以上 左のうち損失額が７０%以上
１　水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の１０%以上 ２　水産施設の損失額が５０%以上	左のうち損失額が５０%以上 左のうち損失額が７０%以上

(4)　問合せ先：市町村

２　農林漁業者に対する資金貸付

支援の種類	融資
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 １　株式会社日本政策金融公庫

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600 万円 特認：年間経営費又は年間粗収入の 6/12 のいずれか低い額	１０年以内（うち３年以内の据置可能）
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	１施設当たり３，０００千円	１５年以内（うち３年以内の据置可能）
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	地元負担額の１００％（最低限度額 50 万円）	２５年以内（うち１０年以内の据置可能）
農業経営基盤強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転資金を融資	個人３億円、法人５億円、個人特認６億円法人特認２０億円	２５年以内（うち３年以内の据置可能）

経営体育成強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の取得等のための資金や既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	①　担い手農業者向け 個人１．５億円、法人５億円 ②　負債整理関係 個人 １，０００万円 法人 ４，０００万円	２５年以内（うち３年以内の据置可能）
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	事業費×０．８～０．９（計画森林の場合）	復旧造林：３０年以内（うち２０年以内の据置可能） 林道：２０年以内（うち３年以内の据置可能）
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	事業費×０．８	２０年以内（うち３年以内の据置可能）
漁船資金	漁船の復旧のための資金を融資	①事業費×０．８ ②１隻当たり４．５億円（特定業種６～１１億円）	１２年以内（うち２年以内の据置可能）
漁業経営安定資金	漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資	個人 ７５０万円、 法人 １，５００万円	２０年以内（うち３年以内の据置可能）

２　農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧ための資金を融資	①　施設復旧 個人 １，８００万円 法人　２億円 ②　長期運転資金 個人 ６，０００万円 法人 ２、０００千円	①　施設復旧 ７～１５年以内（うち２～７年以内の据置可能） ②　長期運転資金 ４～７年以内（うち２～３年以内の据置可能）
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	１０年以内（うち３年以内の据置可能）

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>漁業近代化資金</td><td>災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資</td><td>①　施設復旧
漁業近代化資金の限度額

②　長期運転資金
個人６，０００千円
法人２０，０００千円</td><td>①　施設復旧
５～１５年以内（うち２～３年以内の据置可能）

②　長期運転資金
５年以内（２～３年以内の据置可能）</td></tr>
</table>
●上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td>農林漁業者</td></tr>
<tr><td>問合せ先</td><td>株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等</td></tr>
</table>

３　災害復旧貸付

(1)　支援の種類：融資

①　災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資

②　災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。

③　株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

○　国民生活事業

貸付限度額	各貸付制度の貸付限度額に３千万円を加えた額
償還期間	１０年以内（うち２年以内の据置可能）

○　中小企業事業

貸付限度額	１億５千万円以内
償還期間	１０年以内（うち２年以内の据置可能）

④　株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金１０年以内（うち２年以内の据置可能） 運転資金１０年以内（うち２年以内の据置可能）

⑤　株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

(2)　対象者：中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

(3)　問合せ先：株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

４　災害復旧高度化資金

(1)　支援の種類：融資

①　大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産がり災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	９０%以内
償還期間	２０年以内（うち３年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

(2)　対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

①　既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合

②　施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

(3)　問合せ先：県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

５　経営安定関連保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第２条第４項第４号により主たる事業所の所在地を管轄する市町村長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合せ先	信用保証協会

6　小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	１　小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 ２　貸付限度額：１５百万円 ３　貸付期間：設備資金は１０年以内（措置期間１年以内） 運転資金は７年以内（措置期間２年以内）
対象者	１　小規模事業者 常時使用する従業員が 20 人以下（商業・サービス業の場合は５人以下）の法人・個人事業主 ２　商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合せ先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7　災害関係保証

支援の種類	融資(保証)
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個入、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8　復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	１　被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 ２　商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

９　職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	１　職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 ２　事業者は、訓練費として職場適応訓練生１人につき２４，０００円／月（重度の障がい者２５，０００円／月）が支給される。短期の職場適応訓練については、９６０円／日（重度の障がい者１，０００円／日）。 ３　訓練期間は、６か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等１年）以内。短期の職場適応訓練については、２週間（重度の障害者に係る訓練４週間）以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ　職場適応訓練を行う設備的余裕があること ロ　指導員としての適当な従業員がいること ハ　労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること 二　労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ　職場適応謂練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見　　込みがあること
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

第５章　激甚災害指定の手続き

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令
・災害対策基本法第９７条～第９８条
・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

対策体系

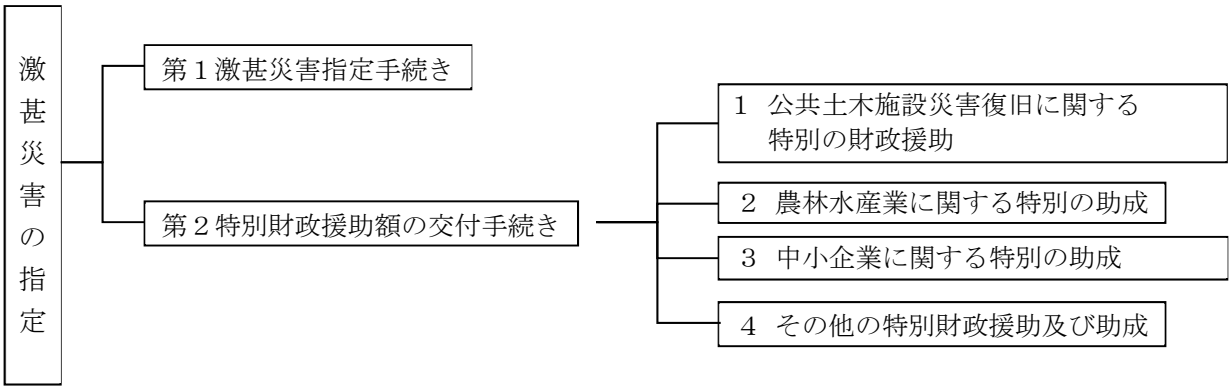

第１節　激甚災害指定の手続き

１　市内に大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるために必要な調査に対し協力を行う。

２　内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣　総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

(1)　激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。（昭和３７年１２月７日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指　定　基　準
激甚法第２章（第３条、第４条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B　公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上ある場合 １　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ２　県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%

激甚法第５条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)	Ａ　農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は
	Ｂ　農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%　かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上ある場合 １　一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ２　一の都道府県の査定見込額＞10億円
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	１　激甚法第５条の措置が適用される場合 又は ２　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第８条の措置が　適用される場合 ただし、１及び２とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 ３　漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は ４　漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置　　が適用される場合 ただし、３及び４とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
激甚法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	Ａ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は Ｂ　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、Ａ及びＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
激甚法第11条の２（森林災害復旧事業等に対する補助）	Ａ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は Ｂ　林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上ある場合 １　一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定　　額×60% ２　一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0% ただし、Ａ及びＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）、第13条（小規模企業者等設備導入	Ａ　中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% 又は Ｂ　中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06%

資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上ある場合 １　一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得　　推定額×2% ２　一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第２章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	Ａ　被災地全域滅失戸数≧4,000 戸 又は Ｂ　(1)被災地滅失全域戸数≧2,000 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が１以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の１割以上 又は (2)被災地全域滅失戸数≧1，200 戸 かつ、次の要件に該当する市町村が１以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の２割以上 ただし、Ａ及びＢとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第２章又は第５条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(2)　局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和 43 年 11 月 22 日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指　定　基　準
激甚法第２章（第３,第４条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。） イ　当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が１千万円未満のものを除く。） ロ　当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業額が２億５千万円を超える市町村にあっては、当該標準税　　収入×20%を超える市町村 ハ　当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ 100 億円以下の市町村にあっては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村 ②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
激甚法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね５千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）
激甚法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	次のいずれかに該当する災害 ①　当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね５千万円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該 災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が１千万円未満の者を除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が１以上あるもの １　大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha

	２　その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25％
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）、第13条（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10％（被害額が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第２章又は第５条の措置が適用される場合。

第２節　特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第２章：第３条、第４条）　河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）、生活保護法（昭和２５年５月４日法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和２８年８月２７日法律２４７号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第３条及び第４条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

＊過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば６～８割程度であるが、激甚災害の場合には、７～９割程度まで引き上げられることとなる。

２　農林水産業に関する特別の助成（農林商工部）

(1)　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第５条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年５月１０日法律１６９号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第５条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

＊過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね８割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね９割程度まで引き上げられることとなる。

(2)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第６条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第６条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

＊過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば２割であるが、激甚災害の場合には、おおむね９割又は５割程度まで引き上げられることとなる。

(3)　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第８条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年８月５日法律１３６号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者２００万円→　２５０万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等５００万円→６００万円）及び償還期限延長（３～６年→４～７年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対して３％以内の低利で貸すなどの措置がとれられている。

(4)　共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第１１条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その２分の１を特別に補助するものである。

(5)　森林災害復旧事業係る補助（激甚法第１１条の２）

激甚災害の指定を受けた一定区域において都道府県、市町村、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の２分の１を特別に補助するものである。

3　中小企業に関する特別の助成（農林商工部）

中小企業信用保険法（昭和 25 年 12 月 14 日法律２６４号）による災害関係保証の特例（激甚法第１２条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第１２条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、２億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、７０％→８０％）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4　その他の特別財政援助及び助成

(1)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第１６条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の３分の２を特例的に補助するもの。

(2)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第１７条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の２分の１を特例的に補助するもの。

(3)　水防資材費の補助の特例（激甚法第２１条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の３分の２を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の３分の１を補助する予算制度がある。）

(4)　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第２２条）

激甚災害により減失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の４分の３を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率３分の２）

(5)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第２４条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない１箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 昭和２５年５月３０日法律２１１号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約１００％）。